

令和7年定例監査報告書

(令和6年度執行分)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和7年定例監査（令和6年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和7年9月19日

東京都監査委員	保坂まさひろ
同	中村ひろし
同	茂垣之雄
同	後藤靖子
同	小粥純子

目 次

第1	監 査 の 概 要	1
1	監 査 の 目 的	1
2	監 査 の 対 象	1
3	監 査 の 期 間	1
4	監 査 実 施 状 況	1
5	監 査 の 着 眼 点	1
第2	監 査 の 結 果	2
1	監 査 結 果 の 概 要	2
2	局別重点監査事項の概要	4
3	指摘事項等の概要	10
4	局 別 監 査 結 果	15
	子供政策連携室	17
	総 務 局	29
	デジタルサービス局	35
	主 税 局	53
	生 活 文 化 局	69
	都 市 整 備 局	73
	住 宅 政 策 本 部	87
	環 境 局	95
	福 祉 局	101
	保 健 医 療 局	131
	産 業 労 働 局	143
	中 央 卸 売 市 場	159
	スタートアップ戦略推進本部	167
	建 設 局	175
	港 湾 局	185
	東 京 消 防 庁	199
	交 通 局	205
	水 道 局	227
	下 水 道 局	241

教 育 庁	2 5 5
東京都財務諸表等の監査	2 7 3
巻 末 別 表	2 7 5
別表1 局別実地監査期間	2 7 7
別表2 局別実地監査場所	2 7 9
別表3 局別指摘事項等一覧	2 8 3
別表4 区分別指摘事項等一覧	2 8 7
別表5 指摘事項等の区分別件数	2 9 2

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

令和6年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。また、主に3E（経済性・効率性・有効性）の観点から監査する重点監査事項を19局で設定した。

あわせて、令和6年度東京都財務諸表の作成についても確認した。

3 監査の期間

令和7年1月7日から令和7年9月4日まで

局別の实地監査期間は、別表1（p.277-278）のとおりである。

4 監査実施状況

今回の定例監査は、全32局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。

局別の实地監査場所は、別表2（p.279-282）のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	149	149	100.0 %
事業所	729	293	40.2 %
計	878	442	50.3 %

（注）このほか、財政援助団体3団体への实地監査も行った。

5 監査の着眼点

本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合规性のもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性及び有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

都政を取り巻く環境が加速度的に変化していく中で、各局は、都民の様々なニーズに応じた多岐にわたる施策の実現に、スピード感をもって取り組むことを求められている。

令和7年定例監査においては、各局事業が抱える社会的背景や事務執行上のリスクに留意した上で、重点監査事項のテーマとなった事業を始め、都の事務事業の全般について、合規性はもとより、経済性・効率性・有効性の観点から監査を行った。

(1) 重点監査事項の監査結果について

刻々と変化する社会経済状況を背景として、複雑化する都民ニーズに応じて各局等が行う事業の中から、局ごとに重点的に監査を行う事業（テーマ）を選定し、経済性、効率性及び有効性の観点から重点監査事項に係る監査を実施した。

複数局横断的なテーマとしては、都政のキーワードに上る「都民の安全・安心の確保」と「デジタル技術の活用」とを設けている。

「都民の安全・安心の確保」に関連したテーマとしては、インフラの維持管理と都市防災に関するものがそれぞれ複数ある。

インフラの維持管理については、都民生活の基盤確保に向け、都民等との連携強化による都道インシデント情報の迅速な収集や、先端技術を活用した下水道管の効果的な予防保全などの必要性について言及した。

また、都市防災については、地域の防災力強化に向け、都市の事前復興や東京とどまるマンション普及促進等の事業について、実効性向上のため、区市町村との連携強化の必要性について言及した。

「デジタル技術の活用」に関連したテーマとしては、事業者のDX推進支援と都政のDX推進に関するものがそれぞれ複数ある。

事業者のDX推進支援については、都民の医療・福祉を支える事業者に必要な支援を届けるため、支援実績等を分析・検証し、的確な支援を行うことの必要性について言及した。

また、都政のDX推進については、都庁人材の有効活用や育成に向け、総務事務センターの継続的な業務改善や、水道技術を確実に継承する人材育成などの必要性について言及した。

(2) 是正・改善すべき事項について

監査の結果、是正・改善すべき事項（指摘事項等）が認められた17局に対し、55件の指摘、11件の意見・要望を行った。

指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計した指摘金額は、884百万円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものは11百万円であった。

指摘事項等の内容は、これまでと同様に、全庁的に契約・会計・財産管理に関する基本的な事務の誤りが多かった。事務の誤りが、都民サービスの低下や都民の安全・安心を損なう事態に至れば、都政に対する都民の信頼が一気に損なわれかねない。

こうしたことから、各局には、事務の誤りの確実な是正や実効性ある再発防止策の構築・実施を求めるとともに、事業がより効率的・効果的なものとなるよう、事務改善の検討も求めた。

都では、多岐にわたる事業を迅速に推進することが求められる中、こうした事業に従事する多忙な職員が、基本的ルールに関する知識が不十分なまま事務を処理し、管理監督者等による組織的・複合的な確認も十分ではないことが、繰り返される事務の誤りの背景にあるものとうかがわれる。

各局においては、都民の信頼に応える都政を推進するに当たり、自らの事業が担う社会的責任や、その一方で抱える執行上のリスクについて、内部統制の観点から組織的に再確認することが重要である。

その上で、各局には、適切な人員配置や実務に即した基礎研修の実施のほか、業務におけるAIの利活用を含めた都政のデジタル化の更なる推進を図るなど、組織の執行体制を充実させ、事務事業の適正・適切な執行や、これまでの取組を振り返っての業務改善に、局一体となって取り組むことを期待する。

2 局別重点監査事項の概要

重点監査事項を設定した各局（注）の取組状況（ポイント）や監査委員が今後各局に期待することを述べた所見は、表2のとおりである。

（表2）重点監査事項の局別一覧

局名	重点監査事項 (テーマ)	各局の取組状況 (ポイント)
子供政策連携室	子供の意見を反映した遊び場の創出について	室は、子供の笑顔につながる「遊び」の推進プロジェクトにおいて、子供の意見を遊び場等整備事業へ反映し、遊び場整備後においても自主的に遊びの取組を継続して実施できるよう、区市町村や地域のNPO 法人等を支援している。
総務局	総務事務センターの運営について（デジタル技術の活用）	局は、令和6年4月に人事部職員事務課を新設するなどの体制強化も行いながら、令和7年7月に残る一部旅費事務の移管をもって、当初予定していたDX化を伴うセンターへの総務事務の集約・アウトソーシング化を完了するに至った。センターの設置による効果を把握するため、令和6年10月に職員満足度調査を実施し、センターに対する満足度について、職員の実感の指標化を行った。
デジタルサービス局	GovTech 東京との協働による区市町村のDX推進について（デジタル技術の活用）	局は、デジタル人材の確保や自治体事務のデジタル化に苦慮している区市町村に対し、財団と連携し、研修や人材紹介によるデジタル人材の育成・確保に関する支援や、複数の自治体が共通して抱える事務のデジタル化に関する課題についての伴走型支援などを行っている。
主税局	固定資産税(土地・家屋)の課税について	局は、土地・家屋課税台帳の情報や、デジタル化された地図データを地理情報システムである固定資産GISに取り込んで、現地調査や評価に活用し、土地に係る課税事務の精度向上を図っている。また、局は、建築物竣工図等の資料及び現地調査結果を基に、作図作業や必要な情報の入力を行うことで、総務大臣が定めた固定資産評価基準の各種補正項目等を自動計算する家屋評価システムを活用し、家屋に係る評価額算定の効率化を図っている。
都市整備局	首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について(安全・安心対策)	局は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震などの教訓を震災復興マニュアルや市街地の事前復興の手引、局内職員向け復興ハンドブックの策定・改定に生かし、都市の事前復興の考え方や取組手順等に反映するとともに、それらを活用した復興訓練では、習熟度別訓練の導入や都職員訓練と区市町村職員訓練間の連携強化など、訓練の実効性向上を図っている。
住宅政策本部	東京とどまるマンション普及促進事業について(安全・安心対策)	本部は、とどまるマンション事業について、令和5年度からは補助制度を開始し、令和6年度にはその対象を追加・拡充するとともに、区市町村や関係団体との連携により事業の普及促進を図っている。

監査委員の所見	関連する 指摘事項等			頁
	指摘	意見 ・ 要望	計	
<p>今後も室は、子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、子供の意見を生かしながら、子供が健やかに成長していけるよう、子供目線に立った政策を充実させていくことが期待される。</p>	-	-	-	-
<p>職員満足度調査によって、業務システムの使いにくさや案内の分かりにくさが浮き彫りとなったことから、局は、これらの問題点を解消していくことが必要である。</p> <p>今後、局は、総務事務に充てていた人材を可能な限り住民サービスや政策立案等に回していくという当初目的を念頭に、ユーザビリティの向上を目指して、定期的な満足度調査等を活用した継続的な業務改善を図ること、また、委託業務を適切に管理監督することなどを通して、業務システムの的確かつ安定的な稼働を達成することが必要である。</p>	-	-	-	-
<p>今後も局は、都内全区市町村のDX推進体制構築に向け、デジタル人材の量と質の確保への支援や、都民や都内事業者の利便性向上に資する各種申請手続のデジタル化支援などに財団と協働して取り組むことにより、区市町村の後押しをしていくことが必要である。</p>	-	1	1	47
<p>局は、都税に対する納税者の信頼を維持しつつ、着実に税収を確保していくため、社会情勢の変化に応じ、固定資産税の課税対象となる土地・家屋の変動を効率的に把握する手法を構築するとともに、本庁・各所の間で情報を共有・連携し、過去にも、固定資産税等の課税誤りが繰り返し指摘されていることも踏まえ、適正、公平かつ効率的な課税事務を遂行することが必要である。</p>	8	1	9	57
<p>局は、区市町村の事前復興に対する意識をより高めていくとともに、復興訓練への区市町村の参加促進による発災時に復興に当たる職員の裾野拡大や、事前復興を身近に感じてもらうための都民への普及啓発に効果的に取り組む必要がある。また、復興マニュアル未策定の区市町村に一層の支援・働きかけを行うなど、区市町村と地域住民との緊密な連携を後押しすることにより、都市の事前復興の実効性をより高めていくことが必要である。</p>	-	2	2	81
<p>発災時においても自宅での生活継続を支援するこの事業は、避難所への被災者集中や慣れない避難生活での二次的な健康被害等の発生防止にも有効であると考えられることから、本部は、とどまるマンションの今後の普及目標を定めながら事業の実効性を高める手法を検討するなど、より効果的な事業の推進に取り組むことが必要である。</p>	-	-	-	-

局名	重点監査事項 (テーマ)	各局の取組状況 (ポイント)
環境局	PCB 廃棄物の処理について	局は、高濃度 PCB 廃棄物については、ほぼ、処理完了に向けた目途をつけたところである。
福祉局	障害者支援施設等におけるデジタル技術の活用支援について	障害福祉分野における複雑化するニーズへの対応や福祉人材の確保に厳しさが増す中、局は、ロボット介護機器や ICT 機器などデジタル技術の普及促進を図るとともに、DX の導入や継続的な活用をけん引するリーダーの育成等についても事業者の支援に取り組んでいる。
保健医療局	中小病院・有床診療所におけるデジタル技術の活用支援について	物価高騰や労務単価の上昇等により医療機関の経営環境が厳しさを増す中、局は、医療情報連携の基盤となる電子カルテシステムの都内全医療機関での導入に向け、令和 7 年度には、導入経費補助対象を全ての病院及び診療所に拡大するなど、その導入促進に取り組んでいる。
産業労働局	観光ボランティアの活用について	局は、東京を訪れる外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、都観光ボランティアの募集・育成・活動管理を継続的に行うとともに、次世代を担う人材の育成、街なか観光案内の活動場所の見直し、観光ガイドサービスへの新しいコースの追加など、旅行者への案内・サポート機能の向上に取り組んでいる。
中央卸売市場	市場使用料の徴収等について	東京都中央卸売市場会計の経常収支は、平成 28 年度以降マイナスに転じている。市場は、平成 30 年度に行った旧築地市場跡地の一般会計への有償所管換により、当面、中央卸売市場会計の事業継続性を確保するとともに、各場の拡張整備や機能強化を図っている。
スタートアップ戦略推進本部	スタートアップとの官民協働の実践状況について	本部は、官民協働プロジェクトにおいて、スタートアップが都政課題を担う各局と対話することで課題の解決を行い、公共調達認定の取得やその先の政策目的随意契約の締結につなげるなど、官民協働の実践に取り組んでいる。
建設局	道路維持管理における安全・安心対策(利用者情報の活用)について	局は、道路通報システム「MCR」により、日常の都道の維持管理において、都民等と協働し、道路陥没などの損傷等をよりきめ細かくかつ迅速に把握している。 道路管理者が国、都、区市町村と異なる中、MCR 導入団体が増加することは、窓口のワンストップ化による都民等の利便性向上と道路管理者における維持管理業務の効率化につながる。局は、区市町村に対し、毎年度、MCR の無償試行の案内を実施するなど、MCR の導入を働きかけている。

監査委員の所見	関連する 指摘事項等			頁
	指摘	意見 ・ 要望	計	
<p>低濃度 PCB 廃棄物については処分期限まで約 2 年余りであることから、局は、期限内の処分に向けて、保管事業者等への立入検査や広報啓発を引き続き行い、関係機関の協力も得て、取組をより一層強化していくことが必要である。</p> <p>なお、使用中 PCB 製品についても、使用状況について引き続き注視していくことが求められる。</p>	1	-	1	99
<p>今後も局は、障害福祉分野におけるデジタル技術の活用を促進するための普及啓発を進めていくとともに、補助実績を分析・検証し事業者の抱える課題を把握した上で制度の改善充実を図るなど、サービス向上や業務改善に取り組む事業者に対する支援を継続的に進めていくことが必要である。</p> <p>あわせて、局は、手続面で電子申請の活用を図るなど、事業者の負担軽減に資する DX 活用を積極的に進めていくことが必要である。</p>	6	-	6	113
<p>今後も局は、まだシステム導入に至っていない医療機関の実情や必要とされる支援を丁寧に調査・分析した上で、地域の医師会等関係機関と連携しながら、医療機関への的確な支援を行い、電子カルテシステムの全面的な普及に取り組んでいくことが必要である。</p>	1	-	1	138
<p>今後も局は、都観光ボランティアが、都市に対する誇りや愛着を持ち、きめの細かい観光案内により温かい「おもてなしの心」を伝えることで、訪都外国人旅行者の利便性の更なる向上につながるよう、多様化するニーズに的確に対応するとともに、モチベーションアップの工夫やより参加しやすい活動環境の整備に取り組んでいくことが必要である。</p>	-	-	-	-
<p>市場が担う公共的役割を着実に果たし、持続可能な市場経営を実現するためには、経常収支の改善への取組が必要不可欠である。</p> <p>今後も市場は、引き続き市場の主たる収入である市場使用料を漏れなく確実に徴収することが求められる。また、未利用施設の利活用について、更なる改善の余地が認められたことから、公募可能な施設については定期的な公募を行うなど利用促進に努め、より一層の収入確保を図ることが必要である。</p>	1	1	2	162
<p>今後も本部は、イノベーションを牽引するスタートアップを東京から育成していくため、官民協働の枠組みを活用したスタートアップの信用力向上や新技術の普及促進などにより、スタートアップの後押しを一層進めていくことが必要である。</p>	-	-	-	-
<p>安全安心な道路の維持管理に向け、局は、引き続き MCR の開発・運用団体と連携し、利用状況に応じた MCR の機能改善や効果的な運用ルールの整備を図るとともに、これらを通して MCR の有用性を周知することなどにより登録者の増加や新たな区市町村での導入などの利用拡大を進めていくことが必要である。</p>	2	-	2	180

局名	重点監査事項 (テーマ)	各局の取組状況 (ポイント)
港湾局	調布飛行場及び島しょ空港の維持管理における安全・安心対策について	<p>都営空港は、島しょ地域における社会・経済活動を支える交通拠点であるとともに、災害時には島しょ地域への物資輸送等の拠点ともなる重要な施設である。</p> <p>局は、空港を安全に供用できるよう、ハード面では空港施設の点検を計画的に実施し、ソフト面では空港の運用を担う職員及び関係者への継続的な教育や情報共有を行うとともに、自然災害等の非常時に備えた訓練を実施している。</p>
東京消防庁	救急相談センター（#7119）の取組について	<p>センターは、その創設以来、継続的な普及活動により認知度が向上し、救急相談件数も右肩上がりが増えてきており、救急車需要の増加対策の一つとして都民に浸透してきている。</p>
交通局	資産の利活用について	<p>局は、都の施策と連動しながら、社会貢献の視点を踏まえた様々な取組を行うとともに、土地・建物等の資産の利活用により、関連事業収益を増加させている。</p>
水道局	施設維持管理等におけるデジタル技術の活用について	<p>局は、熟練職員の確保に課題がある中、薬品注入業務では薬品注入管理支援システムを活用するとともに、事故対応のためにVR機器を用いた訓練を行うなど、業務のDX推進に計画的に取り組んでいる。</p>
下水道局	区部下水道管路施設における安全・安心対策について	<p>局は、経営計画に基づく計画的な下水道管路施設の点検調査や、都民からの苦情等に迅速に対応した管路施設の臭気・道路陥没対策などに、政策連携団体や民間事業者と連携しながら、適時に取り組んでいる。</p>
教育庁	グローバル人材の育成について	<p>庁は、グローバル人材の育成に向け、基盤となる英語力向上については、オンライン英会話事業や外部検定試験を活用した英語授業の改善等を行うとともに、生徒の思考力育成や世界の一員たる自己の確立、多文化共生精神の涵養^{かんよう}については、各校の特色ある取組の支援等を行い、その裾野拡大に取り組んでいる。</p>

監査委員の所見	関連する 指摘事項等			頁
	指摘	意見 ・ 要望	計	
今後も局は、安全かつ安定的な空港の供用を継続するため、安全推進委員会や安全管理委員会における連携のもと、離島港湾部及び全都営空港が各施設の運営及び維持管理に関する知識・スキルの継承を組織的に行い、安全管理体制の一層の充実を図るとともに、自然災害に起因するインフラ機能喪失などへの事前の備えを確実に実施し、災害発生時においても交通拠点としての役割を着実に果たしていくことが必要である。	1	-	1	195
今後も庁は、救急搬送が必要な都民へ確実にサービスを届けるとともに、都民の救急相談ニーズに的確に応えるため、看護師による相談受付体制を強化するなど、センターの体制の整備や質の向上に継続的に取り組んでいくことが必要である。	-	-	-	-
都民の足である都営交通事業の持続可能な経営基盤を維持するためにも、今後も局は、様々な社会の変化に適切に応じた活用方法の見直しを行いながら、より一層資産の利活用による収益確保を図っていくことが必要である。	1	3	4	211
薬品注入業務における注入率の決定など最後の判断を下すのは職員であることから明らかなように、局は、薬品注入業務や点検などの施設維持管理について、実務を通じての継続的な技術承継により、東京都の水道を支える次世代の熟練職員を着実に育成していくことが必要である。	-	-	-	-
令和7年1月には、埼玉県内で下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故が発生しており、今後、区部公共下水道管路の老朽化の割合が高まるとともに、人材の確保も厳しい状況が見込まれる中、引き続き都民に対し安定的かつ安全な下水道サービスを提供していくことが求められる。 局は、安全で確実な維持管理を行うため、先端技術を活用した効果的な手法の技術開発も進めながら、予防保全を重視した下水道管路の維持管理の取組を、より一層効率的かつ効果的に行っていくことが必要である。	3	-	3	248
今後、庁は、学校間で利用状況に差異の見られる在宅によるオンライン英会話の受講促進を図ることなどにより、事業の効果的な実施に向け努力することが必要である。また、適切なタイミングでこれまでの事業を振り返り、その成果を都民に示すとともに、客観的な評価に基づいて必要な事業の改善充実を行うなど、グローバル人材の育成に引き続き取り組んでいくことが期待される。	1	-	1	263

(注) 重点監査事項を設けていない局は以下のとおり。

政策企画局、財務局、生活文化局、都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、会計管理局、警視庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

3 指摘事項等の概要

(1) 局別指摘事項等の状況

指摘事項等の件数は、66件であり、前年度の63件と比べ、3件の増となっている。また、指摘事項等の対象となったのは17局であり、前年度の15局から、2局増えている。

局別指摘事項等について、指摘事項等を財務会計事務の分類別に区分した内訳は、表3のとおりである。

その他、局別指摘事項等一覧は別表3（p.283-286）、区分別指摘事項等一覧は別表4（p.287-291）、指摘事項等の区分別件数は別表5（p.292）のとおりである。

(表3) 局別指摘事項、意見・要望事項の件数

No.	局	指摘事項等				指摘事項	意見・要望事項	合計	(参考) 令和6年 合計件数
		歳入	歳出	財産	その他				
1	子供政策連携室				1		1		
2	総務局		2			2		2	
3	デジタルサービス局		3			2	1	3	
4	主税局	9				8	1	9	
5	生活文化局	1	1			2		2	
6	都市整備局				2		2	5	
7	環境局				1	1		1	
8	福祉局	1	9	1		11		10	
9	保健医療局	1	1		1	3		4	
10	産業労働局	1	2			3		2	
11	中央卸売市場			2		1	1	2	
12	建設局				2	2		6	
13	港湾局		1		1	2		2	
14	東京消防庁							1	
15	交通局		3	5	1	6	3	9	
16	水道局		2		1	3		2	
17	下水道局		4			4		5	
18	教育庁	2	2	2	1	5	2	10	
合計		15	30	10	11	55	11	66	

(2) 主な指摘事項等

監査の結果、局等に対して指摘又は意見・要望した事項の中から、都民の利便性向上や安全・安心の確保に資するもの、経費の削減や収入の確保につながるもの等、都民にとって身近なものとなる指摘事項等を中心に選定している。

部活動に係る外部指導者への研修方法を検討するよう要望した。(意見・要望事項)

教育庁p. 271

教育庁は、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図るため、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン(令和5年3月東京都)」を作成し、地域におけるこうした活動の指導者などを外部指導者として活用することとしている。この外部指導者には、庁が一括して確保する「支援事業委嘱指導者」と学校が独自に確保する「学校委嘱指導者」とがある。

庁は、部活動の適切な運営や事故防止等の観点から外部指導者等用の研修動画を作成し、支援事業委嘱指導者を対象に研修を行っているが、研修動画の内容は事故防止等に重要であることから、広く学校委嘱指導者にも研修を受講させることが望ましい。

そこで、外部指導者の研修方法を検討するよう要望した。

補助事業実施要綱で条件としている地域医療ネットワーク等への参加について、その状況確認を適切に行わず、参加が確認できない病院が認められたため、是正・改善を求めた。(指摘事項)【重点監査事項関連】

保健医療局 p. 138

保健医療局は、病院が電子カルテシステムを導入する際に補助金を交付しており、実施要綱では、導入後1年以内に医療機関等が運営する地域医療ネットワーク等に参加することを定めている。

しかしながら、令和5年度の補助実績について令和6年10月31日時点での参加状況を調査したところ、対象27病院中17病院で地域医療ネットワーク等への参加が確認できず、過年度分を含めて未参加の病院に対して改善を求めていなかった。

そこで、補助対象病院の地域医療ネットワーク等への参加状況を確認し、未参加の病院をこれに参加させるよう求めた。

駅構内の空き専門店舗区画について、関連団体と連携して出店がない期間を最小限とする取組を進めるよう要望した。(意見・要望事項)【重点監査事項関連】

交通局p. 222

交通局は、一般財団法人東京都営交通協力会（以下「協力会」という。）に対し、都営地下鉄全106駅のうち22駅38か所で物販店や軽飲食店などの専門店舗区画の使用許可を行い、協力会が各出店者への業務委託を行っている。

ところで、店舗の営業状況を確認したところ、一部の区画では店舗が入っていないにもかかわらず、協力会のホームページでは「出店公募は行っていない」と掲載されていた。また、最大で3年以上出店がないままの区画もあった。

そこで、協力会によるテナント誘致活動と並行して、空き店舗の状況をホームページで広く公表するなど、出店需要の発掘に努め、出店がない期間を最小限とするための取組を協力会と連携して進めるよう要望した。

小規模住宅用地の認定において、該当しない月極駐車場を含む事例が認められたため、是正・改善を求めた。(指摘事項)【重点監査事項関連】

主税局 p. 57

主税局は、居住者用の駐車場を含む住宅用家屋の敷地について、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、「住宅用地」として認定し、住宅用地のうち、住宅1戸あたり200㎡までの部分については「小規模住宅用地」として課税標準額を固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1まで軽減している。

この小規模住宅用地の認定について確認したところ、5か所の土地について、駐車場の一部又は全部が居住者用ではなく小規模住宅用地に該当しない月極駐車場であったため、約65万円の課税不足が生じていた。

そこで、小規模住宅用地の認定を適正に行うよう求めた。

東京都工事施行規程に定める工事変更手続を適正に行っていない事例が認められたため、改善を求めた。(指摘事項)

港湾局 p. 197

港湾局は、豊洲一晴海間の春海運河上に残存している旧晴海鉄道橋について、本橋の歴史的な価値を残し海上公園の一部として保存するため、橋梁部の遊歩道化工事を行っている。

また、東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号）は、二会計年度以上にわたる工事について、①工期変更、②重要な構造・工法及び位置の変更、③変更見込金額が大きい場合を除く工事では、各年度末及び工期末にそれぞれ、それまでの分をまとめて工事変更手続を行うことができるとしている。

ところで、本工事について見たところ、二会計年度にわたる工事であり、かつ、令和6年度中に工事変更の必要が生じていたにもかかわらず、令和6年度末までに必要な工事変更手続を行っていなかった。

そこで、工事監督事務や工事変更手続を適正に行うよう求めた。

路面の本復旧工事に係る負担金の支払を適切に行っていない事例が認められたため、改善を求めた。(指摘事項)【重点監査事項関連】

下水道局p. 248

公道で事業者が路面掘削を伴う工事を行い、周辺でも他企業が競合する工事を行う場合、道路管理者や他企業との協議により、事業者は路面を仮復旧に留め、競合する他企業がそこを含めて本復旧を行うことがある。その際、本復旧に係る費用について、協議により事業者負担分を、本復旧を行った他企業に負担金として支払うことになる。

ところで、下水道局の管きょ維持補修工事（複数単価契約）について見たところ、局は、受注者が本復旧工事を実施したのものとして、受注者に工事単価と実際の施工内容と異なる数量を組み合わせた工事内訳書を作成させて工事代金を支払い、受注者から本復旧を行った他企業に負担金を支払わせていた。

そこで、他企業への負担金の支払について、局は、ガス供給管新設工事に関して、直接他企業との間で負担金を支払う協定をあらかじめ締結していることから、同様の協定等による支払を検討するなど、適切なルール作りをし、負担金の支払を適正に行うよう求めた。

4 局別監査結果

子供政策連携室

1 重点監査事項

「子供の意見を反映した遊び場の創出について」

【選定理由】

室は、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題に対し、分野横断的視点から企画・調整機能を発揮するとともに、子供に関する実態調査や国内外の先進事例の調査・研究等により課題を抽出し、既存の枠組みに捉われない組織横断的な取組や政策分野の垣根を超えた先進的な取組を推進しており、関係局からなる推進チームを立ち上げている。

組織横断推進チームによる10件のリーディングプロジェクトのうち、「子供の笑顔につながる「遊び」の推進」プロジェクト内の事業である「子供の遊び場等整備事業」は、令和5年度から新規に実施した補助事業である。

その内容は、区市町村が、子供の意見を踏まえて、子供の遊び場等の基盤を整備する事業を、都が支援することにより、子供の「遊び場」を創出し、「遊び」を通じた子供の健やかな成長を育むことを目的としている。

本事業は、子供の意見を踏まえて、プレーパーク（注）やボール遊び場などの子供の遊び場等を整備する区市町村を支援する事業である。

令和5年度に採択した6区市町村の実施計画書によると令和5年度にアンケートやワークショップを経て設計を行い、令和6年度以降に整備等を行うとしており、遊び場等が整備されたこの機会を捉えて、補助事業の効果検証等について確認する必要があるため、重点的に監査する。

（注）大人が用意した遊びのプログラムや既存の遊具ではなく、泥遊び、ロープブランコ、たき火、工作、スライダ―、落葉プール等の子供の手で作り変える遊びができる遊び場

【着眼点】

- ① 室は、補助事業に係る事務手続を適正に行っているか（合規性）
- ② 室は、区市町村が行う遊び場における運営人材の確保など、持続可能な運営体制について、適切に確認を行っているか（有効性）
- ③ 室は、遊び場整備後においても区市町村が子供の満足度を把握し、より効果的な事業となるよう見直しを行う際、これに応じていく仕組みを整備しているか（有効性）

【結果の概要】

1 補助事業に係る事務手続について

(1) 「子供の笑顔につながる「遊び」の推進」プロジェクト

室は、東京都子ども基本条例（令和3年東京都条例第51号）に基づき、子供目線に立った政策を充実していくため、子供の意見を聴き、子供が伸び伸びと健やかに育つことができるよう、区市町村等と連携して子供が過ごしやすい遊び場づくりなど環境の整備を図っている。

組織横断推進チームによる10件のリーディングプロジェクトの1つである「子供の笑顔につながる「遊び」の推進」プロジェクトとは、子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、多面的な取組を推進するものである。

このプロジェクトの目的は、子供は「遊び」を通じて様々なことに挑戦し、多様な経験をすることによって、実社会で生きる力を育てていくため、子供が健やかに成長していけるように「遊び」の環境を整備することである。

室が策定した、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション」によると、「子供の笑顔につながる「遊び」の推進」プロジェクトの概要は図1のとおりであり、表1のように政策強化の方向として4つのテーマを設定し、取組を行っている。

(図1) 「子供の笑顔につながる「遊び」の推進」プロジェクトのスキーム



(出典：こども未来アクション 2024)

(表1) 政策強化の方向と取組事例

政策強化の方向	取組事例
子供の意見を反映した遊び場づくりの推進	子供の遊び場等整備事業（区市町村支援事業）
「遊び」を通じた多様な体験機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子供の「遊び」推進プロジェクト（注）における子供の「遊び」体験イベント、プレーリーダー研修の実施（子供の「遊び」推進プロジェクト支援業務委託） 子供の遊び体験創出事業（区市町村支援事業）
子供の「遊び」を支える人材の育成	
子供の「遊び」に対する地域社会への理解促進	映像やインフルエンサーを活用し、「遊び」の重要性を広く発信

（こども未来アクション 2024 を基に作成）

（注）NPO 法人等が主催する出張プレーパーク等、子供の身近な場所で多様な遊びを経験できる「遊び」体験イベント

(2) 子供の遊び場等整備事業

ア 補助事業の概要

「子供の遊び場等整備事業」は図2及び図3のとおり、子供の意見を踏まえて、プレーパークやボール遊び場などの子供の遊び場等を整備する区市町村へ補助金を支出し支援する事業である。

対象事業 (図2参照)

- ・ 「遊び場」として、子供であれば誰でも無料で遊ぶことができる屋外又は屋内施設を主として整備
- ・ 「学び」「居場所」「相談場所」又は「インクルーシブ」のうち、1つ以上の機能を持った施設を併せて整備することもできる
- ・ 事業を実施するに当たっては、子供の意見を聴いて「遊び場等」の整備内容に意見を反映させること

補助額の概要 (図3参照)

- ・ 補助期間：最大3か年、補助申請：単年度ごと、補助上限額：1億円、補助率：10/10
- ・ 対象区市町村は令和7年度採択区市町村まで

(図2) 子供の遊び場等整備事業のスキーム



(出典：子供政策連携室ホームページ)

(図3) 予算・補助額概要

3か年の考え方

R7 採択		最大 1億円 (6億円)	最大 1億円 (6億円)	最大 1億円 (6億円)	補助事業終了予定
R6 採択		最大 1億円 (6億円)	最大 1億円 (6億円)	最大 1億円 (6億円)	
R5 採択	最大 1億円 (3億円)	最大 1億円 (3億円)	最大 1億円 (3億円)		
	R5	R6	R7	R8	R9

(注) () は予算額・予定額

(出典：子供政策連携室区市町村向け説明資料)

イ 子供の意見を反映しているか

補助事業に係る事務手続を適正に行っているかという観点から、補助要件となる遊び場づくりに子供の意見を反映しているかを確認したところ、各区市町村は①ヒアリングの実施、②近隣小・中・高等学校への出前授業、③ワークショップの開催といった様々な手法であらゆる子供（障害のある子・ない子、異なる年代）のニーズを把握し、子供から遊び場づくりの提案を募ることによって遊び場づくりに参画させていた。

具体的には、①近隣の障害者施設・児童館・保育施設・小学校等の子供・施設職員・保護者への聞き取り、地域交流イベント・出張プレーパーク等における参加者への聞き取り、中高生向けWEBアンケート等、②よりよい遊び場とするための提案作文の募集等、③設計図面や模型を活用した説明、参加者による遊び場看板デザインの作成等の取組を行っていた。

これらの取組により、子供の意見を反映した遊び場創出の検討・整備を行っていることを実績報告書、現地調査等により確認した。

(表 2) 子供の意見を反映した整備事例

	区市町村	子供の意見	令和 6 年度整備内容（整備予定の内容を含む）
a	墨田区	「滑り台が欲しい」 「走り回れる広場が欲しい」	インクルーシブ遊具（注）の導入、広いスペース確保
b	墨田区	「ボール遊びがしたい」	防球ネットと壁当てウォールのあるボール遊び場
c	世田谷区	「みんなのたまり場」「雨の日にゲームできる家」「とがっついていると危ないため柱は丸く」	柱の一部に丸太を用いた「リーダーハウス」設置
d	小金井市	「日陰が欲しい」	車椅子に乗ったままで手入れできる菜園付近に、令和 7 年度果樹が育つパーゴラを整備予定

(注) 障害の有無や年齢、性別に関係なく、誰もが安全に楽しく遊べるように設計された遊具。例えば、姿勢制御機能に障害がある子供が、安全に振動を楽しめるトランポリンやブランコ、スロープがついた滑り台、車椅子を使用したまま遊べる回転遊具などがある。

a 大横川親水公園（旧さざんか児童遊園部分）



(出典：監査事務局視察写真)

b 東墨田第一公園



(出典：墨田区公式ホームページ)

c 砧あそびの杜プレーパーク



(出典：子供政策連携室視察写真)

d 梶野公園



(出典：監査事務局視察写真)

ウ 整備の特色

表3のとおり、各区市町村は事業テーマを設定の上、整備の特色を実績報告書等で申告しており、令和5年度に6区市町村、令和6年度には新たに8区市町村が採択された。この採択された14区市町村の令和6年度補助対象箇所について確認したところ、インクルーシブに配慮した遊び場の設計・整備をしており、具体的な事例としては、段差をなくすためのスロープ、転倒時の衝撃を和らげるゴムチップ舗装、インクルーシブ遊具、車椅子に乗ったままで手入れできる菜園等の整備等を行っていた。

子供の遊び場等整備事業補助要綱に係る交付申請、実績報告書等の関係書類により、各区市町村の整備の特色や補助対象経費の内訳等を確認したところ、事務手続に問題点は見受けられなかった。

以上のことから、補助事業に係る事務手続を適正に行っていることが認められた。

(表3) 区市町村別補助額・事業テーマ・整備の特色

(単位：千円)

区市町村	補助額		事業テーマ	整備の特色(注)					
	令和5年度	令和6年度		プレーパーク	ボール遊び場	学び	居場所	相談場所	インクルーシブ
港区		44,100	夏場や雨の日でもいつでも子どもが遊ぶことができる遊び場と地域の交流拠点づくり			○	○	○	○
墨田区	100,000	100,000	子供の「遊び・居場所・インクルーシブ」を重点とする地域交流の拠点となる公園等再整備プロジェクト		○		○		○
目黒区	16,609	8,152	子どもの居場所・学びの場となる公園整備			○	○		○
大田区		38,500	こどもや子育て世代目線でニーズに応える、公園遊び場創出プロジェクト		○	○	○		○
世田谷区	10,167	40,871	砦地域外遊び拠点事業	○		○	○	○	○
渋谷区		22,004	多様な意見を取り入れた魅力ある公園整備		○	○	○		○
中野区		97,329	子どもが主役の遊び場と地域交流を創り出す常設プレーパーク整備事業、子どもから大人まで楽しめる“魅力ある公園づくり”	○		○	○	○	○
足立区		20,729	「ぼうけんハウス」設置による、子どもたちの居場所機能の拡充	○		○	○	○	○
八王子市		869	あらゆる子供が遊びや体験を通じ、コミュニティ形成のきっかけとなる場づくり	○		○	○	○	○
小金井市	11,253	36,795	市立公園を活用した共生社会実現のための子どもの遊び場づくり事業			○	○		○
日野市	3,982	11,264	遊びを核としたインクルーシブなコミュニティ形成の場づくり	○	○	○	○		○
国立市	9,900	100,000	多世代にわたる子どもたちの遊び場充実のための新たな子育て・子育て支援拠点の整備			○	○		○
東久留米市		23,749	こどもとともに作る安全・安心なこどもの遊び場・居場所づくり事業		○	○	○		○
三宅村		99,946	三宅村ふれあい児童公園整備事業		○	○	○		○

(こども未来アクション2024・2025、各区市町村の実績報告書を基に作成)

(注) 図2のとおり、「プレーパーク」「ボール遊び場」は遊び場の例であり、「学び」「居場所」「相談場所」「インクルーシブ」は機能を示しているため色分けをしている。

2 遊び場における運営人材の確保など持続可能な運営体制について

(1) 「子供の遊び場に関するアンケート調査」の実施

令和5年度に室が実施した「子供の遊び場に関するアンケート調査」では、プレーパークなどの遊び場でプレーリーダー（注）等子供を見守る人の人材不足や高齢化、人材育成の課題が明らかとなった。

（注）子供が自ら遊び育つ環境づくりの知識と技能を備え、多様な人が参画できる子供を中心とした遊び場をつくる人のこと

(2) 人材育成研修の実施及び人材確保・育成を目的とした広報

子供が多様な「遊び」を体験できるイベントである、子供の「遊び」推進プロジェクト（図4参照）に参加する団体に対し、室は、プレーリーダー研修を実施しており、適切に研修が行われていることを令和6年度研修報告書等から確認した。

また、研修内容をまとめたテキストを令和6年2月に作成し、ホームページで公開している。令和7年3月にはテキストを改訂し、セーフガーディング（叩いたり蹴ったり身体的な暴力はしない、必要ない場面で子供の身体を触らないなど）の項目を入れ、「身体的・心理的・性的な虐待」から子供を守ることへの配慮をしている。

その他、若年層や子育て世代に訴求力のある著名人を起用した動画を公開するなど、新たな人材の確保・育成に向けた積極的な広報活動も行っている。

（表4）令和6年度子供の「遊び」推進プロジェクト参加団体・研修実施状況

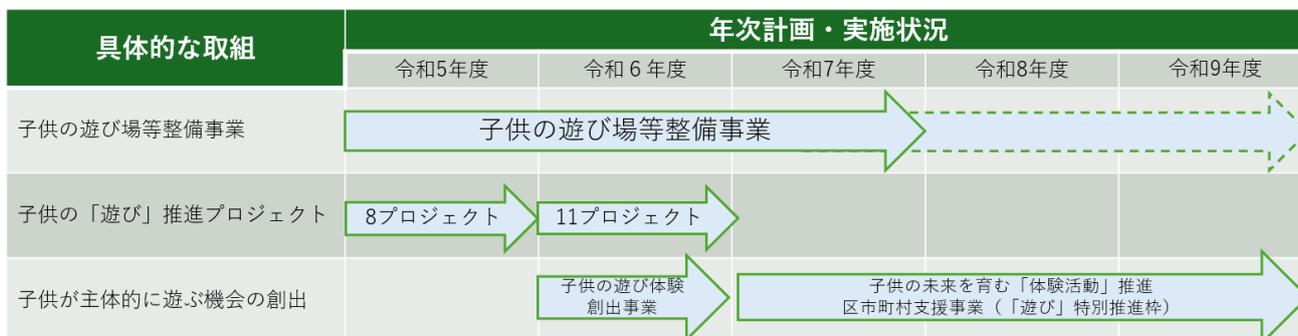
参加団体（11団体）	研修実施状況
NPO法人 こがねい子ども遊パーク	○ 座学研修（2日間） ・ 143名参加 ・ 研修会場及びオンライン配信（後日アーカイブ配信）での実施 ・ 研修内容は、「遊びの意義と子供の発達」、「インクルーシブな遊び場づくり」、「子供への関わり方」、「遊び場における危険管理」などについてグループワークも交えて実施 ○ 実地研修（2～3時間） ・ 109名参加 ・ プロジェクト開催日 2～3週間前に開催場所にて実施 ・ 事前に開催場所を点検しながら、遊びへの関わり方や危険管理について認識を共有
こどもと大人の地域活動「たのつく」	
一般社団法人 まごじば	
昭島市立光華小学校 学校サポートチーム「あそびまくり」	
えのきど遊人（あそびと）	
一般社団法人 探求あそび場づくりの輪	
NPO法人 野外遊び喜び総合研究所	
石神井・冒険遊びの会	
善福寺プレーパークの会	
プレイフルいたばし	
NPO法人 くにたち農園の会	

(3) 子供の遊び体験創出事業

令和6年度には、プレーリーダー等の人材育成や安全対策など、遊び場の質の向上に取り組む区市町村のプレーパーク開催経費を助成する「子供の遊び体験創出事業」（図4参照）を実施している。この事業は、プレーリーダー等の配置や研修を必須要件とすることで、新たな人材の確

保・育成を図っている。具体的な補助対象は、プレーリーダー等の人件費等であり、遊び場の運営体制継続に向けた財政的支援となっている。この事業の支出状況を実績報告書等から確認し、遊び場の運営体制継続に向けた財政的支援を行っていることが認められた。

(図4) 子供の笑顔につながる「遊び」の推進プロジェクト 年次計画・実施状況



(出典：こども未来アクション2024・2025より一部抜粋)

以上のことから、室は、遊び場に関するアンケート調査、人材の確保・育成のための広報及び遊び場の運営体制継続に向けた財政的支援を行っており、区市町村が運営人材を適切に確保し持続可能な運営体制を構築できるよう、支援していることを確認した。

3 遊び場整備後におけるより効果的な事業となるような見直しについて

(1) 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進枠）

室は、上記アンケート調査やプロジェクトの結果を踏まえ、「子供の遊び体験創出事業」を再構築した「子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進枠）」（図4参照）を令和7年度から実施している。この事業では、「子供の遊び体験創出事業」では単年度であった補助対象期間を3か年とし、継続的な財政支援や進捗管理、好事例展開、相談対応などの伴走支援を行うとしている。

このように室は、遊び場づくりだけでなく、遊び場の持続的な運営を目指した補助制度を再構築することで、区市町村への継続的なサポートを行い、区市町村が子供の満足度を把握した上で行う見直しを継続するよう促している。

(2) 遊び場整備後の現地調査及び事例集の作成

室は、「子供の遊び場等整備事業」による整備後の現地調査を行った上で利用者の意見を聞き取り、視察報告書にまとめている。視察報告書には「この場所ができて良かった」「あったかい」「ほとんど毎日来ている」といった子供の意見があり、プレーリーダーからも「プレーパークの課題解決に当たり、大きな役割を果たしている」と補助事業を評価する意見があった。

室は、遊び場の整備内容や整備の過程が優れている事例を事例集としてホームページに掲載しており、毎年更新する予定のため、その際、現地調査時の利用者ヒアリングや区市町村による整備後のアンケートの内容についても追加で掲載することを検討しているとしている。

以上のことから、室は、遊び場の持続的な運営に関する補助事業を再構築していることや、整備後の事後検証を行った上でヒアリング内容を事例集として広報に活用予定であることを確認し、区市町村が子供の満足度を把握した上で行う見直しを継続するよう促し、整備後においても効果検証を行い、より効果的な事業となるよう取り組んでいることが認められた。

(表5) 区市町村による整備前後の満足度アンケートの事例

(令和6年度補助対象である目黒区油面公園内「広場」)

(単位：%、ポイント)

満足度アンケート			
	整備前	整備後(注)	増減
満足	33.5	46.7	13.2
やや満足	34.5	33.3	△ 1.2
やや不満	18.3	15.6	△ 2.7
不満	9.5	4.4	△ 5.1
無回答	4.2	0.0	△ 4.2

(注) 整備後アンケートの集計方法

- ・ アンケート周知方法：イベントでのビラ配布、公園現地掲示、目黒区公式ホームページ
- ・ 調査期間：令和7年3月22日から同年5月19日まで
- ・ 回答数：45件

【監査委員からの所見】

室は、子供の笑顔につながる「遊び」の推進プロジェクトにおいて、子供の意見を遊び場等整備事業へ反映し、遊び場整備後においても自主的に遊びの取組を継続して実施できるよう、区市町村や地域のNPO法人等を支援している。

今後も、子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、子供の意見を生かしながら、子供が健やかに成長していけるよう、子供目線に立った政策を充実させていくことが期待される。

2 指摘事項等

[意見・要望事項]

(その他)

(1) 「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について

企画調整部は、令和3年度から企業、NPO法人、大学・学校等幅広い主体の連携により「チルドレンファースト」の社会を創出する「こどもスマイルムーブメント」事業を実施しており、これらの主体が、「子供の目線を大切にした取組」を推進し、子供を大切にする社会気運の広がりを目指している。

そこで部は、「こどもスマイルムーブメント」専用ホームページ（以下「ホームページ」という。）を開設し、その管理・運用や機能改善について、表1の契約により委託している。

また、別途委託契約により、事業への参画企業等を募り、企業等と他団体等との協働（コラボレーション）を促進するためのマッチングや、取組の取材記事等の作成を行っており、今後コラボレーション活動についてさらに拡充を図るとしている。

部は、ホームページ内、次の図の「参画企業・団体の活動レポートを探す」ページで参画企業等の活動レポートを検索し、表示できるようにしている。

この絞込検索を行うと、次の状況であることが認められた。

ア 企業等が他団体等とコラボレーションした活動レポートは、図・表2団体区分①検索結果のとおり、合計3件が存在している。

しかし、団体区分②の「企業」を選択すると、1件存在するにもかかわらず表示されない。

また、団体区分③の「NPO/団体」を選択すると2件存在するにもかかわらず、1件のみが表示される。

部は、検索表示されなかった活動レポートについて、それぞれ企業・団体が中心となったコラボレーション活動ではないため、「企業」、「NPO/団体」を選択しても検索できない設定であるとするが、都民目線に立つと分かりにくい設定である。

イ 活動レポートの属性は、企業等が他団体等とコラボレーションした活動レポート、中学生リポーターが取材した活動レポート、企業等単独の活動レポートの3種類であるにもかかわらず、選択肢が2種類（図の四角囲み部分参照）となっているため、企業等単独の活動レポートに絞り込むことはできない。

部は、令和6年度に中学生リポーターの記事を掲載するに当たり、検索項目を増やす必要が生じたため、表3のとおり、「コラボレーションの活動レポート」及び「中学生リポーター」の選択肢を選択できるよう改修することを表1契約の受託者へ指示した。その結果、部

の目的に即した機能改修が行われたものの、絞り込み検索機能の使いやすさという観点から、監査日（令和7年5月23日）現在、改善の余地がある。

部は、コラボレーション活動についてさらに拡充を図るとしていることから、ホームページの絞り込み検索機能について、より利用者が使いやすくなるよう検討し、対応することが望まれる。

（子供政策連携室）

（表1）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	委託内容	契約金額
令和6年度こどもスマイルムーブメントプラットフォーム管理運用等業務委託	令和6.4.1 ～令和7.3.31	こどもスマイルムーブメントプラットフォーム（ホームページを含む）の管理・保守運用、コンテンツの更新、機能改善等	79,959,000

（図）「参画企業・団体の活動レポートを探す」ページの状況

(表2) 団体区分ごとの検索結果

団体区分	検索結果
①	3件表示： <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園×株式会社×株式会社（学校×企業） ・ 団体×一般社団法人 ・ 幼稚園×団体（学校×団体）
②	参画企業・団体の活動レポートは見つかりませんでした。
③	1件表示：団体×一般社団法人

(表3) 改修内容

改修前	改修後
○ 項目名：参画企業・団体同士がコラボレーションした活動レポートから探す <ul style="list-style-type: none"> ・ すべて ・ コラボレーションの活動レポート (複数の選択肢から一つだけ選択するためのボタン)	○ 項目名：活動レポートの種類から探す <ul style="list-style-type: none"> ・ コラボレーションの活動レポート ・ 中学生リポーター (複数の選択肢から複数を選択するためのボタン)

総 務 局

1 重点監査事項

「総務事務センターの運営について（デジタル技術の活用）」

【選定理由】

局は、これまで各局、各部、各課それぞれで重層的に処理していた給与・旅費等の総務事務を集約して集中処理することで、職員が政策立案等イノベーティブな業務に注力できる環境を整備することを目的として、令和3年3月に総務事務センターを設置している。

また、総務事務センターは、「未来の東京」戦略において、「都庁デジタルガバメントプロジェクト」での「DX推進体制の構築」のうちの1事業として位置付けられている。

総務事務センターは、総務事務センター設置運営要綱（令和3年2月24日付総務局長決定）に基づき人事部に設置された組織であり、都職員及び運営業務委託の受託者とで運営されている。受託者は都職員からの申請・届出の受付から審査、都職員からの問合せ対応等処理の基幹部分を担い、局は、受託者の業務の進行管理・指導や受託者からの納品物の審査・決裁処理、集約事務の更なる事務改善や総務事務センターのサービス向上の検討等を行っている。

総務事務センターの運営開始から4年を経過した機会を捉えて、総務事務の集約に当たって、業務のデジタル化を図り、制度や運用の見直しが行われているか、総務事務センターの運営が適切に行われているか確認する必要がある。

以上のことから、総務事務センターの運営を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

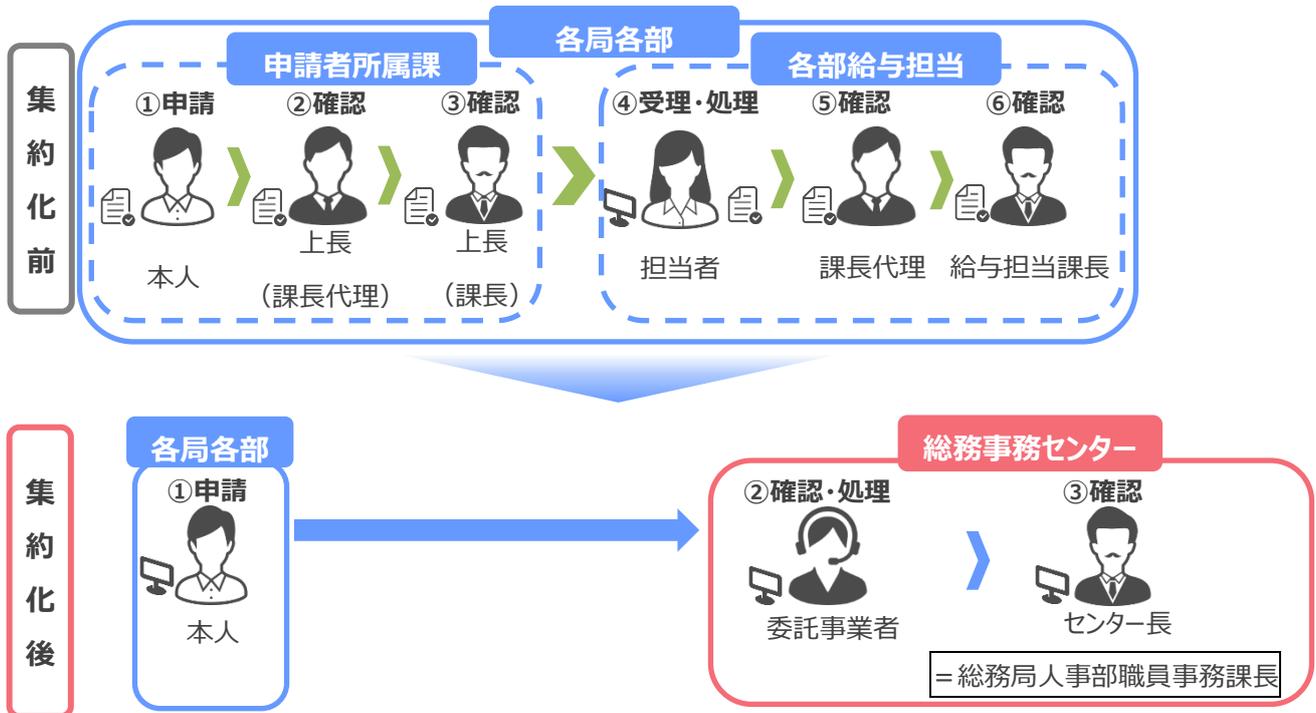
【着眼点】

- ① 総務事務センターの委託に係る手続きが適正に行われているか（法規性、有効性）
- ② 税制等制度改正への対応などについて受託者への局の指導監督は適切に行われているか（法規性、効率性、有効性）
- ③ 総務事務の集約に当たって、業務の効率化に資するよう、デジタル化の推進や制度・運用の見直しを適宜行っているか（経済性、有効性）

【結果の概要】

局は、各局、各部、各課の事務担当者が重層的に処理していた諸手当等、税徴収、社会保険、福利厚生等の総務事務の効率化を図るため、令和3年3月に総務事務センター（以下「センター」という。）を設置し、職員がオンラインによって行う各種申請・届出をセンターへ集中させることにより集約を進めてきた（図参照）。

（図）センターの仕組み



【出典】総務局人事部資料を基に監査事務局で作成

センターが行う総務事務処理の対象者は、公営企業局3局、警視庁、東京消防庁及び学校職員（教育職、事務職）を除く知事部局等の常勤職員（約23,000人）、会計年度任用職員（約12,000人）等合わせて約35,000人である。

局は、センター設置以降、一部の局で扶養・住居手当認定等の事務を先行して移行するなど、段階的に総務事務の集約を進め、令和7年7月の日またぎ確定払旅費に係る事務の移行をもって、集約が完了した。

また、局は、各種申請の受付等については、委託契約に基づき受託者に行わせるとともに、各種申請の確認、事故対応等については、令和6年4月に人事部職員事務課を新設して、受託者を管理監督するとともにバックアップする体制を取り、センターの安定的な運営を図っている。

センターの運営に係る契約の手続等が適正に行われているか、制度改正への対応等に係る受託者への局の指導監督は適切に行われているか、また、総務事務の集約に当たって、業務の効率化に資するよう、デジタル化の推進や制度・運用の見直しを適宜行っているかについて、当該契約の関係書類を基に確認したところ、監査を行った限りにおいて、契約の手続等における不適正な事項並びに局の指導監督及びデジタル化の推進等において不適切な事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

局は、令和6年4月に人事部職員事務課を新設するなどの体制強化も行いながら、令和7年7月に残る一部旅費事務の移管をもって、当初予定していたDX化を伴うセンターへの総務事務の集約・アウトソーシング化を完了するに至った。

センターの設置による効果を把握するため、令和6年10月に職員満足度調査を実施し、センターに対する満足度について、職員の実感の指標化を行った（表1参照）。この調査によって、業務システムの使いにくさや案内の分かりにくさが浮き彫りとなったことから（表2参照）、今後は、これらの問題点を解消していくことが必要である。

今後、局は、総務事務に充てていた人材を可能な限り住民サービスや政策立案等に回していくという当初目的を念頭に、ユーザビリティの向上を目指して、定期的な満足度調査等を活用した継続的な業務改善を図ること、また、委託業務を適切に管理監督することなどを通して、業務システムの的確かつ安定的な稼働を達成する必要がある。

（表1）職員満足度調査における総合満足度・サービス別満足度（単位：％）

項目		満足度（注）
総合満足度		78.2
サービス別	申請手続の満足度	74.9
	ヘルプデスクの満足度	76.3
	ポータルサイトの満足度	82.5

（注）項目ごとにセンターへの満足度について5段階（「とても良い」「良い」「普通」「悪い」「とても悪い」）で回答。

各項目とも「普通」以上の回答が得られた割合を表示

【出典】契約の成果物に基づき監査事務局で作成

（表2）職員満足度調査におけるセンターへの改善要望上位5項目

改善要望項目
職員への手続案内の分かりやすさの改善
総務事務センター申請フォームの使いやすさの改善
e 庶務事務システムにおける申請（給与口座登録・届出事項通知（氏名・住所変更）・年末調整・所得税扶養控除）の使いやすさの改善
ポータルサイトの手続案内の分かりやすさの改善
職員への手続案内の届きやすさの改善

【出典】契約の成果物に基づき監査事務局で作成

2 指摘事項等

[指摘事項]

(歳出)

(1) 交通誘導員を適正に配置させるとともに道路除草委託契約の積算を適切に行うべきもの

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第77条第1項及び第78条第1項では、道路において工事又は作業をしようとする者等は、当該行為に係る場所を管轄し交通の管理を行う警察署長(以下「所轄警察署長」という。)へ、工事等を行う場所や期間、方法等を申請し、道路使用の許可を受けなければならないとしている。また、法第80条第1項及び第2項では、道路の管理者が道路の維持管理のための工事等を行おうとするときは、所轄警察署長へ時期、方法等を協議すれば足りるとしている。

このため小笠原支庁は、道路の維持管理で年間を通じて必要となる工事等の一覧を作成し、法第80条第1項に基づき、道路の管理者として所轄警察署長に一括で協議し、回答を得ている。

ところで、表1及び図の母島における都道の除草を委託している契約について、履行状況等を確認したところ、仕様書においては、道路上の作業に当たって「道路工事等協議書(年間一括)」の協議事項を遵守することとしており、所轄警察署長との協議事項で作業中は必ず交通誘導員を配置することとされているにもかかわらず、同契約の積算では、直接作業費に交通誘導員の計上がなく、実際の除草業務においても交通誘導員が配置されていなかったことは適正でない。

支庁は、「道路工事等協議書(年間一括)」の協議事項を遵守して交通誘導員を適正に配置させるとともに、道路除草委託契約の積算を適切に行われたい。

(総務局)

(表1) 道路除草委託契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約金額	契約期間
道路除草委託(5母の1)	31,306,000	令和6.2.27~令和7.3.31

(図) 母島の都道(241号線)



(出典:国土地理院地図)

(歳出)

(2) 委託契約について書面による協議を適正に行うべきもの

都は、大規模災害時に燃料を確保するため、「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結した給油所（以下「指定給油所」という。）で燃料の備蓄を行っており、総合防災部は、指定給油所に対して災害時の連絡体制、給油準備手順、給油実施手順等について研修及び訓練を実施する業務を表2のとおり委託している。

また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、標準契約書が定められたときは、当該契約書に準拠した契約書を作成することが定められている。委託契約に係る標準契約書では、協議は書面により行わなければならないことや、委託者が必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約変更を行うことができることが定められている。

研修について仕様書では、動画形式で研修時間は合計1時間30分程度、研修内容は①災害時の報告連絡手順及び給油実施手順等、②発災直後の給油所設備の点検等と定めている。

ところで、部は、令和5年度に同研修を1時間30分程度の動画で実施したところ、受講者から1時間以上の動画は長いとの意見があったことから、契約締結後に受託者と協議し、研修は、本契約で新規に作成する研修動画（40分程度）の視聴と過去に全指定給油所に配布した訓練DVDの視聴等とに分けた上で、合わせて1時間30分程度とするよう指示したとしている。

しかしながら、部は、書面による協議を行っておらず、契約変更の可否や、当該協議の内容が確認できない状況であり、適正でない。

部は、委託契約について書面による協議を適正に行われたい。

(総務局)

(表2) 契約の概要

契約件名	令和6年度東京都指定給油所災害時対応研修及び訓練等に係る業務委託
契約期間	令和6.8.10～令和7.3.31
契約金額	9,762,500円
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 研修（災害時の報告連絡手段、給油実施手順等）・ 通信訓練（都、受託者、指定給油所との情報連絡訓練）・ 実働訓練（指定給油所における模擬給油訓練）・ 非常用発電機実地訓練（指定給油所における非常用発電機を使用した模擬給油訓練）

デジタルサービス局

1 重点監査事項

「GovTech 東京との協働による区市町村の DX 推進について（デジタル技術の活用）」

【選定理由】

局は令和4年9月に「東京のDX推進強化に向けた新たな展開」を公表し、この方針に基づき、これまで推進してきたデジタル化の歩みを更に加速し、区市町村を含めた東京全体のDX実現へとステージを引き上げるため、「一般財団法人 GovTech 東京」（以下「財団」という。）を令和5年7月に設立した。そして、局が東京全体のDX推進を担う政策企画機能を、財団が高度な専門性を活かしたサービス開発機能を各々分担し、東京全体のDX推進を協働しながら牽引していくとしている。

ところで、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）において、地方公共団体は、令和7年度までに児童手当など主要20業務の標準化・共通化を進め、国が提供するガバメントクラウドへ移行することが目標とされ、また、都道府県は、主に標準化を行う市区町村に対し、必要な助言等を行うこととされている。

この標準化・共通化を進めるに当たり、区市町村においては、行政とデジタルの知識や技術を兼ね備えた人材やデジタル化を進めるノウハウの不足への対応等が課題の一つとなっている。また、区市町村も含めた東京全体の行政分野でのDXを進める上では、AIなどの新技術の導入等も課題となっている。

そこで、都（局及び財団）は、区市町村と共にCIO（最高情報責任者）協議会を設置し、協議会では、区市町村が抱える個別の課題や地域の課題等の意見交換を行い、区市町村のニーズを踏まえた上で、区市町村職員のDXに関する知識の底上げを図る研修やデジタル人材の確保支援、複数の自治体で共通に抱えるデジタルに関連する課題の解決を図るプロジェクト型伴走サポートなどの事業を、区市町村と都が協働で実施するとしている。また、区市町村と都が連携し、保育関係の手続をオンラインで完結する「保活ワンストップサービス」を実施している。

そこで、こうした事業が効率的、効果的に推進されているかについて確認する必要がある。

以上のことから、財団との協働による区市町村のDX推進について重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 財団との協定締結や財団への運営費補助金の支出等は目的に沿って適正に行われているか（合規性）
- ② 区市町村職員のデジタルスキル向上など人材育成に対する支援は適切に行われているか（有効性）
- ③ プロジェクト型伴走サポートに当たり、区市町村に対し、適切な支援を行っているか（有効性）

【結果の概要】

1 デジタル社会の形成に向けた取組について

(1) 局と財団について

令和3年4月、デジタルサービス局は、デジタルの力を活用した行政を総合的に推進し、都政のサービスの質を飛躍的に向上させるため設置された。令和4年9月、都庁内部の組織強化だけではなく都庁外部の様々なリソースやノウハウを効果的に活用し、内・外の力を組み合わせて新たなサービスを創出する必要があるなどとして、「東京のDX推進強化に向けた新たな展開」を公表し、この方針に基づき、令和5年7月、「生活の向上や首都東京の発展に寄与し、ひいては、日本のデジタル社会の形成に寄与すること」(注)を目的とする財団が設立された。そして、同年9月の財団のサービス開始に合わせ、都・区市町村・財団が協働で取り組む事業の方針について協議する「都・区市町村CIO協議会」及び同協議会からの意見等を受けて更に調整や検討が必要な事業について協議する「都・区市町村DX推進協議会」を開催するとともに、「CIO座談会」を設置し、各区市町村が抱える個別の課題や地域の課題等について情報共有を図っている(表1)。

(注) 財団の定款第3条によれば、「この法人は、都民及び事業者があらゆる活動において、デジタル技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって生活の向上や首都東京の発展に寄与し、ひいては、日本のデジタル社会の形成に寄与することを目的とする。」としている。

(表1) 区市町村協働事業の実施体制

項目	都・区市町村CIO協議会	都・区市町村DX推進協議会	CIO座談会
概要	都、区市町村、財団から提案される協働で取り組む事業の方針について協議	CIO協議会からの意見等を受けて、更に調整や検討が必要な事業について協議	各区市町村が抱える個別の課題や地域の課題等について、情報共有を図る場
構成	都CIO・区市町村CIO・財団理事	都局長・区市町村DX推進等所管部長等・財団理事等	都CIO・区市町村CIO・財団理事
開催実績 (令和6年度)	6月・10月・2月	6月・3月	11回

また、都と財団は、DX推進に向けた協働事業(以下「DX推進協働事業」という。)の実施に当たり、相互の連携について必要な事項を定め、相互の役割分担を確認した上で協働体制を構築し、迅速かつ効果的な事業実施の実現を目的とする基本協定(以下「基本協定」という。)を締結している。基本協定では、都と財団が協働して実施する事業(以下「都・財団協働事業」という。)を表2のとおり定めている。

(表2) 都・財団協働事業

事業	報告書記載箇所
(1) 東京都各局等のDX推進に関する事業	-
(2) 区市町村のDX推進に関する事業	「3 プロジェクト型伴走サポートについて」 「4 地方公共団体情報システムの標準化・共通化について」
(3) デジタル基盤の強化・共通化に関する事業	-
(4) デジタル人材の育成・職業紹介に関する事業	「2 区市町村職員のデジタル人材育成に対する支援等」
(5) データの利活用の推進に関する事業	-
(6) その他、DX推進協働事業を達成するために必要な事業	「5 保活ワンストップについて」

(2) 自治体を巡る国の動き等について

令和3年5月、国では、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及び標準化法などデジタル改革関連法が公布され、デジタル社会（注1）の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル庁が設置された。

また、総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第4.0版】」（令和7年3月28日）（注2）で示されている自治体の主な取組スケジュールは図1のとおりである。同計画では、住民と行政との接点（フロントヤード）の多様化・充実化や、情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとしている。

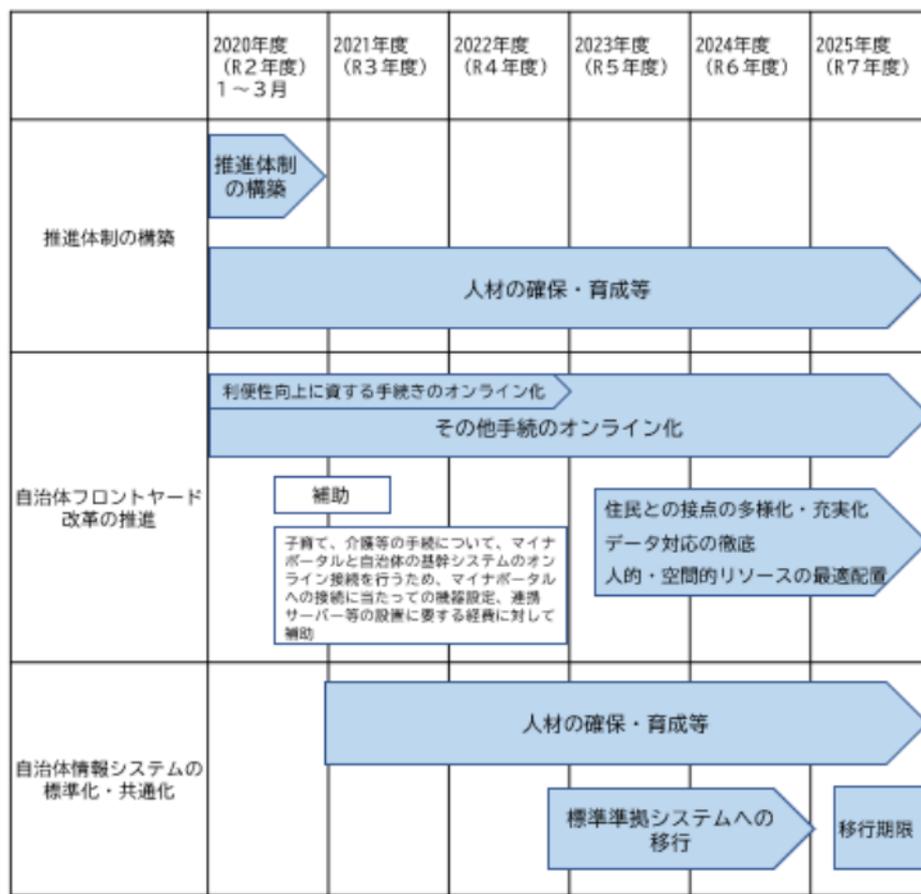
標準化法では、地方公共団体に対し、標準化対象事務（注3）について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付けており、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月閣議決定）において、標準準拠システムへの移行期限は令和7年度末とし、同法では、都道府県が市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに係る努力義務が規定されている。

（注1）デジタル社会とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう（デジタル社会形成基本法第2条）。

（注2）令和2年12月25日、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するなどして、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定した。なお、令和3年12月24日、「デジタル・ガバメント実行計画」は廃止され、デジタル社会形成基本法等の規定に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。

（注3）児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20事務が政令で定められている。

(図1) 自治体の主な取組スケジュール



出典：自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第4.0版】（総務省）抜粋

2 区市町村職員のデジタル人材育成に対する支援等

(1) 区市町村のデジタル人材の育成・確保について

区市町村のデジタル人材育成支援等の事業は、都・財団協働事業（表2）のうち「(4) デジタル人材の育成・職業紹介に関する事業」に当たる。基本協定によれば、都は、デジタル人材育成事業に係る企画調整及び東京デジタルアカデミー（注1）の推進等の業務を担当し、財団は、デジタル人材育成事業の支援及び GovTech 東京パートナーズ（注2）のサービス提供等の業務を担当する。

局は、デジタル人材の確保・育成について、財団の設立等を踏まえ、「東京都デジタル人材確保・育成方針 ver2.0」（令和6年3月。以下「本方針 ver2.0」という。）（注3）を定め、基本的な考え方や今後の方向性を示している。同方針によると、財団は、高い専門知識や技術を有するデジタル人材を擁する団体として、局と協働し、区市町村を含めた東京全体のDXを進める役割を担う。局は、財団と協働することで、情報技術に関する専門的な知見の活用や行政現場の課題に即した育成カリキュラムの策定など、デジタル人材育成策の充実につなげていくとしている。さらに同方針では、局は、区市町村におけるデジタル人材育成を支援するため、デジタル力向上に向けた研修会等を実施・充実するとしており、令和6年度は、区市町村職員に対して表3のとおり研修会等を実施した。

なお、都の委託事業であるテーマ別研修会等については、局が、講師の選定・確保及び研修会等の開催に係る業務全般について民間の事業者と委託契約を締結し、効率的に実施していることを確認した。

また、受講者数の目標設定については、局は、国の計画期間（図1）を踏まえ、令和7年度末を目途に、区市町

村職員の約半数（地方公共団体定員管理調査（総務省）を参照に算出した約26,000人）の受講を目標としているが、アーカイブ配信の受講者数が伸びなかったことなどにより、その半数程度となっている（令和6年度末）。局は、引き続き、職員の受講機会を確保するよう区市町村に対し求めるとしている。

（注1）DX推進による東京全体のQOS（Quality of Service）向上を実現するため、「人材育成」「先進事例の調査・知見共有」「区市町村連携」を一体的に進め、都・区市町村職員等のデジタル力の向上を図る取組であり、令和4年5月に開講された。

（注2）複業可能なデジタル人材と公共分野におけるデジタル人材を募集している都内自治体とのマッチングを実現する人材紹介サービス

（注3）本方針 ver1.0 は、デジタル人材確保・育成に関する取組について、基本的な考え方や今後の取組の方向性をとりまとめて提示するため令和4年2月に発行された。

（表3）区市町村職員向け研修会等の実績

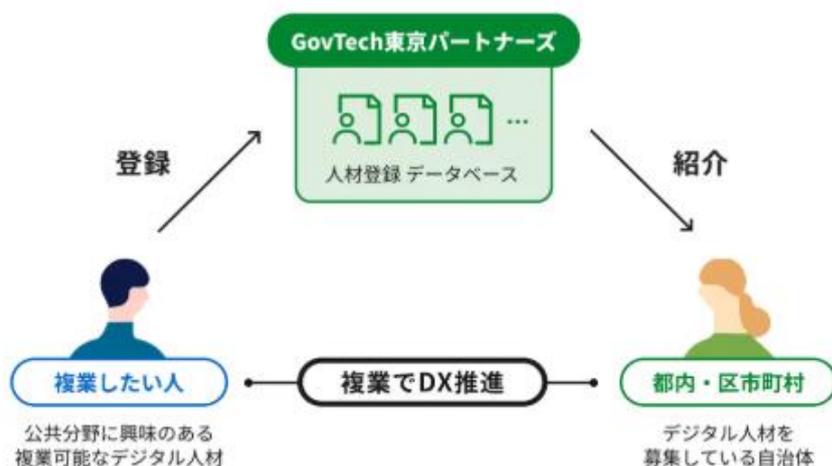
（単位：人）

区分	メニュー	概要	受講者数	
			目標	実績
都・財団協働事業	ICT職・勉強会受講者向け研修会	特別区のICT職やICT職と同等のスキルを持つ職員や勉強会受講者等を対象とするハイレベル研修（プロジェクトマネジメント講座・データ分析講座）	30	45
	都・区市町村合同勉強会	DXに関する知識・スキル・マインドの醸成及び区市町村間の連携を深める（ガバメントクラウドに関する勉強会）	360	78
（参考）都委託事業	テーマ別研修会	ニーズに合った特定のテーマをハンズオンも交えて学習することでDXへの理解を深める	500	587
	デジタルツールガイド	自治体で実際に活用されているデジタルツール等を学び、各ツールの特徴を知ることDX推進のノウハウを取得	700	705
	自治体DX推進マインドセット研修	希望する自治体へ直接出向き、各自治体の状況やDXの進捗度を踏まえて、更なるDXの推進に向けて、職員のDXマインドを醸成する	400	279
	DXの基礎を学ぶためのセミナー	DXの推進に必要な基礎的な知識や区市町村職員との間でのDX事例の共有等を図り、DXを計画的かつ効果的に推進できる職員の育成を目指す	1,200	794
	デジタルツールガイド、DX基礎セミナーアーカイブ配信	過去の研修会のアーカイブ動画を東京デジタルアカデミーポータルを通じて必要な時にいつでも視聴でき、DX推進の機運を醸成する	3,600	2,479

(2) GovTech 東京パートナーズ事業について

本方針 ver2.0 によると、財団は、公共分野での活躍を希望するデジタル人材を都内自治体のニーズに応じてマッチングし、DX 推進に関する課題解決に向けた即戦力の人材として活躍してもらうため、GovTech 東京パートナーズ事業（図2）を開始するとし、令和6年4月から運用を始めている。令和6年度の実績は表4のとおりである。

（図2）GovTech 東京パートナーズ事業 概要



出典：財団ホームページ

（表4）GovTech 東京パートナーズ事業実績

登録者（令和6年度末時点）	任用者
567名	14自治体で15名 (CIO 補佐官、BPR 支援、ウェブサイト改善等)

GovTech 東京パートナーズへの登録方法は、財団ウェブサイトにおいて、氏名等の個人情報、職務経歴及びプログラミングスキル等、デジタル人材と都内自治体とのマッチングに必要な情報を入力する。登録に当たっての審査はなく、採用選考は各自治体において行う。

財団は、自治体の判断に必要な情報提供や助言を行う。具体的には、職務経歴書を確認し面談を経てコミュニケーション能力並びにプログラミング及びデータ分析等の専門的な知識・技術等を確認し、自治体のニーズに合うと判断できる人材を自治体に紹介する。また、人材を紹介するだけでなく、自治体の課題整理及び人物要件の設定から任用後の定着まで支援する。定着までの支援として、人材が行政での就業経験がない場合でも円滑に業務を遂行できるよう自治体のルール等を学ぶための研修を実施し、任用後6か月までを目途に定期的フォローのための面談を実施するとともに、6か月経過後も自治体及び人材いずれからも随時相談の受付体制を確保し、必要に応じて問題解決のためのサポートを実施するとしている。

また局は、今後、引き続き区市町村の課題解決に向けて、必要な人材が任用されるよう、都内自治体に対し任用実績を情報提供するなどにより、デジタル人材の活用促進を図るとしている。

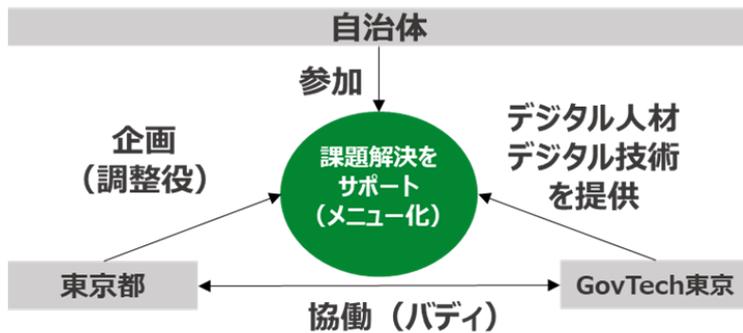
3 プロジェクト型伴走サポートについて

(1) 事業の概要

プロジェクト型伴走サポートは、複数の自治体で共通に抱えるデジタルに関連する課題に対し、局と財団が協働し、様々な技術的アドバイス等を行い、課題解決を図る取組であり（図3）、令和6年度において、参加自治体数は図4のとおり大幅に増加している。

プロジェクト型伴走サポートは、都・財団協働事業（表2）のうち「(2) 区市町村のDX推進に関する事業」に当たる。基本協定によれば、都は、企画調整及び国や区市町村との連絡調整等の業務を担当し、財団は、スポット相談や伴走サポートなどによる、区市町村に対する技術的な助言・提案等の実施、及び地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る技術的支援等の業務を担当する。

（図3）プロジェクト型伴走サポートのイメージ



出典：デジタルサービス局作成資料

（図4）プロジェクト型伴走サポート参加自治体数



出典：デジタルサービス局作成資料を一部加工

(2) 事業の実施状況

令和6年度においては、参加自治体数は40自治体であり、6事業で延べ85自治体のサポートを実施している（表5）。サポートに当たって選定したテーマは、スポット相談においてテーマとなったものや、表1の各協議会等で把握した個別の課題を参考に決定しており、参加自治体の満足度も高い。

このうち、「公共施設の予約管理業務」に参加した自治体には、キャッシュレス決済の導入やスマートキーの一部施設への導入により、利用者は使用料の支払や鍵の受け取りを窓口に行かなくてもワンストップで行うことが

できるようになり、利便性が向上したとしている。また、「セキュリティポリシー改定」に参加した自治体においては、セキュリティポリシー改定作業は、総務省発行「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」記載の例文を参考にして改定作業をすることで、項目ごとに比較し差分を明らかにすることで、効率的に作業が進められ、同ガイドラインの準拠率が向上したとしている。さらに、「窓口DX（書かない窓口）」に参加した自治体には、窓口体験調査（注）を実施しシステムを導入したことにより、転入・転出等の住民異動に関する手続において、マイナンバーカード等の読み取りなどで各種届出作成の手間を削減したとしている。

（注）職員が事前に設定した利用者像（住民）に従って、必要な一連の手続を窓口において体験し、住民目線で課題や改善点を整理する取組

（表5）プロジェクト型伴走サポートの実施状況

テーマ	支援内容・成果	参加自治体数
ウェブサイトの課題抽出・改善（基本編）	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトの解析手法の習得、アクセス解析・診断、課題抽出から改善施策をサポート ウェブサイトの解析をサポートし、課題解決に向けた改善施策を実施、自ら改善ができるための基礎力を習得 	12自治体 (2区8市1町1村)
ウェブサイトの課題抽出・改善（応用編）	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトだけでなく、公式LINEやSNSなどを含めた改善とデータ分析の手法等もサポート 基本編で実施した施策から、さらに一歩進んだ施策を実施 	5自治体（上期） (3区2市)
		6自治体（下期） (2区4市)
公共施設の子約管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設予約業務のBPR（注）ワークショップを開催。民間のクラウド型公共予約システムの操作体験、導入準備をサポート 施設予約業務のBPRや民間のクラウド型の公共施設予約システムの評価検証、導入支援など実施 	11自治体 (3区8市)
セキュリティポリシー改定	<ul style="list-style-type: none"> 最新ガイドラインとの比較、修正の可否検討と修正案の策定をサポート 総務省ガイドラインと比較し相違点を踏まえて改定のポイントを明確化 	8自治体（上期） (2区6市)
		12自治体（下期） (3区8市1村)
窓口DX（書かない窓口）	<ul style="list-style-type: none"> 「書かない窓口」を中心に導入計画の策定、仕様書作成、プロジェクト管理、運用改善をサポート 窓口業務における課題・原因の導出、窓口体験調査、書かない窓口システムの導入を支援 	11自治体 (7区4市)
生成AI活用	<ul style="list-style-type: none"> 最新技術トレンドや実践的ワークショップの開催、生成AIプラットフォームを活用した業務アプリの実証実験、生成AIの自治体業務への活用などをサポート 先進的なツールの活用事例等の紹介、実践的なワークショップ、各自治体の検討状況に応じた個別支援 	20自治体 (8区11市1町)

（注）Business Process Re-engineering の頭文字であり、現在の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計することを指す。

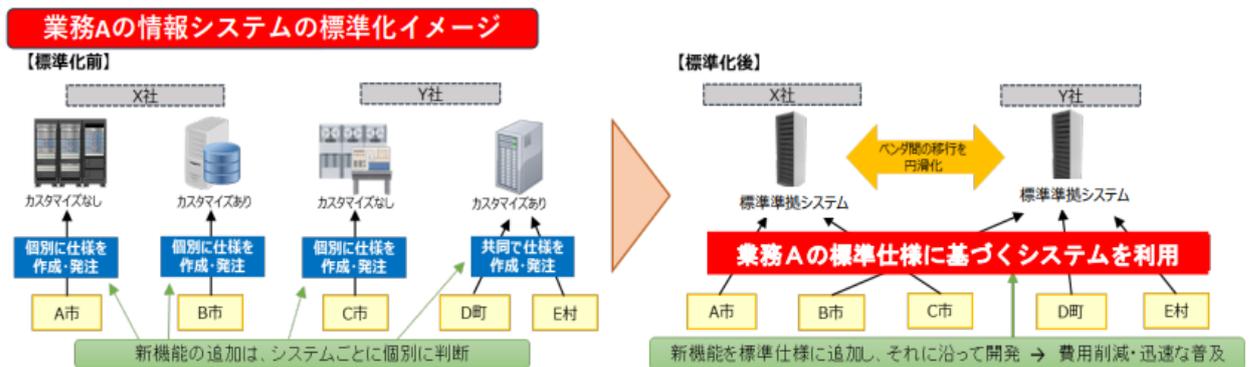
4 地方公共団体情報システムの標準化・共通化について

上記1(2)のとおり、令和3年5月、標準化法が公布された。これは、これまで、住民記録等の業務システムを各自治体が個別に開発し所有していたことにより、維持管理や制度改正時の改修に伴う負担増加、開発・運用事業者の固定化などの状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付けるというものである（図5）。国は、運用コスト削減を目指しており、新たな住民サービスにも標準準拠システムを改修することで、迅速な対応を実現することができるなどとしている。

国が定める標準化基本方針において、標準化の実施期限は令和7年度末となっており、この標準化の実施に際して、デジタル庁が調達し整備する政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドに移行すれば補助金の適用対象となる。しかし、全国一律の移行期限の設定によって開発事業者の対応能力の不足等が生じ、都内の半数以上の自治体が、この移行期限に間に合わず、令和8年度以降に移行するシステムを抱えており、今後も移行期限に間に合わないシステムが増加する可能性がある。このため、都は、地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、国に対し、令和6年10月、緊急要望を行い、国は、令和7年5月、補助金の適用期限（デジタル基盤改革支援基金の設置期限）を令和7年度末から令和12年度末まで5年間延長することを決定した。

今後、局及び財団は、区市町村が行う標準化の進捗状況を把握するとともに、区市町村を訪問し標準化移行の取組を支援する伴走サポートや個別相談に対し解決を支援するスポット相談等を通じて、区市町村に開発事業者や他団体の成功事例等を紹介するなど、引き続き区市町村への支援を行っていくとしている。

(図5) 自治体情報システムの標準化・共通化の概要



出典：デジタル庁ホームページ抜粋

5 保活ワンストップについて

保活ワンストップは、保育園探しから入園までの手続きがオンラインで完結するサービスを実現するプロジェクトであり、都・財団協働事業（表2）のうち「(6) DX 推進協働事業を達成するために必要な事業」に当たる。基本協定によれば、都は、こども DX 事業の総合的な推進等の業務を担当し、財団は、プッシュ型子育てサービス（注1）や保活ワンストップ等こども DX 事業（注2）の推進支援等の業務を担当する。

保活ワンストップは、都がこども DX プロジェクトの一環として取組を進めてきたもので、国の「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPES）」（注3）を活用し、令和6年10月31日から運用が開始され、3自治体の保育施設126園（板橋区（公立36園・私立9園）・足立区（公立32園・私立13園）・調布市（公立8園・私立28園））が参加した。

保活ワンストップは、財団が、保活情報（保育施設情報・見学予約管理情報・手続情報）を集約するシステム（保活情報連携基盤）を構築し、既存の民間保活サイト及び既存の保育 ICT システムを保活情報連携基盤につなぐことで、実現したとしている。保護者は、民間保活サイトを通じて、保育施設情報の収集や見学予約等が可能となり、保育施設は、保育 ICT システムを通じて、保活情報連携基盤への保育施設情報の登録・更新や見学予約情報の取得・処理が可能となった。

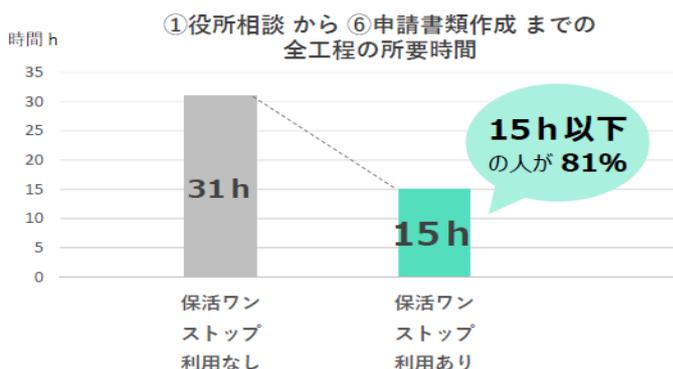
（注1）東京都版子育て支援制度レジストリを構築し、民間事業者との連携によって、アプリから必要な情報が先回りで届き、3つの「そびれ」（知りそびれる・申し込みそびれる・貰いそびれる）をなくすというもの

（注2）令和7年度までに4つのプロジェクト（プッシュ型子育てサービス、母子保健オンラインサービス（Public Medical Hub）、保活ワンストップ、給付金手続の利便性UP）について、「つながる子育て」をキーワードに、組織や行政の垣根を越えて便利で快適な子育て支援サービスを実現するというもの

（注3）将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組について、プロジェクト推進に要する経費を支援するというもの

令和7年度4月入所申請手続のため自治体窓口に来所した保護者等約240名を対象に、スマホで民間保活システムから保活ワンストップサービスを体験してもらい、体験後アンケートを実施しており、その結果、施設見学予約について電話と比較した効率性やワンストップであることに対する満足度は5段階評価で平均4.5であった。また、保活に関する手続と平均的な所要時間は、①役所相談（10h）、②保活情報収集（7h）、③見学予約（1h）、④見学（5h）、⑤希望施設決定（3h）、⑥申請書類作成（5h）の合計約31時間程度とされている中（一般社団法人こどもDX推進協会調べ）、この保活ワンストップを利用した場合の、①から⑥までの所要時間は、81%の人が15時間以下と回答し所要時間の短縮効果があった（図6）。

（図6）効果検証結果



出典：デジタルサービス局作成資料

令和7年度は、保活ワンストップサービスを利用できる保護者を増やすため、連携自治体や参加保育施設を拡大している(表6)。また、見学予約の保育施設による承認を自動化する機能改善や、保護者が世帯の状況を入力することで保育指数を試算できるシミュレーション機能を追加し、保護者の利便性の向上等につなげている。

なお、都が運営する保活ワンストップは、全国での活用を見据えた取組として実施したものであることにより、令和8年度からは、国がサービスを開始する予定である。

(表6) 連携自治体・参加保育施設

区分	令和6年度	令和7年度
連携自治体	板橋区・足立区・調布市	港区・江東区・渋谷区・杉並区・板橋区・足立区・江戸川区・八王子市・青梅市・昭島市・調布市・町田市・日野市・狛江市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・多摩市・西東京市
保育施設	126園	約1,100園

6 財団に対する負担金及び補助金の支出について

(1) 負担金及び補助金の支出の根拠について

都が財団に対し支出している負担金及び補助金並びにこれらの支出の根拠となる協定及び要綱は表7のとおりである。

(表7) 負担金・補助金とその根拠

負担金・補助金	根拠となる協定・要綱
DX推進に向けた協働事業実施に係る負担金	DX推進に向けた協働事業実施に係る基本協定
	DX推進に向けた協働事業実施に係る基本協定に基づく業務の執行及び経費の支払等に関する年度協定
令和6年度一般財団法人GovTech東京補助金	令和6年度一般財団法人GovTech東京補助金交付要綱

(2) DX推進に向けた協働事業実施に係る負担金について

都は、表7の基本協定及び年度協定(以下「本協定」という。)に基づき、財団に対し、都・財団協働事業(表2)に係る費用(負担金)を支出する。

都は四半期ごとに概算額で支払い、会計年度終了後、財団から提出された実績報告書を基に負担額を確定し、財団に通知する。負担額の確定通知を受けた財団は精算し、残余金が生じた場合は都に返納する。なお、財団は、四半期ごとに当年度における事業進捗の状況報告書を都に提出しなければならない。

(3) 令和6年度一般財団法人GovTech東京補助金について

都は、令和6年度一般財団法人GovTech東京補助金交付要綱(以下「本要綱」という。)に基づき、財団に対し、補助金を交付する。本要綱は、区市町村を含めた東京全体のDXを効果的に進めるための事業を行う財団に対し、その運営に要する経費の補助を行うために必要な事項を定めることを目的とするものであり、補助金の交付対象は、財団の人事、経理、連絡調整等の管理・運営に関する経費及び官民共創事業を実施するために必要かつ適当と認められる経費である。

都は四半期ごとに概算額で交付し、会計年度終了後、財団から提出された実績報告書等を基に補助金の額を確定し通知する。補助金の額の確定通知を受けた財団は精算し、残余金が生じた場合は都に返還する。なお、財団は、補助事業の遂行状況に関し四半期ごとに状況報告書を都に提出しなければならない。

(4) 負担金及び補助金の支出状況について

監査において、本協定及び本要綱に基づき財団から都に提出された実績報告書、確定額通知書及び精算書を確認したところ、表8のとおり負担金の支出及び補助金の交付は適正に行われていることが認められた。

しかし、各実績報告書において協働事業なのか補助事業なのかが不明瞭な表記があったため、別項意見・要望事項のとおり、改善を求めた。

(表8) 負担金・補助金の支出額

(単位：円)

区分	DX 推進に向けた協働事業実施に係る負担金	令和6年度一般財団法人 GovTech 東京補助金
概算払額	6,919,490,000	1,349,713,000
確定額	5,153,576,272	1,159,118,404
返還額	1,765,913,728	190,594,596

【監査委員からの所見】

以上、局は、デジタル人材の確保や自治体事務のデジタル化に苦慮している区市町村に対し、財団と連携し、研修や人材紹介によるデジタル人材の育成・確保に関する支援や、複数の自治体が共通して抱える事務のデジタル化に関する課題についての伴走型支援などを行っている。

今後も局は、都内全区市町村の DX 推進体制構築に向け、デジタル人材の量と質の確保への支援や、都民や都内事業者の利便性向上に資する各種申請手続のデジタル化支援などに財団と協働して取り組むことにより、区市町村の後押しをしていく必要がある。

2 指摘事項等

[意見・要望事項]

(重点監査事項) (歳出)

(1) 各報告書における事業の実施内容の表記について

都及び一般財団法人 GovTech 東京（以下「財団」という。）は、DX 推進に向けた協働事業の実施に当たり基本協定を締結し、協働事業に係る費用の負担等について年度協定を締結している。これらの協定により、都は、財団から協働事業に係る実績報告書の提出を受けて、当該書類に基づき財団に対する負担金の支出金額を確定する。また、令和 6 年度一般財団法人 GovTech 東京補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日付 5 デ総総第 6 7 9 号）により、都は、財団から財団の管理運営に係る費用及び財団が自立的に実施し都の施策とも合致する事業（以下「補助事業」という。）に係る実績報告書の提出を受けて、当該内容等に基づき財団に対する補助金の支出金額を確定する。なお、負担金及び補助金の支出金額は表 1 のとおりである。

したがって、協働事業と補助事業それぞれの実績報告書において、事業の実施内容として表記される事項は、別の実施内容である必要がある。

しかしながら、表 2 のとおり、それぞれの実績報告書に全く同一の表記があった。このような表記によって、当該事項が協働事業なのか補助事業なのかが不明瞭となっている。

総務部は、実績報告書に財団の事業の実施内容を適切に表記するよう財団を指導することが望まれる。

(デジタルサービス局)

(表 1) 財団に対する負担金及び補助金の支出金額（令和 6 年度）

(単位：円)

区分	負担金	補助金
概算払額	6,919,490,000	1,349,713,000
確定額	5,153,576,272	1,159,118,404

(表2) 協働事業及び補助事業に係る実績報告書において同一表記である部分

区分	協働事業に係る実績報告書・補助事業に係る実績報告書
実施内容	<p>便利で快適な子育て支援サービスを実現するため、国・区市町村・民間事業者等の垣根を越えたデータ連携やサービス基盤の構築等の推進を通じて子育てや保育に関する情報・手続のDXを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プッシュ型子育てサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都内 62 自治体及び東京都における子育て支援制度レジストリの整備</u> (注)、及び約 7,800 制度のオープンデータ化が完了 ・ 子育て世代に対し、計 90 制度以上、58,300 を超える情報をプッシュ型で配信、子育て当事者の 62.5%、参画事業者の 66.7%の時間短縮を達成 ・ 各自治体における子育て支援レジストリの活用促進に向けた参考として、ダッシュボードや活用例(検索ポータル)を暫定的にとりまとめ ・ ユーザからのフィードバック機能確立を目的としたコミュニティ運営に向けて、プッシュ型子育てサービスを対象に試行運用 ● 保活ワンストップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 保活情報連携基盤を構築し、「保活ワンストップサービス」を10月にリリース(連携3自治体(板橋区、足立区、調布市)の126保育園が参加) ・ サービスの認知度拡大に向け、保育施設の情報や手続情報の検索、見学予約が可能な「東京都保活ワンストップポータルサイト」を構築 ・ サービス利用ユーザにアンケートを実施し、保活に対する満足度4.3/5を獲得、保活(情報収集・見学予約)に係る所要時間を削減 ● 東京都の子供・子育て支援「018(ゼロイチハチ)サポート」(都福祉局) <p>デジタル庁、東京都と協働してマイナンバーカードを使用した新しい申請方法の受付を開始し、給付金手続を行う「018(ゼロイチハチ)サポート」事業において、10分以内で申請完了する人が7%だったのが70%に改善するなど、申請時間の大幅短縮を実現</p> ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、東京都・GTT、区市町村、子育てのDXを推進する団体が参画する「東京こどもDX2025つながる子育て推進会議」について第2回(6月7日)、第3回(12月17日)を開催 ・ 「こどもDX」を踏まえた制度レジストリの高度化・汎用化など、他分野への展開や課題解決等を見据えた調査を開始

(注) 制度レジストリとは、子育て支援制度などの行政サービスや制度に関する情報をデジタル化して、使いやすい形で整理して公開するものとされる。制度レジストリの整備のうち、子育て支援制度レジストリ先行整備及びプッシュ型サービス創出に関する連携協定書に基づき、財団が先行整備するための経費は財団が負担することとされたため、補助事業とされる。したがって、下線部の表記の一部(財団が先行整備した自治体分)は、補助事業に係る実績報告書にのみ記載されるべき事項であり、その他の表記は協働事業に係る実績報告書にのみ記載されるべき事項である。

[指摘事項]

(歳出)

(2) 契約変更手続及び完了検査を適正に行うべきもの

デジタルサービス推進部は、「SusHi Tech Tokyo 2025」イベントの展示ブースにおいて、来訪者にスマートシティ東京の取組を分かりやすく伝えるために放映する動画の編集及び制作委託契約を、表3のとおり締結している。

この契約の契約内訳書を確認したところ、表4のとおり、納品データ作成費は5本分となっている。

ところが、納品物及び完了届に添付された納品関係書類を確認したところ、受託者が納品した納品データは4本となっている。

このことについて、部に確認したところ、契約当初は、都市圏人口、都内外国人観光客数、都内大企業数、都内スタートアップ社数等を紹介し、国内外の企業や投資家等に都の魅力や市場価値を伝える動画4本（日本語版2本（90秒及び30秒×各1本）、英語版（90秒及び30秒×各1本））及びスマートシティ推進企業の取組を紹介する動画1本（以下「スマートシティ推進企業動画」という。）の合計5本を作成する予定であった。

ところが、3月上旬にイベント会場の展示ブース要件（ブースの広さ、投影モニターの機能等）の詳細確認を行い、出展の方向性を組織内で再度検討した結果、スマートシティ推進企業動画を制作する必要がなくなったとのことである。

しかしながら、受託者が制作する納品データ数に変更が生じたにもかかわらず、部は契約変更手続を行っておらず、適正でない。

また、完了検査について確認したところ、仕様書では動画1本につきDVD1本（合計5本）を納品するよう定められており、かつ、表4の契約内訳書では、作成したデータをDVDへ複製する費用等である納品データ作成費5本分が計上されている。

ところが、①前述のとおり、納品されたデータは4本である、②完了検査日である令和7年3月31日にはDVDは納品されていなかった、③完了届に添付された納品関係書類には、納品データが令和7年4月7日に保存されたものであることが記されていた。

完了検査は、契約に基づき納入された納品物について、これらの規格、性能、品質、数量等が契約書、仕様書その他の関係書類に定める契約条件に適合したものであるか否かを確認するために行うものであるにもかかわらず、上記①から③の状況で、検査員が令和7年3月31日付けで検査合格としているのは、適正でない。

部は、契約変更手続及び完了検査を適正に行われたい。

(デジタルサービス局)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約金額	契約期間
SusHi Tech Tokyo 2025 関連動画の編集・制作委託	962,500	令和7.2.19～令和7.3.31

(表4) 契約内訳書の内容

(単位：円)

内容	数量	単価	金額
動画編集	—	—	—
企画費	1式	100,000	100,000
編集費	1式	400,000	400,000
諸経費	1式	200,000	200,000
納品データ作成費	5本	15,000	75,000
管理費	1式	100,000	100,000
小計			875,000
消費税等(10%)			87,500
合計			962,500

(歳出)

(3) 研修会実施委託における講師の選定・確保の手続について見直すべきもの

局は、「東京都デジタル人材確保・育成基本方針」において、デジタル人材の育成に向けた具体的な取組として、区市町村におけるデジタル人材育成を支援するため、自治体 DX の概要を理解し、DX マインド、デジタルリテラシーを身に付けることができるよう、デジタル力向上に向けた勉強会・研修会を実施・充実するとしている。

そこで、デジタル戦略部は、区市町村職員に対する研修会を表5のとおり構成し、効果的に実施するため、表6のとおり委託している。そして、本委託の仕様書によると、講師の選定・確保について、受託者は、各回研修会の内容に関して豊富な実績と実務経験を有する大学教授やデジタル庁職員等の講師候補者を都と協議のうえ決定し、講師を確保するものとしている。また、各回研修会のうちデジタルツールガイドについては、原則として、特定の講師ではなく、各ツールの事業者講師を依頼することを想定しているとしている。

そこで、本研修会の講師の選定・確保の手続について見たところ、局は、受託者から講師候補者について、実施回ごとに42件の講師選任書を徴取しているが、そのうち13件の講師選任書の講師情報には法人名のみが記載されており、実際の講師が誰なのかを確認できる内容となっていなかった。受託者から提出された講師選任書からは、選任理由として「DXに関する専門的な知識、知見をお持ちであるため」との記載がそれぞれあるものの、実際の講師が選任理由に記載されているような当研修会の講師として相応しい候補者なのか明らかではなく、適切でない。

部は、講師の選定・確保を含めて委託契約を締結していることから、講師選任書の記載事項について特定の講師の記載を求めるよう、講師の選定・確保の手続について見直されたい。

(デジタルサービス局)

(表5) 研修会の構成

名称	概要	実施方法
区市町村 DX の基礎を学ぶためのセミナー	DX の推進に必要な基礎的な知識や区市町村職員との間での DX 事例の共有等を図り、DX を計画的かつ効果的に推進できる職員の育成を目指す	オンライン
デジタルツールガイド	自治体で実際に活用されているデジタルツール等を学び、各ツールの特徴を知ることによって DX 推進のノウハウを取得	オンライン
自治体 DX 推進マインドセット研修	希望する自治体へ直接出向き、各自治体の状況や DX の進捗度を踏まえて、更なる DX の推進に向けて、職員の DX マインドを醸成する	対面
テーマ別研修	ニーズに合った特定のテーマをハンズオンも交えて学習することで DX への理解を深める	対面

(表6) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	委託内容
区市町村研修会 実施委託	令和 6. 4. 1～令和 7. 3. 31	16,932,102	<ul style="list-style-type: none">• 本研修会の実施に必要な講師の選定・確保、教材の準備等を実施する業務• 本研修会を実施する業務• 本研修会の実施実績の報告

主 税 局

1 重点監査事項

「固定資産税（土地・家屋）の課税について」

【選定理由】

土地・家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者に対して、表1のとおり課税される市町村税であるが、23区内では、特例により各都税事務所が課税を行っている。

土地・家屋に対する固定資産税の税収は、令和5年度は固定資産税全体の約9割を占めており、課税対象が全地域に存在し、比較的変動が少ないことから、安定的な財源となっている。

(表1) 固定資産税の概要

課税客体	土地、家屋及び償却資産
課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者
課税標準	価格（適正な時価）
税率	標準税率1.4%

23区内の各都税事務所は、登記所から通知される土地・建物についての登記情報を受け、保有している課税のための基礎資料と現況との差異を確認している。

しかしながら、建物の増改築に関する変動については登記されないことが多く、居住者用駐車場（軽減措置あり）から外部貸し駐車場（軽減措置なし）への変更などの用途変更は、土地所有者からの申告がなければ把握が難しいことから、課税誤りの一因となっている。

過去における定例監査においても、土地・家屋に対する固定資産税の課税誤りに係る指摘が繰り返し行われており、課税誤りは納税者の信頼を損なうことにつながりかねない。また、固定資産税の対象となる土地・家屋については都市計画税も課税されることから、固定資産税の課税誤りがあると、都市計画税にも影響する。

このため、固定資産税（土地・家屋）の課税について重点監査事項に設定し、事務が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 土地に課税するための評価額を決定する際に、土地の利用形態に応じた用途の認定（住宅用地、非住宅用地等）や、利用状況に応じた評価を行っているか（経済性、有効性、合規性）
- ② 家屋の増改築や滅失等の変動を把握した場合に、認定に反映させているか（経済性、有効性、合規性）
- ③ 固定資産税の課税に影響する土地・家屋の変動について、画像情報等を収集・活用して、効率的に把握しているか（効率性）

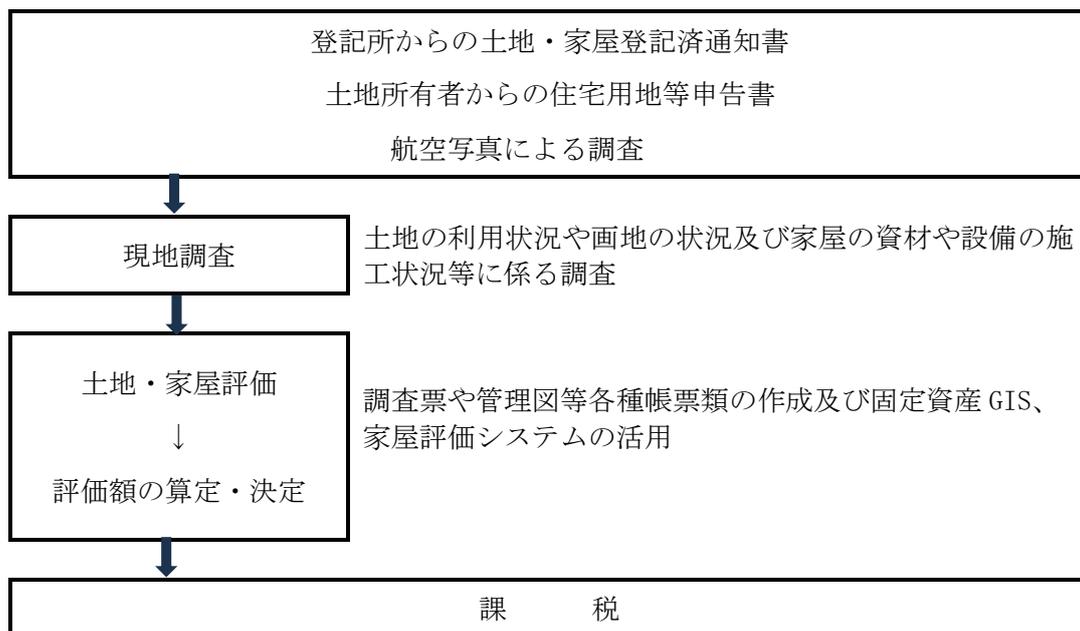
【結果の概要】

23 区内の都税事務所は、図 1 のとおり、登記所からの土地・家屋登記済通知書や東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号）に基づき土地所有者から提出される土地・家屋の用途変更などに係る住宅用地等申告書等に基づき、当該土地・家屋の現地調査を行い、その評価額を算定・決定した上で、固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課・徴収を行っている。

令和 7 年定例監査の対象となっている 12 都税事務所（注）における固定資産税（土地・家屋）の課税について、抽出により監査を行った。

（注）港、新宿、江東、目黒、大田、世田谷、中野、豊島、北、荒川、板橋、江戸川の各都税事務所

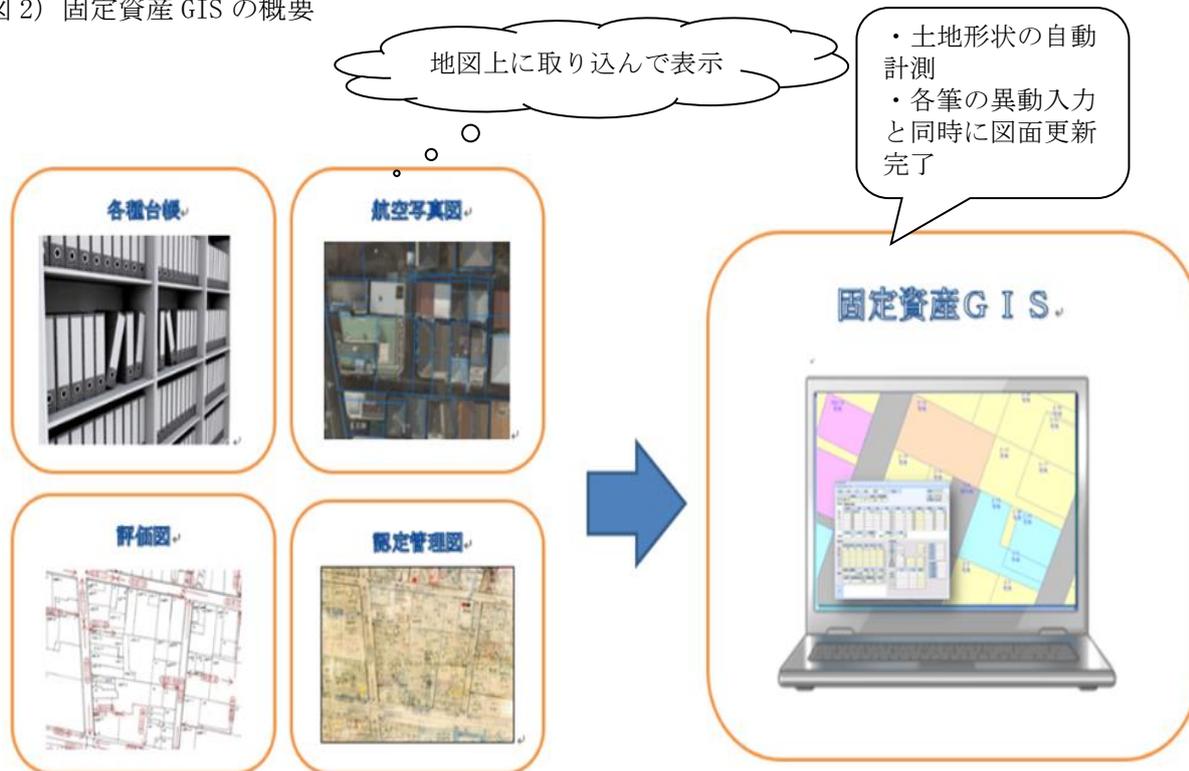
（図 1）土地・家屋に係る課税事務の流れ



なお、局は、図 2 のとおり土地・家屋課税台帳の情報や、デジタル化された地図データを地理情報システムである固定資産 GIS に取り込んで、現地調査や評価に活用し、土地に係る課税事務の精度向上を図っている。

また、局は、建築物竣工図等の資料及び現地調査結果を基に、作図作業や必要な情報の入力を行うことで、総務大臣が定めた固定資産評価基準の各種補正項目等を自動計算する家屋評価システムを活用し、家屋に係る評価額算定の効率化を図っている。

(図2) 固定資産GISの概要



主税局事業概要（令和6年版）に基づき監査事務局で作成

① 土地に課税するための評価額を決定する際に、土地の利用形態に応じた用途の認定や、利用状況に応じた評価を行っているか

土地に対する固定資産税等の課税において、住宅用地は、税負担を特に軽減する必要があることから、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条3の2の規定等に基づき、その面積に応じて表1のとおり特例措置が適用される。

住宅用地で住宅1戸当たり200㎡以下の部分である小規模住宅用地については、200㎡を超える部分の住宅用地（以下「一般住宅用地」という。）と比べて、課税標準額がさらに軽減されるため、税負担の公平性の観点から、適正な認定を行う必要がある。

(表1) 住宅用地の特例措置を適用した額（本則課税標準額）の算出方法

区 分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅用地で住宅1戸（注）につき200㎡までの部分	価格（評価額）×1/6	価格（評価額）×1/3
一般住宅用地	住宅用地で住宅1戸当たり200㎡を超える部分	価格（評価額）×1/3	価格（評価額）×2/3

(注) 原則1棟を1戸とするが、共同住宅など、独立的に区画された住戸がある場合は、その数とする。

そこで、令和7年定例監査の対象のうち、23区内に所在する12都税事務所において、登記所から通知される土地に係る「登記済通知書」及び土地所有者から提出された「住宅用地等申告書」を抽出し、課税状況

を確認したところ、その範囲では、指摘等すべき事項は認められなかった。

しかしながら、複数の所において、登記や申告が行われていない土地利用状況等の変動を捕捉できていなかったため、小規模住宅用地の認定や、同一画地としての評価等を誤った結果、課税不足が生じている事例が認められたことから、別項指摘事項のとおり、改善を求めた。

② 家屋の増改築や滅失等の変動を把握した場合に、認定に反映させているか

家屋に係る固定資産税等について、登記所からの通知書及び航空写真による調査に基づき、家屋の新築・増改築・滅失の変動を捕捉し、再建築価格（注）を基準に家屋の評価額の算定を行っている。

そこで、12 都税事務所において、登記所から通知される家屋に係る「登記済通知書」及び航空写真による調査結果を抽出し、課税状況を確認したところ、その範囲では、指摘等すべき事項は認められなかった。

しかしながら、登記済通知書や航空写真から把握できず、所在する家屋を捕捉していなかったため、課税漏れが生じている事例が認められたことから、別項指摘事項のとおり、改善を求めた。

（注）評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものを、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費

③ 固定資産税の課税に影響する土地・家屋の変動について、画像情報等を収集・活用して、効率的に把握しているか

局は、昭和 61 年から、航空写真を活用した土地・家屋の変動の把握を行い、さらに、土地の利用状況の変動の把握については、令和 2 年度から、住宅地図を活用した取組を始めている。また、局は、令和 6 年定例監査においてカーシェアリング用駐車場の把握漏れに係る指摘を受けたことから、インターネットを活用して、こうした駐車場の把握も行っている。

そこで、12 都税事務所において、局が住宅地図やインターネットを活用して把握した変動が疑われる土地について、課税状況を確認したところ、その範囲では、指摘等すべき事項は認められなかった。

しかしながら、令和 5 年の道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)改正等により急速に広まっている電動キックボードのシェアリングポートについて、土地所有者への周知や効果的な把握に向けた調査方針について検討すべき事例が認められたことから、別項意見・要望事項のとおり、意見・要望を行った。

【監査委員からの所見】

局は、都税に対する納税者の信頼を維持しつつ、着実に税収を確保していくため、社会情勢の変化に応じ、固定資産税の課税対象となる土地・家屋の変動を効率的に把握する手法を構築するとともに、本庁と各都税事務所との間で情報を共有・連携し、過去にも、固定資産税等の課税誤りが繰り返し指摘されていることも踏まえ、適正、公平かつ効率的な課税事務を遂行する必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (歳入)

(1) 小規模住宅用地の認定について

土地に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第349条の3の2の規定等により、住宅用家屋の敷地及びそれと一体となっている庭や居住者用駐車場等は「住宅用地」として認定されるが、それ以外の業務用（店舗、事務所、工場、旅館等）家屋の敷地、月極駐車場等は「非住宅用地」とされる。

この認定は、賦課期日（毎年1月1日）現在の土地の利用状況につき行われ、法に基づき、小規模住宅用地（住宅1戸あたり200㎡までの部分）は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1に軽減される。なお、小規模住宅用地を除く住宅用地（以下「一般住宅用地」という。）については、課税標準額が、固定資産税では3分の1、都市計画税では3分の2に軽減される。

このように、土地の用途に応じて課税額に差異が生じることから、一区画の土地に複数の用途が混在している場合は、用途ごとに利用面積に応じて認定することとなる。

ところで、板橋都税事務所、江戸川都税事務所、目黒都税事務所、豊島都税事務所及び江東都税事務所において、小規模住宅用地の認定状況を見たところ、次のとおり適正でないものが認められた。

ア 駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

局は、駐車場を住宅用地の一部と認める要件に、居住者用駐車場であることを挙げている。

ところで、板橋都税事務所は、表1の駐車場AからDまでの土地について、江戸川都税事務所は、駐車場Eの土地について、居住者用駐車場であるとして小規模住宅用地と認定している（図1参照）が、調査したところ、その一部又は全部が月極駐車場であったことから、その部分については非住宅用地とすべきであり、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。

この結果、法第17条の5に基づく更正の対象期間（5年間＝令和2年度から令和6年度まで（以下「更正期間」という。））についての固定資産税等が、併せて65万8,770円課税不足となっている。

所は、駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

(主税局)

(表1) 税額正誤表

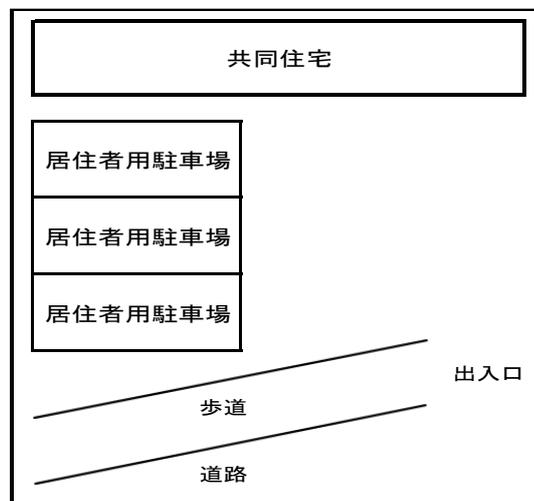
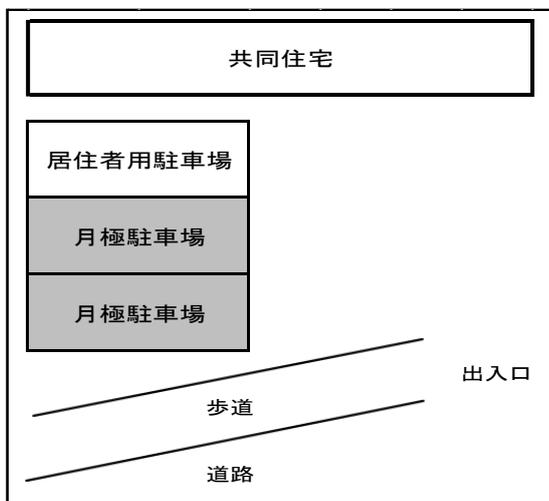
(単位：円)

区分	年度	税 額		課税 不足額	備 考	
		正	誤			
板 橋	A	R6	1,001,041	974,839	26,202	令和5年に居住者用駐車場3台中 2台を月極駐車場に変更
	B	R3	126,376	110,715	15,661	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年に居住者用駐車場1 台を月極駐車場に変更 令和4年に居住者用バイク用 駐輪場1台を月極バイク用駐輪 場に変更
		R4	133,370	117,048	16,322	
		R5	143,425	123,382	20,043	
		R6	150,868	130,002	20,866	
		計	554,039	481,147	72,892	
	C	R4	311,636	300,357	11,279	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年に居住者用駐車場4 台中1台を月極駐車場に変更 令和5年に更に1台を月極駐 車場に変更
		R5	327,682	316,690	10,992	
		R6	356,225	334,014	22,211	
		計	995,543	951,061	44,482	
	D	R3	324,638	215,600	109,038	令和2年に居住者用駐車場5台中 4台を月極駐車場に変更
		R4	340,936	227,403	113,533	
		R5	352,957	236,054	116,903	
		R6	361,319	241,646	119,673	
		計	1,379,850	920,703	459,147	
江 戸 川	E	R5	281,207	263,110	18,097	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年に駐車場8台中1台 を月極駐車場に変更 令和5年に更に1台を月極駐 車場に変更
		R6	314,990	277,040	37,950	
		計	596,197	540,150	56,047	
合 計			4,526,670	3,867,900	658,770	

(図1) 居住者用駐車場の一部が月極駐車場となる例

(正)

(誤)



イ 駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

局は、駐車場用地を住宅用地と認める要件として、当該駐車場が住宅用地と同一区画であることとしている。

ところで、目黒都税事務所は、表2の駐車場Fについて、図2のとおり塀で囲われ、住宅用地と同一区画ではないため、非住宅用地とすべきところ、小規模住宅用地として認定しているのは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて41万4,758円課税不足となっている。

所は、駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

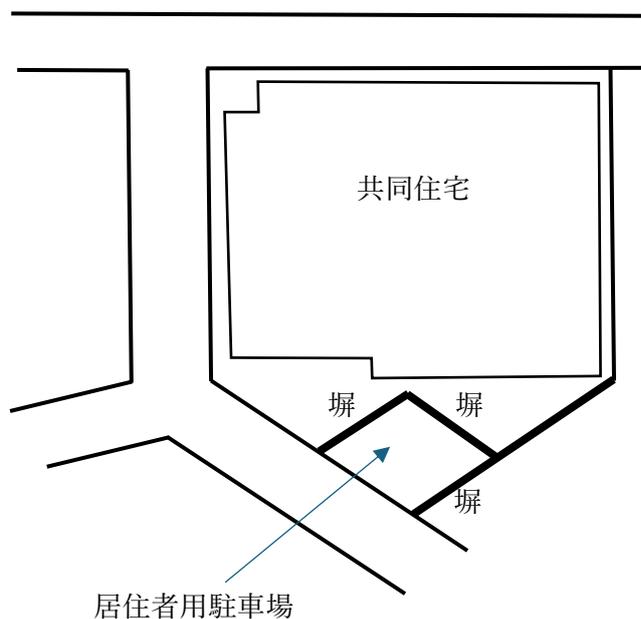
(主税局)

(表2) 税額正誤表

(単位：円)

駐車場	年度	税 額		課税不足額	備 考
		正	誤		
F	R2	726,080	647,069	79,011	平成29年から塀に囲まれた駐車場となっている。
	R3	726,080	647,069	79,011	
	R4	764,592	682,371	82,221	
	R5	792,245	706,035	86,210	
	R6	811,491	723,186	88,305	
	計	3,820,488	3,405,730	414,758	

(図2) 駐車場F



ウ 建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

豊島都税事務所は、表3の土地につき、その全てを小規模住宅用地として認定し、固定資産税等を課している。

しかしながら、

① 表3の土地Gに所在する一戸建ての家屋は令和5年11月6日付けで、

② 表3の土地Hに所在する共同住宅の家屋のうち地下1階については平成31年2月20日付けで、1階及び2階については令和元年12月25日付けで、

それぞれ豊島区長から旅館業の許可を受けており、当該家屋の敷地は、その利用状況から非住宅用地として認定すべきものであることから、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。

また、江戸川都税事務所では、用途の異なる家屋（工場と社員寮）が混在している土地として、表3の土地I（図3参照）について、小規模住宅用地を132.23㎡、非住宅用地を363.63㎡で認定している。局が作成した「住宅用地認定事務の手引き」によれば、用途の異なる家屋が混在し、住宅の敷地部分が不明確な場合には、住宅用地及び非住宅用地の面積は建築面積按分で確定するものであるが、認定している面積は建築面積按分にはなっておらず、また、住宅の敷地部分を132.23㎡と算出した根拠となる資料も確認できない不適切な状況であった。

そこで、当該家屋（社員寮）について、実地監査後、所で調査したところ、平成2年から店舗及び事務所に用途を変更していることが判明した。当該家屋の敷地は、その利用状況から非住宅用地として認定すべきものであることから、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて279万9,967円課税不足となっている。

所は、建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

(表3) 税額正誤表

(単位：円)

区分	年度	税 額		課税 不足額	備 考	
		正	誤			
豊 島	G	R6	105,440	33,570	71,870	令和5年に旅館業許可
	H	R2	398,919	138,513	260,406	平成31年に地下1階部分、令和元年 に1階及び2階部分について旅館業許 可
		R3	398,919	138,513	260,406	
		R4	419,338	147,022	272,316	
		R5	460,179	155,529	304,650	
		R6	504,276	164,716	339,560	
		計	2,181,631	744,293	1,437,338	
江 戸 川	I	R2	906,487	653,614	252,873	平成2年に社員寮を店舗・事務所に 変 更
		R3	906,487	653,614	252,873	
		R4	945,206	682,187	263,019	
		R5	945,206	682,990	262,216	
		R6	945,206	685,428	259,778	
		計	4,648,592	3,357,833	1,290,759	
合 計			6,935,663	4,135,696	2,799,967	

(図3) 工場と社員寮の配置



エ 併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

住宅用地とは、賦課期日（毎年1月1日）現在、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 専ら人の居住の用に供する家屋（以下「専用住宅」という。）の敷地の用に供されている土地
- ② その一部を人の居住の用に供する家屋で、家屋の床面積に対する居住部分の割合が25%以上ある家屋（以下「併用住宅」という。）の敷地の用に供されている土地について、居住部分の割合に応じて表4の率を乗じた面積分の土地（いずれも敷地の面積が家屋の床面積の1.0倍を超える場合は別途計算）

ところで、江東都税事務所は、表5の地上5階建て以上の併用住宅の敷地Jについて、平成12年に提出された住宅用地等申告書に基づく居住部分の割合（58%）を適用し、敷地面積に0.75の率を乗じて小規模住宅用地の面積を算出している。

しかしながら、調査したところ、令和元年度分から居住部分が事務所や店舗に用途変更され、居住部分の割合が43%しか確認できず、また、令和6年度分からは居住部分を全く確認することができなかった。

また、江戸川都税事務所は、表5の併用住宅の敷地Kについて、居住部分の割合が50%以上あるとして、敷地面積に1.0の率を乗じて小規模住宅用地の面積を算出している。しかしながら、家屋調査票によると、昭和47年の建築当初から居住部分の床面積は195.23㎡、店舗の床面積は206.97㎡で、居住部分の割合は49%となるため、敷地面積に乗じる率を0.5とすべきところを、1.0としていた。

いずれも、敷地面積に乗じる率を誤り、小規模住宅用地の面積が過大となっていることは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて114万2,597円課税不足となっている。

所は、併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（表4）併用住宅敷地の居住部分の割合に応じて乗じる率

併用住宅の種類	居住部分の割合	率
下に掲げる以外の家屋	1/4(25%)以上 1/2(50%)未満	0.5
	1/2(50%)以上	1.0
地上階数5以上を有する耐火建築物である家屋	1/4(25%)以上 1/2(50%)未満	0.5
	1/2(50%)以上 3/4(75%)未満	0.75
	3/4(75%)以上	1.0

(表5) 税額正誤表

(単位：円)

区分	年度	税 額		課税 不足額	備 考	
		正	誤			
江 東	J	R2	111,034	83,309	27,725	平成30年に居住部分の一部を事務所・店舗へ変更 令和5年から、居住部分の全てを事務所・店舗へ変更
		R3	111,034	83,309	27,725	
		R4	116,986	88,038	28,948	
		R5	127,142	94,867	32,275	
		R6	209,730	102,182	107,548	
		計	675,926	451,705	224,221	
江 戸 川	K	R2	361,386	176,952	184,434	昭和47年の建築当初から居住部分割合は50%未満
		R3	361,386	176,952	184,434	
		R4	368,921	186,526	182,395	
		R5	371,374	191,431	179,943	
		R6	386,289	199,119	187,170	
		計	1,849,356	930,980	918,376	
合 計		2,525,282	1,382,685	1,142,597		

(重点監査事項) (歳入)

(2) 駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行うべきもの

住宅用地については、住戸1戸当たり200㎡までの部分を小規模住宅用地として認定し、それ以上の部分は一般住宅用地として扱っている。

ところで、板橋都税事務所は、表6の土地L(208.26㎡)について、駐車場3台分全てを居住者用であるとして小規模住宅用地(200㎡)及び一般住宅用地(8.26㎡)と認定している。

しかしながら、3台中2台分(20.68㎡)が月極駐車場であることが判明したため、その部分については非住宅用地として扱い、残りの部分については200㎡以下となるため小規模住宅用地と認定すべきであり、適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて11万7,629円課税不足となっている。

所は、駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行われたい。

(主税局)

(表6) 税額正誤表

(単位:円)

土地	年度	税 額		課税 不足額	備 考
		正	誤		
L	R2	179,894	157,297	22,597	平成23年に居住者用駐車場3台中2台を月極駐車場に変更
	R3	179,894	157,297	22,597	
	R4	189,675	166,346	23,329	
	R5	199,047	175,393	23,654	
	R6	210,482	185,030	25,452	
	計	958,992	841,363	117,629	

(重点監査事項) (歳入)

(3) 同一画地の認定を適正に行うべきもの

東京都特別区の区域内に存する固定資産(土地)の評価は、法第388条第1項の規定による「固定資産評価基準」(昭和38年12月25日付自治省告示第158号)及び都において定める「東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領」(昭和38年5月22日付38主課固発第174号主税局長決定)に基づき、各都税事務所が実施している。固定資産税等の土地の課税は、この評価した土地の価格を基礎として行われる。

土地の評価は、原則として、土地(補充)課税台帳に登録された一筆の土地を一画地として評価するが、隣接する二筆以上の土地が一体として利用されているときは、これらの土地を一画地(以下「同一画地」という。)として認定し評価する。同一画地として認定された場合、土地の形状が変わるため、土地評価額に影響が出ることもある。

ところで、江東都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、所は、図4の隣接する二筆(土地M及びN)の駐車場について、それぞれ一筆ごとに評価している。

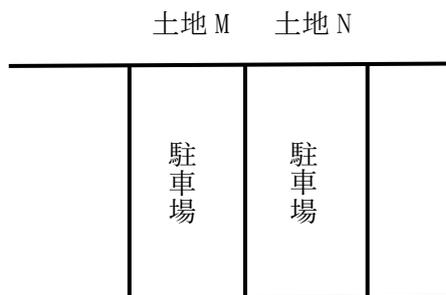
しかしながら、令和3年からこの二筆の駐車場は一体的に利用されているため、同一画地として認定し評価すべきであるにもかかわらず、一筆ごとに評価していることは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて3万8,434円課税不足となっている。

所は、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、同一画地の認定を適正に行われたい。

(主税局)

(図4) 隣接する二筆の土地の状況



(重点監査事項) (歳入)

(4) 未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの

家屋に係る固定資産税等の課税は、賦課期日(毎年1月1日)現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。

各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記家屋については昭和61年から航空写真による判読を主体とした家屋の捕捉調査を行っている。

ところで、北都税事務所において、家屋に係る固定資産税等の課税について見たところ、未登記の家屋1棟について、これを捕捉していないことから、固定資産税等が課税不足となっており、適正でない。

これは、当該家屋が昭和30年に建てられたため、航空写真により変化を捕捉できなかったものである。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて1,000円課税不足となっている。所は、未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行われたい。

(主税局)

(重点監査事項) (歳入)

(5) 増築に係る課税を適正に行うべきもの

家屋に係る固定資産税等の課税は、賦課期日(毎年1月1日)現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。

各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記家屋については昭和61年から航空写真による判読を主体とした家屋の捕捉調査を行っている。

ところで、江戸川都税事務所において、家屋に係る固定資産税等の課税について見たところ、2階建ての併用住宅について、1階店舗部分は年月日不詳、1階及び2階住居部分は平成27年に、未登記で増築されているにもかかわらず、所は、これを捕捉していないことから、固定資産税等が課税不足となっており、適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて5万1,200円課税不足となっている。

所は、増築に係る課税を適正に行われたい。

(主税局)

[意見・要望事項]

(重点監査事項) (歳入)

(1) シェアリングポートに係る方針について

近年、自転車や電動キックボード等に対するシェアリングサービスが広がりを見せている。

中でも、電動キックボードは、令和3年に国内でシェアリングサービスが開始され、令和5年の道路交通法（昭和35年法律第105号）改正により運転免許不要となったことから、集合住宅などの敷地内にシェアリングサービス用ポート（以下「シェアリングポート」という。）が設置される事例が増加している。住宅用地に、このシェアリングポートを設置した場合、当該箇所は外部貸し駐車場と同様に非住宅用地と認定され、住宅用地に対する固定資産税等の軽減措置の対象から除かれる。

そこで、監査の対象となっている12都税事務所において、シェアリングポートに特化した土地の調査について見たところ、表7のとおり、所によって差が生じている。

土地の売買や建物の新築・取壊しなど、登記を伴う固定資産の変動については、登記所からの通知により捕捉できるが、シェアリングポートの設置のような土地の利用状況の変更については、土地所有者等からの申告が必要であり、この申告がなされず、変更の捕捉が漏れる場合がある。

このため、部は、外部貸し駐車場の土地所有者等に対して土地の利用状況の変更があった場合の住宅用地等申告書の提出について周知してきたが、周知対象・内容について見直すとともに、シェアリングポートの効果的な把握に向けた調査方針について検討することが望まれる。

(主税局)

(表7) 12都税事務所におけるシェアリングポートの取組状況

シェアリングポートに特化した調査	事務所数
行っていない(注)	7所
行っている	5所

(注) 特化した調査は行っていないが、他の調査事項に係る現地調査の際に捕捉した場合には、認定変更に向けた事務を行っている。また、管轄区内にシェアリングポートがない都税事務所も含む。

生活文化局

1 指摘事項等

[指摘事項]

(歳入)

(1) 債権の管理を効果的かつ効率的に行うべきもの

私学部は、平成12年度に発生した三宅島噴火災害、新島・神津島近海地震災害により家計状況が悪化し、高等学校卒業後の進学費用の支出が困難な世帯に対して、平成12年度三宅島噴火災害等に伴う大学等入学準備金貸付要綱（平成12年9月29日付12総学一第458号総務局長決定）及び平成13年度三宅島火山活動等に伴う大学等入学準備金貸付要綱（平成13年10月1日付13生文私振第475号生活文化局長決定）に基づき、大学等入学準備金の貸付を行っており、当事業による貸付先57名のうち、返還が未了となっている滞納者3名に係る債権を、私債権として管理している。

部は、当該貸付金に係る債権について、東京都債権管理マニュアル（平成20年7月財務局主計部、主税局徴収部。以下「マニュアル」という。）に基づき管理を行っているが、その管理状況について確認したところ、監査日（令和7年1月10日）現在、表1のとおり、適切でない事例が見受けられた。

ア A について、部は、別に借り受けた東京都育英資金貸付金を完納した後に債務を履行するとした債務承認及び納付誓約書を平成27年11月に徴している。そのため、A が平成30年7月に育英資金を完納後、直ちに、A の資産状況等を確認し、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴する等方針を検討する必要があったが、部は、一度架電して留守番電話へメッセージを残して以降、定期的に催告書を送付するのみとなっており、適切でない。

また、時効が迫っているにもかかわらず、A や連帯保証人への聞き取りや法的措置の前提となる財産調査を行っておらず、適切でない。

イ B について、部は、平成27年11月に債務承認及び分納誓約書を徴しているが、その後、支払が滞っている。

この場合、部は、B の経済状況を聞き取った上で、再度、分納計画を提出させ、分納計画に沿って支払をするよう促す必要がある。また、B が分納計画を提出しないなど、支払の意思を確認できない場合には、連帯借受人（注）との交渉や強制徴収に向けた財産調査を行う必要がある。

しかしながら、部は、毎年1回、催告書を送付するにとどまっております、適切でない。

ウ C について、部は、口頭で分割納付の約束をしたとしている。

マニュアルによれば、分割納付を認める場合は、滞納者の資産等の状況がわかる資料を提出してもらい、完納に至る納付計画をたて、分割納付が2回以上不履行になった場合は、期限の

利益を喪失し、強制執行等の法的措置を受けても異議はないことを約束させる内容の債務承認を兼ねた分納誓約書を徴する必要がある。

しかしながら、部は、上記のとおり、口頭で毎月あるいは隔月払の分納計画を認めており、適切でない。

また、毎月の支払が滞っているため、文書や電話等による催告や、連帯保証人や連帯借受人の所在調査等を行うべきであるが、平成30年5月に毎月の支払金額をCと電話で確認して以降、令和5年7月に一度催告書を送付した以外は催告や交渉等を行っておらず、適切でない。

部は、滞納者に分納計画を提出させ、分納計画に沿って支払をするよう促すとともに、分納計画を提出しないなど支払の意思を確認できない場合には、連帯借受人との交渉や強制徴収に向けた財産調査を行うなど、債権の管理を効果的かつ効率的に行われたい。

(生活文化局)

(注) 大学等へ入学を希望する者であり、連帯保証人とともに返還する義務を負う。

(表1) 債権管理の状況 (監査日現在)

滞納者	返還開始日 返還方法 返還終了年月	借受金額 滞納金額 最終支払年月	時効到来	連帯保証人、 連帯借受人の 状況	財産調査	債務承認及び 分納計画の状況	交渉 (催告書、架 電、法的措置)
A	平成14年1月 月賦(120回) 平成23年12月	1,000,000円 774,820円 平成19年10月	債務承認 から10年 (令和7年 11月)	連帯借受人 と交渉中。 連帯保証人 は所在不明	なし	債務承認及び納付誓約書(平成27年11月)により育英資金完納(平成30年7月完納)まで支払を猶予しているが、完納後も分納計画書等の書面取り交わしはなく、1度も支払がない。	令和元年7月に架電し、折り返し連絡するように留守電を残して以降、毎年、催告書を送付するのみ。
B	平成14年1月 月賦(120回) 平成23年12月	1,000,000円 638,860円 令和5年8月	最終支払 日から10 年	連帯借受人 との交渉は 途絶えている。 連帯保証人 死亡を確認	なし	債務承認及び分納誓約書(平成27年11月)により毎月1回以上の支払を誓約しているが、直近5年間の支払状況は年0~2回となっている。	平成28年12月に架電し、毎月1回の支払の意思を確認して以降も、毎年1回催告書を送付するのみ。
C	平成15年3月 月賦(120回) 平成25年2月	1,000,000円 399,520円 令和6年8月	最終支払 日から10 年	連帯保証人 や連帯借受 人の調査や 交渉記録なし。	なし	債務承認及び分納誓約書は取り交わしていない。口頭で毎月あるいは隔月の支払について約束しているが、直近5年間の支払状況は年1~5回。	平成30年5月に架電し、支払金額の確認をして以降、令和5年7月に1回催告書を送付したのみ。

(歳出)

(2) 業務の実施に必要な延べ人員数等を見積もるなどして妥当な契約目途額を定めるべきもの

消費生活部は、インターネット上で通信販売を行っている事業者の販売商品に関する広告表示で、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に規定する不当表示に該当する疑いがある表示について、事業者に対する行政処分を行うために必要な基礎資料を収集することを目的として、一定期間、インターネット上の広告表示を継続的に監視する業務を、表2のとおり、委託している。

部は、この委託の発注に当たり、契約目途額を積算しているが、表3のとおり、契約目途額356万4,000円に対し、契約金額36万3,000円、落札比率10.2%となっている。

また、令和5年度における同種の業務委託は、表4のとおりであり、令和6年度契約と同じ業務量（2件の広告について60日間監視）の契約の契約金額は66万円で、令和6年度契約の契約目途額と乖離がある。

これらのことは、契約目途額が過大であることを示している。

そこで、契約目途額について見ると、表5のとおり、3者から下見積りを徴取し、これらを参考として定めているが、部は、下見積りの際に業務の実施に必要な延べ人員数、単価や物品の数量等具体的な内訳を求めなかった。この結果、契約目途額の積算に当たり、延べ人員数や単価による計算が行えず、業務ごとに一式の金額のみを内訳として表示することとなり、契約目途額が妥当であるかの判断ができない積算方法となっていることは、適切でない。

部は、業務の実施に必要な延べ人員数、単価や物品の数量等を見積もるなどして、妥当な契約目途額を定められたい。

(生活文化局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約金額	契約の相手方	委託期間	期間	対象件数
令和6年度インターネット広告表示の監視・追跡・保存業務委託	363,000	D	R6.4.1～ R6.8.15	60日間	2件

(表3) 令和6年度契約目途額の積算内訳と契約金額の委託料内訳の比較

(単位：円、%)

項目	契約目途額の積算			契約金額の内訳			落札比率 (b/a×100)
	単価	件数	金額(a)	単価	件数	金額(b)	
準備作業・打ち合わせ	70,000	2	140,000	66,000	1	66,000	
監視業務	500,000	2	1,000,000	33,000	2	66,000	
追跡業務	500,000	2	1,000,000	33,000	2	66,000	
保存業務	500,000	2	1,000,000	33,000	2	66,000	
データ作成	50,000	2	100,000	33,000	2	66,000	
小計			3,240,000			330,000	
消費税			324,000			33,000	
合計			3,564,000			363,000	

(表4) 令和5年度契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約金額	契約の相手方	委託期間	期間	対象件数
インターネット広告表示の監視・ 追跡・保存業務委託	1,320,000	E	R5.4.1~ R5.9.7	90日間	2件
インターネット広告表示の監視・ 追跡・保存業務委託	660,000	E	R5.9.25~ R6.1.15	60日間	2件

(表5) 令和6年度下見積りの状況 (単位:円)

見積書の提出者	見積金額
E	3,564,000
F	1,870,000
G	5,115,000

都 市 整 備 局

1 重点監査事項

「首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について(安全・安心対策)」

【選定理由】

都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「防災都市づくり推進計画」を策定しているほか、「東京都地域防災計画」の見直しを行い、その中で、「復興計画」を策定することを位置付けた。

被災後の迅速かつ計画的な都市復興を図るためには、都市復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討し、行政と都民で共有を図る取組（都市の事前復興の取組）が重要である。

局は、全国各地で発生した大災害の教訓や「都市づくりのグランドデザイン」、学識経験者、都民、区市町村からの意見を踏まえ、改めて「都市復興の理念、目標及び基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。また、復興手順や執行体制を示した「東京都震災復興マニュアル」の「復興プロセス編」（都民一般向け）及び「復興施策編」（行政職員向け）を策定した。

これらの基本方針やマニュアル等を基に、局は、都民参加型のシンポジウムの開催、都市復興に係る展示等の実施により、都民への意識啓発に努めている。さらに、都や区市町村職員向けには、復興まちづくり計画等を策定する都市復興訓練（図上訓練）や研修、航空写真等から被災状況を把握する家屋被害調査訓練を、オンライン方式も活用しつつ実施している。

こうした都市の事前復興の取組について、基本方針に基づき促進されているか確認する必要がある。

以上のことから、首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。



【着眼点】

- ① マニュアル等は、近年の自然災害の対応等を踏まえて必要な見直しを行っているか（効率性、有効性）
- ② 都市復興訓練及び家屋被害調査訓練は、適切かつ効果的に行われているか（合規性、有効性）
- ③ 都民への普及啓発及び区市町村への事前復興の取組支援は、適切に行われているか（効率性、有効性）

【結果の概要】

1 災害に備えた事前復興の取組について

(1) 事前復興の位置付け

都は、平成7年の阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、被災後の生活再建や都市機能の回復を迅速に行うための復興手順等を定めた「東京都震災復興マニュアル」（以下「都復興マニュアル」という。詳細は1(2)にて後述。）を平成15年に策定した。都復興マニュアルは、「都市の復興」、「住宅の復興」、「くらしの復興」及び「産業の復興」の4分野ごとに、復興の手順や執行体制について各局がそれぞれの所管部分を分担・作成し、防災を所管する総務局がそれらを取りまとめたものである。

この中で、震災からの復興過程として、被災から2週間以内を目途に復興方針を、6か月を目途に復興計画を策定し、これらに基づき復興事業を実施することと定めている。

局は、都市づくり分野における発災に備えた事前の取組として、建築物の耐震化や道路等の都市基盤整備により被害の軽減を目指す「防災都市づくり」に併せて、「都市の事前復興の取組」を全国に先駆けて進めている。

また、復興に当たっては、国や区市町村はもちろんのこと、被災者自身をはじめ、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い参画が必要となり、復興を円滑に進めるためには、行政の役割はもとより、地域住民が復興への強い意欲を持ち、そのあり方について関係者との協議等を踏まえた一定の役割を担うことが重要とされている。

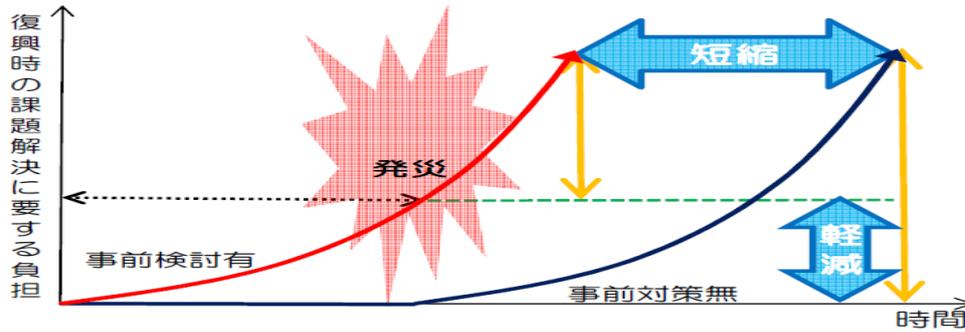
その際、応急対応や復旧を行いつつ、復興計画を住民の合意形成を図りながら短期間で策定することは、行政・住民双方にとって大きな負担となることから、都は、発災後に行うべき取組を事前に検討・準備しておくこと、すなわち事前復興を推進することで、発災後の復興を円滑かつ迅速に進めようとしている（図1参照）。

局は、都市の事前復興の取組について、円滑かつ迅速な都市復興に向けて、都市復興のあり方や手順、執行体制等をあらかじめ検討・準備し、行政と住民が適切な役割分担の下これを共有することとしている。

具体的には、都復興マニュアル（都市の復興分野）について、逐次見直しを行いつつ、全国各地で発生した地震、豪雨、暴風、火山噴火など多種多様な自然災害等を踏まえ、都や区市町村職員を対象とした訓練を実施し、その実務能力向上を図るとともに、シンポジウムの開催等により、事前復興の必要性や都市復興プロセス等について、都民等への普及啓発に努めている（表1参照）。

なお、局は、図2のとおり、都市復興のあり方等について基本方針等を策定し、関係機関との連携や普及啓発に活用している。

(図1) 事前復興の効果 (イメージ)



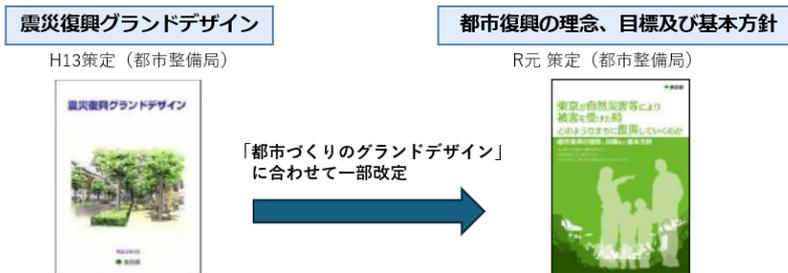
(出典：「市街地の事前復興の手引」)

(表1) 局における都市の事前復興の取組の主なもの

項目	内容
行政職員の実務能力向上	1 都市復興の手順等の確認及び見直し 2 都市の事前復興の訓練の実施 (1) 都市復興訓練 ・都市復興訓練 (区市町村職員対象) ・広域都市復興訓練 (都職員対象) (2) 家屋被害調査訓練 (都職員・区市町村職員対象) (3) 復興まちづくり実務者養成訓練 (区市町村職員対象)
都民への普及啓発	1 都市の事前復興シンポジウム 2 都市の事前復興に係る展示
区市町村への取組支援	1 区市町村独自の都市の復興マニュアル整備等に対する支援 2 区市町村職員対象の各種訓練の実施

(図2) 都市復興のあり方等の計画類

① 都市復興のあり方



② 都市復興の手順、執行体制



(局提供資料に基づき監査事務局で作成)

(2) 東京都震災復興マニュアル（都市の復興分野）の改定

都復興マニュアルにおいて、局は、「都市の復興」の分野について分担・作成しており、他の分野と同様に、都民一般に復興の基本的な考え方や仕組み等を案内する「復興プロセス編」と行政が実施する施策等の準備や実施手順を定めた「復興施策編」とに分けて記載している。

これについて、局は、都市の復興分野における新たな知見を反映した見直しを逐次行っており、令和3年3月には、発災した際に、事前の被害想定等の調査結果に基づき優先的に被害状況を調査する必要がある「優先調査地区」を区市町村があらかじめ定める取組を追加したほか、令和7年3月には、記載内容や役割分担についての内容を充実させた。

(3) 区市町村の取組の支援

都市の復興は、地域住民との協働において、区市町村の役割が大きいことから、都は、区市町村が復興マニュアルを作成する際の参考となるよう「区市町村震災復興標準マニュアル」（平成21年3月総務局作成、以下「標準マニュアル」という。）を作成し、区市町村に地域の特性を反映した復興マニュアルの策定を促している。

この標準マニュアルを補完するものとして、局は、都市の復興に取り組むに当たり事前に検討・準備すべき事項を観点ごとに例示した「市街地の事前復興の手引」を平成27年に策定し、区市町村職員に対し講習会を行ったり、後述する訓練実施時に参考資料として配布するなどし、区市町村の復興マニュアル策定における活用を図っている。

しかしながら、監査日（令和7年4月25日）現在、復興マニュアルを策定した区市町村は、22区3市にとどまり、特に、多摩島しょ部の市町村への更なる働きかけが必要な状況となっている。

このため、局は、令和6年度に、特に災害リスクが高いと見込まれる地区を含む区市町村を洗い出し、当該区市町村に対する支援を行う上で必要となる、現場における課題や都に求める支援などの情報を把握するため、当該区市町村担当者へのヒアリングを含めた調査を委託により実施し、現在、その成果の活用策を検討中とのことである。

なお、局は、今後も各種訓練や個別訪問時などの各種機会を捉え、未策定の区市町村に対しては、引き続き復興マニュアルの整備を働きかけていくこととしている。

(4) 局内職員向け復興ハンドブック

局は、令和6年1月の能登半島地震の発生を踏まえ、改めて発災時の都市の復興の考え方を整理し、復興における局内各部署の役割分担や取り組むべき各種業務のタイムライン等を可視化した「都市整備局職員向け復興ハンドブック」を令和6年9月に作成し、局内全職員に配布している（表2参照）。

なお、このハンドブックについては、前述した復興マニュアル未策定の区市町村に対する取組支援においても活用が見込まれるものであることから、別項意見・要望事項のとおり、局に対して改善に向けた検討を求めた。

(表 2) 都市整備局職員向け復興ハンドブックの構成

構 成	記載事項
第 1 章 はじめに	(1) 「都市の復興」におけるねらい・主な実施内容
第 2 章 震災復興の体制と全体フロー	(1) 震災復興の体制 (2) 震災復興の全体フロー (3) 復興方針決定までの流れ
第 3 章 都市の復興	(1) 都市の復興体制 (2) 復興方針策定までの局内主要業務 (3) 具体的な行動手順
参考資料	(1) 東京都震災復興マニュアルとは (2) 都市整備局の BCP (3) 復興方針<都市の復興>の概要 (イメージ)

2 都市復興訓練及び家屋被害調査訓練等について

(1) 事前復興における訓練の位置付け

局は、都復興マニュアルに定める発災時における行政職員の復興手順の習熟を図るため、都市の復興に深い知見を有する学識経験者等からの指導・助言を得ながら、各種訓練を計画的・継続的に実施している。

その際、発災後に作成する都市の復興方針及び復興計画については、災害の規模に応じて都及び対象となる区市町村が相互に連携・調整した上で、それぞれが作成することとなるため、訓練の対象を区市町村職員としたものもある。

(2) 都市復興訓練の実施状況

局は、都市の復興に係る計画を作成するまでの手順を経験する訓練を、区市町村職員向けと都職員向けとに分けて毎年度実施している。

「都市復興訓練」は、平成 10 年度から区市町村職員を対象に、区市町村が作成することとなる「区市町村復興計画<都市の復興>」案の作成までの手順の習熟を図るものとして、区市にまたがる道路や商店街などの被災状況を想定し、その復興まちづくりについて隣接する区市町村の職員とともに検討するなどの内容で実施している。

また、「広域都市復興訓練」は、平成 29 年度から都職員を対象に、都が作成することとなる「東京都復興計画<都市の復興>」案の作成までの手順の習熟を図るものとして、インフラの復興など、広域的な視点から検討する内容で実施している（表 3 参照）。

(表 3) 訓練の参加状況（都市復興訓練の上段は参加自治体数、下段は参加者数）

訓練の名称	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
			基礎編	実践編	合計 (実数)
都市復興訓練	21	27	43	22	22
	42 人	104 人	143 人	68 人	165 人
広域都市復興訓練	22 人	23 人	52 人	25 人	61 人

局は、これまでの訓練実施状況とその際に実施したアンケート調査結果に基づき、参加職員の習熟度の差を配慮する必要があるとし、令和6年度には、習熟度別に「基礎編」（オンライン方式併用）と「実践編」とに分けてこの訓練を実施している。

さらに、都市復興訓練と広域都市復興訓練を交互に実施し、それぞれの訓練において検討した復興対象区域や復興方針の案及び要望事項の整理等の成果を他方の訓練に活用することにより、訓練間の連携効果を高める取組を行っている。

(3) 家屋被害調査訓練の実施状況

都及び区市町村は、発災初期に「応急危険度判定」や「り災証明発行のための被害認定調査」と並行して、都市復興に係る方針作成等の基礎データとするため、国が撮影を行う航空写真のデータなどを活用して、面的な家屋等被害状況の調査をすることとしている。

局は、平成10年度から都及び区市町村職員を対象に、この調査の手順の習熟を図るための図上訓練を実施している（表4参照）。

(表4) 訓練の参加状況（区市町村職員の欄の上段は参加自治体数、下段は参加者数）

対象	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区市町村職員	14	20	29
	14人	20人	29人
都職員	15人	9人	10人

局は、令和6年度には、調査の基本資料となるGIS（地理情報システム）を操作する行政職員の習熟度向上を図るため、調査の手順書や訓練の手引を更新したほか、最新の都市計画等のデータに基づき事前準備図面を更新するなど、訓練の有効性向上に取り組んでいる。

(4) 復興まちづくり実務者養成訓練の実施状況

発災後の都市の復興では、行政職員と地域住民との連携が重要なことから、局は、区市町村職員を対象として、訓練実施に係る企画立案・実施能力を高める「復興まちづくり実務者養成訓練」を実施し、区市町村が地域住民と協働した復興まちづくり訓練を平時から実施することを促している。

訓練は、各区市町村における関係部署の参加を促すための事前準備や、発災後の復興に際して地元の協議会等を円滑に調整するための検討などに加え、訓練実施のための企画書の作成なども実践する内容としている。

令和5年度までは、発災時に特に災害リスクが高いと見込まれる地区を含む区市町村を選定して訓練を実施していたが、令和6年度は、参加者を区市町村の部長級職員まで拡大し、広い視点での部署間連携や実務能力向上を図る「復興まちづくり実務者サミット」として、三部構成のうち第3部を実務者養成訓練に充てて実施した。

なお、第1部は区市町村の部長級職員を、第2部は実務担当者を対象に、学識経験者を交えて事前復興の必要性についての講演や区市町村間における取組内容の紹介、各区市町村が抱える課題に対しての意見交換等を行っている（表5参照）。

（表5）訓練の参加自治体数（上段は参加自治体数、下段は参加者数）

令和4年度	令和5年度	令和6年度			
		第1部	第2部	第3部	合計（実数）
4	4	49	37	22	51
7人	10人	58人	62人	37人	122人

都内62区市町村に対し、これら訓練への参加自治体数は十分とは言えない状況にあることから、局は、実務者養成訓練の構成見直しに引き続き、各種訓練での参加自治体及び職員数の拡大に取り組んでいくとしている。

3 都民への普及啓発

(1) 都市の事前復興シンポジウムの開催

発災後の復興を円滑かつ迅速に進めるためには、都民の理解と協力が不可欠であるため、局は、都市の事前復興に関する啓発と復興事業への理解・協力を促進するため、平成12年度から都民参加型の「都市の事前復興シンポジウム」を毎年度開催しており、令和6年度は、過去の大震災で現場の復興に携わった方の講演なども含む内容としている。

なお、新型コロナウイルス禍にあった令和2年度からオンライン併用で開催してきたが、令和6年度は4年ぶりに対面のみでの開催とした（表6参照）。

（表6）シンポジウムの参加者数

（単位：人）

参加形態	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場参加	184	234	317
オンライン参加	507	276	-
合計	691	510	317
（参考）アーカイブ動画閲覧数 （監査日現在の累計、単位：回）	585	891	200

局は、参加者に対し、申込時及びシンポジウム終了後にもアンケート調査を行い、参加者がシンポジウムの開催をどのようにして知ったのかやシンポジウムの評価・感想等の情報を得るとともに、令和6年度からは、スマートフォンを使用したチャット形式によるリアルタイムでの参加者の意見・質問の募集も行っている。

しかしながら、より効率的・効果的なシンポジウム実施の周知や他のイベントとの連携による啓発の効果拡大などが見込まれる点が見受けられたため、別項意見・要望事項のとおり、局に対して、改善に向けた検討を求めた。

(2) 関係局と連携した普及啓発

局は、これまで総務局が主催する総合防災訓練や総合防災展において、都市の復興手順等に関するパネル展示、DVD 上映、資料配布等による普及啓発を行っている（図 3 参照）。

また、令和 6 年度には、新たな取組として、前述した都市の事前復興シンポジウムにおいて、会場入口付近で説明員を配置してパネル展示を行うとともに動画の上映も行った。

(図 3) 総合防災展等における普及啓発



本監査では、都市の事前復興の取組に係る契約 9 件全件について、契約書類・業務報告書等により、契約手続や履行状況等を確認したが、指摘等すべき事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

局は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和 6 年能登半島地震などの教訓を震災復興マニュアルや市街地の事前復興の手引、局内職員向け復興ハンドブックの策定・改定に生かし、都市の事前復興の考え方や取組手順等に反映するとともに、それらを活用した復興訓練では、習熟度別訓練の導入や都職員訓練と区市町村職員訓練間の連携強化など、訓練の実効性向上を図っている。

局は、区市町村の事前復興に対する意識をより高めていくとともに、復興訓練への区市町村の参加促進による発災時に復興に当たる職員の裾野拡大や、事前復興を身近に感じてもらうための都民への普及啓発に効果的に取り組む必要がある。また、復興マニュアル未策定の区市町村に一層の支援・働きかけを行うなど、区市町村と地域住民との緊密な連携を後押しすることにより、都市の事前復興の実効性をより高めていく必要がある。

2 指摘事項等

[意見・要望事項]

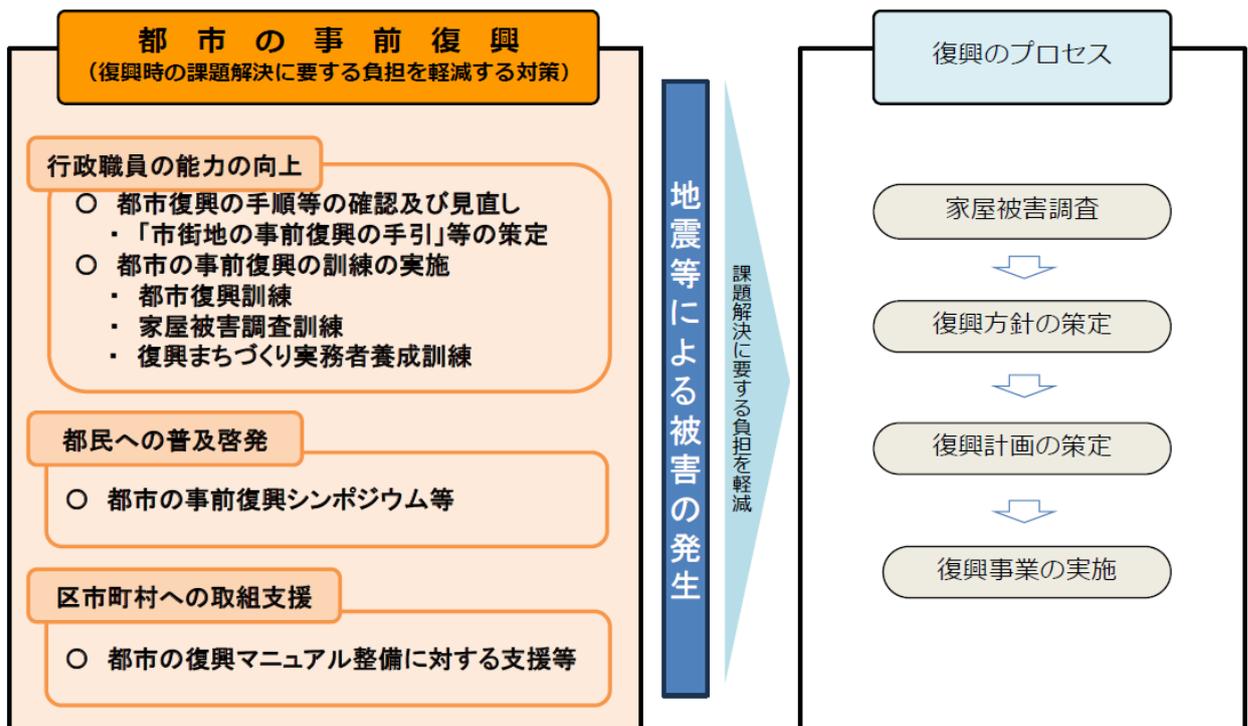
(重点監査事項) (その他)

(1) 首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について

局は、大規模震災等の発災後に行うべき取組を事前に検討・準備しておくことにより、復興時の課題解決に要する負担軽減や復興まちづくりに関する合意形成の円滑化を図る「都市の事前復興」の取組を進めている（図1参照）。

局は、この都市の事前復興の取組の一環として、区市町村に対し、事前復興の見通しを立てるための手引の作成などの支援や、都民参加型シンポジウムの開催などの普及啓発活動を行っており、これらについて見たところ、次のとおり、検討を要する点が認められた。

(図1) 都市の事前復興の取組



ア 区市町村の事前復興の取組支援について

市街地整備部は、平成27年度に区市町村の事前復興対策を推進し、迅速な都市復興に向けた取組を強化することを目的に、地域レベルの復興のまちづくり計画の事前検討や訓練の実施等を記載した、「市街地の事前復興の手引」（以下「手引」という。）を作成している。

しかしながら、部は、東京都震災復興マニュアル（復興施策編）（平成15年総務局、令和7年3月改定）を踏まえた区市町村震災復興標準マニュアル（平成21年総務局、平成29年3月改定。以下「標準マニュアル」という。注1）の改定に合わせて、手引の見直しを予定しているものの、平成27年度の策定以来改定されていない状況である。

また、部が令和6年度に行った区市町村の事前復興に関する基礎調査では、次の課題が報告されている。

- (ア) 区市町村における復興マニュアルの整備が、22区3市にとどまっていること
- (イ) 区市町村には復興に関する専属部署がなく、担当職員やノウハウが不足しており、人的・技術的支援が必要であること
- (ウ) 都には、マニュアル作成に必要なテンプレート（注2）の提供を望んでいること

一方、部は、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえ、同年9月に復興手順や局内各部署の役割を分かりやすくまとめた「都市整備局職員向け復興ハンドブック」（以下「復興ハンドブック」という。）（表1参照）を作成し、局内全職員に配布するとともに、区市町村に紹介・配布している。

部は、手引について、標準マニュアルの改定を踏まえて見直すとしているが、関係局と調整・連携し、速やかに見直しを行うことが望ましい。また、調整等には一定の時間を要することが見込まれるため、次善の対応として、復興ハンドブックをテンプレート化したものを区市町村に提供し、ノウハウ提供などの支援を行うことにより、区市町村の復興マニュアルの整備に寄与することが期待できる。

こうしたことから、部には、復興ハンドブックの活用による区市町村の事前復興の取組支援を検討することが望まれる。

（都市整備局）

（注1） 都は、「区市町村震災復興標準マニュアル」を作成し、区市町村が復興マニュアル等を作成するための指導・助言を行っている。

（注2） あらかじめ決められたフォーマットや構造が設定されたファイルやデータ

(表1) 都市整備局職員向け復興ハンドブックの構成

項目	概要
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「都市の復興」のイメージ ○ 都市の復興フロー ○ 「都市の復興」におけるねらい・主な実施内容
震災復興の体制と全体フロー	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興の体制（都震災復興本部の設置、構成） 2 震災復興の全体フロー 3 復興方針決定までの流れ（都民への発信内容とタイミング）
都市の復興	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市の復興体制（組織体制と分掌事務） 2 復興方針策定までの局内主要業務（各部の役割） 3 具体的な行動手順（目的、都の役割） <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査：「事前の準備」と「被災後の調査」及びフロー (2) 方針：「東京都復興方針」と「区市町村復興方針」の関係 (3) 計画：「東京都復興計画」と「区市町村復興計画」の関係 (4) 事業：「市街地改造型事業」と「市街地修復型事業」及びフロー
参考資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都震災復興マニュアルとは 2 都市整備局のBCP 3 復興方針＜都市の復興＞の概要（イメージ）

イ 都市の事前復興に係る効率的・効果的な普及啓発について

市街地整備部は、都市の復興についての普及啓発を図るため、平成12年度から都民参加型である「都市の事前復興シンポジウム」を毎年度開催している。令和6年度は、動画上映や講演、討論などを通じて、都市の事前復興の必要性を周知している（表2参照）。

令和6年度は、会場で直接メッセージを伝える効果に期待し、オンライン参加を取りやめて会場参加のみとし、アーカイブ動画は例年どおり後日配信しているところ、会場参加者は増加したものの、オンライン参加者を含めた合計参加者数では、近年の実績を下回っている（表3参照）。

このため、今回の参加状況等を検証・分析の上、デジタルツールの活用や運営方法の工夫などにより会場との一体感を醸成するなど、参加形態の多様化について再検討することで、更なる参加者の拡大や訴求効果の向上が期待できる。

また、部は、会場参加者に対しアンケートを行っているが、アンケートの回収率は3割程度であり、設問も運営全般に関する意見を記載する欄が設けられていないことから、アンケートの設問や回収方法を見直すことにより、次回以降の開催において、より多くの都民の意見を踏まえた催事内容の検討が可能となる。

さらに、部は、防災所管の総務局や局の政策連携団体が主催・共催している都市復興関連シンポジウム（表4参照）について、相互の会場やホームページ上の開催案内などにおいて、相互に連携した広報を行っていない状況である。

局のシンポジウムが区部で開催されている中、多摩地域で実施しているシンポジウムなどで、相互の普及啓発の取組を案内・広報することにより、今後の参加者の拡大や波及効果の向上が見込まれる。

こうしたことから、部には、都市の事前復興について、より効率的・効果的な普及啓発の取組を検討することが望まれる。

（都市整備局）

（表2）令和6年度都市の事前復興シンポジウムの概要

日時	令和7年1月21日（火）14:00～17:00
場所	都庁第一本庁舎5階大会議場
定員	400名
テーマ	阪神・淡路大震災から30年～あの時と今～
催事	①「動画上映」 『1.17シアター「5:46」の衝撃』 ②「講演」 基調講演：阪神・淡路大震災の経験と事前復興の必要性 報告：東京都の取組 討論：これからの時代の都市の事前復興 ③「展示」 会場入口ホールにて阪神・淡路大震災等のパネルや動画の展示
主催	東京都都市整備局 （後援：阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター、東京都公立大学法人）

(表3) シンポジウムの参加状況及びアンケート回収状況

(単位：人、%、回)

年度	定員	会場参加	オンライン参加	合計	アンケート回収	回収率	動画閲覧 (注1)
R4	400	184	507	691	196	28	585
R5	400	234	276	510	161	32	891
R6	400	317	—	317	112	35	200

(注1) 監査日(令和7年4月25日)現在の累計

(表4) 庁内関係局及び政策連携団体が主催等した普及啓発の取組

日時	令和6年8月9日(金) 13:00~17:00	令和7年1月15日(水) 13:30~16:30
会場	都議会議事堂1階 都民ホール	立川市市民会館(立川市錦町3-3-20)
定員	240名	200名
テーマ	首都直下地震の復興まちづくり支援を考える/専門家と共に考える災害への備え	2024 能登半島地震からの暮らし・すまい・なりわい・まちの回復と事前復興まちづくり
主な催事	①「報告」 令和6年能登半島地震における東京都の対応 ②「講演」 能登半島地震の復興プロセスに、東京は事前復興として何を学ぶか ③「パネルディスカッション」 東京の事前復興と、専門士業のできることを、なすべきことを考える	①「研究報告」 2024年能登半島地震の復興実態調査と東京の事前復興計画への考察と拡張 ②「講演」 災害への備えと対応/令和6年能登半島地震の教訓~行政、被災者、支援者の視点から~ ③「パネルディスカッション」 能登半島地震の暮らし・すまい・なりわいの再建と東京からの学び
主催	災害復興まちづくり支援機構 (共催：東京都総務局)	(公財)東京都都市づくり公社、公社関係市町村連絡協議会、東京都立大学

住宅政策本部

1 重点監査事項

「東京とどまるマンション普及促進事業について（安全・安心対策）」

【選定理由】

東日本大震災発生時、停電により、特にマンションではエレベーターや給水ポンプが停止し、自宅での生活継続が困難になる事態が多数発生した。一方、令和4年に見直された「東京都の新たな被害想定」においても、高齢者や既往症を持つ人々の、慣れない避難所生活での病状悪化を要因とした震災関連死の増加が想定されている。

都では、災害などで発生する停電時においても、自宅での生活を継続しやすくするよう、水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の非常用電源の確保を行うハード面と、防災マニュアルを策定し、訓練や備蓄等の防災活動を行うソフト面での取組等を行っており、新耐震基準を満たしている分譲・賃貸マンションを平成24年度から「東京都LCP（Life Continuity Performance）住宅」として登録・公開していた。

さらに、令和4年度からは、「東京とどまるマンション」の取組を新たに開始し、災害対策への普及啓発も行っている。

本部は令和5年度から、「東京とどまるマンション」として登録しているマンション管理組合や賃貸マンション所有者を対象に、東京とどまるマンション普及促進事業を始め、簡易トイレやエレベーターに設置する防災キャビネットなど防災備蓄資器材の購入に係る経費の一部を補助し、当マンションの登録促進を図っている。

また、令和6年度からは、災害時のマンションでの生活継続に向け、非常用電源設備の導入等に対する補助や既存給排水管の点検調査に係る専門家派遣、町会等と合同で防災訓練を行う場合についての補助も実施し、事業を拡張している。

令和6年にも能登半島地震が発生する中、次の災害に備え、約900万人の都民が暮らすマンションでの在宅避難を可能とし、避難者を極力抑制する必要がある。

以上のことから、東京とどまるマンション普及促進事業を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

とどまるマンション
ステッカー



防災備蓄資器材購入
の補助



発電機・浸水対策等
の補助



給排水管点検調査
の専門家派遣



【着眼点】

- ① 補助事業について、審査・決定通知や補助金支払に係る手続は適切に行われているか（合規性）
- ② 本事業を契機として、マンション居住者に発災後も可能な場合には自宅にとどまる意識を定着させるよう、区市町村、町会、自治会等と連携を図り、取り組んでいるか（有効性）
- ③ 都庁における関係部署や不動産業界等と連携して、東京とどまるマンションの周知及び広報をするなど、普及啓発を効果的に行っているか（有効性）

【結果の概要】

1 東京とどまるマンション事業について

(1) 事業の位置付けについて

都は、あらゆる災害リスクを想定した都市の強靱化に取り組んでいる。

そうした中で、本部は、約1,400万の都民のうち約900万人がマンション等の共同住宅に居住している現状を踏まえ、マンション及びその居住者を対象に、旧耐震基準のマンションの耐震化促進を始めとするマンション防災施策に取り組んでいる。

首都直下地震等についての令和4年の被害想定では、都内避難所では約310万人分を確保しているのに対し、避難者は最大約299万人を想定しており、地域偏在等を考慮すれば、避難所運営の相当の逼迫が予想される。

こうした状況を背景に、東京とどまるマンション（以下「とどまるマンション」という。）は、発災後も安全性の継続的な確保が見込まれる新耐震基準のマンションを対象に、居住者の生活継続に繋がる支援を事前に行うことにより、避難所への被災者集中や慣れない避難生活での二次的な健康被害等の発生を未然に防止しようとするものである。

本部は、この制度について、令和6年度には補助事業を拡大し、現在、区市町村や関係団体との連携強化により、その活用を積極的に働きかけることとしている。

(2) 登録制度について

本部が管理するマンションポータルサイトにおいて、分譲マンションの管理組合や賃貸マンションのオーナーから、とどまるマンションの登録を受け付けている（以下、登録したこれらの者を「登録者」という。）。

その登録要件は、表1のとおり、昭和56年の建築基準法改正に基づく新耐震基準を満たし、3日程度以上自宅にとどまれるようにするための飲料水・食料を備蓄するなど、ソフト又はハード対策に取り組んでいることである。

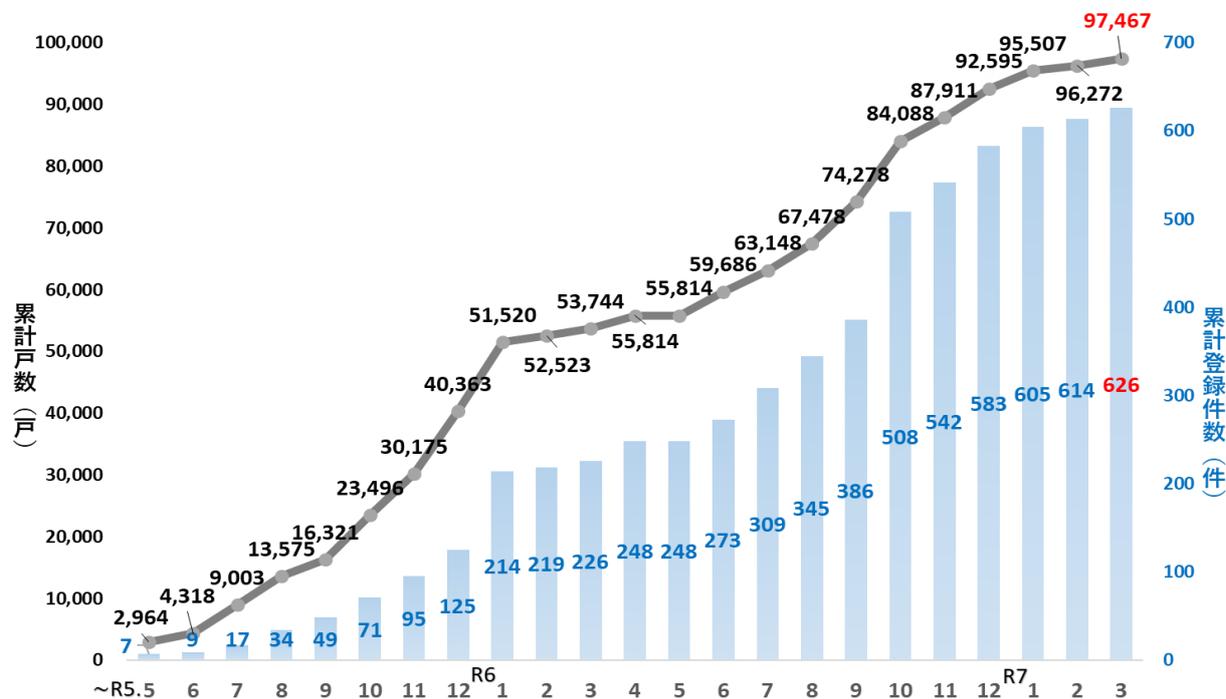
(表1) とどまるマンションの登録要件

ソフト対策	ハード対策
<p>【必須事項】 防災マニュアルの策定</p> <p>【選択事項】 ①～④のうち一つ以上の取組</p> <p>①年1回以上の防災訓練の実施</p> <p>②3日分程度の飲料水・食料の備蓄</p> <p>③応急用資器材の確保</p> <p>④災害時の連絡体制の整備</p>	<p>【必須事項】 非常用電源設備の設置</p> <p>停電時、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時もしくは交互に行える電力供給が可能であること</p>
昭和56年の新耐震基準を満たすもの	

とどまるマンションの登録件数は、図1のとおり、令和5年5月末時点で7件（約3千戸）であったものが、後述する補助制度の効果もあり、令和7年3月末時点では626件（約10万戸）にまで拡大している。

なお、令和5年住宅・土地統計調査によると、新耐震基準を満たすマンション数という区分はなく、都内のマンションを含む共同住宅は約518万戸ある。本部は令和6年度から令和7年度にかけてマンション実態調査を実施しており、最新の新耐震基準を満たすマンション数については、そこで把握することとしている。

(図1) とどまるマンション登録数



(3) 補助制度について

ア 防災備蓄資器材購入費用に対する補助

本部は、とどまるマンションの普及を促進するため、令和5年5月に登録者に対し、表2の防災備蓄資器材購入に係る費用について補助を開始している。

図2のとおり、通常の補助率及び限度額は、購入費用の3分の2（限度額66万円）となっているが、令和6年度からは、地域の防災連携の強化を図るため、登録者が地域の町会や自治会と連携して合同防災訓練を実施する場合には、10分の10（限度額100万円）まで補助を拡大している。

(表2) 補助対象の防災備蓄資器材

分類	防災備蓄資器材
初期消火	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ
救出・救護	階段避難車、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品（ジャッキ・ロープ）、AED、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント
情報連絡	トランシーバー、メガホン、ラジオ
生活継続	簡易トイレ、エレベーター用防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器、発電機、蓄電池、投光器、カセットボンベ（発電機用）、太陽光パネル（蓄電池用）、養生シート、安否確認マグネット ※ 設置工事を伴う据置型発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く

(図2) 防災備蓄資器材購入補助



イ 非常用電源及び浸水対策に対する補助

本部は、水道供給やエレベーター運行の停止による生活継続のリスクを低減するため、令和6年度から、上記補助に加え、図3のとおり、非常用電源の設置及び非常用電源を浸水等から守るための止水板設置などの浸水対策の調査・改修費等に対する補助も開始している。

具体的には、登録者に対して、各住戸への給水及び1基以上のエレベーターを同時又は交互に運転できる電力供給能力を有する発電機については、設置費用の2分の1（限度額1,500万円）、蓄電池については設置費用の4分の3（限度額1,316万円又は1kWhあたり18.8万円の小さい方）を、浸水対策については調査・改修等費用の2分の1（限度額75万円）を補助している。

(図3) 非常用電源確保・浸水対策補助

マンションは災害時の停電や浸水などにより水道やエレベーターが停止することがあります。

災害時も安心してマンションにとどまるために非常用電源の設置を検討しましょう！

補助

発電機

補助率1/2
限度額1,500万円

蓄電池

補助率3/4
限度額1,316万円かつ
1kWhあたり18.8万円

在宅避難

このほか、非常用電源を守る止水板等の浸水対策にも補助があります。

ウ 申請手続及び補助実績

本部は、とどまるマンションの登録数拡大に伴い、申請受付窓口業務を令和6年10月から公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）に委託している。補助申請については、申請者がセンターへメール・郵送・窓口提出のいずれかの方法で行う。

これを受け、センターは審査を行い、必要に応じて申請者への電話確認や現場調査を行っている。

本部は、センターでとりまとめたこれらの申請書の送付を受け、補助金交付決定を行うとともに、事後には、センター経由で完了実績報告を受け、完了確認及び補助金の支払を行っている。

そこで、支払済の補助金関係書類380件中219件を抽出し、補助金交付手続について確認したところ指摘等すべき事項は認めらなかった。

(4) 専門家派遣について

ア とどまるマンション給排水管点検調査について

本部は、自宅での生活継続に当たっては、トイレの使用継続についても、事前に準備しておくことが重要であるため、令和6年度から、とどまるマンションの4割を占める築30年以上のものうち、これまでに給排水管改修を行っていないものを対象に、関係団体との業務委託により建築士や建築設備士などの専門家を無料で派遣し、給排水管点検調査の支援を実施している。

令和6年度は、発災後のトイレ利用の可否を管理組合等が判断できるよう、点検方法や必要な改修方法等についての提案や助言を行うなど、19件の支援を行っている。

本部は、この調査で得た知見を活用し、今後、本部が作成する「東京都マンション防災ガイドブック」において、発災時に安全にトイレを使用するための手順や給排水管の安全対策について紹介する予定である。

イ 普及啓発における活用について

本部は、とどまるマンション給排水管点検調査の他に、とどまるマンション登録手続等を含めた必要な支援を行うため、関係団体との業務委託によりマンション管理士の専門家派遣を実施している。

2 事業の普及啓発について

(1) 区市町村や関係団体等と連携した取組

ア 区市町村との連携

本部は、令和6年度は、12区7市がそれぞれ主催した「分譲マンション管理セミナー」などの相談会等に、関係団体との業務委託によりマンション管理士を派遣し、とどまるマンション事業に係る申請手続等の各種相談に応じている。その際に、自宅での生活継続に関心等がある分譲マンション管理組合や賃貸マンションオーナーを掘り起こすため、会場で参加者に対してアンケートを実施している。

このアンケートの結果、49件あった回答のうち30件では、とどまるマンションの登録に結び付けている。

イ 町会、自治会等との連携

上記アンケート結果などから、地域の防災訓練活動等に参加しているマンション管理組合が少ない中、本部は、マンション管理組合と地域の連携を促す取組として、前述したとおり、登録マンションが地域の町会や自治会と予め連携し、合同防災訓練を実施した場合、防災備蓄資器材の購入補助率を高める補助制度を導入している。

また、この合同防災訓練の一部は、生活文化局の事業である「町会・マンションみんなで防災訓練」や「地域の底力発展事業」の一環としても実施されている。

ウ 関係団体との連携

本部は、マンション管理業協会や東京都マンション管理士会といった、マンション管理事業に関わる法人やマンション管理士を会員とする業界団体等にとどまるマンション事業を案内・周知し、傘下の会員に展開してもらうことにより、事業の普及促進を行っている。

また、局は、分譲マンション管理の適正化や耐震化促進を目的とする「マンション施策推進会議」や耐震改修等に向けて管理組合等への働きかけを行う「東京都マンション管理・再生セミナー」を各々年1回関係団体と開催した際に、とどまるマンション事業の普及啓発を行っている。

さらに、令和6年度の業務委託の中では、防災マニュアルの策定に向けた説明（33件）や災害時連絡体制の整備に向けた提案（35件）、防災訓練計画の提案（24件）、防災備蓄資器材の提案（32件）、とどまるマンション登録の申請補助（27件）、補助事業の申請補助等（32件）など、個別の取組も行っている。

(2) 都庁における普及啓発の取組について

ア 本部の取組

本部は、発災時における自宅マンションにとどまる意識の定着を図るため、都民に対して、東京都公式YouTubeチャンネルにおいて本事業を周知する動画を配信するとともに、図4のとおり、とどまるマンションの登録者に対してステッカーを作成・配布し、マンション住民や訪れた方が視認可能なエントランス等への掲示を求めている。

また、補助対象である登録者に対し、郵送やメールにより、令和6年度に拡充された補助制度の内容などを周知し、補助事業の活用や発災時における自宅マンションでのとどまる意識の定着に努めている。

さらに、「災害時エレベーター対処訓練」や「マンション防災訓練」など区市町村や関係団体等の主催で実施しているものの一部に、本部の職員が参加し、事業の意義について参加者に対面で普及啓発を行っている。

(図4) 実際の掲示状況



イ 庁内関係部署との連携

本部は、「マンション施策推進行政連絡会」を年1回開催し、総務局、都市整備局、生活文化局及び区市町村と連携し、とどまるマンション普及促進事業を含む各種住宅施策の情報共有を行っている。

また、本部は広報活動の一環として、令和5年度から普及促進キャラクター「とどまるくん」を採用し、令和6年度中はイベント啓発用にこの「とどまるくん」の着ぐるみを作成し、令和7年度から総務局の「防サイくん」と各種イベントでPR活動をコラボレーションするなど、有効に活用することとしている。

【監査委員からの所見】

本部は、とどまるマンション事業について、令和5年度からは補助制度を開始し、令和6年度にはその対象を追加・拡充するとともに、区市町村や関係団体との連携により事業の普及促進を図ってきた。

発災時においても自宅での生活継続を支援するこの事業は、避難所への被災者集中や慣れない避難生活での二次的な健康被害等の発生防止にも有効であると考えられることから、本部は、とどまるマンションの今後の普及目標を定めながら事業の実効性を高める手法を検討するなど、より効果的な事業の推進に取り組む必要がある。

1 重点監査事項

「PCB 廃棄物の処理について」

【選定理由】

都では、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4年9月に東京都環境基本計画を定めている。本計画では2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの施策の方向性を示している。基本計画においては、ポリ塩化ビフェニル（PCB）などの有害廃棄物対策を徹底するなど、平時における廃棄物処理体制を強化することが計画されている。

PCBは、変圧器及びコンデンサー用の絶縁油等、幅広い分野で使用されてきたが、その毒性が問題となり、昭和47年以降、その製造や輸入等が禁止となった。平成13年、ポリ塩化ビフェニル特別措置法（以下「法」という。）が制定され、保管事業者は、原則として処分期間内に、高濃度PCB廃棄物については特例処分期限日（処分期間の末日から起算して一年を経過した日）までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、処分を他人に委託して処分することが義務付けられている。都内のPCB廃棄物の処分期間等は表1のとおりである。

（表1）都内のPCB廃棄物の処分期間等

区 分	処分期間	特例処分期限
高濃度PCB廃棄物		
高圧変圧器・高圧コンデンサー等	平成28.8.1～令和4.3.31	令和5.3.31
安定器・PCB汚染物等	平成28.8.1～令和5.3.31	令和6.3.31
低濃度PCB廃棄物	平成28.8.1～令和9.3.31	

PCB廃棄物の処理について、局では以下の事業を行っている。

- ア PCB廃棄物の紛失などによる環境汚染の未然防止に向けて、PCBの適正管理に必要な手続を定め、事業者を指導。
- イ 中小企業者を対象に、微量PCB混入の可能性がある絶縁油や電気機器等の廃棄物処理経費及び分析費の一部を補助（都が公益財団法人東京都環境公社に原資を出えんし、公社が事務処理を実施）。
- ウ 法で定める期限までに処分しない場合、行政処分（改善命令・代執行）を実施。

以上のことから、PCB廃棄物の処理を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① PCB廃棄物の処理状況を把握し、未処理の事業者へ指導を行っているか（合規性、有効性）
- ② 事業の実績や効果を適切に把握し、必要な見直し等が行われているか（効率性）
- ③ 保管事業者への理解促進の取組は適切か（効率性、有効性）

【結果の概要】

監査を行った結果、局は、PCBの紛失等による環境リスクの拡大を未然に防止するため、「東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱」（以下「要綱」という。）を作成している。

① PCB廃棄物の処理状況の把握及び未処理の事業者への指導について

法で義務付けられているPCB廃棄物の保管及び処分状況等の届出に加え、局は、要綱により、表2のように届出すべき事項を追加し、都内におけるPCB廃棄物等の各種状況を、より詳細に把握する体制を整えている。

（表2）要綱で追加している主な届出

届出	内容
使用中のPCB製品の使用状況報告書	使用中のPCB製品について、法で求められているのは高濃度に関するものだけであるところ、低濃度についても届出を求めている
PCB廃棄物保管場所変更運搬計画	濃度にかかわらず、建て替え等の理由で、PCB廃棄物の保管場所を変更する場合、PCB廃棄物の紛失や事故防止のため、移動前に運搬計画を届け出るよう求めている

【高濃度PCB廃棄物の処理状況について】

令和6年3月31日時点で発見されている高濃度PCB廃棄物については、全て中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）（注）と処理契約が締結されていることを確認した。令和6年4月以降に、新規に38件の事業者において高濃度PCB廃棄物が発見されたが、令和7年1月現在は、JESCOと未契約の事業者は13件となっている。この13件の事業者についても、JESCOスタッフとも連携のうえ立入検査を行い、確実な処理に至るよう指導を行っており、未処理の事業者に対して指導をせず放置されているような問題点は認められなかった。

（注）PCB廃棄物の処理を行うために国の全額出資により設立された会社

【低濃度PCB廃棄物の処理状況について】

低濃度PCB廃棄物の保管状況は表3のとおりであり、令和4年3月31日から令和6年3月31日までにかけて電気機器は4万3,409台（個）、汚染物は28万1,708kg減少しており、処理が進んでいる。

（表3）低濃度PCB廃棄物の保管状況

区分	令和4.3.31(A)	令和5.3.31(B)	令和6.3.31(C)	増減(C-A)
事業者数	1,456	884	834	△622
廃棄物の分類(単位)				
電気機器(台・個)	50,570	10,088	7,161	△43,409
微量PCB油等(ℓ)	72,887	103,513	104,629	31,742
汚染物(kg)	509,927	234,308	228,219	△281,708

局は、保管事業者に立入検査を実施し、PCB 廃棄物が適正に保管されているか確認するとともに、処理期限の周知、都の補助制度の案内などにより、早期処理を促す取組を行っている。

なお、立入検査は、低濃度 PCB 廃棄物の全保管事業者に実施することを計画しており、令和 7 年 1 月時点での保管事業者 703 件のうち、563 件に立入検査を実施している。残る 140 件の事業者についても、早期に順次、立入検査を実施する予定としており、立入検査を実施した事業者においては、期限内に処理することの意向を確認している。

② 事業の実績の把握や必要な見直しについて

低濃度 PCB 廃棄物に関しては、監査日現在、国の補助制度が存在しないため、局は、独自の補助制度である「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業」を実施し、事業者の負担を軽減することで、PCB 廃棄物処理の推進に努めている。これは、PCB 混入の可能性がある絶縁油、電気機器等の分析費及び廃棄物処理費用（収集・運搬及び処分経費）の 2 分の 1（限度額あり）を補助するものである。事業者への補助については、処理の一層の促進のため、平成 26 年度からは、補助限度額を表 4 のとおり引き上げるなどの見直しを行っていることを確認した。

（表 4）電気機器の処理費用についての補助限度額見直しについて

機器電源容量(単位 kVA)	改正前（平成 25 年度以前）	改正後(平成 26. 4. 1 以降)
75 以上	12 万円	45 万円
30 超 75 未満	10 万 2 千円	35 万円
30 以下	8 万 4 千円	25 万円

平成 2 年以前に製造されたコンデンサー、また、平成 5 年以前に製造された変圧器等は、低濃度 PCB 製品である可能性がある。（図のとおり）

しかし、使用中の PCB 製品には法的な PCB 測定義務がないこと、コンデンサーについては分析時に穿孔する必要があり、継続使用が出来なくなることなどの課題があると局は認識している。

課題に対応するため、局は低濃度 PCB 含有機器（PCB 含有の疑いのある機器を含む。）について、使用期限や濃度の分析を義務化すること等を平成 28 年度以降、継続して国へ要望している。

(図) 低濃度 PCB 製品の可能性がある製造年について



※富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器に PCB 汚染の可能性が残るとされています。



(九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会リーフレットに一部加筆)

③ 保管事業者への理解促進の取組について

九都県市での共同した広報活動や PCB 適正処理推進月間の実施、パンフレット配布などにより、PCB 廃棄物の処分期限、保管基準、管理責任者の設置についてなどの保管事業者が順守すべき事項や、都が実施する補助事業の周知が行われていることを確認した。

パンフレットは、PCB 含有機器等の特性や具体的な処理方法について、事業者等がワンストップで理解できるよう作成しているものであり、具体的には、「STEP1 確認」、「STEP2 届出」、「STEP3 処理」の三章構成でそれぞれのフェーズにおける取組事項等を解説している。

実査においては、東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業に係る出えん契約や、PCB 廃棄物等の届出集計に関する契約、法に基づく届出書外 3 点の印刷契約等、重点監査事項に関連する契約 7 件全てを確認した。（抽出率 100%）

このうち、法に基づく届出書外 3 点の印刷契約により印刷したパンフレット末尾に掲載している関連団体の「お問合せ先」について、団体名称及び電話番号に誤りはないものの、一部、URL 誤りや二次元コードの誤りがあることから、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

【監査委員からの所見】

局は、高濃度 PCB 廃棄物については、ほぼ、処理完了に向けた目途をつけたところである。低濃度 PCB 廃棄物については処分期限まで約 2 年余りであることから、期限内の処分に向けて、保管事業者等への立入検査や広報啓発を引き続き行い、関係機関の協力も得て、取組をより一層強化していく必要がある。

なお、使用中 PCB 製品についても、使用状況について引き続き注視していくことが求められる。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (歳出)

(1) 掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成すべきもの

資源循環推進部は、PCB廃棄物の適正管理に関する普及啓発のため、PCB廃棄物の届出や処理方法を周知するパンフレットを作成している。

パンフレットは主に、都内のPCB廃棄物保管事業者に向けて、PCB廃棄物の届出書提出に関する依頼文とともに郵送にて配布されており、配布に当たっては、表の契約により、パンフレットの印刷を行っている。

また、局ホームページにおいても、ダウンロードができるようになっている。

パンフレットには「お問合せ先」として、PCB廃棄物の処理に関連する団体の一覧、団体ホームページURL（以下「URL」という。）及び二次元コードが図のとおり掲載されている。局ホームページからパンフレットを閲覧した場合、URLをクリックすることで、団体のホームページを閲覧することができる。

これらについて見たところ、以下のとおり不適切な事項が認められた。

①については、URL中の「-」を半角とすべきところ、全角で表示されている。そのため、URLからホームページを表示できない状態となっている。

②については、令和6年3月に団体ホームページのURLに変更があったものの、パンフレットに表示するURL及び二次元コードの変更を行っていない。そのため、URL及び二次元コードからホームページを表示できない状態となっている。

③については、局ホームページのURLに変更があり、パンフレットに表示するURLの変更は行ったものの、二次元コードの変更を行っていない。そのため、二次元コードからホームページを表示できない状態となっている。

また、部が過年度に作成したパンフレットについても確認したところ、①に記載の団体については令和4年度から、③については令和3年度から同様の誤りがある状態となっており、3年以上の長期間にわたり、誤記載のまま、配布が続けられていたことが確認された。

これは、パンフレットの作成に当たり、URL等の正誤や変更の有無を慎重に点検すべきであったところ、部の確認が十分に行われていなかったことによるものであり、適切でない。

部は、掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成されたい。

(環境局)

(表) 契約の概要

(単位：円、部)

契約件名	契約期間	契約金額	印刷部数
PCB 特別措置法に基づく届出書外3点の印刷	令和6.4.22～令和6.5.15	337,810	3,500

(注) このうち、パンフレット印刷にかかる費用は10万1,500円

(図) PCB廃棄物の適正管理に関する問合せ先

お問合せ先

①	1. 電気機器にPCBが含まれているかどうか確認したい		
	一般社団法人 日本電機工業会	03-3556-5883	
	https://www.iema-net.or.jp/japanese/pis/pcb/hanbetsu_taiou.html		
	2. 照明器具、安定器の銘板の内容からPCBが含まれているかを確認したい		
	一般社団法人 日本照明工業会	03-6803-0685	
	https://ilma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm		
	3. PCB濃度分析の検査機関を調べたい		
	一般社団法人 日本環境測定分析協会	03-3878-2811	
	https://www.iemca.or.jp/sys/member_list		
	4. 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を申込みたい		
	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	03-5807-5913	
	https://www.iwnet.or.jp/workshop/list/haishutu_tokuseki/index.html		
	5. 微量PCBの分析・処理費の助成を申請したい		
	公益財団法人 東京都環境公社	03-3649-8541	
	https://www.tokyokankyo.jp/apply/pcb_syori/		
②	6. 使用中のPCB含有電気工作物がある		
	経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0386	
	https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html		
	7. PCB廃棄物処理のための運転資金貸付制度について知りたい		
	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505	
	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html		
③	8. 届出の提出・適正管理について質問がある		
	資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当	03-5388-3573	
	https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/		

1 重点監査事項

「障害者支援施設等におけるデジタル技術の活用支援について」

【選定理由】

福祉局及び保健医療局は、「『未来の東京』戦略」における都の基本戦略を踏まえ、都民サービス向上や民間事業者の負担軽減に資するDXの取組について、令和5年4月に「福祉・保健医療分野におけるDX加速化方針」を定め、令和6年3月には「福祉・保健医療分野DX推進計画」を策定し、実効性のある施策を推進している。

少子高齢化に伴う労働力人口の減少等により福祉人材の確保が厳しさを増すなか、複雑化する福祉ニーズへの対応のため、福祉現場におけるDXの推進は急務であり、局は、民間事業者に対するデジタル技術の活用支援等の取組を各福祉分野において展開している。

このうち、障害福祉分野では、以下の事業を実施し、デジタル技術の活用に向けて障害者支援施設等を支援している。

1 障害者支援施設等におけるデジタル技術活用支援事業

障害福祉分野における業務の生産性や支援の質の向上に向けた取組を促進するため、見守り用のデジタル機器やロボット介護機器等の導入経費や機器選定等に関するコンサルティング経費を支援する。

2 障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業（令和6年度新規事業）

障害福祉サービス事業者等が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保するため、DXの取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援する。

3 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（令和6年度新規事業）

業務効率化やDX化推進による職員の負担軽減について、専門家を派遣し、助言等を行うことで、障害福祉サービス事業所等の人材確保・定着を支援する。

以上のことから、障害者支援施設等におけるデジタル技術の活用支援を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 事業者に対する補助金の交付や委託事業は適正に行われているか（合規性）
- ② 事業の実績や効果を適切に把握し、必要な見直し等を行っているか（効率性・経済性）
- ③ 事業の実施が民間事業者の負担軽減や都民サービスの向上につながっているか（有効性）

【結果の概要】

1 障害者支援施設等におけるデジタル技術活用支援事業

局は、障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質向上に向けた取組を促進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス等を提供する施設・事業所に対して、表1の事業により、デジタル技術等の導入を支援している。

表1の事業のうち、(1)は、利用者の見守り支援のための機器やロボット介護機器の導入に必要な経費を

補助する事業であり、障害者（障害児）の夜間支援を行う入所施設及び共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）を対象としている。

また、(2) は、支援記録作成や請求事務、勤怠管理等を行うための福祉・介護業務支援システム（以下「業務支援システム」という。）や業務支援システムを利用するための機器等の導入に要する経費を補助する事業であり、(1) 事業の対象となる入所施設及びグループホームを除く障害福祉サービス等事業所を対象としている。

(表 1) 補助対象事業者及び補助対象経費

事業名	(1) 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	(2) デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
補助対象事業者	入所施設（障害者支援施設、福祉型・医療型障害児入所施設）、グループホーム	障害福祉サービス等を提供する都内の施設・事業所 （(1) の対象施設・事業所を除く）
補助対象経費	デジタル機器（見守り支援機器、情報共有機器・ソフトウェア、通信環境整備等の一体的整備）	業務支援システム（注）導入等経費（ソフトウェア・クラウドサービス、ハードウェア、通信環境整備等）
	ロボット介護機器（移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、コミュニケーション、入浴支援機器）	
	機器の選定や機器を活用した業務改善に関するコンサルティング経費	業務支援システムの選定やシステムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費

(注) ①事業所での業務を支援するソフトウェアで、記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能なもの
②バックオフィス業務（勤怠管理、人事、給与、ホームページ作成等）のためのソフトウェアで一気通貫の環境が実現できるもの

(参考) ロボット介護機器の例



(1) 障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業

ア 事業開始の経緯について

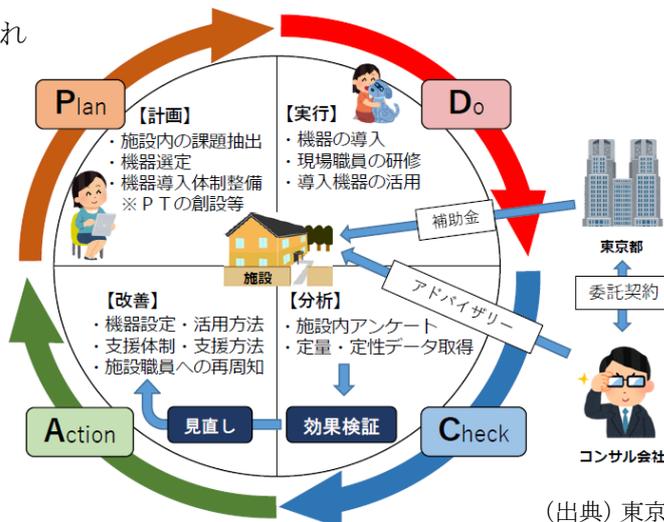
本事業は、令和2年度に「障害者支援施設 ICT 機器導入支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）」として開始している。モデル事業は、選定されたモデル施設（障害者支援施設）が、図1のPDCAサイクル

のとおり、専門家の意見を踏まえて各施設の課題に応じたデジタル機器又はロボット介護機器を選定・導入、効果検証を実施し、検証結果に基づいて施設運営の改善を図るものである（令和2年度5施設・令和3年度6施設）。

局は、モデル事業の効果検証結果を踏まえ、夜間支援における見守り支援機器等の導入が特に高い効果が見込まれたことから、令和4年度から、障害者支援施設と同様に夜間支援を行う障害児入所施設やグループホームにも補助対象を拡大し、国の障害福祉分野のロボット等導入支援事業（注）を活用して事業の本格実施を開始している。

（注）障害者支援施設等の介護ロボット等導入を支援する事業を行う都道府県等に対する補助事業

（図1）モデル事業の流れ



（出典）東京都障害者支援施設デジタル通信 Vol.1

イ 補助事業について

令和6年度の本事業における補助基準額及び補助率は表2のとおりであり、補助基準額は施設種別及び施設定員によって細分化されている。また、施設種別ごとの補助金交付実績は表3のとおりである。

（表2）補助基準額及び補助率

（単位：千円）

補助対象事業者		デジタル機器及び ロボット介護機器の導入		ロボット介護機器 のみの導入		
施設種別	施設定員	補助基準額	補助率	補助基準額	補助率	
入所施設	障害者支援施設	20人以下	6,660	3/4	2,000	3/4
		21人以上40人以下	9,990		3,000	
		41人以上60人以下	16,650		5,000	
		61人以上	20,000		6,000	
	福祉型障害児 入所施設	20人以下	5,600		2,000	
		21人以上40人以下	8,400		3,000	
		41人以上60人以下	14,000		5,000	
		61人以上	16,800		6,000	
	医療型障害児 入所施設	130人以下	15,000		6,000	
		131人以上170人以下			7,000	
		171人以上	19,000		8,000	
	グループホーム	7人以下	980		1,500	
8人以上14人以下		1,400				
15人以上		2,000				

（注）補助基準額は機器選定等に関するコンサルティング経費を含んだ金額である。

(表3) 補助金交付実績

(単位：件、千円)

施設種別		施設数 (令和6年4月現在)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
入所施設	障害者支援施設	138	14	64,285	15	114,838	6	50,333
	福祉型障害児入所施設	17	1	5,472	-	-	-	-
	医療型障害児入所施設	12	-	-	-	-	-	-
グループホーム		923	8	6,623	7	7,446	5	5,298
合計		1,090	23	76,380	22	122,284	11	55,631

補助事業の対象となる施設数は、令和6年4月現在で1,090施設である。このうち、事業を開始した令和2年度から令和6年度までで、累計67施設（交付金額329,010千円）が補助金の交付を受けている。

本監査では、令和6年度交付実績11件の補助金交付手続について確認したところ、指摘等すべき事項は認められなかった。

ウ 事業効果について

事業効果については、補助金交付を受けた事業者から提出される「業務改善計画書」及び「事業報告書」により把握しており、本監査では令和6年度交付実績11件の「業務改善計画書」及び「事業報告書」を確認した。これらの報告書の中では、ロボット介護機器等の導入前後の業務時間数を比較して算出する年間業務時間数想定削減率や一月当たりの費用削減額といった定量的指標に基づく事業効果とともに、職員や利用者の身体的・精神的負担軽減や支援の質向上といった定性的な事業効果や今後の課題、気づき等についての計画及び実績の報告を求めており、事業効果を把握し、事業者の気づきや今後の更なる機器等の活用を促す内容となっている。令和6年度交付実績における主な事業効果等については表4のとおりである。

(表4) 主な事業効果等について

報告事項	導入機器	報告内容
導入効果	見守り支援機器	<ul style="list-style-type: none"> 夜間巡回の回数・時間の削減や利用者の状況の可視化による職員の精神的負担軽減につながる 利用者の睡眠リズムに合わせた支援が可能となる 利用者の睡眠状況の把握により健康管理（医師への相談等）や安全確保（夜間転倒事故防止等）に役立てることができる
	移乗支援機器・入浴支援機器	<ul style="list-style-type: none"> 支援時間の短縮、支援対応職員数の減少によるスムーズな支援の実現 腰痛防止等の職員の身体的負担軽減につながる 利用者にとって安全かつ安心な移乗を行うことができる
今後の課題・気づき等	見守り支援機器	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が使いこなせるよう、機器の機能や操作方法について周知し、活用を促す必要がある 利用者一人一人の状態に合わせた機器の設定が必要である
	移乗支援機器・入浴支援機器	<ul style="list-style-type: none"> 台数が限られており利用者に待ち時間が発生するため、機器導入を進める必要がある

エ 事業周知及び情報発信について

令和6年度は、補助対象事業者に対するメール周知や東京都障害者サービス情報ホームページ（以下「都ホームページ」という。）への事業情報の掲載、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の業種別部会での周知（注）等により、事業の内容や補助金交付申請に必要な情報について周知及び発信を行っている。

また、本事業は、交付申請に当たり事業者が導入機器等の選定や活用を行う必要があるが、多くの事業者

はロボット介護機器等に関する情報を有しておらず、どのような機器等の導入が効果的かといった点や、導入の進め方、業務改善手法に関するノウハウがないという現状がある。そこで、局は、モデル事業の事例を活用し、都ホームページにおいてロボット介護機器等の役割とその導入事例、導入効果について表5のとおり広く普及啓発している。

(注) 社会福祉各法に基づく福祉施設や団体、介護保険法や障害者総合支援法などに位置付けられた事業者が会員として業種ごとに行う部会活動

(表5) 普及啓発の状況

区分		テーマ・概要
東京都障害者支援施設デジタル通信	第1回	<ul style="list-style-type: none"> デジタル機器・ロボット介護機器の役割 モデル事業について デジタル機器等を導入した効果について
	第2回	見守り支援機器（睡眠センサー）の導入事例
	第3回	見守り支援機器（服薬管理システム）の導入事例
	第4回	排泄支援機器の導入事例
	第5回	移乗支援機器の導入事例
	第6回	情報共有機器及び通信環境整備の導入事例
	第7回	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度モデル事業における取組内容紹介 質疑応答集 デジタル機器等導入のポイント
モデル事業成果報告会		<ul style="list-style-type: none"> 基調講演「障害者施設のDXに向けて」 モデル施設による事例発表

さらに、局は、障害福祉サービス事業者等におけるロボット介護機器等の導入の参考に資するよう、障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱（令和6年6月4日付6福祉障施第769号）において、補助事業者は導入製品の内容や導入効果等について事業者のホームページ等により公表しなければならないと定めている。しかしながら、事業が完了している令和5年度補助事業者の公表状況について確認したところ、22事業者のうち13事業者について公表状況を確認できなかったことから、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

オ 今後の事業展開について

補助金交付実績については、表3のとおり、令和4・5年度は20施設程度で推移していたが、令和6年度は11施設と減少している。減少の原因について、局は、補助対象機器のうち見守り支援機器の導入実績が減少（令和5年度18施設・令和6年度4施設）したことにあるとしている。なお、局は、より詳細な原因分析や事業者のニーズ等の把握を行うため、令和7年度に事業者を対象としたアンケート調査を行うとしている。

また、局は、令和6年7月に実施したデジタル技術等導入状況に係るアンケート調査結果（回答数1,321件）により、デジタル技術等の導入に当たり、事業者に①導入すべき機器が分からない（28.6%）、②機器を導入するための予算がない（20.1%）、③職員が使いこなせない（15.3%）といった課題があることを確認している。局は、これらの課題に対応するため、表6のとおり令和7年度からガイドライン作成や補助対象の拡充等を行い、効果的な機器選定方法や導入の進め方等の情報発信の強化や補助事業の活用促進に取り組んでいる。

(表6) 今後の対応

課題	今後の対応
① 導入すべき機器が分からない	<ul style="list-style-type: none"> ロボット介護機器等の導入促進を図るため、新たに障害福祉サービス種別ごとのガイドラインを作成して取組事例や取組方法を紹介 「障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（後述）」の専門アドバイザーの支援等と連携し補助事業の活用を促していく
② 機器を導入するための予算がない	<ul style="list-style-type: none"> (2) 事業の補助対象事業者に入所施設・グループホームを追加 (1) 事業の補助対象事業者に短期入所・訪問系サービス事業所を追加 交付申請の受付回数を年1回から年2回に増やすなど、補助金の活用促進を図る
③ 職員が使いこなせない	「障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業（後述）」により DX 人材を育成し、事業所内の DX 活用の取組を推進

(2) デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業

ア 事業開始の経緯について

本事業は、国の障害福祉分野の ICT 導入モデル事業（注）等を活用し、ICT 機器活用による生産性向上の取組を促進すること及び新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的とし、令和2年度に「ICT 機器活用による障害者居宅介護事業所等支援事業」として開始している。令和2年度は補助対象事業者を都内に所在する居宅介護等の訪問系の障害福祉サービス等を提供する事業所に限定していたが、令和3年度からは他の障害福祉サービス事業所に拡大している。

（注）障害福祉サービス事業所等の ICT 導入を支援する事業を行う都道府県等に対する補助事業

イ 補助事業について

令和6年度の本事業における補助基準額及び補助率は表7、補助金交付実績は表8のとおりである。

(表7) 補助基準額及び補助率

(単位：千円)

補助対象事業者	業務支援システム導入等経費		システム選定等に関するコンサルティング経費	
	補助基準額	補助率	補助基準額	補助率
障害福祉サービス事業所等	1,000	3/4	260	1/2

(表8) 補助金交付実績

(単位：件、千円)

補助対象事業者	事業所数(注) (令和6年4月現在)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
障害福祉サービス事業所等	13,240	47	20,024	168	49,389	119	40,913

(注) サービス種別ごとに算定しているため、複数サービスを運営している事業所は重複して数に含まれている。

補助事業の対象となる事業所数は、令和6年4月現在で13,240事業所である。このうち、事業を開始した令和2年度から令和6年度までで、累計399事業所（交付金額141,203千円）が補助金の交付を受けている。

本監査では、令和6年度補助金交付実績119件のうち25件を抽出し、補助金交付手続について確認した。また、令和2年度から令和5年度の補助事業者（280事業所）に対して提出を求めるべき消費税及び地方消

費税の仕入控除税額報告書について確認したところ、局は提出を求めていなかったため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

ウ 事業効果について

事業効果については、補助金交付を受けた事業者から提出される「事業計画書」及び「事業報告書」により把握しており、本監査では、令和6年度交付実績119件のうち25件の「事業計画書」及び「事業報告書」を確認した。これらの報告書の中では、デジタル機器等の導入前後の業務時間数を比較して算出する年間業務時間数削減率や年間作成文書量削減率、費用縮減額といった定量的指標に基づく事業効果とともに、デジタル機器等の導入による業務の変化や職員の業務負担軽減、支援の質向上といった定性的な事業効果や業務効率化で確保できた業務時間の活用方法、機器導入の推進方法等についての計画及び実績報告を求め、事業効果を把握している。令和6年度交付実績における主な事業効果等については表9のとおりである。

(表9) 主な事業効果等について

報告事項	報告内容
業務効率化及び職員の負担軽減の状況	<ul style="list-style-type: none"> 支援記録作成等のシステム化により、情報共有の強化、転記の手間や記録漏れの軽減、支援記録作成時間の短縮につながる PC等の端末台数の増加により複数人での作業・業務分担が可能となり、業務効率化や職員の負担軽減につながる サービス提供の記録情報から請求業務までの一元化が可能となり、業務負担軽減、転記作業による事務誤りの削減につながる
業務効率化で確保できた時間の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 支援計画やイベント企画、活動内容の検討等、支援の質向上につながる業務時間を確保することができた 研修受講や勉強会の開催等、職員の専門知識や支援スキルの向上のための時間を確保することができた 残業時間の減少につながった

エ 事業周知及び情報発信について

令和6年度は、上述の(1)事業と同様の方法により事業の内容や補助金交付申請に必要な情報について周知及び発信を行っている。

また、局は、業務支援システム等の導入を検討する事業者の参考に資するため、都ホームページにおいて令和2年度から令和5年度までの補助事業者ごとのサービス種別・導入システムの名称等を公表している。導入効果については、デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付要綱(令和6年6月4日付6福祉障地第233号)において、(1)事業と同様に事業者のホームページ等により公表しなければならないと定めているが、事業が完了している令和5年度補助事業者の公表状況について確認したところ、抽出した85事業所のうち79事業所については公表状況を確認できなかったことから、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

オ 今後の事業展開について

補助金交付実績については、令和5年度から補助対象事業所数を「1法人につき1事業所まで」としていた制限を撤廃したことにより、表8のとおり増加している。

また、局は、(1)事業と併せて令和6年7月に実施したデジタル技術等導入状況に係るアンケート調査

結果（上述）に基づき、表 10 のとおり、令和 7 年度からガイドライン作成や補助対象の拡充等を行い、効果的な機器選定方法や導入の進め方等の情報発信の強化や補助事業の活用促進に向けて取り組んでいる。

（表 10）今後の対応

課題	今後の対応
① 導入すべき機器が分からない（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> デジタル機器等の導入促進を図るため、新たに障害福祉サービス種別ごとのガイドラインを作成して取組事例や取組方法を紹介 「障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（後述）」の専門アドバイザーの支援等と連携し補助事業の活用を促していく
② 機器を導入するための予算がない	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象事業者に入所施設・グループホームを追加 補助基準額の拡充 システム導入等経費：一律 100 万円→133.4 万円～666.7 万円（職員数に応じて変動） コンサルティング経費：26 万円→100 万円 交付申請の受付回数を年 1 回から年 2 回に増やすなど、補助金の活用促進を図る
③ 職員が使いこなせない（再掲）	「障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業（後述）」により DX 人材を育成し、事業所内の DX 活用の取組を推進

2 障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業

ア 事業開始の経緯について

局は、上述の事業によりデジタル機器等の導入経費に対する補助を実施することで、事業所外部からのアプローチとして DX 推進及び業務の生産性向上の取組を推進してきたが、事業所内部に専門性を持つ人材がいない場合は、DX 推進の取組が一過性のものとなり、継続的に生産性向上の取組を進められないおそれがあるという課題があった。このため、事業所の DX を推進するリーダー職員（以下「DX 推進人材」という。）の配置及び育成を行うことで DX への継続的な対応力を向上させ、より効果的に事業所内の DX を推進していくことを目的として、令和 6 年度から本事業を開始している。

イ 補助事業について

本事業は、表 11 のとおり障害福祉サービス等事業所を設置する法人（約 4,000 法人）を対象として、DX 推進人材に係る経費を補助する事業であり、令和 6 年度の補助金交付実績は表 12 のとおりである。

また、本事業は、事業者向け周知、補助金交付申請書・実績報告書等の受付及び審査、事業者からの問合せ対応等に係る業務を公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）に表 13 のとおり委託している。

(表 11) 事業の概要

事業名	障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業
補助対象事業者	障害福祉サービス等を提供する都内の施設・事業所を設置する法人 (上述の 1 (1) 及び (2) の補助対象施設・事業所と同様)
補助対象経費	DX 推進人材への手当等に係る経費
	DX 推進人材の研修費・資格取得費
	DX 推進人材が研修期間に不在となる際の代替職員雇用費等
DX 推進人材の定義	法人内の各事業所においてデジタル機器やロボット介護機器等の導入や効果的な活用に取り組み、障害福祉現場における生産性向上をけん引するリーダー職員
補助基準額	1 名当たり 50 万円 (1 法人当たり 2 名まで) (注) 1 法人当たり最大 3 年間申請可能
補助率	10/10

(表 12) 補助金交付実績

(単位：法人、事業所、人、千円)

補助対象事業者	令和 6 年度			
	法人数	事業所数	支給対象者数	金額
障害福祉サービス事業所等	65	74	122	40,049

(表 13) 契約の概要

(単位：千円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和 6 年度障害福祉サービス等 DX 推進人材育成支援事業 実施委託 (概算契約)	令和 6. 4. 1～令和 7. 3. 31	15,300

本監査では、表 12 の補助金交付実績 65 法人のうち 17 法人を抽出し、補助金交付手続について確認した。
また、表 13 の委託契約について確認したところ、問題点が認められたため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

ウ 事業効果について

事業効果については補助金交付を受けた法人から提出される「DX 推進計画書」及び「DX 推進報告書」により把握しており、本監査では、令和 6 年度交付実績 65 法人のうち 17 法人の「DX 推進計画書」及び「DX 推進報告書」を確認した。これらの報告書の中では、DX 推進人材の対象者ごとに DX に係る取得資格や研修受講履歴、法人（事業所）内での具体的な活動内容や活動による効果（新たな機器の導入、職員の負担軽減、サービスの質向上等）等についての計画及び実績の報告を求め、事業効果を把握している。令和 6 年度交付実績における主な事業効果等については表 14 のとおりである。

(表 14) 主な事業効果等について

報告事項	報告内容
DXに係る取得資格等	IT パスポート
DXに係る研修受講履歴	介護・障害福祉事業者向け DX 研修、DX 推進人材養成研修、IT パスポート研修、Word・Excel 等に係る研修等
具体的な活動内容	<ul style="list-style-type: none">・ 業務支援システムやデジタル機器、デジタルツール等の導入（システム・機器の選定、導入作業、職員向けマニュアル作成、操作説明会の実施等）・ DX 研修受講及び受講内容の職場還元（勉強会の開催）
活動による効果等	<ul style="list-style-type: none">・ 業務支援システム等の導入による事務作業時間削減、事務作業誤り減少、情報共有の強化等の業務効率化につながる・ マニュアル作成や説明会の実施等により職員全体のデジタルツール活用スキルが向上し、業務への定着につながる・ 研修受講による知識習得により、従来外部業者へ委託していた機器設定等を社内で実施することで柔軟な対応やコスト削減につながる

エ 事業周知及び情報発信について

令和 6 年度は、補助対象法人に対する事業案内の発送や財団ホームページへの事業情報の掲載、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の業種別部会での周知等により事業の内容や補助金交付申請に必要な情報について周知及び発信を行っている。

オ 今後の事業展開について

令和 6 年度の補助金交付実績は表 12 のとおりであり、当初想定 of 50 法人を上回る実績（65 法人）であった。本事業は、1 法人当たり最大 3 年間申請可能であるため、令和 7 年度は、令和 6 年度の補助法人に加え、同程度規模で新規申請法人数を見込んでおり、引き続き DX 推進人材の配置や育成の推進に向けて取り組んでいくとしている。

また、令和 7 年度においては、後述のとおり、1 (1) 及び (2) 事業及び 3 事業とともに補助対象事業者に向けた事業内容の情報発信を行うなど、本事業の活用促進に向けて取り組んでいる。

3 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（生産性向上等への取組支援）

ア 事業開始の経緯について

局は、令和 4 年度に「東京都内障害福祉サービス事業所・施設等の障害福祉人材の育成・定着に向けた実態調査及び課題分析」を実施している。本調査の結果、入職後における仕事の印象として、「福祉・介護業務以外の事務業務が多い」との回答が多く、職員の事務業務への負担が大きい状況が課題として挙げられていた。そこで、職員の業務負担軽減（DX 推進や業務フローの見直し等）に向けた取組を支援するため、令和 6 年度から本事業を開始している。

イ 委託事業について

本事業は、職員の業務負担軽減に向けた取組への支援を希望する障害福祉サービス事業所等に対して DX 推進や業務改善に係る専門アドバイザーを派遣し、個別支援を行う事業である。本事業は表 15 の委託契約により実施しており、委託内容及び事業の実施状況は表 16 のとおりである。

本監査では、表 15 の 2 件の委託契約について確認したところ、指摘等すべき事項は認められなかった。

(表 15) 契約の概要

(単位：千円)

契約件名	契約期間	契約金額
障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 (生産性向上等への取組支援) 業務委託 (特別区)	令和 6. 8. 27～令和 7. 3. 31	8, 934
障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業 (生産性向上等への取組支援) 業務委託 (多摩地域)	令和 6. 8. 28～令和 7. 3. 31	8, 555
合計		17, 489

(表 16) 委託内容及び事業の実施状況

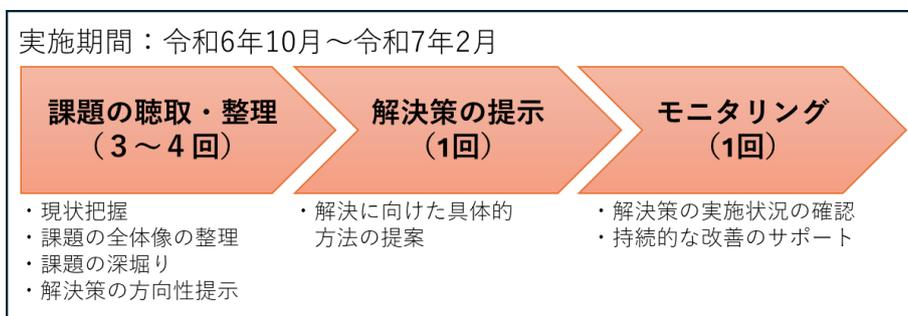
区分		特別区	多摩地域
支援対象事業者		障害福祉サービス等を提供する都内の施設・事業所 (上述の 1 (1) 及び (2) 事業の補助対象施設・事業所と同様)	
委託内容		事業所への業務効率化等の取組支援 (個別支援) 上記の個別支援事例についての事例報告会の開催	
個別支援実施状況	応募数	65 事業所	
	実施数	17 事業所	20 事業所
事例報告会実施状況	実施年月日	令和 7. 3. 6	令和 7. 3. 11
	参加者数	90 名	127 名

ウ 事業効果について

本事業では、受託者の専門アドバイザーが図 2 の流れで個別支援を行い、DX の推進や業務フローの改善等を通じて事業所の抱える課題解決を図るものとなっている。

支援を受けた 37 事業者の個別支援報告書を確認したところ、事業所へのヒアリング等による詳細な現状把握や課題整理に基づき、課題に応じた具体的な解決策が提示されていた。また、モニタリング後の状況として、支援の成果や今後の見通し、改善の方向性等が示されており、支援対象事業者が継続して業務改善に取り組むことを促す内容となっていた。

(図 2) 個別支援の流れ



また、本事業では、他の障害福祉サービス事業所の生産性向上に向けた取組の参考に資することを目的として、個別支援内容に係る事例報告会を実施している。事例報告会には障害福祉サービス事業所の職員等 217 名が参加しており、局は改善事例等の事業の成果について、広く情報発信を行っている。

エ 事業周知及び情報発信について

令和6年度は、上述の1(1)及び(2)事業と同様の方法により事業の内容や個別支援への応募に必要な情報について周知及び発信を行っている。

また、本事業では、専門アドバイザーによる課題の聴取・整理を行う中で、業務支援システム等のDXを活用した業務効率化を解決策として提示されている事業所が認められた。事業所のDX推進には上述の1及び2の補助事業(以下「両事業」という。)の活用が有効であることから、局は、事業者に対して1~3事業の一体的な活用を促すことで、事業効果が高まっていくとしている。

そこで、本事業の個別支援時などにおいて、両事業の活用を促す取組等を行っているか確認したところ、本事業の実施時期が契約不調により当初予定時期より後ろ倒しとなってしまったことにより、令和6年度については両事業の活用が困難な状況となっていた。

これに対して、局は、令和7年度については、監査日(令和7年5月27日)現在、以下のような取組を行い、事業相互の活用を促し、より効果的な取組が行えるように情報発信を行っている。

- ・ 本事業の募集期間を令和7年5月16日から同月29日とすることで、専門アドバイザーの支援を受けた事業所が両事業の令和7年度補助金の活用が可能となるように事業実施時期を見直している。
- ・ 本事業の募集案内や申込希望者を対象としたオンライン説明会動画において、両事業の事業内容について紹介し、積極的な活用を促している。

オ 今後の事業展開について

事業の実施状況は表16のとおりであり、当初40事業所を予定していたところ、募集数を上回る応募があり、41事業所を選定している。実績としては、業務都合による途中辞退者4事業所を除く37事業所が個別支援を受けており、本事業には一定の需要があり、全ての支援対象事業者が業務改善に取り組んでいる。

局は、令和7年度も引き続き同程度の規模(40事業所)で本事業を継続するとともに成果報告会を実施するとしている。また、上述のとおり、情報発信を強化し、本事業の活用促進に向けて取り組んでいる。

【監査委員からの所見】

障害福祉分野における複雑化するニーズへの対応や福祉人材の確保に厳しさが増す中、局は、ロボット介護機器やICT機器などデジタル技術の普及促進を図るとともに、DXの導入や継続的な活用をけん引するリーダーの育成等についても事業者の支援に取り組んできた。

今後も局は、障害福祉分野におけるデジタル技術の活用を促進するための普及啓発を進めていくとともに、補助実績を分析・検証し事業者の抱える課題を把握した上で制度の改善充実を図るなど、サービス向上や業務改善に取り組む事業者に対する支援を継続的に進めていく必要がある。あわせて、局は、手続面で電子申請の活用を図るなど、事業者の負担軽減に資するDX活用を積極的に進めていく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (歳出)

(1) 仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定めるべきもの

障害者施策推進部及び高齢者施策推進部は、表1のとおり、令和6年度分の補助金交付に係る事業周知、交付申請書及び実績報告書の受付・審査、確定通知書の送付等の事務を公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)に委託している。財団に事務を委託している補助事業の概要は表2のとおりである。

表2の補助事業については、補助事業者に対する実績報告書の提出期限が令和7年4月上旬に設定され、実績報告書の受付後に実績報告書の審査を行い、補助金額を確定し、確定通知書を送付している。一方、表1の契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までであることから、仕様書に記載された業務内容のうち一部の業務が契約期間とは一致しない業務内容であることが認められた。また、財団から提出された事業実績報告書を確認したところ、これらの令和7年4月以降に実施した業務の実績についても、表1の委託契約の業務実績として報告させていることが認められた。

このことについて、両部は、令和7年4月以降に実施する業務について、表1の委託契約の仕様書に定めがあり財団から実績報告を受けていたものの、実際は、令和7年度の同契約において財団に業務を履行させて委託料を支払っており、表1の委託契約における支出金額は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務に対するものであるとしている。この点について、表1の委託契約の支出金額内訳を財団の決算資料などにより確認したところ、監査を実施した限りにおいて、支出金額は令和6年4月1日から令和7年3月31日までに財団が履行した業務に対する支出(事務費・人件費)となっていることが確認できた。

しかしながら、仕様書は、契約期間において財団が行うべき業務内容を規定するものであり、両部は、仕様書に基づいて履行状況の確認や委託料の支出を行うのであるから、仕様書で定めた委託業務内容と契約期間及び委託料の支出内容との間にかい離が生じていることは適正でない。

両部は、仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定められたい。

(福祉局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	支出金額	所管部
1	令和6年度障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)	令和 6.4.1～ 令和 7.3.31	15,300,000	2,848,838	障害者 施策 推進部
2	令和6年度障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業事務委託(概算契約)		12,879,000	8,696,961	
3	令和6年度介護現場改革促進等事業の実施委託(概算契約)		62,242,000	49,507,497	高齢者 施策 推進部
4	令和6年度介護DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)		14,379,000	12,294,925	

(表2) 補助事業の概要

項番	補助事業名	事業の概要
1	障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業	DXの推進により障害福祉現場における生産性向上の取組を推進するリーダー職員の育成や手当の支給を行う障害福祉サービス等事業者を支援する。
2	障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業	障害福祉サービス等事業所が、福祉・介護業務未経験者等を育成計画に基づいて育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、在学中に奨学金の貸与を受けた者に対して、奨学金返済相当額を手当等として支給する場合に支援する。
3	介護現場改革促進事業	① デジタル機器導入促進支援事業 介護事業所が、介護業務支援システムを導入する場合に必要な経費の一部を支援する。 ② 次世代介護機器導入促進支援事業 介護事業所が、次世代介護機器の導入、見守り支援機器の導入と通信環境整備等の一体整備に必要な経費の一部を支援する。 ③ 人材育成促進支援事業 人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業者を支援する。
	介護職員キャリアパス導入促進事業	「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、介護職員の育成・定着を図る介護事業者を支援する。
4	介護DX推進人材育成支援事業	DXの推進により介護現場における生産性向上の取組を推進するリーダー職員の育成や手当の支給を行う介護事業者を支援する。

(重点監査事項) (歳出)

(2) 分割交付ごとの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行うべきもの

概算払とは、支払うべき債務金額が確定する前で、かつ、相手方の義務履行前の経費について、あらかじめ概算額の全部又はその一部を相手方に交付し、後日、債務金額が確定したときに精算を行うものである。概算払は、相手方に資金の便宜を与えるものであることから、分割して概算払を行う場合は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第83条第5項によりその都度の精算は省略できるものの、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握し、交付する資金の額は必要最小限度とする必要があるとされている。

ところで、障害者施策推進部及び高齢者施策推進部は、表3のとおり、公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)と委託契約を締結している。これらの委託契約は、仕様書において契約金額を発注限度額とした概算契約とされ、委託料は四半期ごとに支払うと定められており、契約金額の支払状況、財団からの事業実績報告に基づく実績額、財団からの返還額は表4のとおりである。

そこで、両部が四半期ごとに執行計画及び執行状況を把握した上で支払を行っているか確認したところ、両部は、第2四半期以降、財団から分割交付ごとの執行計画及び執行状況を徴取しておらず、支払金額が必要最小限の支出額となっているか確認することなく、契約書で定めた四半期ごとの支払内訳のとおり委託料を支払っている事例が認められた。その結果、委託完了後、財団から提出された事業実績報告に基づき、両部は委託料の額を確定し、表4の返還額について財団から返還を受けているが、支払額の8割以上又は5割程度が返還となっているもの(表4項番1及び項番5)があるなど、交付する資金の額が必要最小限であるとは言えない状況となっている。

両部は、分割交付ごとの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行われたい。

(福祉局)

(表3) 契約の概要

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	所管部
1	令和6年度障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)【再掲】	令和6.4.1～ 令和7.3.31	15,300,000	障害者 施策 推進部
2	令和6年度障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業事務委託(概算契約)【再掲】		12,879,000	
3	令和6年度東京都障害者虐待防止対策支援事業に係る業務委託(概算契約)		57,943,000	
4	令和6年度障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業等実施委託(概算契約)		129,475,000	
5	令和6年度介護施設等における掃除・配膳ロボット導入支援事業に係る事務委託(概算契約)		12,249,175	高齢者 施策 推進部
6	令和6年度介護現場改革促進等事業の実施委託(概算契約)【再掲】		62,242,000	
7	令和6年度介護DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)【再掲】		14,379,000	

(表4) 表3の委託契約における概算払の状況

(単位：円)

項番	契約金額	概算払の状況					実績額 (B)	返還額 (A-B)
		第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	合計(A) (概算払金額)		
1	15,300,000	4,233,000	3,421,000	4,229,000	3,417,000	15,300,000	2,848,838	12,451,162
2	12,879,000	3,628,000	2,813,000	3,626,000	2,812,000	12,879,000	8,696,961	4,182,039
3	57,943,000	14,000,000	18,000,000	18,000,000	7,943,000	57,943,000	50,417,946	7,525,054
4	129,475,000	39,993,000	29,954,000	34,815,000	24,713,000	129,475,000	105,312,372	24,162,628
5	12,249,175	3,062,000	3,062,000	3,062,000	3,063,175	12,249,175	6,249,277	5,999,898
6	62,242,000	21,200,000	19,842,000	21,200,000	(注) -	62,242,000	49,507,497	12,734,503
7	14,379,000	5,065,000	4,253,000	5,061,000	(注) -	14,379,000	12,294,925	2,084,075

(注) 第4四半期分の支出に際して執行状況を確認した結果、令和7年3月19日付けで契約金額の減額変更を行っている。

(参考) 分割概算払で精算を省略することができる経費について(平成11年4月1日付10出総第2050号会計管理局通知)

1 分割概算払における精算省略をすることができる経費

規則第83条第4項に規定する「会計管理者が別に定めるもの」は、分割して概算払をする場合において、次の条件のすべてを満たすものうちから、局長又は所長がその都度の精算を省略する必要性を認めたものとする。

- (1) 支払先が、東京都監理団体等の信頼のある団体であると局長又は所長が認めたものであって、その都度の精算を省略しても、適切な資金の管理を行うことができること。
- (2) 局長又は所長は、支払先における年間及び分割交付ごとの執行計画及び執行状況を把握すること。
- (3) 支払時期及び分割交付ごとの支払予定額が契約書又は要綱等に明記してあること。この場合において、交付する資金の額は、適正な金額を算定の上、必要最小限度とすること。

(注) 規則では改正により第5項となっているが、通知では第4項のままとなっている。

(重点監査事項) (歳出)

(3) 資金前渡による支出手続を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第76条第1項第28号では、即時支払をしなければ物件の購入等が困難なものに要する経費について、必要な資金を前渡(以下「資金前渡」という。)することができる。この資金前渡に係る経費については、「東京都会計事務規則第76条関係の解釈・運用等について(通知)(令和4年3月31日付3会管会第905号)」により、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費であることが必要とされている。

また、同経費については、資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則(昭和39年東京都規則第139号)において、資金前渡受者は、その交付を受けた資金の範囲内において、売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を委任される旨が定められており、資金交付後に契約その他の手続が可能となる。

そこで、障害者施策推進部及び立川児童相談所で資金前渡の手続について確認したところ、次のとおり適正でない事例が認められた。

① 部は、表5の公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)との契約に係る委託料の支払について、概算払により四半期ごとに支払っている。四半期ごとの委託料の支払は契約書にあらかじめ規定されたものであることから、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費ではないが、部は、第1四半期の委託料の支払について、表6のとおり資金前渡による支出を行っている。

② 所は、表7のとおり資金前渡による支出を行っているが、このうち項番1、項番2及び項番3のうち2台分の保管料について、資金前渡を受ける前に契約権限を持たない者が物品の購入又は保管場所の賃借を行っている。また、項番3は、令和7年度分の保管料についても令和6年度予算で支出している。

部及び所は、資金前渡による支出手続を適正に行われたい。

(福祉局)

(表5) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業実施委託(概算契約)【再掲】	令和6.4.1~令和7.3.31	15,300,000

(表6) 資金前渡による支出手続の状況(障害者施策推進部)

(単位:円)

支出金額	財団請求日	起案決定日	前渡金交付日	支払日	精算日
4,233,000	令和6.6.4	令和6.6.18	令和6.6.28	令和6.6.28	令和6.7.2

(表7) 資金前渡による支出手続の状況 (立川児童相談所)

(単位：円)

項番	件名	支出金額	物品の納入日 ・保管期間	起案決定日	前渡金 交付日	支払日
1	空気清浄機の 購入	264,000	令和 6. 4. 2	令和 6. 4. 18	令和 6. 4. 30	令和 6. 5. 7
2	学習机と椅子 の購入	25,960	令和 6. 12. 27	令和 7. 1. 7	令和 7. 1. 17	令和 7. 1. 17
3	タイヤ保管料 の支出	24,750	(3台分) ① 令和 7. 2. 27 ～令和 7. 5. 26 ② 令和 6. 11. 23 ～令和 7. 5. 22 ③ 令和 6. 11. 23 ～令和 7. 5. 22	令和 7. 1. 16	令和 7. 1. 23	令和 7. 1. 23

(参考) 東京都会計事務規則第76条第1項第28号に基づき資金前渡で支払うことのできる経費について (令和4年3月31日付3会管会第905号会計管理局通知)

- ア 規則第76条第1項第1号から第27号に該当しない経費であること。
 イ おおむね次の理由によって、即時支払わなければならない経費であること。
- (ア) 社会取引の通念上又は慣行等
 例：鉄道会社に支払う運賃、郵便切手に要する経費、寺社拝観料、入場料、振込手数料
 - (イ) その他、事務事業の性質、経費の内容等からやむを得ないと判断されること。
 例：突発的事務事業のため必要な物件の調達等に要する経費、契約手続に応じるものがない場合における物件の調達等に要する経費
 - (ウ) タクシークーポン券使用時の不足額に係る経費

(重点監査事項) (歳出)

(4) 補助要綱に基づき事業効果等を公表させるべきもの

障害者施策推進部は、障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業実施要綱（令和4年3月29日付3福保障施第3283号）に基づき、表8の2件の補助事業を実施している。

本補助事業は、表8の補助金交付要綱に基づき補助金交付を行っており、事業実施に当たっては国庫補助を受けている。これらの補助金交付要綱第12条第3項では、国の事業実施要綱の定めに基づき、表9のとおり、補助事業者は、全国の障害福祉サービス事業者等におけるデジタル機器又はロボット介護機器導入の参考に資することを目的として、導入製品の内容や導入効果等（以下「事業効果等」という。）についてホームページ等により公表しなければならないと定めている。

そこで、監査日（令和7年5月27日）現在、補助事業が完了している令和5年度の補助事業者190事業者のうち107事業者について、補助事業者のホームページにより事業効果等を公表しているか確認したところ、ホームページによる公表を行っていた事業者は15事業者であった。また、部は、補助金交付要綱の規定の目的は、事業効果等を広く公表して他の障害福祉サービス事業者等がデジタル機器又はロボット介護機器の導入を行う際の参考に資することであるため、ホームページに限らず、広報誌や各種 SNS などにより他の障害福祉サービス事業者等に対して公表を行っていれば足りるとしているが、補助事業者がどのように事業効果等を公表したかの状況について把握しておらず適切でない。

部は、補助事業者に対して、補助要綱に基づき事業効果等を公表させられたい。

(福祉局)

(表8) 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業について

補助事業名	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
補助金交付要綱	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱（令和6年6月4日付6福祉障施第769号）	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付要綱（令和6年6月4日付6福祉障地第233号）
補助対象事業者	障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、共同生活援助事業所	障害福祉サービスを提供する都内の施設・事業所（左記の対象施設を除く）
補助対象経費	デジタル機器、ロボット介護機器、機器選定等に関するコンサルティング経費	福祉・介護業務支援システム導入等経費、システムを活用した業務改善に関するコンサルティング経費
令和5年度補助実績	22 施設	168 事業所
国庫補助根拠	障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱	障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱・地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業実施要綱

(表9) 交付要綱に基づき補助事業者が実施すべき事項

障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金交付要綱	補助事業者は、全国の障害福祉サービス事業者等におけるデジタル機器又はロボット介護機器導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。
デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付要綱	補助対象事業者は、全国の障害福祉サービス事業者等におけるデジタル機器導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。

(重点監査事項) (歳出)

(5) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)については、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じるが、生産、流通、販売といった取引の各段階で課税の累積を排除するよう、課税売上げに対する消費税等額から課税仕入れに係る消費税等額を控除(以下「仕入税額控除」という。)した金額を納税する仕組みとなっている(消費税法(昭和63年法律第108号)第30条第1項)。

事業者に対して交付された補助金は、消費税法上、不課税(消費税法基本通達5-2-15)に該当することになるが、消費税等の課税事業者である補助事業者が補助金を原資として補助対象物を購入することは課税仕入れに該当する。そのため、上記の仕組みにより、消費税等を仕入税額控除した場合には、補助事業者はこれに係る消費税等を実質的に負担していないこととなる。

このことから、補助事業において、補助事業者が補助対象経費中の消費税等について確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は、仕入控除税額の報告を求める規定を補助金交付要綱等に定め、補助事業完了後、確定申告により消費税等の仕入税額控除が確定した場合に、補助事業者に対して仕入控除税額を報告させ、仕入控除税額分の補助金の返還を求める必要がある。

障害者施策推進部では、表10の補助事業について、それぞれの交付要綱において表11のとおり補助事業者に対して消費税等に係る仕入控除税額報告書(以下「報告書」という。)の提出を求めることとしている。

そこで、表10の補助事業における報告書の提出状況を確認したところ、次のとおりであった。

ア 補助事業者に対して速やかに報告書の提出を求めるべきもの

表10項番1の事業では、令和3年度から令和5年度までの補助事業者に対して、監査日(令和7年5月27日)現在、報告書の提出依頼を行っていない。また、令和2年度の補助事業者に対しては、令和4年2月8日付けで消費税等の確定申告義務がない補助事業者に対してのみ報告書の提出依頼を行っており、確定申告義務がある補助事業者に対しては報告書の提出依頼を行っていない。

法人の確定申告は、通常、法人の事業年度終了の翌日から2か月以内に行うこととされており、監査日現在、令和2年度から令和5年度までの補助事業者は消費税等の仕入控除税額が確定していることから、補助事業者から報告書の提出を受けていないことは適切でない。

部は、補助事業者に対して速やかに報告書の提出を求めて消費税等に係る仕入控除税額を把握し、必要に応じて補助金の返還を求められたい。

イ 適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定めるべきもの

表10項番2の事業は、補助金交付手続に係る業務を表12のとおり公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)に委託している。本事業は、令和6年度から開始した事業

であり、令和6年度補助金に係る報告書の提出については、補助事業完了後、補助事業者が消費税等の確定申告を行い、消費税等の仕入控除税額が確定した後に求めるべきである。

しかしながら、表12の契約の仕様書には、令和6年度の委託業務の中に補助事業者からの報告書の受付及び部への報告書提出業務が含まれており、適切でない。

また、財団は、仕様書に基づき、令和6年度の補助事業者から、消費税等の仕入控除税額確定前に報告書の提出を受けており、適切でない。

部は、適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定められたい。

(福祉局)

(表10) 補助事業の概要

項番	補助事業名	補助金交付要綱
1	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業【再掲】	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付要綱（令和6年6月4日付6福祉障地第233号）
2	障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業【再掲】	東京都障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業費補助金交付要綱（令和6年3月29日付5福祉障地第860号）

(表11) 消費税等に係る仕入控除税額報告書についての交付要綱の定め

<p>消費税等に係る税額控除の申告 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入税額控除が0円の場合を含む。）は、別記様式により速やかに知事に報告しなければならない。</p>
--

(表12) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業実施委託（概算契約）【再掲】	令和6.4.1～令和7.3.31	15,300,000

(歳入)

(6) 債権管理を適正に行うべきもの

局は、局及びその事業所が所管する債権の管理の適正を期するため、統一的な事務処理基準である福祉局債権管理事務処理要綱（以下「要綱」という。）を定めている。

要綱では、債権管理の事務を所管する課長が債権に適した個別マニュアルを作成することとしており、北療育医療センター及び府中療育センターは、それぞれのセンターで滞納整理事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定めている（図参照）。

ところで、両センター及び北療育医療センター城北分園は、重度の知的障害、心身障害児・者を対象に、医療型入所施設等の運営等を行っており、施設利用者から診療費等の本人負担分（使用料）や利用者との契約によるオムツ等の日用品費（雑入）等を徴収している。

これらの収入に係る滞納金について、債権管理がマニュアルに基づいて実施されているか見たところ、表13の滞納者については、マニュアルに規定された滞納者名簿及び滞納整理票が作成されていないため、過去からの経緯が確認できず、現状においてもマニュアルに沿った対応を行っていないことが認められた。また、表14の滞納者については、滞納者名簿及び滞納整理票は作成されているものの、長期間にわたりマニュアルに沿った対応を行っていないことが認められた。

両センターは、令和5年定例監査においても、滞納者名簿及び滞納整理票を作成していない事例や督促状の発行を行っていない事例等について指摘を受けているにもかかわらず、債権管理について改善が見られない状況であった。

両センター及び分園は、マニュアルに基づき債権管理を適正に行うとともに、再発防止の徹底を図られたい。

(福祉局)

(表13) 滞納者名簿及び滞納整理票が作成されていない事例

(単位：円)

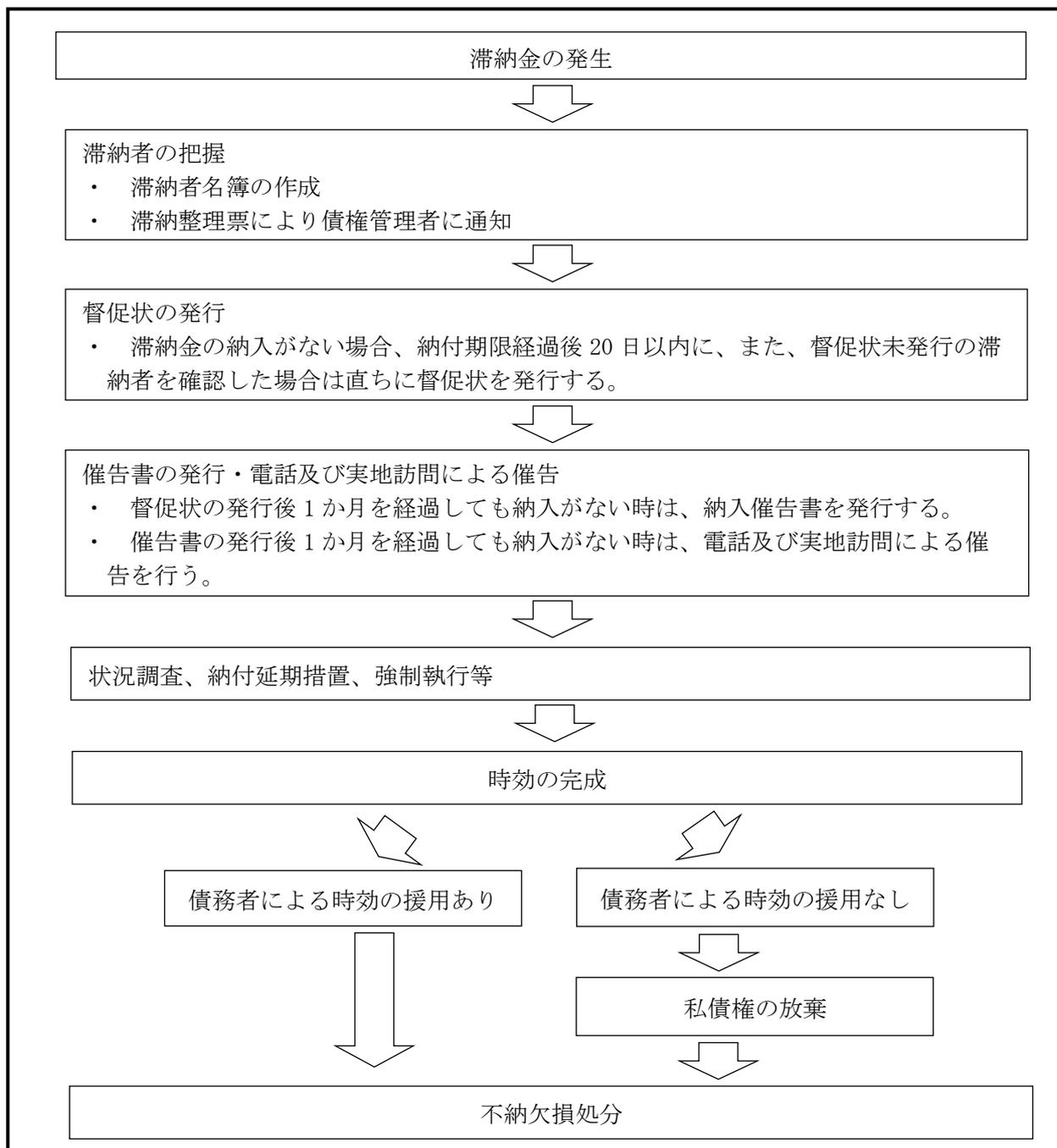
所管事業所	滞納者数	債権発生年度	滞納金額の合計
北療育医療センター	1名	令和2年度	19,106
北療育医療センター城北分園	1名	平成22年度	6,171
府中療育センター	4名	平成28年度～令和2年度	11,463

(表14) マニュアルに沿った対応を行っていない事例

(単位：円)

所管事業所	滞納者数	債権発生年度	滞納金額の合計
北療育医療センター	3名	平成18年度、平成19年度	59,385
府中療育センター	1名	平成19年度～令和元年度	2,149,545

(図) マニュアルに基づく債権管理の流れ



(歳出)

(7) モルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行うべきもの

府中療育センターは、医療福祉相談室（以下「相談室」という。）を拡張するため、相談室とカンファレンスルームの仕切り壁を撤去する工事契約を締結している。また、センターは、この工事で仕切り壁の解体工事を実施したところ、撤去跡の床面に段差が生じていることが判明し、内装工事の前にモルタルによる段差補修の必要があったことから、左官工事等を行うための契約を表15のとおり締結している。

表15の契約の工事写真により工事の実施状況を確認したところ、左官工事は令和7年2月25日に実施しており、工事契約締結日（同月27日）より前に施工していることが認められた。

このことは、センターと受注者の権利義務関係及び受注者が行うべき工事内容について、書面による取決めを行うことなく受注者に工事を施行させていることから、適正でない。

センターはモルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行われたい。

(福祉局)

(表15) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都立府中療育センター (06) モルタル補修工事ほか	令和7.2.27～令和7.3.31	462,000

(歳出)

(8) 経費の支出を適正に行うべきもの

経費の支出に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3に基づき、支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）を行わなければならないとされており、契約手続については、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号。以下「契約事務規則」という。）に基づいて行うものとされている。なお、経費の支出金額が少額（1件5万円以下）である場合や即時対応の必要性がある場合等については、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第76条に基づく資金前渡により経費の支出が行えるとされており、この場合は、資金前渡受者が前渡金の範囲内において契約（注1）を行うことができるとしている。

ところで、練馬児童相談所は、保護対象児童やその保護者との折衝で外国語通訳の必要がある場合などにおいて、表16のとおり、通訳・翻訳業務に係る経費を支出している。これらの経費の支出手続について確認したところ、次のとおりであった。

- ① 表16項番1から項番6までについて、いずれも支払金額が1件5万円以下であることから、資金前渡手続を行うことで資金前渡受者が契約を締結し、経費の支出が可能である。したがって、所は、資金前渡手続を行うか、資金前渡手続を行わない場合は契約事務規則に基づく契約手続（注2）を行うべきところ、これらを行わず、事案決定を行うのみで経費を支出しており適正でない。
- ② 表16項番7について、本件は支出金額が1件5万円以上かつ即時対応の必要性がなく資金前渡による経費の支出は行えないため、契約事務規則に基づく契約手続を行うべきところ、所はこれを行わず、事案決定を行うのみで経費を支出しており適正でない。
所は、経費の支出を適正に行われたい。

(福祉局)

(注1) 資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則（昭和39年東京都規則第139号）に基づき、資金前渡受者は交付を受けた資金の範囲内において契約に関する事務を委任されている。この場合、契約書や請書等の作成を行わずに契約を締結することができる（昭和40年9月17日付40財経庶発第804号財務局長通知）。

(注2) 契約事務規則第39条に基づく請書等による契約手続を含む。

(表 16) 支出の概要

(単位：円)

項番	案件概要	支出金額	相手方	所内の事案決定	支出決定
1	中国語通訳 3.5 時間	14,000	公益財団 法人 A	令和 6. 6. 5	令和 6. 6. 26
2	英語通訳 2 時間	8,000		令和 6. 6. 5	令和 6. 6. 18
3	タガログ語通訳 2 時間	8,000		令和 6. 6. 20	令和 6. 6. 27
4	英語通訳 2.5 時間	13,000		令和 6. 10. 30	令和 6. 11. 19
5	英語通訳 2 時間	8,000		令和 7. 1. 31	令和 7. 2. 18
6	インドネシア語通訳 2 時間	8,000		令和 7. 3. 25	令和 7. 5. 2
7	ロシア語文書翻訳 (日本語 2,100 字換算)	52,800	B 株式 会社	令和 7. 3. 19	令和 7. 3. 26

(歳出)

(9) 委託契約の仕様書に定める提出書類を適時に受領し、履行確認を適切に行うべきもの

立川児童相談所、八王子児童相談所、江東児童相談所及び足立児童相談所では、表17のとおり契約を締結し、一時保護所の給食等業務や所の建物管理業務を委託している。

これらの契約の仕様書で受託者に求める提出書類について確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- ① 表17項番1の契約について、表18項番1のとおり、受託者に対して業務従事者の教育訓練に係る計画書及び報告書の提出を求めているが、これらの書類が提出されていない。
- ② 表17項番2及び項番3の契約について、表18項番2のとおり、受託者に対して給食従事者の健康診断結果報告書の提出を求めているが、給食従事者1名分の健康診断結果報告書が提出されていない。
- ③ 表17項番4の契約について、表18項番3のとおり、受託者に対して定期清掃業務日誌の提出を求めているが、提出されていない。また、維持保全業務標準仕様書において業務の実施状況等を示す写真等の提出を求めているが、提出されていない。
- ④ 表17項番5の契約について、表18項番4のとおり、受託者に対して引継書の提出を求めているが、提出されていない。
- ⑤ 表17項番6の契約について、表18項番5のとおり、受託者に対して提出を求めている各種点検業務の計画書や引継書等が提出されていない。

各所は、委託契約の仕様書に定める提出書類を適時に受領し、履行確認を適切に行われたい。

(福祉局)

(表17) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	東京都立川児童相談所一時保護所(南分室)給食等業務委託	令和6.4.1～令和7.3.31	25,300,000
2	東京都八王子一時保護所給食等業務委託	令和6.4.1～令和6.6.30	11,511,500
3	東京都八王子児童相談所一時保護所給食等業務委託	令和6.6.27～令和7.3.31	32,998,779
4	東京都八王子児童相談所・一時保護所建物清掃業務等委託	令和6.4.1～令和7.3.31	8,426,000
5	東京都江東児童相談所建物管理委託	令和4.4.1～令和7.3.31	(注) 17,600,000
6	東京都足立児童相談所建物管理委託	令和6.4.1～令和7.3.31	14,300,000

(注) 令和6年度分契約金額

(表 18) 仕様書どおりの提出がなかった書類について

項番	該当契約	項目	仕様書で求める提出書類	提出時期目安
1	表 17 項番 1	業務従事者の教育訓練	① 安全衛生面、技術面及び食物アレルギーの教育・指導・訓練に係る計画書 ② 上記①の実施状況とその成果等の報告書	① 年度当初 ② 教育訓練実施後
2	表 17 項番 2・項番 3	給食従事者の健康管理	給食従事者の健康診断結果報告書(年 1 回実施)	実施後速やかに
3	表 17 項番 4	定期清掃業務	定期清掃業務日誌	業務終了当日
		日常清掃業務・定期清掃業務	実施状況を示す写真等	報告書提出時
4	表 17 項番 5	業務引継ぎ	引継書	年度末
5	表 17 項番 6	給水設備定期点検保守委託(受水槽等清掃)	① 作業計画書 ② 監督者資格を証明する書類の写し ③ 雇用関係を証明する書類の写し ④ 腸内細菌検査成績通知書の写し	業務を実施する前(前月の月間作業計画書提出時)
		消防用設備等定期点検保守委託	実施計画書(実施方法、実施体制、実施工程表、業務員名簿、使用機材の一覧表等を記載)	
		建築基準法第 12 条点検		
		業務引継ぎ	引継書	年度末

(財産)

(10) 生活困窮者自立支援事業業務委託契約に係る物品管理事務手続を適切に行うべきもの

西多摩福祉事務所は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、困窮状態から早期に脱却するための自立支援や就労準備支援、家計改善支援等の事業を表19の契約により委託している。本契約に係る物品の管理事務は、仕様書及び仕様書に添付された物品の取扱要領（以下「要領」という。）により行うこととなっており、要領で規定している主な事務手続は表20のとおりである。

この物品の管理事務について確認したところ、所が物品管理システムに登録した備品に係る帳票である物品管理者別物品一覧表では、個人情報を取り扱うノートパソコン6台が貸与品となっている記載があるにもかかわらず、要領第2条第2号に規定されている別紙保全物品一覧表には何も記載がされていない。

また、要領第9条に基づき、所は契約期間中に保全物品引渡書を受託者に交付していないため、受託者が所から交付された保全物品引渡書と現品とを照合の上、保全物品受領書を提出することとなっているが、これが行われていない。

さらに、受託者が物品管理の事務を適正に行うために任命し、所に報告することとなっている物品取扱責任者任命報告書も提出されておらず、委託契約に係る物品の管理事務手続が適切に行われていない状況が認められた。

所は、生活困窮者自立支援事業業務委託契約に係る物品管理事務手続を適切に行われたい。

(福祉局)

(表19) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度東京都西多摩福祉事務所生活困窮者自立支援事業業務委託（概算契約）	令和6.4.1～令和7.3.31	45,950,000

(表20) 物品の取扱要領（抜粋）

<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(2) 保全物品 委託期間内に委託者が受託者に対して引き渡す、別紙保全物品一覧表に定める物品をいう。</p> <p>(物品の管理責任者の設置)</p> <p>第4条 受託者は、物品管理の事務を適正に行うため、物品取扱責任者を置かなければならない。</p> <p>2 受託者は、前項の規定に基づき物品取扱責任者任命報告書をもって報告しなければならない。(以下略)</p> <p>(物品の返還)</p> <p>第9条 受託者は、受託期間の満了、その他契約書の定めによって契約が終了したときは、保全物品現在高調書兼物品引渡書により委託者に返還するものとする。</p> <p>また、委託者は、本契約期間中に保全物品を引き渡すときは、保全物品引渡書を受託者に交付するものとし、受託者は、委託者からの保全物品の引渡しを受けたときは、現品と照合の上、保全物品受領書を委託者に提出しなければならない。</p>
--

保 健 医 療 局

1 重点監査事項

「中小病院・有床診療所におけるデジタル技術の活用支援について」

【選定理由】

保健医療局及び福祉局は、「『未来の東京』戦略」における都の基本戦略を踏まえ、都民サービス向上や民間事業者の負担軽減に資するDXの取組について、令和5年4月に「福祉・保健医療分野におけるDX加速化方針」を定め、令和6年3月には「福祉・保健医療分野DX推進計画」（以下「DX推進計画」という。）を策定し、実効性のある施策を推進している。

局は、DX推進計画において、中小病院・有床診療所への電子カルテ導入支援を重点事業として位置付け、令和6年度は下記の事業を実施している。

- ① 医療機関診療情報デジタル推進事業：200床未満の中小病院・有床診療所を対象に、電子カルテの初期導入経費等を補助する。
- ② 医療機関診療情報デジタル導入支援事業（令和6年度新規）：200床未満の中小病院・有床診療所を対象に、電子カルテの導入に伴い発生する調整業務等について、コンサルタントの活用等に係る費用を補助する。
- ③ 医療機関デジタル化推進セミナー事業（令和6年度新規）：電子カルテ等のデジタル技術導入に係るメリット等の周知を行う。

少子高齢化による労働力人口の減少等により、医療人材の確保が厳しさを増すなか、医療を巡る都民ニーズに適切に対応していくためには、医療現場におけるDXの推進は急務である。

以上のことから、令和6年度の中小病院・有床診療所におけるデジタル技術の活用支援を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 中小病院・有床診療所に対する補助金の交付や事業実施に係る業務委託は適正に行われているか（合規性）
- ② 事業の実績や効果を適切に把握し、必要な見直し等を行っているか（効率性・経済性）
- ③ 事業の実施が都民サービスの向上や中小病院・有床診療所の負担軽減に繋がっているか（有効性）

【結果の概要】

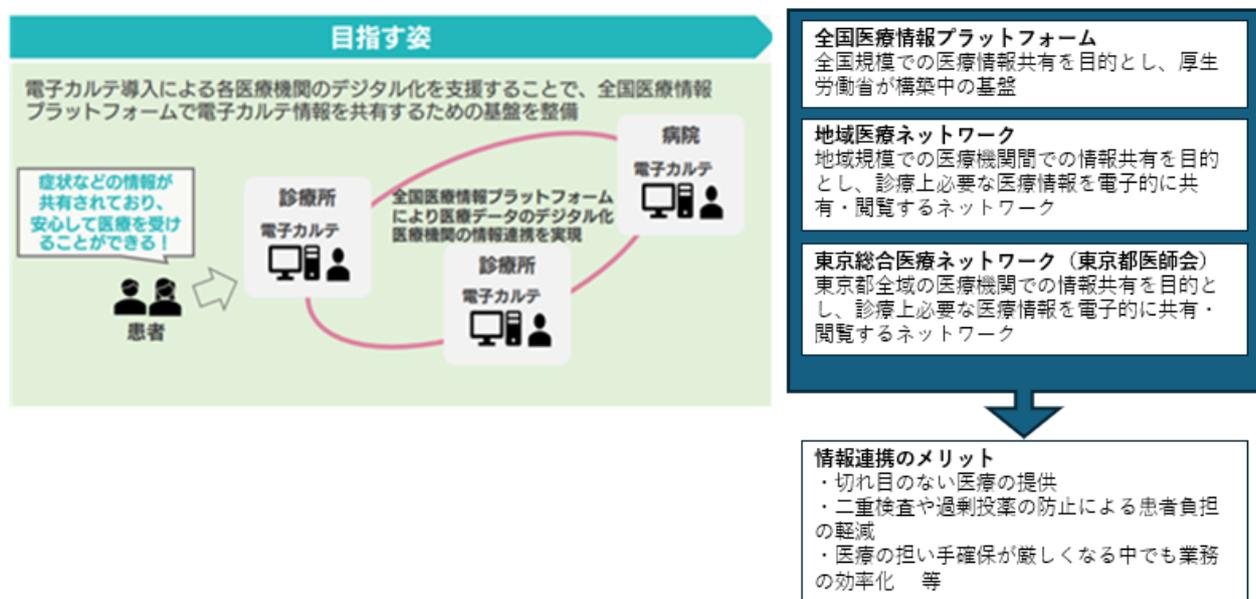
1 地域医療ネットワーク等及び全国医療情報プラットフォームについて

地域医療ネットワークとは地域規模での医療機関同士での情報共有を目的とし、診療上必要な医療情報を電子的に共有・閲覧するネットワークであり、医療機関により運営されている。加えて都内においては、平成30年から本格運用を開始している東京都医師会が運営する東京総合医療ネットワークがあり、既存の地域医療ネットワークに加入している医療機関であっても、地域医療ネットワークに未参加の医療機関であっても参加することができ、東京都全域での情報共有を目的とするネットワークとなっている。

一方、国においては、将来的には全国医療情報プラットフォームを構築することで、医療機関の情報連携を実現することを目指している。

医療機関同士がデジタル技術を活用して、診療録や検査結果、薬歴などの診療情報等を共有することで、切れ目のない医療の提供ができ、外来での患者の待ち時間の減少（診療情報提供書が電子的に送付されることで、紙文書の作成や交付に関する待ち時間がなくなる。別の日に、文書を受け取るために医療機関等を訪問する必要もなくなる。）、二重検査や過剰投薬の防止による患者負担の軽減、医療の担い手確保が厳しくなる中でも業務の効率化によってより質が高く安全な医療を提供すること等が期待される。（図参照）

（図）医療機関の情報連携のイメージ



（福祉・保健医療分野 DX 推進計画 Ver2.0 より抜粋して加工）

医療機関のデジタル技術を活用した情報連携を今後充実していくためには、その前提となる電子カルテシステムの導入が必須となっている。こうしたことから局は、以下の事業により電子カルテシステム導入を促進している。

2 医療機関診療情報デジタル推進事業について

（1）事業の概要及び実績

電子カルテシステムとは、従来紙で行っていた診療情報の記録を、電子化して保存・更新するシステムである。

本事業は、電子カルテシステムを導入・更新する医療機関へ、初期導入経費等を補助するものであり、補助の概要は表1のとおりである。

(表1) 令和6年度補助の概要

対象	200床未満の中小病院及び有床診療所(注)
補助率	1/2(対象経費の支出予定額と局で定める基準額を比較して、小さい方を選定額とし、選定額に補助率を掛けた額を補助金額とする。)
対象経費・基準額	<p>① 電子カルテシステムの整備支援 電子カルテシステムの導入及び更新に関する経費など (基準額) 病院 605千円×病床数 診療所 4床以下 3,000千円 5床以上 605千円×病床数</p> <p>② 事務作業支援 電子カルテシステム代行入力や、電子カルテシステムを活用した医療機関同士の情報共有の推進業務を行う者の人件費 (基準額) 3,600千円×配置月数/12</p>

(注) 病院とは、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。

診療所とは、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの(医療法第1条の5)。有床診療所は後者を指す。

医療機関のデジタル技術を活用した情報連携には電子カルテシステムの普及が必須であるため、電子カルテシステム導入率を病院は令和9年度に、医科診療所は令和12年度にそれぞれ概ね100%とする目標を定め、また、令和7年3月に公表した「2050東京戦略」においては、この目標に向け令和7年度から令和9年度の3年間で、医療DXに取り組む都内医療機関を重点的に支援し、医療機関における電子カルテシステムの導入を着実に推進する方針としている。

都内医療機関における電子カルテシステム導入率について確認したところ、表2のとおりであり、病院については導入率が10ポイント以上上昇しているものの、診療所については4ポイント程度の上昇にとどまっている。

(表2) 電子カルテシステム導入率

項目	令和2年10月			令和5年10月			増加幅 (B)-(A)
	施設数	導入済	導入率(A)	施設数	導入済	導入率(B)	
病院	638	345	54.1%	637	418	65.6%	11.5ポイント
医科診療所	13,889	7,674	55.3%	14,894	8,904	59.8%	4.5ポイント

(注) 病院・医科診療所実績は医療施設(静態・動態)調査より

局は令和2年度から電子カルテシステムの整備支援を進めており、当初は200床未満の中小病院を対象に補助事業を開始したが、令和6年度からは、これを有床診療所までに拡大している。

補助に当たり、局は、「病院診療情報デジタル推進事業実施要綱」及び「診療所診療情報デジタル推進事業実施要綱」を策定している。また、補助金の交付に当たっては、「病院診療情報デジタル推

進事業補助金交付要綱」及び「診療所診療情報デジタル推進事業補助金交付要綱」を策定し、これに基づき補助事業を実施している。

令和2年度からの補助実績は、表3のとおりであり、令和5年度までは補助実績は20件台で推移していたが、令和6年度においては対象医療機関を有床診療所にまで拡大したにもかかわらず、補助実績が15件に減少している。

このことについて局は、物価高騰の影響等により、医療機関を巡る経営環境が厳しくなっており、電子カルテシステムを新たに導入する余力が十分でないことが要因の一つとみている。

(表3) 補助実績の推移

(単位：百万円、件)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	586	631	711	845	450
補助実績	21	27	22	28	15
電子カルテシステムの整備支援	21	22	21	27	14
事務作業支援(人件費)	0	5	1	1	1

監査実施に当たっては、令和6年度における補助対象15件について、申請書や経費所要額調書等の補助金交付申請に係る書類や、経費所要額精算書、納品書等の実績報告に係る書類などにより、補助金額の算定に誤りがないか、補助対象外の経費(機器及びシステムの保守経費やリース料、通信費等の経常的な経費)について補助金を支出していないか、補助金交付に係る事務は要綱等に沿って適正に行われているかなどについて確認した。

その結果、要綱等において、電子カルテシステムの導入又は更新後、地域医療ネットワーク等に1年以内に関覧施設として参加することを事業実施の条件としているところ、令和6年12月11日付けの調査では、大半が未参加又は調査未回答であった。しかし局は、電子カルテシステム導入等の後1年以内に地域医療ネットワーク等に参加しているか状況を把握するための調査を行っておらず、未参加の病院を参加するように指導もしていない状況が認められたため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

また局は、今後のデジタル関連施策検討に当たっての基礎資料とするため、令和6年度、新たに、都内全医療機関を対象として、以下のとおりアンケート調査を実施している。

- ・ 調査期間：令和6年7月10日～令和6年8月7日
- ・ 回答率：23.5%(内訳：病院49.3%、医科診療所25.5%、歯科診療所19.3%)

アンケート結果によると、電子カルテシステム導入について、表4のとおり、業務の効率化や医療安全面での向上などの導入効果があったと医療機関から回答されており、電子カルテシステムを導入することは、医療機関の負担軽減や患者サービス向上などに寄与している。

(表 4) 電子カルテシステム導入効果に関するアンケート結果の概要

項目	各項目について効果があると回答した医療機関の割合
業務の効率化	80%
診療録等の保管スペースの縮小	71%
検査結果・画像・処方記録等の院内情報の一元化	61%
診療録等の紛失防止等、医療安全面での向上	53%
待ち時間の短縮、カルテの適正記載等の患者サービスの向上	40%

(2) 事業の周知及び今後の見直しについて

ア 事業の周知

令和6年度は、補助対象医療機関に対する個別のメール送付や、東京都医師会へ会員宛での周知を依頼するほか、東京都医師会発行の広報誌発行時に、補助事業の事業案内チラシを同梱すること等により、本事業及び後述の医療機関診療情報デジタル導入支援事業について、事業の内容や補助金交付申請に必要な情報に関する周知を行っている。

イ 事業の今後の見直し

事業見直しの状況について確認したところ、局は、令和7年度に向けては表5のとおり、補助対象の拡大及び補助率引上げの見直しを行っている。

(表 5) 医療機関診療情報デジタル推進事業の見直し

年度	補助対象の拡大	補助率の引上げ
令和7年度補助事業	200床以上の病院及び無床診療所を補助対象に追加	200床未満の病院及び診療所について、補助率を3/4に引上げ

これらの見直しにより、電子カルテシステム導入率の増加幅が少ない診療所について、有床診療所、無床診療所ともに補助の対象に追加されているほか、補助率引上げにより資金面での医療機関の負担軽減に努めており、電子カルテシステム導入を計画する都内医療機関を支援する体制強化に取り組んでいる。

3 医療機関診療情報デジタル導入支援事業について

(1) 事業概要及び実績について

本事業は、電子カルテシステムの導入に伴い発生する調整業務等について、コンサルタントの活用等に係る費用を補助するものであり、補助の概要は表6のとおりである。

(表6) 補助の概要

対象	200床未満の中小病院及び有床診療所
補助率	1/2（対象経費の支出予定額と局で定める基準額を比較して、小さい方を選定額とし、選定額に補助率を掛けた額を補助金額とする。）
対象経費・基準額	電子カルテシステムを新たに導入することを検討する上で必要となる調整業務（電子カルテシステム導入計画の策定、導入コストの算出等）に係るコンサルタント費用（基準額）1,000千円

令和6年度においては、当該補助金への申請は無かった。

このことについて局は、令和6年度は事業初年度のため、要綱制定等事業実施に向けた準備が必要となり、表7のとおり申請期間が約2か月となったことから、医療機関にとって申請期間が十分でなかったことが要因と考えている。

(2) 今後の見直しについて

令和7年度においては、表7のとおり申請期間を令和6年度より約3か月延長する見直しを行うとともに表8のとおり補助対象の拡大及び補助率引上げの見直しを行い、補助がさらに活用されるよう取り組んでいることを確認した。

(表7) 医療機関診療情報デジタル導入支援事業申請期間について

年度	受付開始日	申込締切日	申請期間
令和6年度	令和6.7.9	令和6.8.30	約2か月
令和7年度	令和7.6.2	令和7.10.31（予定）	約5か月
延長した申請期間			約3か月

(表8) 医療機関診療情報デジタル導入支援事業の見直し

年度	補助対象の拡大	補助率の引上げ
令和7年度補助事業	200床以上の病院及び無床診療所を補助対象に追加	200床未満の病院及び診療所について、補助率を3/4に引上げ

4 医療機関デジタル化推進セミナー事業について

本事業は、デジタル技術導入の動機付けとなるよう、医療機関における電子カルテシステムの整備やAI技術の導入等に係る情報の周知を図るためのセミナーなどを開催するものである。

参加者数などの開催実績は表9のとおりである。オンデマンドにより基礎編を受講した人数は1,009名となっており、想定していた800名を25%以上超えて受講されている。

セミナーの主な内容は表 9 のとおりであり、厚生労働省や東京都医師会の専門家を講師に招き、国施策の動向も踏まえた内容となっている。

(表 9) セミナー開催実績

項目	定員	参加実績	主な内容
セミナー基礎編（オンデマンド開催）	800 名程度（注）	視聴者数延べ 1,009 人	国の医療 DX の施策や推進のための取組、電子カルテシステム導入のメリット・ポイント、デジタル技術の活用事例や都の補助金などを紹介
セミナー応用編（第 1 回～第 3 回）	120 名	106 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX に関する国の取組と医療機関の対応等の紹介 ・ ブースを設けて AI 問診や音声自動入力等のデジタル技術を活用した製品の紹介や実践演習 ・ 日々の業務フロー改善を目的としたデジタル技術の活用について紹介 ・ ブースを設け、コンサルタントなどの専門家による個別相談会を実施

（注）セミナー基礎編は定員を設けていないため、想定視聴者数

上記のセミナー実施業務は委託契約により実施している。

そのため監査実施に当たっては、本事業に関連する委託契約 2 件全件について、契約関係書類や受託者から提出された報告書等を確認した。契約手続は適正か、セミナー開催は仕様書に基づき適切に実施されているかなどについて確認したところ、監査を行った限りにおいて指摘すべき事項等は認められなかった。

【監査委員からの所見】

物価高騰や労務単価の上昇等により医療機関の経営環境が厳しさを増す中、局は、医療情報連携の基盤となる電子カルテシステムの都内全医療機関での導入に向け、令和 7 年度には、導入経費補助対象を全ての病院及び診療所に拡大するなど、その導入促進に取り組んでいる。

今後も局は、まだシステム導入に至っていない医療機関の実情や必要とされる支援を丁寧に調査・分析した上で、地域の医師会等関係機関と連携しながら、医療機関への的確な支援を行い、電子カルテシステムの全面的な普及に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (その他)

(1) 地域医療ネットワーク等の参加状況を確認し、未参加の病院を参加させるべきもの

医療政策部は、病院診療情報デジタル推進事業実施要綱(令和2年8月5日付2福保医政第659号福祉保健局長決定。以下「実施要綱」という。)により電子カルテシステム導入経費等を補助しており、補助金の概要は表1のとおりである。

実施要綱においては、以下の事項を事業実施の条件としている。

①電子カルテシステムの導入又は更新後、1年以内に、医療機関が運営する地域医療ネットワーク又は公益社団法人東京都医師会が運営する「東京総合医療ネットワーク」(以下「地域医療ネットワーク等」(注1)という。)に、閲覧施設として参加すること

②事業の効果検証のため、補助金の交付年度から5年間、構築した電子カルテシステムの実績、効果、課題等に係る調査に協力すること

部は、事業実施の条件を満たしているか確認するために、②に基づき、補助を実施した翌年度に調査を実施している。

そこで、地域医療ネットワーク等の参加状況について確認したところ、以下のとおり不適切な事項が認められた。

ア 令和5年度に補助金を交付した27病院について、部は、令和6年12月11日付けで、補助金を交付した病院に調査を行い、令和6年10月31日時点での地域医療ネットワーク等の加入状況を調査している。

調査結果によると、令和6年4月から10月までの約7か月間で地域医療ネットワーク等に参加した病院は10病院しか確認ができず、大半である17病院が未参加又は調査未回答となっている。しかし、部はその後の調査を行わず、1年以内に地域医療ネットワーク等に参加しているか状況を把握していない。

イ 過年度の調査状況について確認したところ、令和2年度及び令和3年度に実施した補助についても地域医療ネットワーク等の参加状況の有無のみ把握しているが、1年以内に参加しているかを把握していない。また、令和4年度に実施した補助について調査自体を行っていない。

本来は、調査結果を精査し、地域医療ネットワーク等に未参加の病院に対しては改善を求める必要がある。しかし部は、調査結果を精査しておらず、未参加の病院に対して改善を求めている。その結果、令和2年度から令和4年度までに補助金を交付した63病院(補助件数64件)(注2)のうち、17病院については、監査日(令和7年5月28日)現在も地域医療ネットワーク等に参加していない状況となっている。

部は、地域医療ネットワーク等の参加状況について確実に確認するとともに、未参加の病院を地域医療ネットワーク等に参加させられたい。

(保健医療局)

(注1) 患者の同意の下、診療上必要な医療情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を電子的に共有・閲覧する医療機関同士のネットワーク

(注2) 64件のうち1病院は令和3年度と令和4年度の両方で補助を受けている。

(表1) 補助金の概要

対象	200床未満の中小病院
補助率	1/2（対象経費の支出予定額と局で定める基準額を比較して、小さい方を選定額とし、選定額に補助率を掛けた額を補助金額とする。）
対象経費	① 電子カルテシステムの整備支援 電子カルテシステムの導入及び更新に関連する経費など ② 事務作業支援 電子カルテシステム代行入力や、電子カルテシステムを活用した医療機関同士の情報共有の推進業務を行う者の人件費

(歳入)

(2) 授業料に係る債権の管理を適切かつ効果的に行うべきもの

東京都立看護専門学校の授業料は、東京都立看護専門学校条例（昭和52年東京都条例第78号）に基づき、年額26万5,700円と規定されている。

東京都立看護専門学校は、授業料の滞納について、保健医療局債権管理事務処理要綱（令和5年8月23日付5保医企計第48号保健医療局企画部長決定。以下「要綱」という。）及び保健医療局滞納整理事務処理マニュアル（令和5年7月改訂。以下「マニュアル」という。）に基づき、公債権として管理を行っている。

マニュアルによれば、期限内に授業料の納付がなければ、督促状を発行して督促する。督促期限までに納付がなければ催告書を発行する。催告書発行後も納付がなければ電話及び実地訪問による催告を併せて行う。さらに、納付がなければ滞納者と面接を行い、世帯、生活、収入の状況等を調査し分割納付の検討や必要に応じ連帯保証人の確保を行うこととしている。なお、分割納付申請書の誓約事項として、納付計画において納付を2回怠ったときは、期限の利益を喪失した上で強制執行等の法的措置の手続を受けても異議のない旨規定している。また、要綱第23条には、督促及び催告をした後なお未納の場合、保健医療局長に強制執行等の滞納処分を求める手続をとり、督促状に指定する期限経過後40日以内に滞納処分に着手するとしている。

そこで、広尾看護専門学校（以下「学校」という。）の授業料滞納に係る管理状況について見たところ、監査日（令和7年5月9日）現在、以下の状況が認められた。

学校は、表2のとおり、滞納者A及びBについて納入を求めたが未納となったため、督促状を送付したが納付はなかった。その後、滞納者からの申請により分割支払としたが、なおも支払は滞っているにもかかわらず、月一回程度文書による催告を行うにとどまっていた。

学校はマニュアル等に基づき、

- ① 電話・実地訪問を併せた催告を行っていない
- ② 滞納者と面接し収入等の必要な調査を行わずに分割納付申請書を受理している
- ③ 連帯保証人の確保を検討していない
- ④ 分割納付が2回以上滞っており、かつ、督促状に指定する期間経過後40日が経過しているにもかかわらず、強制執行等の手続を踏んでいない

など適切でない。また、医療政策部においても、収入未済として存在していることは把握していたが、学校からの相談がなかったため、本件の具体的な状況を把握できておらず、学校の本事業を所管する部として適切でない。

学校は、マニュアル等に基づき強制執行を視野に入れた債権の管理を適切かつ効果的に行われたい。

部においても、看護専門学校の授業料の長期滞納については、滞納者交渉、強制執行に向けた学校への支援を適時、適切に行われたい。

(保健医療局)

(表2) 債権管理の状況

滞納者	返還開始日 返還方法 返還終了予定	滞納金額 最終支払	時効到来日	連帯保 証人の 状況	財産調 査	分割納付計画の状況	交渉 (催告書、架 電、実地訪問、 法的措置等)
A	令和4年4月 分割納付 (10回) 令和5年4月	(令和4年度前 期分授業料) 132,850円 分割納付承認 以前も含め一 度も支払なし	分割納付承認か ら5年 (令和9.6.7)	なし	なし	分割納付申請書 (令和4.6.7承 認)により10回 の納付計画とな っていたが一度 も支払がない	催告書を月1 回程度送付す るのみ
B	令和2年10月 分割納付 (12回) 令和4年3月	(令和2年度後 期分授業料) 121,000円 分割納付申請 後の令和 3.5.25日に一 度の支払のみ	最終支払日より5 年 (令和8.5.25)	なし	なし	分割納付申請書 (令和3.4.19 承認)により12 回の納付計画と なっていたが一 度の支払のみ	催告書を月1 回程度送付す るのみ

(歳出)

(3) 業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの

保健政策部では、表3のとおり、難病の患者の療養生活に関する各般の問題について、難病の患者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を供与することを目的に委託契約を締結している。

ところで、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第45条の規定により労働者供給事業（注）を行う労働組合等を除く者と締結する業務委託契約において、所要人員を指定することは、法第44条に定める労働者供給事業の禁止規定に抵触することから、「業務委託等の契約内容について」（昭和52年3月5日付51財経庶第1201号）では、契約書に添付する内訳書等には、人数、一人当たり単価等を表示しないこととされている。

しかしながら、部は、表3の委託契約の仕様書において、相談窓口に配置する相談員の人数を表示しており、適正でない。

部は、業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行われたい。

(保健医療局)

(注) 供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものをいう（法第4条第8項）。

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和6年度東京都難病ピア相談室業務委託	令和6.4.1～ 令和7.3.31	6,117,525	C
令和6年度東京都難病ピア相談室業務委託 (その2)	令和6.4.1～ 令和7.3.31	1,077,585	D

1 重点監査事項

「観光ボランティアの活用について」

【選定理由】

東京を訪れる外国人旅行者は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会活動の制限が緩和されたことで、回復の兆しを見せ、令和5年には、新型コロナウイルス感染症拡大前である令和元年の水準を超える約1,954万人となった。近年、外国人旅行者は、団体ツアーから個人での手配に移っており、旅のテーマや目的が個人の志向・関心により多様化している傾向にある。

局は、多様化する外国人旅行者のニーズに対し、きめの細かい観光案内など温かいおもてなしを行う役割を担う観光ボランティアの募集や研修、ボランティア活動中の支援等を、公益財団法人東京観光財団への委託により実施している。

令和6年2月には、今後の都の観光産業振興の方向性や主な施策の展開について、「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン 2024-2026」でまとめており、観光ボランティアは旅行者へのきめの細かい案内を提供する上での重要な存在として、その充実を図っていく必要があるとしている。

<観光ボランティアの活動内容>

(1) 多言語での観光案内

(ア) 街なか観光案内

外国人旅行者が多く訪れる街なかで、旅行者に積極的に声を掛け、観光案内を実施

(イ) 都庁案内・展望室ガイドサービス

都庁を訪れた外国人旅行者に、都庁内や展望室を案内

(ウ) 観光ガイドサービス

外国人旅行者に人気の都内観光スポットをめぐるコースを案内

(エ) 観光ボランティアの派遣

観光振興に資するイベントや国際会議等への派遣

(2) 大学生等を対象とした外国人旅行者へのおもてなしを考える観光ボランティア参加促進プログラムの実施



東京都観光ボランティア

このように、東京を訪れる外国人旅行者数が増加する中、多様化する観光ニーズへ応える観光ボランティアを十分に育成・活用できているかを確認する必要がある。

以上のことから、観光ボランティアの活用を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているか監査する。

<訪都外国人旅行者数の推移>

(単位：万人)

年	R1	R2	R3 (注)	R4	R5	R6
訪都外国人旅行者数	1,518	252	51	331	1,954	2,479

(注) 令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により推計方法が異なる。

<観光ボランティア活動人数の推移>

(単位：人)

時点	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
観光ボランティア活動人数	2,779	2,637	2,348	2,927	3,118	3,185	3,060

【着眼点】

- ① 観光ボランティア活動開始までのプロセス（募集、審査、研修等）が適切かつ効果的なものとなっているか（合規性・有効性）
- ② 観光ボランティアの活動状況、活動を通じて得られた観光ボランティアからの意見等を把握し、活動内容の改善につなげているか（有効性）
- ③ 外国人旅行者等のニーズを的確に把握し、活動内容等に反映させているか（有効性）

【結果の概要】

1 東京都観光ボランティアの活動について

(1) 訪都外国人旅行者の動向

国は、平成28年3月決定の「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2030年（令和12年）の訪日外国人旅行者数6,000万人を目標としている。

一方、令和元年12月からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限等で大幅に訪日外国人が減少したが、令和5年3月の第4次観光立国推進基本計画では、令和7年までにコロナ禍前の令和元年の水準（3,188万人）を超えることを目標と定め、コロナ禍後の観光需要の急回復により、令和6年（2024年）には3,687万人に達している。

そうした中で都は、今後の都の観光産業振興の方向性や主な施策の展開を令和6年2月にまとめた「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン2024-2026」（以下「実行プラン」という。）において、訪都外国人旅行者数の目標を2026年（令和8年）2,000万人としており、令和6年の実績は、約2,479万人となっている。

また、都は、実行プランにおいて、観光を巡る動向を分析しているが、その中で、旅行者の意識やニーズの潮流として、外国人旅行者の旅行手配の割合として、団体ツアーが減少し、個人手配が増加する傾向にあるとしている。

加えて、外国人旅行者が海外旅行先を決める際の情報の入手手段は、表1のとおり、TVや雑誌などのマスメディアからSNSなどのソーシャルメディアにシフトし、近年、個人の志向・関心等により旅のテーマや目的が多様化する傾向があるとされている。

(表 1) 外国人旅行者が海外旅行先を決める際に参考にする媒体

区分	媒体	令和元年	増減	令和 4 年
マス メディア等	TV (ニュース、ワイドショー)	22.4%	↓	16.0%
	WEB (旅行会社のサイト)	19.2%		11.9%
	TV (旅行、自然文化)	17.8%		11.6%
	雑誌 (旅行専門誌、ガイドブック)	14.1%		3.9%
ソーシャルメデ ィア	WEB (掲示板、口コミ)	15.0%	↑	21.3%
	SNS (Facebook)	13.8%		18.7%
	SNS (Instagram)	7.8%		12.1%
	SNS (TikTok、Snapchat)	-		8.6%

(注) 成果指標を用いた複数市場における効果測定 (東京都) をもとに監査事務局が作成

(2) 事業の沿革及び概要

産業労働局は、多様化する外国人旅行者のニーズに対し、きめの細かい観光案内などにより温かいおもてなしを行い、訪都外国人旅行者の利便性を高めるため、「東京都観光ボランティア」(以下「都観光ボランティア」という。)の育成を行い、案内機能の向上を図っている。また、外国人旅行者の人気スポットを巡る観光ルートのガイドサービス等を提供することで、「おもてなしの心」を伝え、東京の観光に対する満足度と再訪率を向上させ、訪都旅行者を一層増加させるよう図っている。

局は、平成 14 年度に「都庁案内ガイドサービス」と「都観光ボランティアの派遣」を開始し、平成 16 年度には「観光ガイドサービス」、平成 23 年度には「展望室ガイドサービス」、平成 27 年度には「街なか観光案内」を新たに追加するなど、都観光ボランティアの活動の場を広げている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会においては、都市ボランティアの中核としての役割を担うべく、活動規模を大幅に拡大し、約 3,000 人の都観光ボランティアを育成し、そのレガシーとして、ボランティア文化の定着を図るとともに、訪都外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、現在も活動人数約 3,000 人を維持している。

(3) 事業の実施体制

局は、都観光ボランティアの管理運営については、表 2 のとおり、都の政策連携団体である「公益財団法人東京観光財団」(以下「財団」という。)に特命随意契約により委託している。

財団は、都観光ボランティアに関する事業全体の企画・進行管理を行うとともに、都観光ボランティアの採用・活動管理・研修などの運営全般に係る業務を行っている。

本監査では、契約関係調書、ヒアリング等により、都観光ボランティア事業の執行状況について確認したところ、指摘すべき事項は認められなかった。

(表 2) 都観光ボランティアの管理運営に係る契約

(単位：円)

件名	内容	契約期間	契約金額
令和 6 年度 東京都観光ボランティア管理運営業務等委託	事業の企画・進行管理、都観光ボランティアの新規募集・登録、活動管理、研修、広報、制作物の管理、ポータルサイトの管理運営等	令和 6. 4. 1～ 令和 7. 3. 31	714, 560, 000

(4) 登録・活動支援

ア 募集及び採用状況

都観光ボランティアの募集は、局の HP や東京都の公式ボランティアポータルサイトである「東京ボランティアレガシーネットワーク」などにより周知している。その中で、10・20 代の若者世代の登録者数が少ないため、若い世代の都観光ボランティアへの登用促進に向けた取組として、大学、語学学校等へ、電話やメールなどで募集案内を実施している。募集案内資料としてチラシ、SNS 投稿テキスト等を作成している。

都観光ボランティアの応募条件は、①18 歳以上、②一定の語学力を有すること、③1 か月に 1 回以上の活動に参加が可能であることなどであり、局で定めた採用選考基準に則り、財団で書面審査による選考を行っている。令和 6 年度の都観光ボランティアの募集及び採用状況については、令和 7 年度から活動を行う新たな都観光ボランティアを約 300 人募集し、468 人の応募者の中から 330 名（実人数）を採用している。その中で、主な言語別の採用数は、英語 292 名、中国語 27 名、フランス語 23 名、その他 52 名となっている。

若者世代の参加を促すことを目的として、大学生等を対象に、東京の魅力を学び、都観光ボランティアとの交流を通じて、外国人旅行者へのおもてなしを考える「大学生参加促進プログラム」を実施している。令和 6 年度は、語学基準レベルに応じて 2 つのコースを開催しており、語学力不問の「おもてなし基礎コース」72 名と一定の語学力を要する「ガイド体験コース」27 名の計 99 名が参加している。

また、外国人への観光案内に興味を持っている都内在住又は在学の中学生・高校生を対象に、外国人旅行者への「おもてなしの心」を持った接し方を学ぶ「おもてなし親善大使育成塾」を開催している。令和 6 年度は、育成塾修了者 198 名を親善大使として任命している。また、現在活動中のおもてなし親善大使等（過去に任命を受けた中高生及び 22 歳以下の学生）1, 031 名を対象に、①外国人旅行者への観光案内などのボランティア活動体験、②観光案内の知識や語学等のスキルアップを図る研修、③都市に対する誇りや愛着の醸成につながる研修を実施している。おもてなし親善大使を育成することで、将来、都観光ボランティアとしての活動参加につながることを期待している。

イ 登録

都観光ボランティアは、応募時に一定の外国語等の基準を満たした言語（複数選択可）で申し込み、その言語で登録している。令和6年度の都観光ボランティア登録者については、男女比が約1:2となっており、年代別の構成割合は、10・20代が10%、30・40代が15%、50・60代が54%、70代以上が21%となっている。

都観光ボランティアの活動は、「街なか観光案内」、「都庁案内・展望室ガイドサービス」、「観光ガイドサービス」、「派遣ボランティア」の4つの活動区分で実施している。「派遣ボランティア」を除き、活動区分の事前登録が必要であり、財団が、年1回、都観光ボランティアに対して、希望調査を行い、原則希望どおりに登録できる。

なお、活動区分別の登録者数については、「2 活動区分別の活動状況」で述べる。

ウ 活動費の支給・ユニフォームの貸与等

活動費については、1回当たり交通費相当額の1,000円（「街なか観光案内」の臨海副都心エリアの活動は1,500円）を支給している。なお、「派遣ボランティア」の活動費は、派遣先の規定によるものとなっている。

専用のユニフォーム（ウェア、帽子）や活動時の備品（ボランティア登録証、対応言語表示カード、ストラップ付カードケース）などは、財団が都観光ボランティアの初回活動時に配布し、退会時には返還させている。

また、都観光ボランティアの活動中にケガや事故が発生した場合に備えて、財団はボランティア保険に加入している。都庁舎や街なか観光案内の活動エリア内に借り受けた民間施設の一角等に、都観光ボランティアの活動拠点となる控所を設置している。

エ 研修育成

財団は、新規採用ボランティアの活動開始前に、活動の目的や概要を説明し、立ち居振る舞いや挨拶、スモールトーク、異文化への理解などのおもてなしの基礎の習得に向けた外部専門講師による講義を行うとともに、先輩ボランティアの体験談などを紹介する「新規採用ボランティア研修」を開催している。また、必要な基本知識を学習するeラーニング研修も実施している。加えて、活動へのスキルアップを目的として、実際の活動場所を巡りながら行う実地研修や、東京の魅力などを学ぶ外部講師による希望制研修などを実施している。

新規採用ボランティアの初年度の活動は、まず、街なかで旅行者に声を掛けて観光案内を行う「街なか観光案内」に参加して、都観光ボランティアとしての経験を積むこととなる。また、初めてのエリアを担当する際には、開始前の準備時間に財団から活動内容の説明を行った後に、経験豊富なボランティアとペアを組むなどして活動している。

オ 情報交換

都観光ボランティアは、活動区分ごとの意見交換会・勉強会や交流用 SNS (Facebook) などを利用したボランティア同士の交流の場において、互いの工夫などについて意見交換を行い、自主的に学ぶことにより、モチベーションを高め合うように活動を行っている。

また、財団も、平成 30 年度から設置した意見投稿専用メールアドレスへの投稿や都観光ボランティアへの年 2 回の満足度調査などから、継続的に意見収集を行い、活動の改善につなげている。

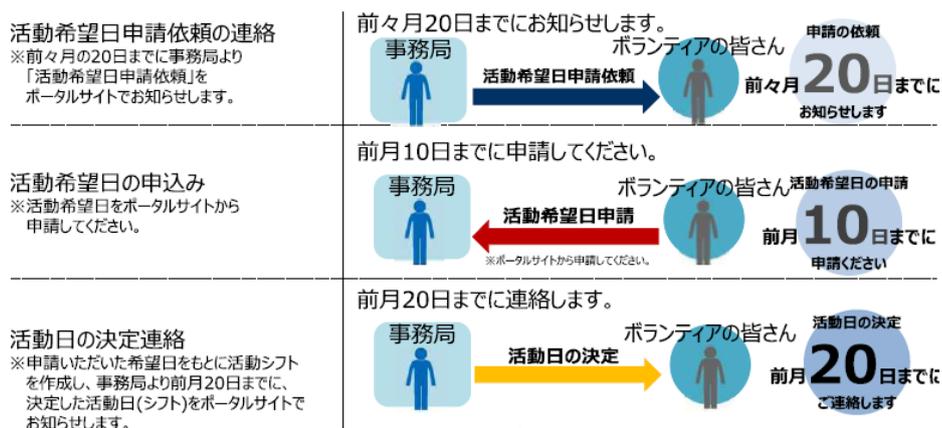
なお、意見を踏まえた事業の改善については、「3 事業の改善・情報発信」で述べる。

カ 活動日決定までの流れ

活動日決定までの主な流れは、次のとおりである。

専用のポータルサイトを利用して、①財団は、都観光ボランティアに対して活動希望日申請依頼の連絡を行う、②都観光ボランティアは、活動希望日の申込みを行う、③財団は、希望日をもとに活動シフトを作成し、都観光ボランティアに活動日の決定連絡を行う。例えば、街なか観光案内の活動日の決定までの流れについては、図 1 のとおりである。

(図 1) 街なか観光案内の活動日の決定までの流れ



2 活動区分別の活動状況

(1) 街なか観光案内

「街なか観光案内」は、金曜日・土曜日・日曜日に、外国人旅行者が多く訪れる都内 10 か所の地域の街なかで、外国人旅行者に声を掛け、観光案内等を実施している。活動場所は、駅前や観光施設近辺など、実際に案内を必要とする外国人旅行者が多く訪れて滞在する場所としている。

都観光ボランティアは、表 3 のとおり、活動グループ 4 つの内、2 つに登録している。なお、追加で希望者は、臨海副都心エリアにも登録できる。

(表 3) 街なか観光案内の活動エリア別登録者数

活動グループ	活動エリア	登録者数
1	①新宿、②六本木・赤坂	684名
2	③渋谷、④原宿・表参道・青山	750名
3	⑤銀座、⑥東京・日本橋、⑦浅草	939名
4	⑧上野、⑨秋葉原	641名
希望者のみ	⑩臨海副都心	446名

令和6年度の街なか観光案内の対応件数・総登録者数・対応言語は、表4のとおりである。シフトは、各エリア、1日当たり、英語の登録者を含む2名1組のペアを8組（臨海副都心エリアは6組）となるように組んでおり、各組が開始時間をずらし、10時30分から16時30分（臨海副都心エリアは11時30分から16時30分）の間、活動をしている。

(表 4) 令和6年度の街なか観光案内の対応件数・総登録者数・対応言語

対応件数	総登録者数	対応言語
16万8,079件	1,507名 (実人数)	英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語 など

(2) 都庁案内・展望室ガイドサービス

このサービスは、都庁舎で、2種類のガイドを外国人旅行者に提供しており、「都庁案内ガイドサービス」は、平日、約40分間、都庁舎、都議会議事堂及び展望室を探索し、「展望室ガイドサービス」は、閉館日を除き、毎日、都庁南展望室において、約20分間、景観案内及び建築物としての都庁舎の説明や観光案内などを行っている。

このサービスでは、英語・中国語・韓国語での案内を無料で受けることができ、事前予約なしで、当日現地にて申込みを行う。

財団は、表5のとおり、登録した都観光ボランティアの希望に基づき、1日当たり英語4～6名、中国語・韓国語各1名となるように、毎月シフトを組んでおり、都観光ボランティア1名に対し、最大10名の利用が可能である。

(表 5) 令和6年度の都庁案内・展望室ガイドサービスの利用数・登録者数

種類	利用数	登録者数
都庁案内ガイドサービス	821件 (1,962名)	英語 : 258名 中国語 : 34名
展望室ガイドサービス	2万552件 (4万2,485名)	韓国語 : 23名 (実人数) 294名

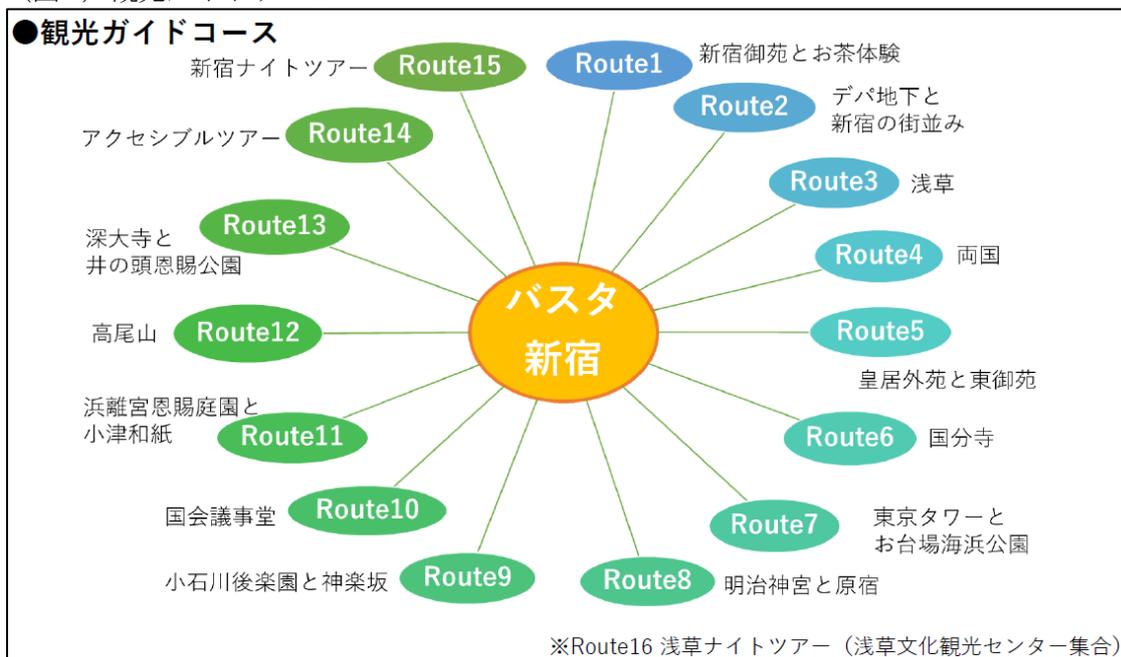
(3) 観光ガイドサービス

「観光ガイドサービス」は、図2のとおり、主に「東京観光情報センターバスタ新宿」が位置する新宿を出発場所として、外国人旅行者に人気のある浅草や新宿、高尾や井の頭など、都内各地の観光スポットを巡るコースを設定しており、それぞれ所要時間を2～6時間半程度とする16コースの観光案内を行っている。活動終了後、都観光ボランティアは、控所に帰着し、活動報告を行っている。

なお、観光ガイドコースは、午前10時、午後1時から始まるものが中心だが、午後6時から始まるナイトコースも実施している。

例えば、外国人旅行者に人気のある新宿については、昼間のコースではデパ地下体験や歌舞伎町などを巡り、ナイトコースでは、プロジェクションマッピングを楽しめる都民広場も盛り込まれている。他にも、昼間のコースとして、日本的な歴史や文化に触れる明治神宮、ファッションの発信地である表参道、竹下通りなどを巡るコースもある。

(図2) 観光ガイドサービスのコース



外国人旅行者は、表6のとおり、7言語（英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語）でのガイドサービスが利用可能で、1か月前から3日前までに東京の観光公式サイト「GO TOKYO」にて予約する必要がある。各コースを案内する際に必要な交通費及び施設入場料の実費（ガイド分も含む）のみで利用でき、1回当たり最大5名に対して、都観光ボランティア2名で対応している。

また、観光ガイドサービスは、公共交通機関及び徒歩で移動するコースとなっており、都観光ボランティアは、私服で活動し、外国人旅行者と同行しながら観光案内を行っている。

ガイド実施後は、利用者に対し多言語でのゲストアンケートを実施しており、このうち満足度については、令和5年度、令和6年度ともに4.9（5段階評価）であった。（回答率：令和5年度58.2%、令和6年度56.7%）

(表6) 令和6年度の観光ガイドサービスの利用数・登録者数

利用数	登録者数
986件 (うち、新宿ナイトツアー 108件 浅草ナイトツアー 57件) (申込数 1,729件、実施率 57.0%)	英語：327名、中国語：31名、韓国語：7名、フランス語：53名、ドイツ語：19名、スペイン語：38名、イタリア語：15名 (実人数) 413名

(4) 派遣ボランティア

「派遣ボランティア」は、国や地方公共団体などが実施するイベント・国際会議等からの派遣要請に応じて、インフォメーション活動（会場案内等）や事務局補助活動を行っている。

言語別の事前登録は行わず、財団は、派遣先の条件を満たす都観光ボランティアへ参加を募集している。派遣の依頼は、事業実施の1か月前までに行うことになっており、言語、人数、活動時間などは、派遣先の要請内容による。

(表7) 令和6年度の派遣ボランティアの派遣数・派遣先

派遣数	派遣先
39件 (411名)	東京都港湾振興協会 国際薬剤疫学学会 等

3 事業の改善・情報発信

(1) 都観光ボランティアの意見を踏まえた事業改善

都観光ボランティアからは、外国人旅行者のニーズに応えるため、街なか観光案内の六本木・赤坂エリアにおいて、赤坂見附駅付近に活動場所を求める意見があったことから、新たに追加するなどしている。

他にも、観光ガイドサービスを利用する外国人旅行者の暑さ対策が必要との意見があり、広報も兼ねて「GO TOKYO」のQRコードが掲載されたうちの配布を開始するなど、活動に係る改善を随時行っている。

(2) 外国人旅行者のニーズを踏まえた事業改善

ア 国・地域別外国人旅行者行動特性調査の活用

局は、外国人旅行者の訪問先や興味関心などの行動特性を把握するため、毎年、「国・地域別外国人旅行者行動特性調査」を委託により実施している。この調査結果を都観光ボランティアの活動内容の決定に活用しており、外国人旅行者の多い10のエリアを、受入環境整備の重点整備エリアと位置づけ、街なか観光案内を、表3のとおり、新宿、渋谷、銀座などで実施している。

イ ナイトタイム観光に係るニーズ

局が実施した「東京のナイトライフ観光に関するインターネット調査」においては、海外諸都市からの訪都者から、「夜の過ごし方の提案（ナイトツアー、ナイトライフカレンダー）」、「ホームページやSNS

等での情報発信」、「施設の営業時間の延長」などが課題として挙げられており、「東京の観光振興を考える有識者会議」においても、東京は、高い総合力を持つ都市として国際的にも評価されている一方、ナイトライフ充実度の項目では、総合ランクに比べて低い順位となっている。

このため、局は、外国人旅行者からのニーズの高いナイトタイムコンテンツの充実に向けて、観光ガイドサービスにナイトツアーコースを追加することし、アの「国・地域別外国人旅行者行動特性調査」にて訪問先上位である「銀座」「浅草」などを候補地として検討を行った。その結果、令和6年11月から、新たに「浅草ナイトツアー」コースを追加している。

ウ その他

街なか観光案内において、外国人のニーズに適切に対応するため、過去に問合せの多い施設の情報を蓄積するとともに、イベント開催中には、街なか観光案内での問合せが一時的に増えることから、財団においてイベント情報を収集している。把握した情報は、活動の拠点となる控所や都観光ボランティアへのメールマガジンにて情報共有し、日々の活動に活かしている。

また、他にも様々な外国人旅行者のニーズに応えるための取組を進めており、観光ガイドサービスにおいて、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが参加しやすい「アクセシブルツアー」を実施しているほか、令和7年度の東京2025デフリンピックの開催を見据えて、都観光ボランティアの聴覚障がい者への対応力向上を図るため、令和6年度よりタブレットを使用したコミュニケーション研修を導入している。

(3) 情報発信

財団は、従前より実施している多言語で閲覧可能な「GO TOKYO」による案内やオンライン広告などのほかに、外国人旅行者の主な情報収集の手段がマスメディアからSNSへ移行していることなどを踏まえ、効果的な広報手段として、令和6年度より、外国人インフルエンサーを起用した情報発信を導入している。具体的には、言語や地域のバランスを考慮し、アメリカ、フランス、スペイン、マレーシアで活躍するインフルエンサーを起用した。

【監査委員からの所見】

局は、東京を訪れる外国人旅行者の多様なニーズに対応するため、都観光ボランティアの募集・育成・活動管理を継続的に行うとともに、次世代を担う人材の育成、街なか観光案内の活動場所の見直し、観光ガイドサービスへの新しいコースの追加など、旅行者への案内・サポート機能の向上に取り組んでいる。

今後も、局は、都観光ボランティアが、都市に対する誇りや愛着を持ち、きめの細かい観光案内により温かい「おもてなしの心」を伝えることで、訪都外国人旅行者の利便性の更なる向上につながるよう、多様化するニーズに的確に対応するとともに、モチベーションアップの工夫やより参加しやすい活動環境の整備に取り組んでいく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(歳入)

(1) 授業料に係る滞納債権の催告を行うべきもの

都立の各職業能力開発センターは、東京都立職業能力開発センター条例（昭和46年東京都条例第44号）に基づき、訓練期間が1年以上の課程について、入校者から年額11万8,800円の授業料を徴収しているが、そのうち、滞納となった授業料については、雇用就業部が定める「都立職業能力開発センター授業料事務の手引き」（以下「手引」という。）に基づき、滞納整理の手続を行うこととしている。

手引によると、督促状送付後も納付されない場合、文書、電話、臨戸による催告を行うとともに、滞納者の状況について聞き取り、債権管理台帳・個人別管理簿に記録しておくこととしている。

これにより、継続的に効果的な滞納整理を行えるところであるが、中央・城北職業能力開発センター板橋校では、表1の授業料滞納者A、B及びCに対して、令和6年度中、文書、電話、臨戸による催告を一度も行っていない。

このうち滞納者Cについては、手引では、滞納者が所在不明となったときは、住民票などにより所在調査を行うこととしているが、校は、令和5年3月に訪問により滞納者Cが転居していることを把握しており、催告書は転居先に転送されているにもかかわらず、有効な所在調査を行っていない。そのため、転居先を把握することができず、それ以降の催告を行うことができない状態となっている。

校は、授業料に係る滞納債権の催告を行われたい。

(産業労働局)

(表1) 滞納及び催告等の状況

滞納者	入校時期	科目	滞納授業料	滞納額	督促	催告書(最終)	電話(最終)	臨戸(最終)
A	令和4年4月	機械加工科	令和5年4月分	9,900円	令和5年6月	令和5年7月	令和5年9月	令和6年3月
B	令和4年4月	サインディスプレイ科	令和4年10月～12月分	29,700円	令和5年2月	令和5年3月	令和6年3月	令和6年3月
C	令和3年4月	IoTシステム科	令和3年4月～6月分	29,700円	令和3年7月	令和5年3月	令和5年9月	令和5年3月

(歳出)

(2) 消防用設備の不良箇所を速やかに改善すべきもの

中央・城北職業能力開発センター板橋校は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の3の規定に基づき、防火対象物である校の本館及び人材育成プラザ棟の消防用設備等の定期点検を、表2のとおり毎年度委託契約により年2回実施している。

ところで、法第17条第1項において、防火対象物の所有者は、消防用設備等について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性質を有するように維持しなければならないと規定している。

そこで、本契約における令和6年度の消防用設備等点検結果報告書の内容を見たところ、複数の設備に関して、点検結果が「不良」と判定されていた。そこで「不良」と判定された箇所の過去の点検結果も確認したところ、表3のとおり、過去に実施した消防用設備等定期点検において不良と判定されたものが、監査日（令和7年5月13日）現在、改善されないままの状態であった。

消防用設備が火災等の発生時に正常に作動する状態かどうか確認することを目的として、点検を委託し、判明した不良箇所を報告させているにもかかわらず、改善措置を講じていないことは点検の意義が損なわれるものである。

また、消防用設備は、火災等が発生した際に人命を守る重要な設備であることから、消防用設備の不良箇所について、未改善の状態が複数年にわたり継続していることは、火災等の発生時における入校生及び職員等の避難や消火活動等に支障を来し、被害が拡大して安全を損なう恐れがある。

校は、消防用設備の不良箇所を速やかに改善されたい。

(産業労働局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
消防設備等定期点検保守委託	令和6.4.1～令和7.3.31	352,000

(表3) 未改善の消防用設備不良箇所

項番	設備名	内容	未改善期間
1	防排煙制御設備	起動時不良 (7 か所)、復旧時不良 (1 か所)、排煙窓不良 (3 か所)	令和3年度以降
2	屋内消火栓設備	呼水槽から消火水槽への水源逆流、フローメーター不良	令和4年度以降
		ポンプ起動時不良	令和5年度以降
3	自動火災報知設備	総合盤内ベル不良 (1 か所)	令和4年度以降
		総合盤内ベル不良 (1 か所)	令和5年度以降
4	ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ検知器有効期限経過 (28 か所)	令和4年度以降
5	誘導灯	バッテリー不良及び器具経年劣化 (1 か所)	令和5年度以降

(歳出)

(3) 清掃業務について仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行うべきもの

中央・城北職業能力開発センターは、表4の契約を締結し、センター内の清掃業務等を委託している。

この委託契約は、表5のとおり、業務内容が日常清掃及び庁舎管理となっており、受託者は、日々の業務終了後に清掃作業実施報告書(以下「報告書」という。)をセンターへ提出する旨、仕様書で定めている。また、センターは、報告書に基づき履行確認を行い、検査終了後、受託者からの請求に基づき毎月委託料を支払っている。

そこで、契約書類及び報告書を見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

- ① 仕様書で定めた2階女子更衣室の床清掃及び保健室の洗面台清掃について、報告書の様式に反映されておらず、履行を確認できる記録がない。これは、令和2年度に庁舎のレイアウト変更があり、仕様書では新しいレイアウトを反映した清掃場所としていたが、この2か所については、報告書ではこの変更が反映されていなかったためである。
- ② 契約書の内訳書として、仕様書で定めた頻度に基づく各業務の月別の実施回数が明記されているが、委託業務の一部について、主に表6のとおり、契約回数と実施回数が相違している。

このことについて、センターは、日ごとに汚れの程度が変わること等により、作業の可否を受託者へ口頭で指示しているとのことであった。

センターは、このような状況にもかかわらず検査合格としており、仕様書で定めた箇所について、契約で定めた回数の業務が実施されているものとして支払が行われていた。

しかしながら、委託契約は、受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定めていることから、仕様書に定める内容を履行させる必要があり、契約変更を行わずに異なる数量で履行させることは、適正でない。この報告書による実績の結果、契約回数の業務が実施されていないことにより、年間で14万4,963円(監査事務局試算)の不経済支出となっており、また、契約回数以上の業務が実施されていることにより、年間で32万7,303円(監査事務局試算)の対価を支払っていない状況となっている。

センターは、清掃業務について、仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行われたい。

(産業労働局)

(表4) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和6年度東京都立中央・城北職業能力開発センター日常清掃等業務委託	令和6.4.1~令和7.3.31(注)	2,530,000	A
日常清掃等業務委託	令和6.8.8~令和6.9.30	418,000	B
令和6年度東京都立中央・城北職業能力開発センター日常清掃等業務委託	令和6.10.1~令和7.3.31	1,441,000	B

(注) 受託者の事業停止により令和6年8月2日付けで契約解除している。

(表5) 主な業務内容

区分	主な業務内容 (実施頻度)	
日常清掃	屋外清掃	屋外のほうき掃き及び除草等 (1回/日)
	屋内清掃	所長室、事務室、更衣室等の床清掃 (2回/週) 実習室、保健室、階段・踊り場等の床清掃 (1回/週)
	便所清掃	便器清掃及び床清掃等 (1回/日)
	その他の清掃	流し台清掃 (1回/日) エントランスガラス清掃 (1回/週) 保健室洗面台清掃 (1回/週) 等
庁舎管理	巡回点検 (3回/週) 再生資源収集・運搬 (3回/週) ごみの整理 (1・4階は1回/日、2・3・5～9階は2回/週) 等	

(表6) 実施回数と契約回数との相違の主な状況

(単位：回)

区分	屋内清掃								その他の清掃		庁舎管理				
	週2回			週1回					週1回		週3回		週2回		
	2階 女子 更衣室	4階 女子 更衣室	6階 男子 更衣室	視聴覚 室	OA 実習室	保健室	実習場	階段・ 踊り場	保健室 洗面台 清掃	階段 出窓清 掃	巡回 点検	再生資 源収集 ・運搬	ごみの 整理		
実施回数 / 契約回数	4月	0/9	5/9	5/9	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	21/13	20/13	16/9	
	5月	0/9	4/9	4/9	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	2/4	21/13	20/13	21/9	
	6月	0/8	4/8	4/8	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	8/4	20/12	20/12	20/8	
	7月 (注)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8月	0/6	4/6	4/6	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	2/3	12/9	12/9	12/6	
	9月	0/8	4/8	4/8	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	19/12	19/12	19/8	
	10月	0/10	5/10	5/10	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	0/5	2/5	22/14	22/14	22/10	
	11月	0/8	4/8	4/8	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	2/4	20/13	20/13	20/8	
	12月	0/8	4/8	4/8	3/4	3/4	3/4	3/4	0/4	0/4	1/4	20/12	20/12	20/8	
	1月	0/8	4/8	4/8	4/4	5/4	3/4	4/4	0/4	0/4	2/4	19/13	19/13	18/8	
	2月	0/8	4/8	4/8	4/4	4/4	4/4	4/4	0/4	0/4	2/4	18/12	18/12	18/8	
	3月	0/8	4/8	4/8	3/5	4/5	4/5	4/5	3/5	0/5	2/5	19/12	19/12	20/8	

(注) 受託者の事業停止により7月における清掃及び支払の実績なし。

中央卸売市場

1 重点監査事項

「市場使用料の徴収等について」

【選定理由】

市場は、東京都中央卸売市場条例により、卸売業者、仲卸業者、市場利用者のための販売業や飲食業等を営む関連事業者等の場内業者に対し、市場取引業務等に必要な市場施設の使用を許可しており、これに基づき市場使用料を徴収している。市場使用料には、売上高割使用料と施設使用料の2種類があり、その概要は表1のとおりとなっており、市場使用料は、市場の経常収益の約55%を占め、市場にとって最も大きな収益源となっている。

(表1) 中央卸売市場の収益の内訳 (令和5年度決算) (税抜) (単位:百万円、%)

区分	概要	金額	割合
営業収益		16,277	79.5
市場使用料	(A)+(B)	11,326	55.3
売上高割使用料 (A)	売上高に一定率を乗じて課す使用料	3,189	15.6
施設使用料 (B)	使用面積に応じて課す使用料	8,137	39.7
雑収益	施設使用者の光熱水費使用分の収入等	4,950	24.2
営業外収益	一般会計補助金、受取利息等	4,200	20.5
経常収益		20,478	100

各場では、時期によっては荷の集中により臨時の使用許可を行うなど、使用料対象面積が変動する場合があります。また市場使用料については、過去にも算定誤りや徴収漏れなどの指摘が行われている。このため、使用許可を行わずに市場施設を使用させていないか、調定漏れや単価適用の誤りがないかなど、市場施設の使用許可が適正に行われ、市場使用料の徴収が漏れなく正確に行われているか確認するとともに、未利用施設の有効活用を図るなど、市場使用料の収入確保に向けた取組が効果的に行われているかについても確認する必要があります。

以上のことから、市場使用料の徴収等について重点監査事項に設定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 市場使用料の算定及び徴収は、漏れなく適正に行われているか (合規性、経済性)
- ② 臨時の使用許可等を行った場合の施設使用料の算定及び徴収は適正に行われているか (合規性、経済性)
- ③ 未利用施設の一層の有効活用を図るなど、市場使用料の収入確保に向けた取組を行っているか (経済性、有効性)

【結果の概要】

中央卸売市場所管の11市場のうち、令和7年定例監査の対象となっている7市場（注・図）の市場使用料について、抽出により監査を行った。

① 市場使用料（売上高割使用料）の算定及び徴収について

売上高割使用料は、卸売業者等の場内業者に対して、その売上高に一定の率を乗じて課す使用料である。今回の監査では、事業者1,101者（7市場合計）を対象に、抽出により、各業者から提出された売上報告書の金額及び品目を調定関係書類と照合し、使用料の算定及び徴収が適正に行われているかを確認した。

これらについて監査を行った結果、監査を行った限りにおいて、使用料の算定誤りや徴収漏れなどは認められなかった。

② 市場使用料（施設使用料）の算定及び徴収について

施設使用料は、市場施設の使用者に対して、各場が使用許可を行った面積又は体積に使用料単価を乗じて課す使用料である。今回の監査では、令和6年度の使用許可7,465件（7市場合計）を対象に、通年で使用許可を行った案件及び臨時で使用許可を行った案件について、抽出により、使用許可台帳や使用許可の決定原議を調定関係書類と照合するなど関係書類を確認した。あわせて、使用許可の範囲は明確になっているか、返還された施設については原状回復が適切に行われているかなどの現場確認も行った。

これらについて監査を行った結果、監査を行った限りにおいて、使用料の算定誤りや徴収漏れ、施設の不適正利用などは認められなかった。

しかしながら、別項指摘事項のとおり、豊洲市場において、原状回復が行われずに返還された施設があった。場は、次の使用者が求める場合には、元の使用者が原状回復を行うことを条件に念書を徴取し、原状回復せずに返還することを承認しているとするが、その意思決定を行っていることを文書により確認できなかったため、手続を適正に行うよう求めた。

③ 市場使用料の収入確保に向けた取組について

未利用施設の有効活用など、市場使用料の収入確保に向けた取組を行っているかについては、管理部が毎年1回行っている「遊休施設の状況調査」をもとに、監査日現在使用許可を行っていない施設（7市場合計 139か所 12,275.6㎡）について、各場へのヒアリング及び現地調査により、現況や今後の活用予定、募集の状況などを確認した。

その結果、別項意見・要望事項のとおり、大田市場の一部の未利用施設（15か所 885.4㎡）について、公募により新たな使用者を選定できる可能性があることと認められたことから、速やかに公募を行うよう求めた。

【監査委員からの所見】

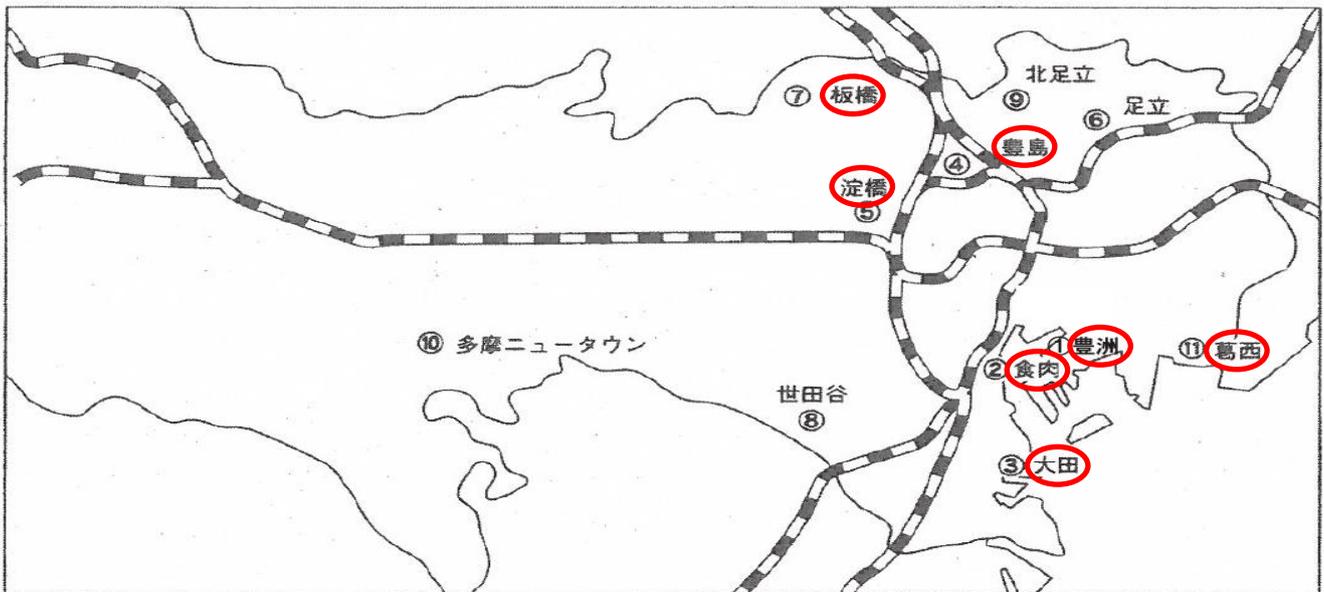
東京都中央卸売市場会計の経常収支は、平成 28 年度以降マイナスに転じている。市場は、平成 30 年度に行った旧築地市場跡地の一般会計への有償所管換により、当面、中央卸売市場会計の事業継続性を確保するとともに、各場の拡張整備や機能強化を図っている。しかしながら、市場が担う公共的役割を着実に果たし、持続可能な市場経営を実現するためには、経常収支の改善への取組が必要不可欠である。

市場は今後も、引き続き市場の主たる収入である市場使用料を漏れなく確実に徴収することが求められる。また、未利用施設の利活用について、更なる改善の余地が認められたことから、公募可能な施設については定期的な公募を行うなど利用促進に努め、より一層の収入確保を図ることが必要である。

(注) 中央卸売市場所管の 11 市場（うち令和 7 年定例監査の対象は太字）

豊洲市場、食肉市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、世田谷市場、
北足立市場、多摩ニュータウン市場、**葛西市場**

(図) 中央卸売市場所管の市場（うち令和 7 年定例監査の対象は丸囲み）



2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (財産)

(1) 市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行うべきもの
市場施設の利用者が施設を返還する場合、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号）第46条において、知事の承認を受けた場合を除き、自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならないと定められている。

そこで、豊洲市場において、返還された市場施設の状況について見たところ、表1のとおり、関連事業者（以下「事業者」という。）(注)が使用していた事務室A(図)を返還した後、事務室Aの一部である事務室A-1について改めて使用許可を受けていた。返還された事務室A-2には造作物が残っていたが、原状回復せず返還することを承認したことを意思決定文書で確認できなかった。

このことについて、場は、事業者から原状回復についての相談を受け、当該造作物が今後も活用可能であるため、次の利用者が当該造作物を不要とした場合には事業者が原状回復を行うことを条件に念書を徴取し、当該造作物を残したまま返還することを認めたとしている。

しかしながら、当該条件のもと原状回復せず施設を返還することを承認したことについて、事業者からの念書や、調整経過及び豊洲市場場長がその旨を了承したと記載された原状回復台帳はあったものの、施設の返還に係る起案文書には記載がなく、念書なども添付されていない。また、事業者に対する施設の返還に係る通知文においても、施設を原状回復の上で返還することを請求しているものの、当該条件に係る記載がないため、原状回復せず返還することを承認したことについて適正に意思決定が行われたことを確認できない。

場は、市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行われたい。

(中央卸売市場)

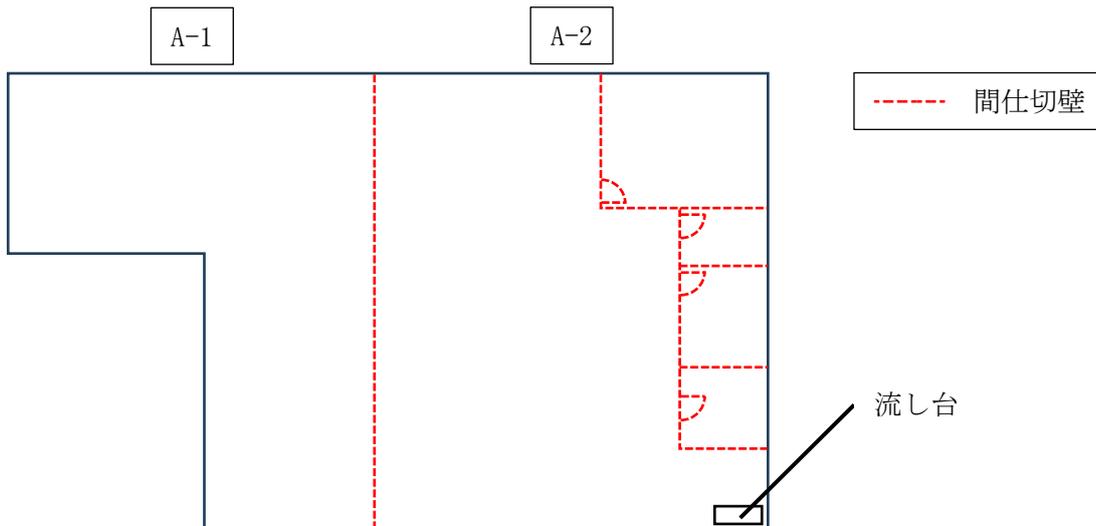
(注) 市場利用者のための関連食料品や調理道具等の販売業、飲食業等を営む事業者

(表1) 事業者が返還した施設の概要

(単位：㎡、円)

区分	返還前	返還後	
	使用許可を受けていた施設	使用許可を受けた施設	使用許可を受けなかった施設 (実質的な返還施設)
使用許可施設	容器業者棟 2階事務室 A	容器業者棟 2階事務室 A-1	容器業者棟 2階事務室 A-2
面積	348.6	136.8	211.8
月額使用料	785,047	308,073	
返還日	令和 6. 3. 31		
使用許可日		令和 6. 4. 1	
未撤去の造作物			間仕切壁 空調換気設備 電気・通信設備 流し台

(図) 事務室 A の概略図



[意見・要望事項]

(重点監査事項) (財産)

(2) 未利用施設の公募について

中央卸売市場所管の各市場は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号。以下「条例」という。）第43条により、卸売業者（注1）売場、仲卸業者（注2）売場、関連事業者（注3）営業所、事務室等の市場施設について、市場関係業者等に使用許可を行い、条例第49条により、施設使用料を徴収している。

大田市場では、前使用者から施設の返還を受け、その後の使用者が決まっていないことから、監査日（令和7年1月20日）現在、使用許可を行っていない施設が見受けられた。これらの施設の状況について見たところ、表2のとおり、場が、工事の資材置場等として使用（使用予定を含む。）しているほか、令和6年9月に場内の事業者に対して募集を行っている施設や、改修工事が必要な施設も認められたが、それ以外の未利用施設（表3）は、監査日現在、公募に向けた対応が可能であった。

場は、表4のとおり、水産棟仲卸業者売場（13か所）については令和3年度、関連事業者営業所（5か所）については令和4年度に、中央卸売市場ホームページへの掲載などにより、場内及び場外の事業者に対して公募を行っており、その結果、水産物仲卸業者売場は13か所のうち5か所、関連事業者営業所は5か所のうち2か所の使用者が決まっていることから、表3の未利用施設についても、場内及び場外の事業者に対して公募を行うことにより、新たな使用者を選定できる可能性がある。

場は、公募可能な施設について、定期的に公募を行うなど、未利用施設の利活用を積極的に推進し、使用料収入の確保を図る必要がある。

場は、公募可能な未利用施設について、速やかに公募を行うことが望まれる。

(中央卸売市場)

(注1) 出荷者から集荷した品物を、市場内の卸売場で仲卸業者や売買参加者等に販売する事業者

(注2) 卸売業者から買った品物を、市場内の仲卸店舗で仕分けし、買出人に販売する事業者

(注3) 市場利用者のための関連食料品や調理道具等の販売業、飲食業等を営む事業者

(表2) 大田市場の施設の状況

(単位：㎡)

施設の状況		面積
使用可能施設 (注)		226,465.1
	うち監査日現在使用許可を行っていない施設	2,852.8
	大田市場が工事の資材置場等として使用又は使用予定の施設	683.6
	令和6年度に場内事業者に募集を行った施設	978.0
	改修工事が必要な施設	305.8
	上記以外の未利用施設 (表3)	885.4

(注) 冷蔵庫を除く。

(表3) 公募対応が可能な未利用施設

(単位：㎡、円)

項番	場所		返還年月日	面積(A)	返還時施設種別	適用使用料 (1月1㎡につき)(B)	月額使用料 (C) = (A) × (B)
1	水産棟1	店舗	H19.10.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
2	水産棟2	店舗	H20.3.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
3	水産棟3	店舗	H20.11.30	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
4	水産棟4	店舗	H29.12.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
5	水産棟5	店舗	H30.9.30	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
6	水産棟6	店舗	H31.3.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
7	水産棟7	店舗	R5.5.26	28.1	倉庫1	1,048	29,448
		2階事務室	H31.3.31	22.1	事務室	2,252	49,769
8	水産棟8	店舗	H31.3.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
9	水産棟9	店舗	R1.7.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	倉庫2	655	14,475
10	第一関連事業者棟1	店舗	R3.10.31	40.6	関連事業者営業所	2,431	98,698
		2階事務室		39.4	事務室	2,252	88,728
11	第一関連事業者棟2	店舗	R4.6.30	40.6	関連事業者営業所	2,431	98,698
		2階事務室		39.4	事務室	2,252	88,728
12	水産棟10	店舗	R5.3.31	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
13	第一関連事業者棟3	店舗	R5.7.6	40.6	関連事業者営業所	2,431	98,698
		2階事務室		39.4	倉庫2	655	25,807
14	水産棟11	店舗	R5.8.18	28.1	仲卸業者売場	2,190	61,539
		2階事務室		22.1	事務室	2,252	49,769
15	第一関連事業者棟4	店舗	R6.2.29	47.2	関連事業者営業所	2,431	114,743
		2階事務室		46.0	倉庫2	655	30,130
計				885.4			1,801,233

(注) 使用料は税込金額

(表4) 水産物仲卸業者売場及び関連事業者営業所の直近の公募状況

区分	募集施設数(注)	募集受付期間
水産物仲卸業者売場(店舗、2階事務室及び階段下市場用地)	13か所	令和3.11.1～令和4.2.28
関連事業者営業所(店舗)	1か所	令和4.12.1～令和5.2.28
関連事業者営業所(店舗及び2階事務室)	4か所	

(注) 募集施設は、店舗と2階事務室や階段下市場用地が一体となっている場合は合わせて1か所として数えている。

1 重点監査事項

「スタートアップとの官民協働の実践状況について」

【選定理由】

都は、「スタートアップはこれまでにないアイデアや技術によりイノベーションを巻き起こすとともに、新たな雇用を創出する」ため、スタートアップの力を最大限引き出すことによって、社会課題の解決と経済成長の好循環を創出し、東京が持続的に経済成長を果たしていくことを目標とし、施策を展開している。

この施策の主な柱として、本部はスタートアップ戦略を推進している。

スタートアップ戦略については、令和4年11月に「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」（図1）（政策企画局）を打ち出し、その中で、「官民協働×10」として都とスタートアップとの社会課題の解決についての協働実践数を5年で10倍とする目標を掲げている。

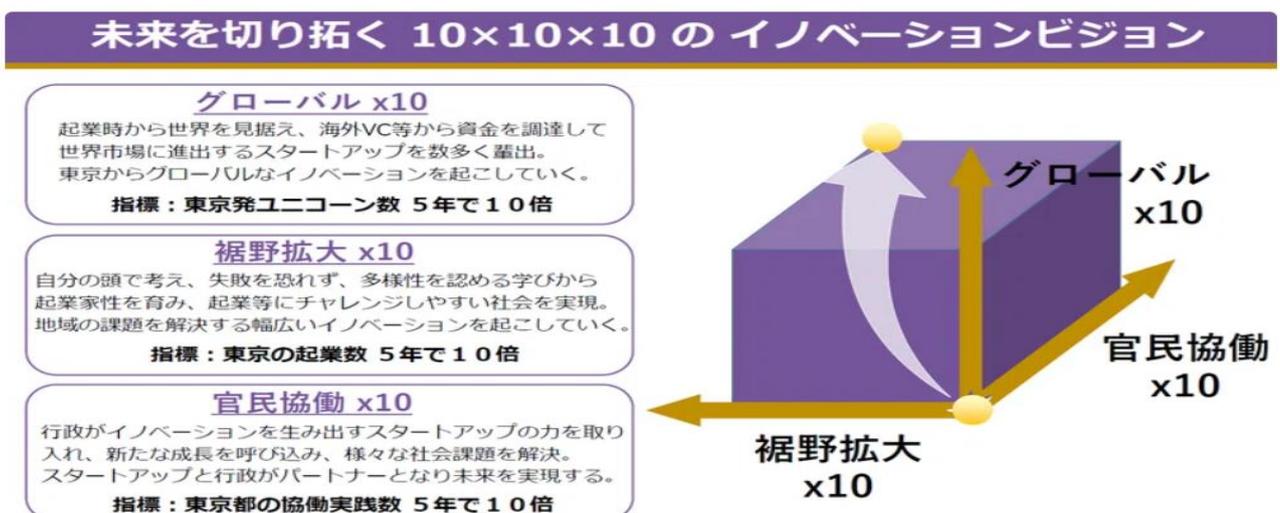
例えばそのスキームは、都政現場における課題について、優れたスキルや技術を有するスタートアップとの対話を通じて共に解決を図る官民協働のプロジェクト（現場対話型スタートアップ協働プロジェクト）であり、局が事業者へ委託し、受託者がプロジェクトのサポートや進行管理を行うものである（図2）。

この官民協働の実践数について、令和6年3月までに年間153件を達成し、年間目標件数を令和4年度当時の100件から300件へ上方修正していることから、目標達成へ向けて的確な取組を行っているか、推進体制は適切に機能しているか等について確認する必要がある。

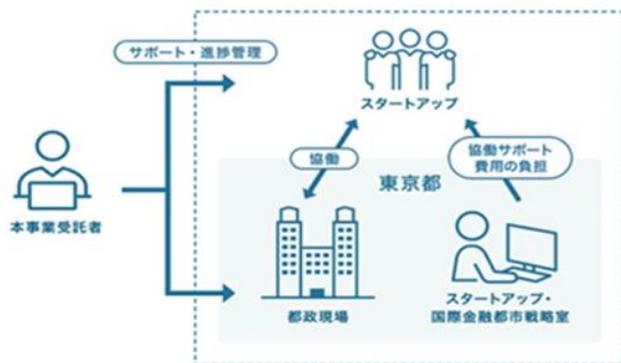
以上のことから、スタートアップとの官民協働の実践状況について重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

(図1) 未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン

(Global Innovation with STARTUPS から引用)



(図2) 現場対話型スタートアップ協働プロジェクトのスキーム



【着眼点】

- ① 本事業受託者への委託及び協働するスタートアップへのサポート費用負担は、目的に沿って適正に行われているか（合規性）
- ② 本事業受託者は、スタートアップの選別や対話を通じたプロジェクトの組成を、効果的及び有効に実施しているか（有効性）
- ③ スタートアップとの官民協働の実践は、スタートアップの成長の後押しや都民サービスの向上につながっているか（有効性）

【結果の概要】

1 スタートアップ戦略の推進について

都は、スタートアップがこれまでにないアイデアや技術によりイノベーションを巻き起こすとともに、新たな雇用を創出するものとして、その力を最大限引き出すことにより、社会課題の解決と経済成長の好循環を創出し、東京が持続的に経済成長を果たしていくことを目標とするスタートアップ戦略に基づく施策を展開している。

(1) 推進体制の整備等

都は、令和4年8月には、政策企画局など6局が合同で「Team Tokyo Innovation」（以下「TTI」という。）を編成し、全庁的な官民協働を実践する体制を整備した。

さらに、令和4年11月には、スタートアップ戦略を発表し、「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」（以下「イノベーションビジョン」という。）を打ち出し、そこでは令和4年度の策定時と比較して、①東京発ユニコーン数を5年で10倍とする「グローバル×10」、②東京の起業数を5年で10倍とする「裾野拡大×10」、③東京都とスタートアップとの協働実践数（以下「官民協働実践数」という。）を5年で10倍とする「官民協働×10」の3つの視点でそれぞれの目標を設定し、その達成に向けた施策を展開している。

令和5年4月には、スタートアップに係るコア部門と国際金融都市構想の推進部門などを集約したスタートアップ・国際金融都市戦略室を設置し、スタートアップや金融の力を最大限に引き出すことで、グローバルに展開される都市間競争を勝ち抜く都市力の強化を図る政策を総合的かつ戦略的に展開している。

また、これにあわせて、TTIは、メンバーを21局に拡大し、各局にスタートアップ担当を配置し、スタ

ートアップと各局事業との協働を進めている。

そして、令和5年11月には、国内外からスタートアップやその支援者が集い、交流する一大拠点として「Tokyo Innovation Base」（以下「TIB」という。）をプレオープンし、令和6年5月にはグランドオープンしている。

なお、都は、令和7年4月には、専門性をより高め施策を一層強力に推進するため、スタートアップに特化したスタートアップ戦略推進本部（以下、前身のスタートアップ・国際金融都市戦略室を含め、「本部」という。）に組織再編している。

(2) 官民協働の実践

都は、イノベーションビジョンの中で、3本の柱となる目標を定め、施策を展開しているが、このうち、「グローバル×10」や「裾野拡大×10」については、「東京発ユニコーン数」や「東京の起業数」を指標として、スタートアップの活動資金を支援するなどスタートアップの様々な取組をサポートすることとしている。

スタートアップ戦略の三本柱のうち、ここで取り上げる「官民協働×10」では、都政現場にスタートアップの力を取り入れることで、都政現場の課題解決につなげていくものとなっている。

この「官民協働×10」では、行政が公共調達を通じて、スタートアップによる新製品・新サービスの信頼性向上と新たな市場の創出を図ることとしている。

一方、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号による随意契約は、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として知事の認定を受けた者と、競争入札によらず契約することができるものである。また、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3では、この認定に当たり、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないとしている。

都では、この随意契約を「政策目的随意契約」と呼び、また、本部では、この契約の対象者の認定（以下「公共調達認定」という。）に当たって、外部有識者を交えた審査会を開催している。

スタートアップは、公共調達認定を受けることで、一定の期間、競争入札によらず随意契約で製品やサービスを調達できる政策目的随意契約を締結することができる。

公共調達は、受注者にとって信用力、信頼性の向上といった効果が期待でき、都はこれまでも、都政現場を提供し、新製品・新サービスの信頼性を高める取組などを進めてきたが、スタートアップを対象に行った調査では、「入札の手続が煩雑」「実績要件が厳しくスタートアップが参入しにくい」といった声があった。

そこで、本部は、こうした声を踏まえ、スタートアップの持つ独自の技術やサービスの行政分野における事業化及び他自治体における活用等の面的な広がりを支援するため、政策目的随意契約及び公共調達認定を官民協働プロジェクトの重要なプロセスの一つとしている。

本部は、このプロセスを活用しながら、行政がイノベーションを生み出すスタートアップの力を取り入れ、都政現場を含む様々な課題を解決していくため、官民協働実践数を指標として、都政現場の課題解決や都民サービスの向上につながる取組を行っている。

なお、「官民協働×10」の指標となる官民協働実践数については、当初は5年後の令和9年度に10倍とする目標として設定していたものの、各局個別事業におけるスタートアップ活用の増により、令和5年度に当初目標を達成し、その後上方修正を行い、令和6年度には目標件数を500件としている。

(3) 現場対話による官民協働

本部は、スタートアップ戦略の中で、多彩な現場を有する都の強みを生かしながら官民協働を推進する取組として、都政現場における課題について、優れたスキルや技術を有するスタートアップとの対話を通じて共に解決を図る現場対話型スタートアップ協働プロジェクト（以下「現場対話型プロジェクト」という。）を実施している。

また、本プロジェクトを含めた官民協働全体の取組を後押しするため、TTIを通じて各局にスタートアップ担当を配置することで、スタートアップとの円滑な意見交換を行いながら、各局の官民協働における取組を推進する体制の整備を行っている。加えて、TIBでは、スタートアップの製品やサービスのプロモーションや実証実験の機会としてTIBピッチ（短いプレゼンテーション）を開催し、展示や試験導入につながるなど、取組を後押ししている。

官民協働の取組のうち、本部が実施している「現場対話型プロジェクト」は、多種多様な課題を抱える都政現場にスタートアップを呼び込み、スタートアップと現場との対話を通して課題の解決策を模索し、解決に向けた協働プロジェクトの組成・実施することを目的としている。

さらに、その成果を効果的に発信することにより協働機運を高め、スタートアップと行政現場の更なる協働を進めていくものであり、全庁的な官民協働の推進に当たり、新たな協働の機会を広げることにつながる重要な取組である。

また、本部は、課題を抱える都政現場とスタートアップとのマッチングや対話における運営・支援について、スタートアップ支援のノウハウを持つ事業者に委託して実施しており、課題の解決に向けては、スタートアップと協定を締結し、プロジェクト経費を負担している。

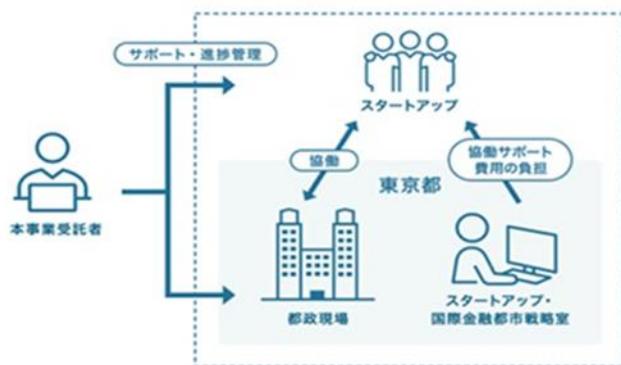
こうした取組を行っていることから、現場対話型プロジェクトについて重点的に監査を行った。

2 現場対話型プロジェクトについて

(1) プロジェクトの概要

現場対話型プロジェクトの運営スキームは、図2のとおり、各局が都政現場の課題解決に向けてスタートアップ（都内で事業展開を行っている、又は行おうとしている概ね創業10年以内の事業者）と協働し、本部が、スタートアップ支援におけるノウハウを持つ事業者への委託やスタートアップへの一定の費用負担により、各プロジェクトの進捗管理やサポートを行う仕組みとなっている。

(図2) 現場対話型スタートアップ協働プロジェクトのスキーム (再掲)



(2) プロジェクトの流れ

プロジェクトの実施の流れは、図3のとおりとなっている。

STEP1「現場課題の募集」からSTEP2「SU（スタートアップ）の公募」では、都政現場から課題を募集し現場と対話するスタートアップの公募を実施している。

STEP3「スタートアップと現場の対話」からSTEP4「スタートアップによる解決策の提案・選定」では、都政現場とスタートアップが対話の実施等により協働するスタートアップを選定している。

STEP5「審査会」では、外部有識者を交えた審査会において、都が費用面を含めたサポートを行うプロジェクトとして適格性を有するか審査している。

STEP6「PJ（プロジェクト）の実施」では、スタートアップのサービス等を都政現場に導入している。

STEP7「認定審査」では、政策目的随意契約の適切性に関する認定審査を行い、STEP8「公共調達」では、引き続き課題解決にスタートアップのサービス等を利用する場合には、現場（各局）とスタートアップで政策目的随意契約を締結している。

(図3) 現場対話型プロジェクトの流れ



(3) 費用負担

プロジェクトの実施に係るスタートアップの経費については、本部が各プロジェクトで協働するスタートアップに対して、審査会で審査し、採択された後、対話等を行った実施内容を基に協定を締結し、1千万円を上限として負担している。

プロジェクト完了後、本部は各スタートアップとの協定に基づき、スタートアップから報告書の提出を受け、その費用を支出している。

これについて、協定締結から支出手続までを見たところ、協定はプロジェクトの実施に向けて必要な対話等を行った結果を踏まえ締結されており、支出は適正に行われている。

(4) 成果等

令和6年度は当初の予定を20件として、各都政現場とスタートアップとの間で対話を進めていた。このうち、着実なプロジェクトの実施につながる提案内容として各局が検討した結果、最終的には19件のプロジェクトが審査会において適格性を審査され、表1のとおり、全19件を実施し、概ね予定どおりの実績となっている。この19プロジェクトについて実施状況を見たところ、協定書で定めた全てのプロセスが完了しており、既に局事業として実施、あるいは検証が行われているものもある。

令和6年度に実施に至った取組として、文化財の認知向上を図るため、文化財の所在地を示すデジタルマップを構築、公開するという事業があり、同年度の東京文化財ウィークでは4,687人が利用した。また、実施に向けた取組として、①障害者がパラスポーツへの参加に必要な情報にアクセスしやすいよう、情報サイトに生成AI型チャットボットを実装し、モニターによる検証を行っているもの、②レインガーデン(雨庭)の雨水流出抑制効果などについて評価モデルを構築し、アンケート調査等により有用性を確認しているものなどがある。

通常、事業者が公共調達に参入するためには、行政機関が行う入札や企画提案方式による随意契約等において、仕様書に基づく要件を満たすことを前提とした参加手続が必要となる。

一方、本プロジェクトにおいては、スタートアップは、事前に各局と現場課題の解決に向けて対話を行い、製品やサービスの提案を実施して解決方法を定めて、協定を締結してプロジェクトを実行することで、その後の政策目的随意契約につながる公共調達認定を得ている。これにより、スタートアップは、翌年度以降の一定期間、この認定を得たプロジェクトの製品やサービスを提供する際には、政策目的随意契約を締結することが可能となり、これらのプロセスの中で公共調達への参入を目指すことになる。また、こうした取組を通じて、製品やサービスの信用力向上を図ることが可能となっている。

(表1) 令和6年度実施プロジェクトの一覧

No.	局	実施プロジェクト
1	政策企画局	東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」ためのデジタルコンテンツの作成
2	生活文化スポーツ局	銭湯の魅力向上につながる混雑情報等の発信
3	生活文化スポーツ局	最新テクノロジーやデジタル技術等を活用した障害者のスポーツアクセス改善
4	生活文化スポーツ局	Web上で計量器を見て・体験できるコンテンツの制作・発信
5	都市整備局	レインガーデンなど、雨水流出抑制につながる評価モデルの開発等
6	福祉局	児童相談所と施設等で入所状況等が見える化できるツールの構築
7	福祉局	障害者が福祉事業所で行う生産活動に関するデータの一括管理等
8	建設局	AIチャットボット等による仕様書等の情報検索の迅速化
9	建設局	デジタル技術を活用した構造物の施工方法や材料製作手法を開発
10	港湾局	先端技術を活用した港湾施設の図面・施設台帳の自動生成
11	東京消防庁	オンラインで人事試験を行うことができる仕組みの構築
12	東京消防庁	建物の用途や構造等に応じて消防計画を作成できるツールの導入
13	交通局	デジタル技術を活用した都営バスの乗降データ取得
14	水道局	気候情報等のビッグデータと水道料金の増減を分析できるツールの導入
15	水道局	設計段階で地下埋設物の位置を掘削なしに把握できる手法の導入
16	水道局	実務研修用のVR/ARコンテンツを制作・導入して研修効果向上
17	下水道局	局発注工事に関する質問に対する回答案の作成支援ツールの導入
18	教育庁	通信制の生徒の自学・自習の支援や学習管理ツールなどの導入
19	教育庁	東京に残る「文化財」を紹介するためのデジタルコンテンツを作成

(注) 現場対話型プロジェクトのホームページを基に監査事務局で作成

令和6年度の19件のプロジェクトで協働したスタートアップは、監査日（令和7年5月27日）現在、競争入札によらず、政策目的随意契約により製品やサービスを提供することが可能となる公共調達認定を取得している。

また、現場対話型プロジェクトの実施内容、成果等については、本部はホームページに掲載し、事業に関心を持つ人々に情報が閲覧できるようにするなど、今後の協働につながるよう情報発信している。

(5) 運營業務委託

現場対話型プロジェクトの運営は、表2のとおり、委託により実施している。契約に当たっては、価格のほか技術力等を評価の対象に加えた総合評価方式により、スタートアップ支援のノウハウを持つ事業者を選定している。

受託者は、都政現場課題の募集、スタートアップの公募、スタートアップと現場との対話、審査会に至るまで、仕様書で定めた業務を実施している。

例えば、スタートアップへのサポートとしては、スタートアップの提案内容について、実現性や成果創出の観点から解決策についての助言等を行っている。また、都政現場へのサポートでは、都政現場がスタートアップとの対話において、スタートアップの専門分野と行政との文化の違いの間で、相互に十分な理

解を得るために、想定される質問内容や留意点等を記載したハンドブックの作成を行っている。

以上のとおり、委託契約の契約手続及び履行確認について見たところ、指摘事項等に該当するものはなかったことを確認した。

(表2) 契約の概要

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度現場対話型スタートアップ 協働プロジェクト運營業務委託	令和6.4.1～令和7.3.31	61,424,000円

【監査委員からの所見】

本部は、スタートアップと各局との官民協働プロジェクトにおいて、スタートアップ支援の専門性を有する委託事業者の活用などにより、スタートアップが一般的な入札や企画提案方式による随意契約によらず都政課題を担う各局と対話することで課題の解決を行い、公共調達認定の取得やその先の政策目的随意契約の締結につなげるなど、官民協働の実践に取り組んでいる。

今後も本部は、イノベーションを牽引するスタートアップを東京から育成していくため、官民協働の枠組みを活用したスタートアップの信用力向上や新技術の普及促進などにより、スタートアップの後押しを一層進めていく必要がある。

1 重点監査事項

「道路維持管理における安全・安心対策（利用者情報の活用）について」

【選定理由】

都の管理する道路は 273 路線、約 2,240 km である。道路の陥没や照明不良等が生じた場合、事故などにつながるおそれがあり、道路状況等の把握は、都民の安全安心を確保するために重要である。

局は、巡回点検等により、道路状況等の把握に努めるとともに、道路利用者からも、電話やスマートフォンアプリ等により道路状況について情報の提供を受け、陥没等道路に支障がある場合には、迅速に復旧を行っている。

この道路状況について情報提供を受ける仕組みとして、

- ・ 道路の損傷箇所等の写真を添付した投稿を可能にするスマートフォンアプリから道路利用者が利用できる My City Report for citizens（以下「MCR」という。注）を「道路通報システム」として運用している。
- ・ 国道事務所等の道路関係機関と協力して、道路に関する苦情・相談の窓口集約化と適切かつ迅速な対応を行うため、平成 11 年度より「道の相談室」を設置している。

以上のことから、道路維持管理における安全・安心対策（利用者情報の活用）について重点監査事項に選定し、業務が適切に行われているかについて監査する。

（注）市民との協働により道路を維持管理する目的で開発されたが、現状では、公園及び河川の維持管理にも利用されている。

<受付件数の推移>

（単位：件）

種別	R1	R2	R3	R4	R5
道路損傷不具合発見等の受付件数	1,244	1,207	1,496	2,628	2,261
上記のうちMCRによる道路損傷発見等の投稿件数	3	87	390	1,544	1,016

【着眼点】

- ① 都民から提供された情報を基に、都所管道路の都の補修等の対応、都所管以外の道路の国・区市町村・高速道路会社等への情報提供、連携等が適正、適切に行われているか（合規性・有効性）
- ② MCRの整備・運用が適正、適切に行われているか、業務の運営に当たり適切に機能しているか（合規性・有効性）
- ③ MCRの普及、各道路管理者との連携に向けた取組は適切に行われているか（有効性）

【結果の概要】

1 都民や道路利用者からの提供情報への対応について

(1) 道路の維持管理の流れ

都は、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、DX活用など新たな視点での

業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の構築を図っている。

そうした中で、局は、道路の維持管理において、都の主導でコンソーシアムが開発・運用するMCRアプリを活用し、都民等と協働することにより、道路陥没などの損傷等をよりきめ細かくかつ迅速に把握する道路通報システムを構築し、令和4年度から本格的な運用を開始した。

この損傷等の把握については、これまでも各建設事務所が巡回監視を行うとともに、平成11年4月からは、国主導の下、国道・都道・区市町村道に係る住民等からの情報を集約して迅速に対応するため、都や国が「道の相談室」を設け対応してきたが、そこにこの道路通報システムを新たに加えたことになる。

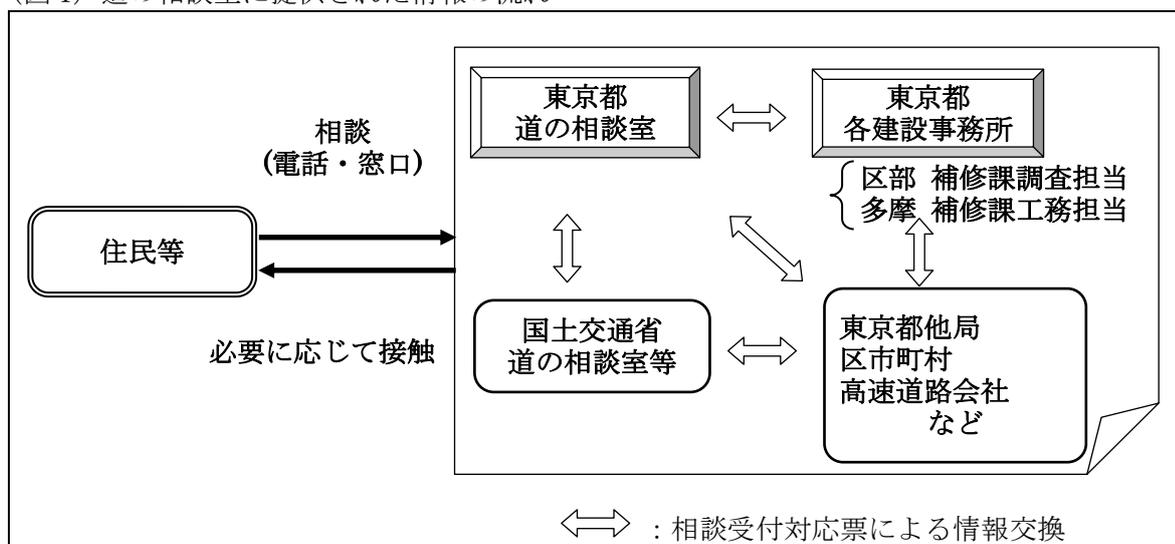
そして、局は、都道での道路陥没などの損傷等を把握した場合は、道路を所管する各建設事務所が、速やかに現場を調査した上で、道路維持管理に係る単価契約工事などにより補修等を行っている。

なお、その原因が下水道管やガス管などの埋設物によるものと判明した場合には、当該道路占用者に補修を行わせている。

(2) 道の相談室からの情報提供への対応

住民等が都の道の相談室に情報を提供した場合には、道の相談室は損傷等の内容等を相談受付対応票に記載し、図1のとおり、都道については、これを所管する所に送付し、各所は後述するように必要に応じて補修等の対応を行う。国道及び区市町村道については、所管する道路管理者にこれを送付する。

(図1) 道の相談室に提供された情報の流れ



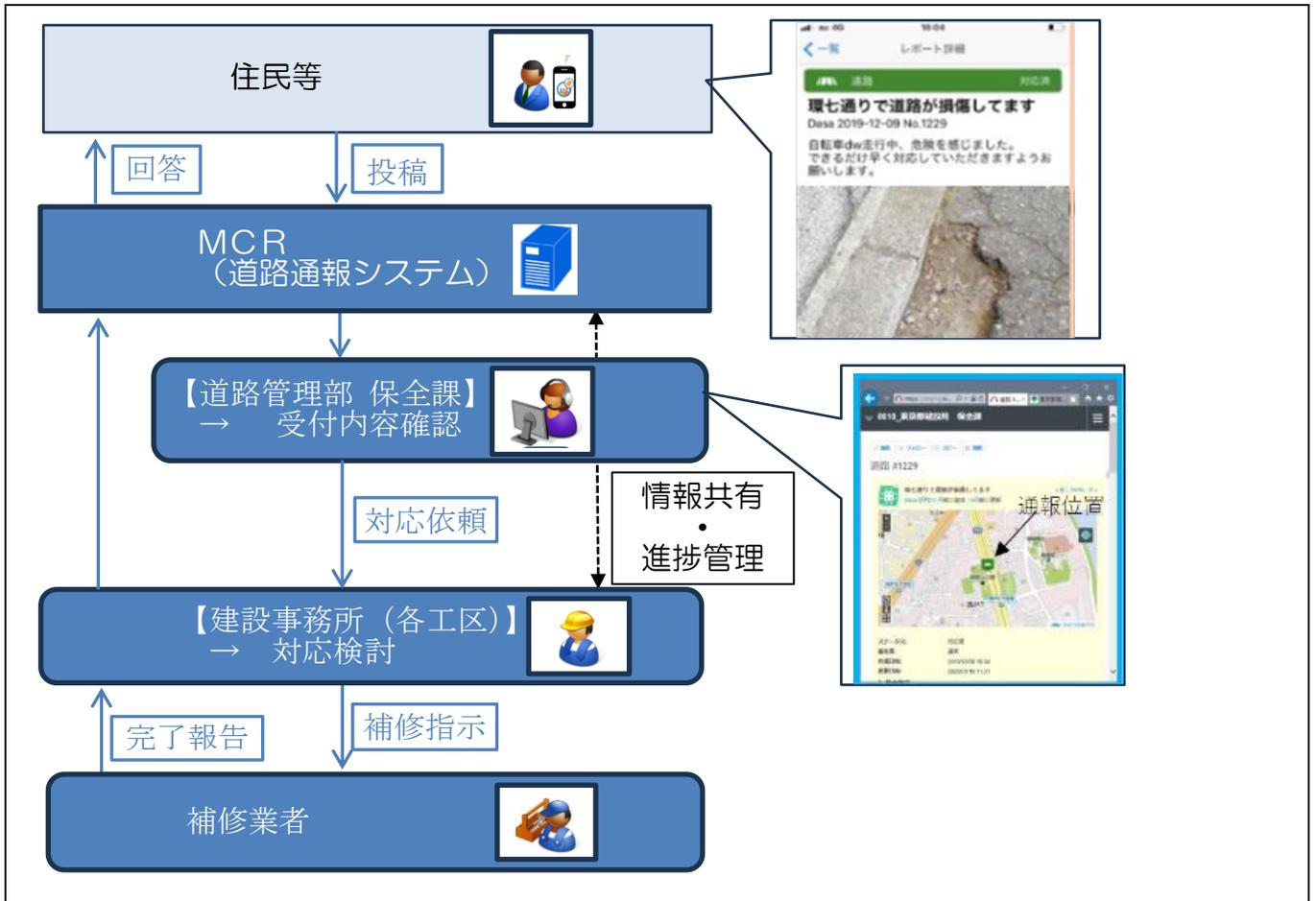
(3) 道路通報システム (MCR) からの情報提供への対応

住民等が、スマートフォンにダウンロードしたMCRアプリを利用して、道路の損傷等の写真等を投稿すると、MCRは、GPSによる位置情報により道路管理者を特定し、その道路管理者へ自動的に投稿内容を提供する。

「2 道路通報システムの整備・運用状況」に後述するが、局においては、図2のとおり、道路の維持管理を所管する道路管理部が住民等からの情報提供を受け、損傷等のあった都道を所管する建設事務所はこの情報を引き継ぎ、建設事務所は、損傷等の内容を調査の上、必要に応じて補修工事を行っている。その

際、道路維持補修について単価契約をあらかじめ土木工事業者と締結することで速やかな対応を図っている。

(図2) 局内におけるMCRの処理の流れ



これら、道の相談室及びMCRによる道路損傷、不良等の情報提供についての受付件数は、表1のとおり、令和6年度において、前者が1,803件、後者は1,278件で、合わせて3,081件となっている。

(表1) 道路損傷、不良等の情報提供の受付件数の推移

(単位：件)

種別	R1	R2	R3	R4	R5	R6
道の相談室受付	1,241	1,120	1,106	1,084	1,245	1,803
MCR受付	3	87	390	1,544	1,016	1,278
合計	1,244	1,207	1,496	2,628	2,261	3,081

住民等から道路の損傷等に関する情報を得た場合の補修等対応状況について、道路の維持に関する単価契約105件のうち10件を抽出(抽出率9.5%)し、システムの記録、相談受付対応票、工事契約における施工状況等を見たところ、施工内容確認申請書、指示書、完了届等により、都所管道路については、現場確認の上、必要に応じて契約業者に指示し補修等を行っていることを確認した。

また、国・区市町村・高速道路会社等との間については相互で連携し情報交換を行っていることを確認した。

2 道路通報システムの整備・運用状況について

(1) 道路通報システムの整備

道路通報システムは、MCRを利用する自治体、国立大学法人東京大学等開発者により構成されているコンソーシアムが開発したスマートフォン用アプリである「MCR」を利用している。

MCRを利用する自治体は、コンソーシアムによるMCRの維持管理に係る経費として、人口に応じて設定された会費を負担することにより、住民等から道路の損傷等について情報提供を受け付けるシステムとして活用している。

住民等の利便性と道路管理者の管理の効率性の向上に向けて、継続的にMCRの機能追加・改善等を図るため、局は令和元年度から令和3年度の共同実証実験期間内に、コンソーシアムに対する委託契約により、その都度、それまでの効果検証を踏まえ、投稿を道路管理者別に振り分ける機能の追加など、機能改善を行った。

(2) 道路通報システムの運用

投稿の受付処理に関する処理の流れは図2のとおり、

- ① 道路管理部が受け付け、内容を確認し
- ② 部が各建設事務所へ対応を依頼、
- ③ 各建設事務所は、対応を検討し、必要に応じて補修業者へ補修を指示し、
- ④ 各建設事務所は、対応結果について投稿した住民等へ報告している。

これらの処理について、第三・第四・第五・西多摩の4つの建設事務所において、住民等がMCRを通じて投稿した情報提供への対応に関して、投稿のステータスや処理のタイミングなどからリスクが高いと思われる事例を抽出し、検証したところ、提供情報の受付に漏れは見受けられなかったものの、対応状況を速やかに情報提供者に回答していない事例などが認められたことから、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

また、所管する道路管理部、各建設事務所において利用するMCRの操作マニュアルについて見たところ、改善すべき事項が認められたことから、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

なお、本稼働後も引き続き、局はコンソーシアムに対し機能の追加、改善等を要望しており、令和7年4月から、MCRアプリ上で、投稿に対する回答を希望する住民等に向けその旨のチェック項目を設け、必要とする住民等に速やかな回答ができるよう、システムの改善につなげたことを確認した。

3 MCRの普及、各道路管理者との連携について

(1) 登録者増加のための普及啓発

表2のとおり、令和6年度末現在のMCRの都民登録者数は7,387人であり、令和6年度の新規登録者数は単年度でこれまでの最大となる2,388人である。

(表2) MCRの都民登録者数の推移

(単位：人)

種別		R1～R3	R4	R5	R6
MCRの都民登録者数	新規登録	1,763	2,181	1,055	2,388
	累計	1,763	3,944	4,999	7,387

局が、迅速かつ詳細な道路情報の取得拡大に向けて、都民登録者数の増加を図るため、

- ・FC東京と連携した国立競技場でのブース設置や東京動画、SNS、LINEによる情報発信
- ・地域のボランティア団体や商店会連合会等の活動でリーフレット配布
- ・新宿西口地下道デジタルサイネージでのFC東京と連携した動画などの放映
- ・局ウェブサイトにおけるMCR導入自治体での活用状況などの紹介

など、普及啓発の取組を行っていることを確認した。

(2) MCR導入団体拡大に向けた取組

監査日(令和7年3月7日)現在、MCRを導入している都内の自治体は、12区市(千代田区、港区、品川区、大田区、世田谷区、杉並区、葛飾区、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市)となっている。

道路管理者が国、都、区市町村と異なる中、MCR導入団体が増加することは、窓口のワンストップ化による都民等の利便性向上と道路管理者における維持管理業務の効率化につながるため、局は、区市町村に対し、毎年度、MCRの無償試行の案内を実施するなど、MCRの導入を働きかけていることを確認した。

【監査委員からの所見】

本道路通報システムは、日常の都道の維持管理において、都民等と協働し、道路陥没などの損傷等をよりきめ細かくかつ迅速に把握するものであるとともに、首都直下地震等の発災時において、都民等から道路損傷等の情報を速やかに受け取ることで、インフラ被害状況の迅速な把握や救援・復旧活動に必要な情報の効率的な共有などでの活用も見込める。

こうしたことから、安全安心な道路の維持管理に向け、局は、引き続きコンソーシアムと連携し、利用状況に応じたMCRの機能改善や効果的な運用ルールの整備を図るとともに、これらを通してMCRの有用性を周知することなどにより登録者の増加や新たな区市町村での導入などの利用拡大を進めていく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (その他)

(1) 道路通報システムの運用について

道路管理部では、スマートフォン用アプリの「My City Report for citizens (以下「MCR」という。)」を活用し、道路通報システムを運用している。

MCRは、住民等からの道路損傷等の投稿における位置情報をもとに道路管理者を特定し、その損傷等の情報を自動的に通報するシステムであり、住民等の投稿とその対応状況を公開することにより、行政と住民等との協働による課題解決も図るものである。

各建設事務所は、投稿された位置情報、道路の損傷等の写真等を基に、必要に応じて道路の補修等を実施しており、投稿者は、こうした対応状況をMCRからの通知により確認することができる。

ア 投稿者に対し対応状況等を速やかに回答すべきもの

部は、「道路通報システム建設事務所用操作マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を定め、以下のとおり投稿された情報に対応し、投稿者にその状況を回答することとしている。

- ① 部は、投稿情報を確認し、対応を依頼するコメントを付した上で、対応状況を示す道路通報システムのステータスを「受付済」として、所へ引き継ぐ。
- ② 所は、道路通報システムに反映した「受付済」の投稿内容を確認し、「現場を確認して対応方法等検討する」などのコメントを付し、ステータスを「対応中」に変更する。その際、投稿者もアプリの通知により対応状況を確認できる。
- ③ 所は、補修等の対応が完了した場合、現場写真を添付し、補修等が完了したなどのコメントを付し、ステータスを「対応済」に変更する。これにより、投稿者はアプリからの通知で対応結果を確認できる。また、補修等対応が不要であると判断した場合も同様である。

そこで、第三建設事務所、第四建設事務所、第五建設事務所及び西多摩建設事務所について、投稿のステータス、投稿日、対応完了日等に着目し、表1のとおり、62件の投稿を抽出してその対応状況を見たところ、監査日(令和7年2月26日)現在、表2のとおり、補修等対応を完了しているが「対応済」となっていないなど、適切でない事例が合計56件認められた。

また、部は、各所の対応状況を道路通報システムの管理画面で把握することができるため、令和5年度から毎年度当初に各所に対し、投稿者に対して速やかに回答が行われるよう進捗管理を行っているが、こうした状況を考慮すると、進捗管理の頻度を検討する必要がある。

各所は、その目的を踏まえ、道路通報システムによる処理を適時行い、投稿者に対して対応状況等を速やかに回答されたい。

部は、各所の処理状況の進捗管理を十分に行われたい。

(建設局)

(表1) 投稿状況と処理が適切でなかった事例数(監査日(令和7年2月26日)現在) (単位:件)

区分	投稿件数	4事務所							全事務所 (参考)
		抽 出	適切でない事例(注)					計	
			(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)			
	347								1,178
	投稿者へ回答が速やかでないおそれがある事例	87	62	6	32	18	12	56	139
	A 令和6年12月までの投稿で「受付済」のもの	45	42	6	32	0	0	38	67
	B 令和6年12月までの投稿で「対応中」のもの	21	1	0	0	0	0	0	29
	C 対応完了から「対応済」にするまでに90日以上経過したもの	21	19	0	0	18	12	18	43

(注) (ア) 補修等対応に向けて検討を行っているが「対応中」となっていないもの
(イ) 補修等対応を完了しているが「対応済」となっていないもの
(ウ) 補修等対応から「対応済」までの期間が90日間以上となっているもの
(エ) 「対応済」だが補修等対応完了後の写真が添付されていないもの

(表2) 処理が適切でなかった事例(監査日(令和7年2月26日)現在)

建設 事務所名	投稿内容	システム上の ステータス表示	投稿日	実際の補修 等の完了日	投稿者に完了を回 答した日等(注)	問題点
第三建設 事務所	照明不点灯	受付済	令和6.12.16	対応中	—	(ア)
	車道凹み	受付済	令和6.11.26	令和6.12.20	未回答	(イ)
	舗装材散乱	受付済	令和6.11.22	令和6.11.22	未回答	(イ)
	照明不点灯	受付済	令和6.11.15	対応中	—	(ア)
	縁石破損	受付済	令和6.11.14	令和6.11.22	未回答	(イ)
	排水柵詰まり	受付済	令和6.10.22	令和6.11.7	未回答	(イ)
	縁石がたつき	受付済	令和6.10.22	令和6.11.22	未回答	(イ)
	排水柵詰まり	受付済	令和6.10.8	令和6.11.22	未回答	(イ)
	防護柵破損	受付済	令和6.9.12	令和6.10.8	未回答	(イ)
	車道凹み	受付済	令和6.9.11	対応中	—	(ア)
	草木の伸び	受付済	令和6.9.6	令和6.11.1	未回答	(イ)
	車道ひび割れ	受付済	令和6.8.31	令和6.9.4	未回答	(イ)
	歩道がたつき	受付済	令和6.8.14	令和6.8.30	未回答	(イ)
	防護柵落書き	受付済	令和6.8.3	対応中	—	(ア)
	照明不点灯	受付済	令和6.7.24	令和6.8.23	未回答	(イ)
	車止め前凸凹	受付済	令和6.7.10	令和6.7.30	未回答	(イ)
	歩道ひび割れ	受付済	令和6.7.10	令和6.7.11	未回答	(イ)
	縁石破損	受付済	令和6.7.9	令和6.7.10	未回答	(イ)
	ラバーポール破損	受付済	令和6.7.8	対応中	—	(ア)
	植栽帯陥没	受付済	令和6.7.1	令和6.7.2	未回答	(イ)
	草木の伸び	受付済	令和6.6.28	令和6.7.9	未回答	(イ)
	遮音壁落書き	受付済	令和6.6.16	対応中	—	(ア)
	照明不点灯	受付済	令和6.6.11	令和6.6.28	未回答	(イ)
	縁石がたつき	受付済	令和6.6.6	令和6.6.14	未回答	(イ)
	歩道がたつき	受付済	令和6.5.26	令和6.6.29	未回答	(イ)
	照明不点灯	受付済	令和6.5.25	令和6.6.28	未回答	(イ)
	トシ天井破損	受付済	令和6.5.16	令和6.6.24	未回答	(イ)
	トシ天井破損	受付済	令和6.4.25	令和6.6.24	未回答	(イ)
縁石がたつき	受付済	令和6.4.11	令和6.4.17	未回答	(イ)	

(注) — : 回答が必要な状況になっていないもの
未回答 : 回答すべきところ回答していないもの

建設事務所名	投稿内容	システム上のステータス表示	投稿日	実際の補修等の完了日	投稿者に完了を回答した日等(注)	問題点
第四建設事務所	車道がたつき	対応済	令和6.7.10	令和6.9.2	令和6.12.13	(ウ)
	車道ひび割れ	受付済	令和6.7.8	令和6.8.24	未回答	(イ)
	車道ひび割れ	受付済	令和6.7.8	令和6.9.7	未回答	(イ)
	歩道ひび割れ	受付済	令和6.7.8	令和6.9.7	未回答	(イ)
	歩道がたつき	受付済	令和6.4.17	令和6.4.26	未回答	(イ)
第五建設事務所	照明不点灯	対応済	令和6.9.26	令和6.9.30	令和7.1.21	(ウ)(エ)
	照明不点灯	対応済	令和6.9.26	令和6.9.30	令和7.1.21	(ウ)(エ)
	照明不点灯	対応済	令和6.9.26	令和6.9.30	令和7.1.21	(ウ)(エ)
	照明不点灯	対応済	令和6.9.26	令和6.9.30	令和7.1.21	(ウ)(エ)
	点字ブロック破損	対応済	令和6.9.13	令和6.9.30	令和7.1.21	(ウ)(エ)
	歩道破損	受付済	令和6.9.5	令和6.9.5	未回答	(イ)
	歩道破損	受付済	令和6.8.29	令和6.9.5	未回答	(イ)
	点字ブロック破損	受付済	令和6.8.22	令和7.2.5	未回答	(イ)
	歩道破損	受付済	令和6.8.21	令和6.8.23	未回答	(イ)
	排水桝詰まり	受付済	令和6.8.20	令和6.8.22	未回答	(イ)
西多摩建設事務所	草木の伸び	対応済	令和6.10.7	令和6.11.5	令和7.2.6	(ウ)
	草木の伸び	対応済	令和6.10.7	令和6.11.5	令和7.2.6	(ウ)(エ)
	草木の伸び	対応済	令和6.10.7	令和6.11.5	令和7.2.6	(ウ)
	草木の伸び	対応済	令和6.10.7	令和6.11.5	令和7.2.6	(ウ)(エ)
	車道陥没	対応済	令和6.9.1	令和6.9.2	令和7.2.6	(ウ)
	草木の伸び	対応済	令和6.8.15	令和6.8.19	令和7.2.6	(ウ)
	草木の伸び	対応済	令和6.8.7	令和6.8.9	令和7.2.6	(ウ)(エ)
	草木の伸び	対応済	令和6.6.17	令和6.6.30	令和7.2.6	(ウ)(エ)
	グレーチング破損	対応済	令和6.6.15	令和6.6.17	令和7.2.6	(ウ)
	歩道段差	対応済	令和6.5.16	令和6.5.31	令和7.2.6	(ウ)(エ)
	照明不点灯	対応済	令和6.5.16	令和6.5.28	令和7.2.6	(ウ)(エ)
	点字ブロック捲れ	対応済	令和6.4.16	令和6.4.16	令和7.2.6	(ウ)(エ)

(注) - : 回答が必要な状況になっていないもの
 未回答 : 回答すべきところ回答していないもの

イ マニュアルの整備・充実を図るべきもの

(ア) 投稿内容の公開に関する判断の統一性について

MCRは、道路の維持管理について、住民等の投稿と行政の対応状況を公開することにより、住民等との協働による課題解決を目指している。

これを踏まえ、部が各所に配布しているマニュアルでは、投稿内容は原則として公開することとしているが、所の事情により投稿内容を非公開とすることができるとしており、その結果、令和6年4月1日から監査日(令和7年2月26日)までの全建設事務所への投稿数1,178件のうち1,051件(89.2%)が非公開となっている。

これは、マニュアルにおいて、所が非公開とする場合の基準を「所の事情」とするのみで部がその具体的な判断基準を示していないため、公開・非公開の判断が各所任せとなっており、統一性を欠くとともに、原則公開の主旨が生かされておらず、適切でない。

(イ) 管理担当者向け操作マニュアルについて

各所には、運用担当者向けのマニュアルを提供しているが、各所担当者のアクセス権限の登録・管理方法や、部が各所進捗管理用に必要なデータの抽出方法などを解説する部のシステム管理担当者向け操作マニュアルが整備されておらず、システムの安全管理や効率的な業務遂行の面から適切でない。

部は、道路通報システムの安全で効果的な運用に必要となるマニュアルの整備・充実を図りたい。

(建設局)

1 重点監査事項

「調布飛行場及び島しょ空港の維持管理における安全・安心対策について」

【選定理由】

調布飛行場は、平成13年3月から供用を開始した都営通勤用空港であり、現在、大島、新島、神津島及び三宅島との航空路が開設されている。

これらの航空路における乗降客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した観光需要が徐々に戻りつつあることなどから、旅客人員は増加傾向にある。

このように、調布飛行場は、東京と島しょを結ぶ離島航空路線の拠点、防災・医療・消防等緊急活動の拠点として、ともに重要な役割を果たしている。

調布飛行場及び島しょ空港の維持管理は、局が直接又は総務局の支庁に委任して実施するとともに、離着陸する航空機に周辺空域の運航状況や気象情報等については、国の機関等に業務を委託し、迅速的確に提供している。

近年、島しょにおいて豪雨等の自然災害が多発するとともに、太平洋沿岸での巨大地震の発生が想定されていることから、離島港湾部、調布飛行場管理事務所など関係部署が連携して、自然災害等が発生した場合であってもこれらの航空拠点の維持管理を安全かつ適切に実施し、都民の安全・安心を確保しているか等を確認する必要がある。

以上のことから、調布飛行場及び島しょ空港の維持管理における安全・安心対策を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 滑走路や消防施設等、航空機の安全な運航に必要な日常の施設維持管理は適正に行われているか（合規性）
- ② 空港の運営に携わる事業者等との連携が適切に行われているか（有効性）
- ③ 発災時の滞留者対応、早期復旧、インフラ機能喪失への想定が適切に計画され、訓練が実施されているか（合規性、有効性）

【結果の概要】

1 施設維持管理の状況について

(1) 空港施設の概要

本土と伊豆諸島間では、船舶や航空機が運航しており、表1のとおり、乗降客数も同程度（大島除く。）であることから、いずれも住民の足として欠かせない交通手段であるとともに、観光客誘致を含めた産業振興のための貴重な資源である。また、船舶では本土に最も近い大島でも6時間（高速船では1時間45分）かかる距離を、航空路では25分で到達するなど、住民の高速移動手段として、航空路線の安定的な稼働は重要なものとなっている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた乗降客数は、現在、コロナ禍以前の水準まで回復している。

都は、空港法（昭和31年法律第80号）第4条及び第5条に基づき、大島・新島・神津島・三宅島の各空港及び調布飛行場（以下「都営空港」という。）を設置しており、それぞれの都営空港は離島航空路線の拠点であるとともに、東京都地域防災計画等においても医療・物資輸送等の救急活動拠点として位置づけられている。

都営空港には、図1のとおり、ターミナルビルや航空機への情報提供機能を有する管理事務所のほか、航空機が離着陸するための滑走路、航空機を停めておくためのエプロン、滑走路とエプロンを結び航空機が移動するための誘導路などの空港土木施設や、着陸する航空機に対して正しい進入角を示す進入角指示灯などの航空機の安全な運航を支援する航空灯火施設がある。

都営空港においては、供用年数が20年を経過している施設も存在している。滑走路、誘導路及びエプロンなどの施設については、空港機能の供用性及び航空機の運搬に対する影響度が特に高いものとなっているため、点検や補修を確実に実施していくこととしている。

都営空港における空港施設の点検等は管理事務所職員による日常的な点検や巡回点検のほか、専門的な知識を有する事業者への業務委託等により実施されており、主な業務ごとの実施体制の概要は表2のとおりである。

（表1）航空機及び船舶の乗降客数（暦年）

（単位：人）

区分	航空機					(参考)船舶
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年
大島	24,539	16,499	16,183	23,021	24,469	385,443
新島	32,343	21,335	23,335	30,573	33,279	34,657
神津島	22,638	15,178	17,252	23,536	25,855	24,959
三宅島	29,163	19,371	20,780	26,843	30,220	24,167
調布	97,041	62,684	68,419	93,295	103,328	—

（注）東京港港勢（港湾局）及び空港管理状況調書（国土交通省航空局）を基に監査事務局が作成

(表 2) 空港業務の実施体制 (○は専門事業者への業務委託等)

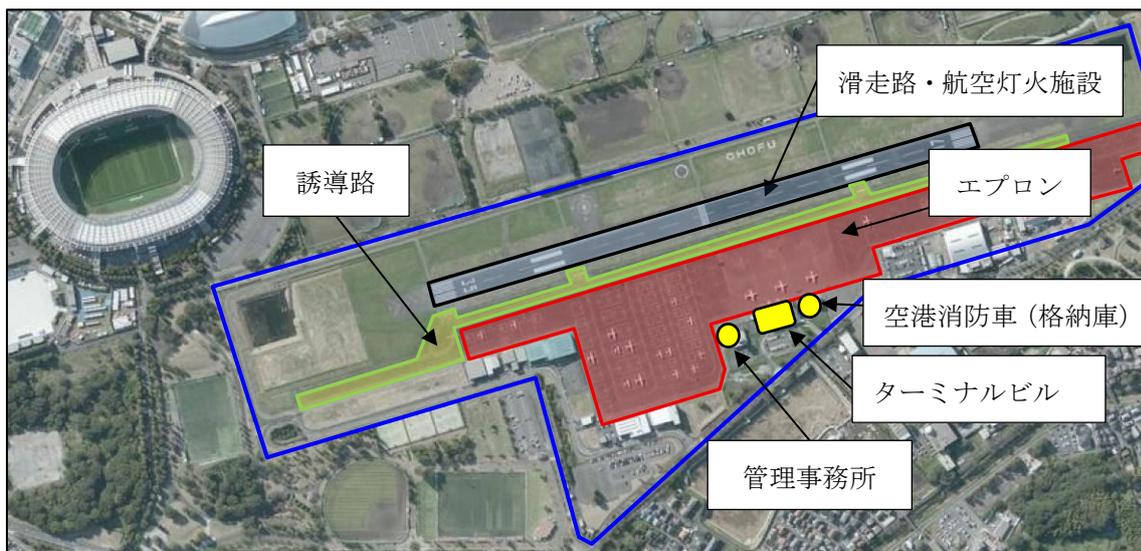
区分	航空会社	情報提供 (滑走路・ 気象情報)	消防 (消防車両)	巡回点検 (空港土木施設)	気象観測 (注 2)	警備 (空港内全域) (注 3)	灯火運用 (航空灯火 施設)
業務の概要	運航	航空機への 情報提供	日常点検・ 消火活動	支障物等の 目視点検	風向・風速等 の気象情報	巡視	遠隔操作
調布	○	○	○	職員	○	○	○
大島	○	国対応 (注 1)	○		○	職員	職員
新島	○		○		職員		職員
神津島	○		○		○		
三宅島	○		○		○	○	○

(注 1) 滑走路や気象状況等を航空機に情報提供。この情報を基に機長が離着陸の判断を行う。調布以外の空港は、国交省新千歳対空センターが対応。

(注 2) 調布、大島以外は、管理事務所職員が気象台機器を使用して観測を実施。

(注 3) 調布、三宅島以外は、管理事務所職員が警備業務を担当。また、全空港で離着陸時に警察官が立会い。

(図 1) 空港における主な施設 (調布飛行場の例)



(注) 地理院地図を加工して監査事務局が作成

(2) 日常的な施設維持管理

都営空港では、空港の運用開始前に、航空機の運航や空港の供用性に影響を及ぼす異常がないかを確認するため、日常的な点検を行っている。

滑走路、誘導路及びエプロンについては表面及び異物付着の状況確認を、航空灯火施設については動作確認を、管理事務所職員が空港の運用開始前及び運用中に適宜実施している。

また、消防施設 (空港消防車) については、消防業務受託者が異常の有無や動作確認を行っている。加えて、管理事務所は委託業務受託者が実施した点検等について、業務日報や点検報告書等の提出等

により日々報告を受けるとともに、航空機の運航に影響を及ぼす異常・不具合等が発生した際には、報告を受けた内容を踏まえて事業者とともに直ちに対応している。

事故等の際には管理事務所及び各事業者等が連携して対応することとしており、平時から連絡体制や班編成を構築して備えている。

(3) 計画等に基づく巡回点検等

都営空港では、滑走路等の空港土木施設の維持管理等については、国土交通省が定める、空港の維持管理の標準的な事項を示した「空港内の施設の維持管理指針」に基づき、各空港が「維持管理・更新計画書」を策定しており、空港内の施設の供用性を確保するための基本方針、点検項目や点検頻度などの維持管理に関する計画、滑走路等の更新に関する長期の計画などを定めている。

「維持管理・更新計画書」に定めていない航空灯火施設や消防施設（空港消防車）の維持管理については次のようになっている。

航空灯火施設については、国土交通省が定める「航空灯火電気施設保守要領」に基づき、各空港が定めた「灯火施設保守要領」により維持管理を実施している。

消防施設（空港消防車）については、国土交通省が定める「空港等における消火救難体制の整備基準」、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に従って維持管理を行っている。

主な空港施設ごとの巡回点検における点検項目や頻度等については、表3のとおりである。頻度については、空港における安全確保・維持のため、施設に異常が生じた際の人命及び航空機への影響度や供用年数を考慮して設定している。

また、空港の供用性を確保する上で重要な施設である滑走路、誘導路及びエプロンのうち、供用年数が長い施設については、表3の点検回数について、更に年1回加算している。

(表3) 主な空港施設における巡回点検回数等（周期1年未満のもの）

施設名称	点検項目	標準的な点検回数等	根拠規程等
滑走路	ひび割れ、わだち掘れ、くぼみ、 段差等	3回／年以上	維持管理・更新計画書
誘導路			
エプロン			
航空灯火施設	水平・仰角・向き、レンズ清掃等	1回／月以上	灯火施設保守要領
消防施設 (空港消防車)	ハンドルの操作具合、ブレーキの効き具合、エンジンの動作状況等	12か月点検に加え、3か月点検又は6か月点検	道路運送車両法及び自動車点検基準

(注) 消防施設（空港消防車）の点検については、上記の車両に関する点検のほか、ポンプ、薬剤等の車両に搭載されている消火設備の点検を別途実施している。

(4) 各空港施設の点検状況

滑走路、誘導路及びエプロンの巡回点検については、主に管理事務所職員が目視で実施しており、異常箇所の確認の際には打音調査を組み合わせている。

また、点検結果、対応が必要か否か等の評価については、職員単独では行わず、複数の職員によるクロスチェックを実施している。

また、専門的な知識や資機材等が必要となる航空灯火施設、空港消防車等の点検については、業務委託契約等により実施している。

点検結果については空港施設における長期計画の更新時に適切に反映させるなどしている。

(5) 補修等の対応

点検の結果、舗装の沈下やひび割れなどの異常が発見された場合、異常が生じた位置や状況などから補修の要否を判断しており、令和6年度では調布飛行場及び新島空港で補修を実施している。

調布飛行場では、巡回点検、定期点検の結果、航空機や車両の通行量が多いエプロンや場周道路などに沈下やわだち掘れが生じていたため、工事請負契約により舗装の打替えを実施している。

また、新島空港では、点検中に滑走路のひび割れを発見し、ひび割れの大きさや深さなどから航空機の運航に影響が生じるおそれがあったため、管理事務所職員によりアスファルト補修材を注入する補修工事を実施している。

以上の空港施設の点検及び補修等の対応について、関連する契約34件（施設点検以外の気象観測業務委託や航空灯火に使用する電灯等の消耗品の購入契約を含む。）のうち30件を抽出し、報告書や工事写真等により、点検や補修が適切に実施されているか確認したところ、指摘すべき事項等は認められなかった。

なお、抽出した業務委託契約等のほか、空港消防車について点検整備記録等の確認及び関係者へのヒアリングを行ったところ、一部の空港において令和6年度に必要な定期点検の一部が実施されていないことが認められたため、別項の指摘事項のとおり、改善を求めた。

2 運営に関わる関係者間の連携について

(1) 空港の運用に携わる事業者等

空港を安全に運用していくため、前述の表2のとおり、航空機を運航する事業者のほか、航空機に対する滑走路や空港付近の気象状況等の情報を提供する事業者等、空港の気象観測等を担う事業者等、火災が発生した際に対応する消防業務受託者等の多様な関係者と管理事務所とが日常的に連携することに加え、後述する会議等においても関係者間で情報共有・意見交換等を行っている。

また、管理事務所職員及び空港の運用にかかわる事業者等については、定期的な安全教育及び能力確認等を通じて、安全に関する知識及び意識の向上を図っている。

(2) 職員及び関係者に対する安全教育、訓練

都営空港では、空港業務に従事する職員及び関係者に対し、年間計画を作成した上で、各種教育を実施している。

新規に空港に配属された職員に対しては、着任後早急に空港概要、緊急時対応・消火救難、灯火等について教育を実施し、研修後には効果測定を行っている。さらに、空港保安業務の概要、航空気象、制限区域内の立入等については、外部の専門機関が主催する研修を受講している。

また、転入者を含めた全職員及び関係者（表2記載の航空会社、情報提供業務・消防業務・気象観測業務・警備業務の受託者等）に対しても、保安教育及び効果測定を行っている。なお、関係者については、各社の代表者が管理事務所主催の保安教育を受講し、自社の従事者に対しその内容を還元する研修を実施しており、管理事務所はその実施状況を確認している。

訓練としては、各空港において、保安訓練及び消火救難訓練等を実施している。職員に加え、警備・消防業務受託者、航空会社、警察、消防、近隣の医療機関等の関係者が参加し、消火活動や怪我人の救護・搬送、不審者への対応等の有事に備えた訓練を協働して実施している。

(3) 安全管理に関する委員会の設置

都営空港では、管理事務所職員と前述の表2の関係者が連携して業務を行っており、表4にある3種類の委員会の会議等で、都営空港の安全管理に関する情報共有等を行うなど、委員会が安全管理に関して重要な役割を担っている。

都営空港全体における委員会としては、離島港湾部に各空港の責任者を構成員とした安全推進委員会を設置している。安全推進委員会は、離島港湾部島しょ・小笠原空港整備担当部長を座長とし、同部島しょ空港整備推進担当課長、各空港の安全管理責任者等（課長級職員）が構成員となっている。

各空港における委員会としては、安全管理委員会と空港委員会を設置している。

安全管理委員会は管理事務所内の会議であり、空港管理事務所のほか、消防業務、警備業務、気象観測業務などの管理事務所内で業務を行う受託者等が構成員となっている。

空港委員会は管理事務所、航空会社、空港内で業務を行う事業者及び委託業務受託者等が構成員となっている。

なお、各空港での委員会開催などの安全管理に関する活動について、安全推進委員会等へ報告することとなっている。

(表 4) 都営空港における主な委員会

名称・開催頻度	所管	座長・構成員、内容等
安全推進 委員会 4回／年以上	離島港湾部	最高責任者（座長）：離島港湾部島しょ・小笠原空港整備担当部長 安全推進責任者：離島港湾部島しょ空港整備推進担当課長 各空港の安全管理責任者：各支庁港湾課長または土木港湾課長・ 調布飛行場管理事務所長等 離島港湾部課長級職員 ➡各空港における安全情報等の共有等
安全管理 委員会 1回／月程度	各空港	安全管理責任者：各支庁港湾課長又は土木港湾課長・調布飛行場 管理事務所長 管理事務所職員、管理事務所内の委託業務受託者等 ➡ヒヤリ・ハット事例（注1）等の安全に関する情報の共有、リスク評価等
空港委員会 1回／四半期 程度		安全管理責任者：各支庁港湾課長又は土木港湾課長・調布飛行場 管理事務所長 管理事務所職員、航空会社、事業者及び委託業務受託者等 ➡ハザード（注2）とそのリスク評価の結果・リスク低減策・事故事例等の情報の共有、安全確保に関する相互の要望事項・依頼事項及び指示事項の伝達等

（注1）安全上の支障を及ぼす事態には至らないものの、その一步手前で安全上支障を及ぼすおそれがあると考えられる事象

（注2）航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を引き起こすおそれのある要因（事象や行動）

(4) 各委員会の運用状況

離島港湾部に設置されている安全推進委員会の実施状況について、議事録等を確認したところ、各空港からリスク分析等の安全管理に関する活動等についての報告を徴取し、不足な点等があれば指導を行っている。

また、各空港における安全管理委員会及び空港委員会の実施状況について議事録等を確認した結果は次のとおりである。

各安全管理委員会では、安全推進委員会で報告・情報共有された安全情報を踏まえ、ヒヤリ・ハット事例など事故に至らなかった情報に関係者間で収集・共有し、そのリスクの発生確率や被害状況の程度に応じて作成したリスクチェック表を基にリスクの評価を行った上で、そうした事例について、今後の対応方針を決定している。

各空港委員会では、リスク評価の結果等のリスク管理状況や他空港での事故事例等の共有などを行っている。

以上のとおり、各空港においては、専門的知識を有する委託業務受託者等の関係者と連携し、日常の

業務を改善しながら空港を運用していることを確認した。

3 自然災害への対応について

(1) 空港業務継続計画（A2-BCP）の策定等

平成 30 年 9 月に発生した台風 21 号による関西国際空港における、滑走路の閉鎖等の空港機能の停止に至る被害を契機に、大規模な自然災害が発生した場合においても、航空ネットワークを維持することができるよう、空港の機能確保等の対策の取組の方向性や緊急に着手すべき課題が、有識者によって構成される国の検討委員会において整理されることとなった。

それにより、平成 31 年 4 月に公表されたとりまとめにおいて、空港業務継続計画（以下「A2-BCP」という。注）の策定が緊急に着手すべき課題として位置づけられた。

その後、各空港における A2-BCP の策定や見直しの際に参考となるよう、災害発生時において空港に必要な機能確保の考え方や、A2-BCP の構成・記載内容を整理した「A2-BCP ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、都営空港においても、ガイドラインを基に策定及び見直しを行っている。

A2-BCP は、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間、事前の備えや災害発生直後等の関係機関の役割分担を定めたものであり、災害時に空港内に設置される総合対策本部の本部長の統括のもと、関係機関が一体となって行動することを目指すもので、後述のとおり、基本計画（B-Plan）と機能別の喪失時対応計画（S-Plan）から構成される。

都営空港における A2-BCP では、気象警報等が発表されていればその解除後、復旧作業が開始でき次第、72 時間以内に民間航空機の離着陸が可能となる状態まで、滑走路や旅客ターミナルビル等の最低限必要となる飛行場施設を復旧させるとしている。総合対策本部の本部長は島しょ空港においては各支庁長、調布飛行場においては調布飛行場管理事務所長であり、その指揮のもと、管理事務所と関係機関である航空会社又は燃料供給取扱者との役割分担を定めている。

（注）「A2」は、「Advanced」と「Airport」の意味であり、「A2-BCP」は Advanced Airport Business Continuity Plan の略である。

(2) 基本計画（B-Plan）

基本計画（B-Plan）は、災害発生時においてすべての滞留者が一定時間、安全に滞在するための対応策を定めた滞留者対応計画、滑走路等に異常が生じた際の復旧策を定めた早期復旧計画を定めている。

滞留者対応計画及び早期復旧計画について、事前の備えなどの対応状況について確認した結果の主なものは次のとおりである。

滞留者対応計画では、管理事務所が被害状況の調査、国土交通省航空局への被害状況の連絡、滞留スペースの確保、飲料水の提供等を担い、航空会社は滞留者の安全確保及び避難誘導、近隣の一時滞在施設や避難所等への誘導等を担うとしている。

備蓄品については、飲料水、非常食、簡易トイレ等を準備しており、必要に応じて滞留者に提供でき

るようにしている。

また、早期復旧計画では、管理事務所が関係機関との調整、滑走路等の空港施設の応急復旧を担い、航空会社は航空機等の被害状況の確認や運航再開に向けた調整を行うこととしている。

各空港では、応急補修材として常温合材を備える、島しょの空港では支庁と建設業協会との間で災害応急対策業務に関する協定を締結するなどして備えている。

(3) 機能別の喪失時対応計画 (S-Plan)

機能別の喪失時対応計画 (S-Plan) は、空港を機能させるために必要となる電力、通信、上下水道、燃料供給、空港アクセスの5つのインフラについて、機能が失われた際の対応や復旧計画について定めている。

機能別の喪失時対応計画について、事前の備えなどの対応状況を確認した結果、主なものは、表5のとおりである。

(表5) 機能別の喪失時対応計画

機能	対応状況
電力供給機能	<ul style="list-style-type: none">・ 航空灯火用の非常用発電設備を配備・ 一部の空港では可搬型の発電機も配備
通信機能	<ul style="list-style-type: none">・ 管理事務所で無線機等の通信手段を配備
上下水道機能	<ul style="list-style-type: none">・ 飲料水、簡易トイレ等の備蓄品を配備
燃料供給機能	<ul style="list-style-type: none">・ 航空灯火施設用非常用発電設備用及び航空機用燃料を備蓄・ 燃料供給取扱事業者と緊急時の供給について調整
空港アクセス機能	<ul style="list-style-type: none">・ 支障物撤去のため、重機保有建設事業者と災害時協定を締結

(4) 災害対応訓練の実施状況

ガイドラインでは、毎年定期的に訓練を実施することを推奨しており、各空港では年1回、A2-BCPに基づく訓練を実施することとしている。

訓練では管理事務所だけではなく、航空会社等の関係者とも連携し、タイムラインに沿って役割分担、報告事項、動線等の確認、備蓄品の現地確認などを行っている。

また、訓練終了後には懸念事項などを整理し、運用面での質の向上を図っている。

以上のとおり、自然災害を想定した事前の備えや訓練等が実施されていることを確認した。

【監査委員からの所見】

都営空港は、島しょ地域における社会・経済活動を支える交通拠点であるとともに、災害時には島しょ地域への物資輸送等の拠点ともなる重要な施設であるため、局は、空港を安全に供用できるよう、ハード面では空港施設の点検を計画的に実施し、ソフト面では空港の運用を担う職員及び関係者への継続的な教育や情報共有を行うとともに、自然災害等の非常時に備えた訓練を実施している。

引き続き、安全かつ安定的な空港の供用を継続するため、安全推進委員会や安全管理委員会における連携のもと、離島港湾部及び全都営空港が各施設の運営及び維持管理に関する知識・スキルの継承を組織的に行い、安全管理体制の一層の充実を図るとともに、自然災害に起因するインフラ機能喪失などへの事前の備えを確実に実施し、災害発生時においても交通拠点としての役割を着実に果たしていくことが必要である。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (その他)

(1) 空港消防車の定期点検を確実に実施するよう組織的に取り組むべきもの

都は、空港法（昭和31年法律第80号）第4条及び第5条に基づき、大島・新島・神津島・三宅島・八丈島の各空港及び調布飛行場（以下「都営空港」という。）を設置しており、各空港は、離島航空路線の拠点、防災・医療・消防等緊急活動の拠点としての役割を果たしている。

離島港湾部は、これらの都営空港について、管理運営等を担っている。

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）は、自動車の所有者に対し、車両の用途や重量等に応じて、自動車検査、定期点検及び日常点検を行うことを義務付けている。都営空港には、空港火災や事故等に備えるための空港消防車を配備しており、新規登録時及び2年ごとの自動車検査（以下「車検」という。）、12か月ごとの定期点検（以下「12か月点検」という。）及び日常点検に加え、総重量8トン以上の空港消防車については3か月ごとの定期点検（以下「3か月点検」という。）が、総重量8トン未満の空港消防車については6か月ごとの定期点検（以下「6か月点検」という。）が、それぞれ求められている。

各空港の令和6年度の空港消防車の定期点検等の実施状況について見たところ、新島空港、神津島空港において、表1のとおり、車検及び12か月点検については実施されていたが、新島空港では3か月点検、神津島空港では6か月点検については、その対象であるにもかかわらず一部実施されていないことが認められた。なお、神津島空港では、前年の令和5年度にも、国土交通省東京航空局により行われた空港検査で同点検が未実施であると指導されている。

定期点検は、法律で義務付けられた安全に不可欠なものであり、新島空港、神津島空港の空港消防車について、令和6年度に必要な定期点検の一部が実施されていないことは適正でない。

これは、部が、令和5年度の神津島空港での点検の未実施に対する指導の状況について、他都営空港に対して情報共有にとどまり、発生を未然に防ぐための活用を十分に行っていないことによるものである。

部は、引き続き空港の安全管理に向けて組織的に取り組むとともに、各空港に対し、空港消防車の定期点検が確実に実施されるよう指導されたい。

(港湾局)

(表1) 空港消防車に必要な点検及び実施状況

項番	空港 (対象車両)	必要な点検	実施状況 (○/×)	状況
1	新島空港 (総重量8トン 以上の 空港消防車)	車検	○	—
		12か月点検	○	—
		3か月点検	×	令和6年4月前後及び同年7月前後に3か月点検が必要だが、未実施。
2	神津島空港 (総重量8トン 未満の 空港消防車)	車検	○	—
		12か月点検	○	—
		6か月点検	×	令和6年9月に6か月点検の実施を予定していたが、未実施。

(注) 新島空港で令和7年5月12日に3か月点検、神津島空港で令和7年5月28日に3か月点検を、それぞれ実施したことを確認した。なお神津島空港では、令和7年2月に空港消防車の買替を実施し新車は車両総重量8トンを超えているため、3か月点検対象となっている。

(歳出)

(2) 鉄道橋遊歩道化工事に係る工事変更手続を適正に行うべきもの

臨海開発部は、豊洲一晴海間に位置する春海運河に残存している旧晴海鉄道橋について、本橋の歴史的な価値を残しつつ、海上公園の一部として保存するための橋梁部の遊歩道化の工事を行うため、表2の契約を締結している。本工事の工期は、令和5年度から令和7年度までとなっており、監査日（令和7年4月16日）現在、7回の間接検査を実施している。なお、本工事は臨海開発部が起工し、工事監督事務は東京港建設事務所が行っている。

ところで、工事変更の手続については、東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号）第22条により、工事の起工の内容を変更する必要があると認めるときは、すみやかに工事変更書により工事変更するための決定手続をとらなければならないと規定されている。

一方、次の①から③に掲げる重要な内容の変更を除き、その他の工事変更手続かつ二会計年度以上にわたる工事の場合は、同条第3項により、それぞれ各年度末及び工期末までに一括して行うことができると規定されている。

①工期変更を伴う工事変更

②重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更

③変更見込金額が請負金額の十パーセントに相当する額又は八百万円を超える工事変更

そこで、本工事の契約変更手続について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

令和6年6月と同年11月に、現地調査の結果、鋼材の数量変更を行う必要が生じたとして、受注者から変更協議書が提出され、所は、変更の承諾を行うとともに、当該工事変更の内容は上記①から③に掲げている重要な内容の変更には当たらないことから、工事変更手続を一括で行うことを通知している。しかしながら、工事期間中の令和6年度末に必要とされる工事変更手続を行っていなかった。

当該工事は二会計年度以上にわたる工事であるため、年度中に変更承諾を行った工事内容については、各会計年度の末に一括して工事変更の手続を行うべきであるにもかかわらず、令和6年度末に工事変更の手続を行っていないことは適正でない。

所は、鉄道橋遊歩道化工事に係る工事変更の必要が生じたことを部へ連絡するなど、工事監督事務を適正に行われたい。

部は、工事変更手続を適正に行われたい。

(港湾局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	工期	契約金額
令和5年度旧晴海鉄道橋遊歩道化工事	令和6.1.13～令和7.6.27	816,750,000

1 重点監査事項

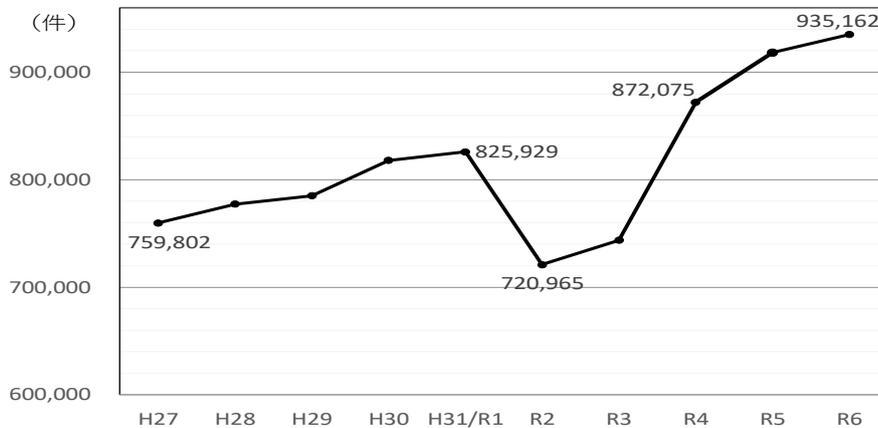
「救急相談センター（#7119）の取組について」

【選定理由】

庁では、安全・安心な都市の実現に向け、都民からの救急要請に対して救急搬送を行っているが、令和6年の救急出場件数は93万件を超え過去最多となった。

庁は、救急要請に対して迅速・的確な対応が求められることから、都民が救急搬送を求めるか判断に迷った際などに、医師会と連携し、医師等による相談・案内を提供する救急相談センター（#7119）の運営を行うなど、救急搬送体制を充実強化する施策を進め、限られた人員及び車両（救急車274台（令和6年4月1日現在））等を最大限活用している。

救急出場件数の10年推移



このような状況の中においても、救急搬送された方のうち初診医師により軽症（軽易で入院を要さない）と判断された割合が54.2%（令和5年）に上るなど救急車を要請する緊急性の認められない事案も多いことから、真に救急車を必要とする都民に迅速・的確に対応できる体制の充実強化が進んでいるか確認する必要がある。

以上のことから、救急相談センター（#7119）の取組を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているか監査する。

<救急相談の流れ>



<#7119とは>

庁は、救急車を呼ぶか迷った時や診察可能な病院がわからない場合の都民の相談窓口として、相談医療チームが、緊急性に関するアドバイスや受診可能な医療機関の案内を24時間行っている。

【着眼点】

- ① 救急相談センター（#7119）の運営に当たり医師会等との連携や委託等に係る契約は適正か（合規性・効率性）
- ② 都民からの相談に対して救急相談センター（医療チーム）内で連携し適切に対応しているか（効率性）
- ③ 救急相談センター（#7119）の都民に向けた周知及び利用の促進への取組は適切か（有効性）

【結果の概要】

1 救急相談センター（#7119）の運営について

(1) 救急相談センター（#7119）の設置及び運営について

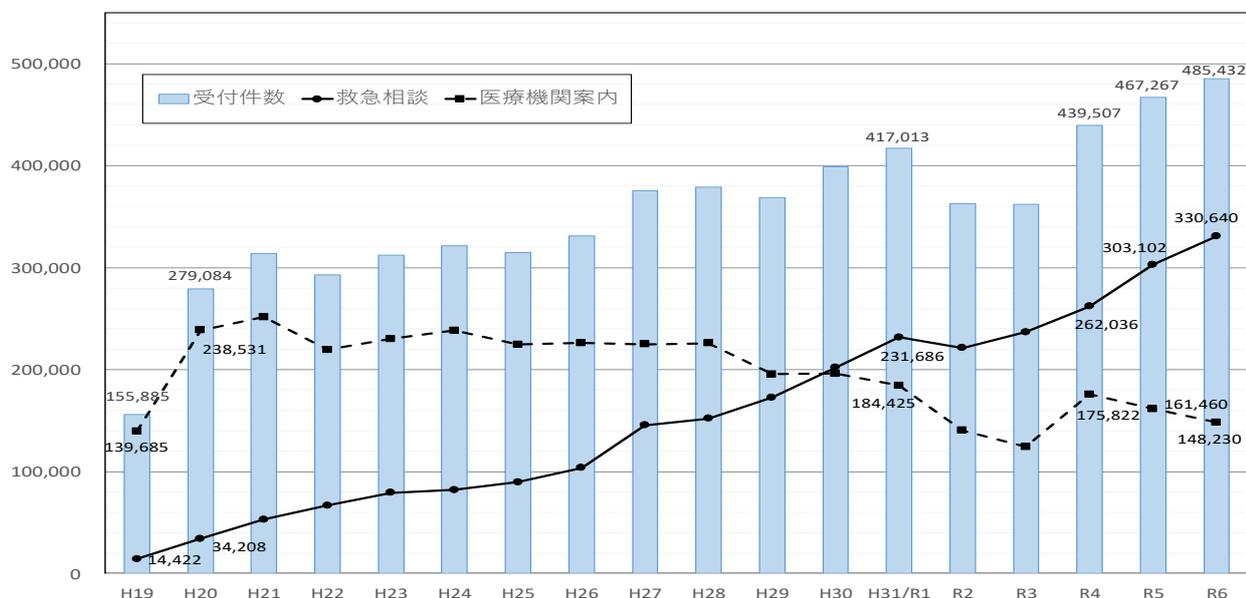
救急相談センター（#7119）（以下「センター」という。）は、救急車需要の増加対策のため、既存の消防テレホンセンターを改組する形で平成19年に設置され、都民からの電話による救急相談に対し、看護師等が、症状に応じた救急車を利用した緊急受診の要否、応急手当の実施方法、その他救急業務に関連する相談や、医療機関案内などの情報提供等を行っている。

センターの体制は、創設以来逐次拡充してきたが、監査日（令和7年1月29日）現在、本部庁舎にセンター本体が、立川の防災センターに多摩分室があり、医師1名、看護師20名、庁職員でセンターを統括する監督員2名（うち1名は多摩分室）、多摩分室に常駐する通信員2名が在席しており、電話30回線により、島しょ部を除く都民からの救急相談を24時間365日受け付けている。

令和6年の実績は、図1のとおりで、受付件数は485,432件と過去最多となっており、このうち救急相談件数は330,640件で、医療機関案内は148,230件となっている。

(図1) 救急相談受付件数等の推移

(単位：件)



救急相談の結果、指令室に転送して救急要請となったものは約5万4千件であり、令和5年の受付件数約46万件的約12%にとどまっており、センターの活動が救急車需要の抑制の一助となっている。

ところで、救急相談受付の受電応答状況を見たところ、令和6年の総着信数は599,275件に対し、受付件数は485,432件で、応答率は81.0%となっている。センターの受電応答の状況は図2のとおりである

が、平成 27 年以降 90%以上であったものが、令和 5 年に 80.0%に大きく低下し、令和 6 年も低下したままとなっている。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、その対応として専用のコールセンターが設けられ、救急相談の一部がそちらでも対応されていたとみられ、令和 5 年 5 月の新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、専用のコールセンターが縮小・廃止される中、庁も、令和 5 年度に後述する看護師による救急相談業務の一部業務委託により、相談受付体制を拡充していたが、その対応を上回る救急相談がセンターに寄せられたことによるものと考えられる。

(図 2) センターの受電応答状況の推移 (単位：件、%)



今後、社会の高齢化がより一層進み、救急車出動件数の増加が見込まれる中、救急搬送を必要とする都民に対して適切なサービスを提供するためにも、庁は、救急車需要の増加対策としての救急相談について、受付体制のより一層の強化が求められる。

(2) 運営に当たっての医師会等との連携について

庁は、センターを運営するに当たり看護師を配置しているが、都民からの救急相談に対するアドバイスを行う際に、医学専門的な判断を可能とするため、センターに医師 1 名を常駐させており、この医師の派遣について、東京都医師会（以下「都医師会」という。）と協定を締結し、医師の確保について協力を得ている。

また、庁は、センターで医療機関を案内するに当たり、都保健医療局と連携して「広域災害・救急医療情報システム」を設置し、災害拠点病院をはじめとする医療機関の患者受付対応が可能か否かの情報を共有することにより、随時、受入れ可能な医療機関を検索しながら、相談者への案内を行っている。

さらに、庁は、センター創設時に都医師会の医師、救急医学の専門医、都保健医療局職員及び消防庁職

員で構成する「東京消防庁救急相談センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置し、運営協議会は、関係者連携の下で、救急相談の受電応答状況の把握・分析や、センターの認知度向上に向けた広報活動の必要性や手法などを年3回検討・協議し、相談受付体制の拡充や利用促進に寄与している。

一方、センターは、都保健医療局とセンターに配置された医師を交えた「合同カンファレンス」を平成22年以来、毎月開催し、救急相談のあった具体的症例に対する回答内容や接遇についての意見交換等を行い、救急相談サービスの質の向上を図っている。

これらの取組により、庁が、都医師会等の関係機関と連携し、センターの相談受付体制の見直しや利用促進、救急相談サービスの向上に継続的に努めていることを確認した。

(3) 運営に当たっての業務委託等について

庁は、受付件数や救急相談件数が増加する中、看護師を確実に確保・配置して救急相談業務に適切に対応するため、令和5年度から看護師による救急相談業務の一部を業務委託し、救急相談受付体制を強化している。

「東京消防庁救急相談センター一部業務委託」、「救急相談受付システム更新支援委託」、「インターネット接続サービスに関する契約」などセンター運営に関する契約16件全てを見たところ、指摘事項等に該当するものは確認できなかった。

2 都民からの相談を受けるセンター内の連携について

(1) 救急相談に当たっての医師と看護師との連携について

救急相談において、救急搬送を行う必要があるかなどの緊急度判断については、看護師個々の経験則に左右されず、同じレベルで判断ができるようにするため、都医師会の協力により、成人、子供別に、聞き取った症状について救急車が必要かどうかの緊急度を類型化し、判断するための「救急医療にかかわる緊急度判断プロトコール」（以下「プロトコール」という。）を作成し、相談対応の標準化を図るとともに、必要に応じて常駐する医師が医学的な判断を下している。

また、センターは、前述した都保健医療局とセンターの医師を交えた「合同カンファレンス」において、看護師等が相談を受けた具体的症例がプロトコールの症例と類似するものがなく判断に困った事例などについて意見交換等し、医学的判断に基づく新たな対応を検討・協議し、対応の改善を図っている。

(2) 医療スタッフと庁職員との連携について

監督員は、勤務開始前の時間帯に救急相談を受け救急要請をした重症事案、特異な事案、広聴事案等の情報を引き継ぎ、これから勤務を開始する医師や看護師等に伝達している。令和6年度からは、救急相談受付システムの改修により、医師や看護師等がセンター内の情報端末により、監督員からのこうした伝達事項を画面で確認できるようにしている。

庁は、前述した令和5年度からの一部業務委託の開始に当たり、相談受付業務を担う看護師に事前に担当の知識を付与するため、初期研修カリキュラムを運営協議会で審議の上作成し、都医師会の教育担当の医師と連携しながら、新たに業務に従事する看護師への教育を行った。

また、令和6年度からは、受託事業者自らが従事する看護師の資質を一定以上に確保することができるよう指導・教育するための「指導的立場の委託看護師」を配置する運用を開始し、受託事業者自らが行う看護師の教育体制を確立している。

なお、外国人からの相談については、まずは監督員が英語等による医療機関案内などを行っているが、それによる対応が困難な場合には、都保健医療局が運営し、英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語に電話で対応する「外国人患者向け医療情報サービス」を案内している。

こうした取組により、センターにおいて、医療スタッフと庁職員が連携しながら、安定的なセンターの運営や救急相談の質の向上に努めていることを確認した。

3 都民に向けた周知及び利用の促進について

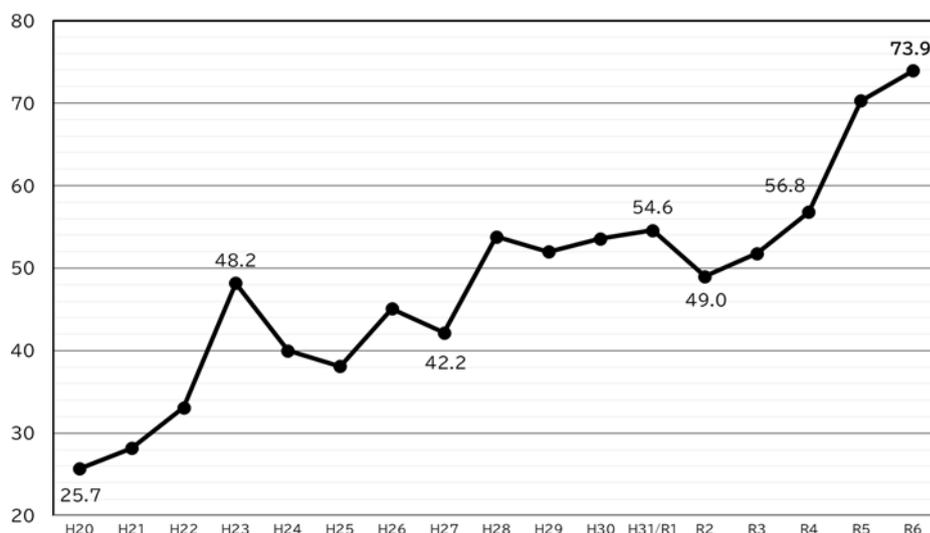
センターの広報活動については、その創設以来、広報物としてポスター、リーフレット、冷蔵庫などに貼りつけられるマグネットなどの広報グッズを作成し、各地の区民祭りなど区市町村が開催するイベントや庁が春と秋に行う火災予防運動への参加者に対し、こうした広報物を配布するなどにより、継続的に認知度の向上を図っている。

また、庁が、平成元年度から都民向けに毎年実施する「消防に関する世論調査」では、センター創設以来、センターの認知度や利用状況などを調査している。

センターの認知率は、図3のとおり、平成20年に約26%だったものが、令和6年には約74%に向上し、都民に浸透してきている。

(図3) センターの認知率の推移

(単位：%)



なお、庁は、20歳代以下の認知率が60%台と若干低いことから、近年においては、若年層への影響力が強いYouTubeやTVerへ動画広告を掲出し、ターゲットを絞った広報展開を行っている。

その際、利用促進を目的として若い世代にも受け入れられやすいよう、有名タレントの起用や漫画を使用した各種広報動画を製作・放映するなどの取組を行っていることを確認した。

【監査委員からの所見】

センターは、その創設以来、継続的な普及活動により認知度が向上し、救急相談件数も右肩上がりが増えてきており、救急車需要の増加対策の一つとして都民に浸透してきている。庁は、今後も救急搬送が必要な都民へ確実にサービスを届けるとともに、都民の救急相談ニーズに的確に応えるため、看護師による相談受付体制を強化するなど、センターの体制の整備や質の向上に継続的に取り組んでいく必要がある。

1 重点監査事項

「資産の利活用について」

【選定理由】

局は、高速電車事業、交通事業、電気事業といった多様な事業に要する多数の資産を所有している。

このうち、高速電車事業においては高架下・駅出入口用地等について、交通事業においては組織再編によって事業で使用しなくなった営業所跡地等について利活用するものとして、土地・建物等の貸付けを行っている。また、駅構内においては利用者のための利便施設としての店舗等を展開しており、これらを運輸雑収のうちの賃貸料収入、構内営業料収入として、令和5年度決算で約97億円の収入を得ている。

局は「東京都交通局経営計画2022」の中で、新型コロナウイルス感染症による人々の行動変容により、乗車料収入がコロナ禍前には戻らない見通しの中、こうした資産の利活用による収入確保の重要性は高まっており、ニーズの変化を的確に捉えた様々な方策により、収入の増加を図っていく必要があるとしている。

このため、局は、従来から展開していた、所有する土地・建物等の貸付けや構内営業等に加え、駅構内において個室型ワークブースやおむつ等の育児用品自動販売機の設置、沿線セレクトショップ「とえいろ」の開設など、新たなサービスの展開を進めている。

持続可能な経営基盤の維持のためには、所有資産を適切に管理して利活用につなげ、旅客需要の創出、収益力の強化を図っていくことは重要である。一方、公営交通事業者として社会貢献の視点を踏まえた取組を行っていくため、財務局を通じて区市町村に対し局有地の情報提供等も行っている。

以上のことから、資産の利活用を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。



用賀職員寮跡地
(保育所等を併設したサービス付き高齢者向け住宅)



沿線セレクトショップ「とえいろ」



個室型ワークブース

(出典：局提供資料)

【着眼点】

- ① 各事業所における資産の管理、土地・建物等の利活用及び構内営業の許可に係る事務、賃貸料の算定等が適切に行われているか（経済性、合規性）
- ② 旅客需要創出、収益力強化に向けた取組が行われているか（効率性、経済性、有効性、合規性）
- ③ 都の施策との連携等社会貢献の視点を踏まえた取組が行われているか（効率性、経済性、有効性、合規性）

【結果の概要】

① 各事業所における資産の管理、土地・建物等の利活用及び構内営業の許可に係る事務、賃貸料の算定等が適切に行われているか

(1) 交通局における土地・建物等の利活用

局は、多数の公有財産（土地・建物等）を管理しており、公有財産は、行政目的を遂行するための物的手段として所有している行政財産と、それ以外の一切の公有財産である普通財産に大別される。

行政財産は、庁舎（敷地及び建物）や駅出入口用地等であり、本来の用途を妨げない限度において使用許可をすることができるとしており、使用者から使用料を徴収している。また、地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの駅構内においては、使用許可により、店舗及び自動販売機等の設置を認め、一般財団法人東京都交通協力会を通じて、使用料として構内営業料（売上の一定割合）を徴収している。そのほか、携帯電話等の基地局設置のための使用許可や、地下鉄全線に光ファイバーケーブルを敷設し通信事業者に貸し付ける等通信事業関係の使用料を徴収している。

普通財産は、私法上の立場で活用することで、その経済的価値を発揮させ、行政に寄与させるものとしており、行政目的が終了した未利用地（旧営業用地等）や高架下等を貸し付け、賃貸料を得ている。普通財産については、局が直営で管理しているもののほか、局の事業協力団体に管理させているものもあり、事業協力団体を通じて収益の一定割合等を賃貸料として徴収している。

これら局における土地・建物等の利活用は、資産運用部が制度を所管しており、財産を所管する各部署と連絡調整しながら、利活用事業を進めている。

(2) 貸付け・使用許可等に係る事務について

資産運用部において、貸付け・使用許可等に係る事務が各規程に則して適切に行われているか、契約書や使用許可及び収入調定に係る起案等を抽出により確認し、類似案件の比較等により検証した。

その結果、監査を行った限りにおいて、賃貸料等の算定誤りや徴収漏れ等は認められず、部が案件ごとの特性を見極めながら賃貸料等の設定や土地価格の変動等に伴う見直しに取り組んでいる状況を確認した。

(3) 未利用地について

行政目的が終了した行政財産については、用途廃止した上で、所管部が資産運用部へ引き継ぎ、普通財産として利活用する。そこで、各事業所内に、資産運用部へ引き継ぐべき未利用地がないか見たところ、特に指摘等すべき事項は見受けられなかった。

(4) 行政財産の使用許可について

資産運用部は、資産所管部署と許可条件の調整等を行いながら、行政財産を使用許可している。

行政財産の使用許可の例としては、電気・ガス等の事業者に対する軌道用地における管路の敷設、保守業務の受託者に対する庁舎用地内における詰所等の設置などがある。

また、地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの駅構内においては、駅利用者や地下鉄事業の支障にならない範囲で、店舗や自動販売機等の設置を認めている。

そこで、各事業所内で確認可能な案件について、使用許可条件どおり使用されているか、使用許可なく使用されている案件がないか現地確認を行った。その結果、許可なく掲示板等が設置されている状況が認められたことから、別項指摘事項のとおり、改善を求めた。

② 旅客需要創出、収益力強化に向けた取組が行われているか

(1) 近年の収入の推移

局は、地下鉄出入口の構築に伴い取得した土地や、廃止したバス営業所等の本来事業の用に供していない土地・建物等の利活用等により、図のとおり、着実に収益力を強化してきた。また、土地・建物等の利活用による収入は、コロナ禍によって急激に乗車料収入が減少した際も堅調に推移し、局にとって安定した収入源となっている。

令和 6（2024）年度は、賃貸料収入（土地、建物、通信事業の合計）、構内営業料収入ともに前年度に比べ増加しており、建物、土地に次いで大きい割合を占める広告事業等を含めた関連事業収入は約 134 億円と過去最高となった。

(図) 近年の関連事業収入の推移

(単位：億円、税抜)



(出典：局提供資料)

(2) 土地に係る賃貸料収入について

土地に係る賃貸料収入は、賃貸料算定の基礎となる地価の上昇が続いていることや新たな利活用案件により増加してきた。

例えば、平成 28（2016）年度は、巣鴨自動車営業所建替えに伴い余剰となった土地の貸付開始（ホテル）や、用賀職員寮跡地の貸付開始（保育所を併設したサービス付き高齢者向け住宅）により収入増となっている。

令和元（2019）年度は、閉所した巣鴨自動車営業所大塚支所跡地について、大学施設として貸付開始となったことに伴い収入が増加している。本件は、建物竣工までは賃貸料を減額する契約であり、令和 5（2023）年度から正規の賃貸料となったことから、さらに収入が増加している。

令和 6（2024）年度においては、国内初となるバス営業所内への水素ステーションの設置用地として、有明自動車営業所敷地の一部を新たに貸し付けた。



バス営業所横（ホテル）



バス営業所跡地（大学施設）



バス営業所内水素ステーション

（出典：局提供資料）

(3) 建物に係る賃貸料収入について

建物に係る賃貸料収入は、駅舎仮泊所等を併設した局所有の建物、市街地再開発事業による共同所有の建物から得られる収入であるが、こちらも賃貸料算定の基礎となる地価の上昇が続いていることや新たな利活用案件により増加してきた。

例えば、平成 28（2016）年度は、工務事務所跡地を活用した共同所有ビル（ラティス青山スクエア）が貸付開始になったことから収入が増加した。

平成 30（2018）年度は品川自動車営業所目黒分駐所跡地を活用した共同所有ビル（目黒セントラルスクエア）が貸付開始になったことから収入増となった。

令和 6（2024）年度については、局が大門庁舎敷地の地権者として浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業に参画し、権利変換を受けた共同所有ビル（WTC annex）の貸付けが開始となった。



工務事務所跡地（ラティス青山スクエア）



バス分駐所跡地（目黒セントラルスクエア）



大門庁舎（WTC annex）

（出典：局提供資料）

(4) 構内営業料収入について

駅構内においては、駅利用者の利便性向上の観点から、専門店舗、自動販売機、コインロッカー等を使用許可し、構内営業料収入を得ている。

構内営業料については、駅利用者数の増減に影響を受けるため、コロナ禍においては収入額が減少したが、駅利用者数の緩やかな回復や猛暑による自動販売機の飲料の売上増等により令和 6（2024）年度は増加した。

令和 6 年 5 月には、都営交通初となる沿線セレクトショップ「とえいろ」を市ヶ谷駅構内に開設した。本店舗では、沿線の魅力ある商品を取り揃えるとともに、沿線企業と局がコラボレーションしたオリジナル商品を販売しており、沿線地域の魅力発信や活性化を通じた旅客需要創出に向けて取り組んでいることを確認した。



沿線セレクトショップ「とえいろ」の店舗



オリジナル商品の例



オリジナル商品の例

(出典：局提供資料)

一方、都営地下鉄における店舗営業は、平成 21 年度には 63 店舗あったものが令和 6 年度には 35 店舗に減少している。地下鉄駅構内で営業を行うためには、地上の一般的な店舗に比べ設備面や搬入経路等に制約がある上、地上の道路管理者からの占用許可及び道路占用料の負担が必要であり、局は、道路占用料が上昇傾向にある中、店舗出店者に対する誘致活動で苦戦しているとする。

しかしながら、構内営業等で募集方法の工夫が望まれる事例があったため、別項意見・要望事項のとおり、改善を求めた。

③ 都の施策との連携等社会貢献の視点を踏まえた取組が行われているか

(1) 福祉インフラ施設等の整備に向けた取組

局は、用地確保が困難な都市部における福祉インフラ施設の整備に貢献するため、廃止した用賀職員寮跡地を活用し、保育所及び高齢者向け施設の両方の整備を条件とする土地の一般定期借地権者の公募を実施した。これにより、都の公営企業用地を活用した福祉インフラ整備事業の第 1 号案件となる、保育所を併設したサービス付き高齢者向け住宅が平成 29 年に開業した。

また、巣鴨自動車営業所大塚支所跡地の活用においては、地元区からの要望を受けて保育所等の併設を公募条件としており、貸付けに当たっては前述の大学施設内に保育所等が併設されている。

さらに、保育事業者が都有地を活用して保育所の開設を希望する場合の候補地として、財務局を通じて区市町村等へ、監査日（令和 7 年 4 月 22 日）現在、13 件の局有地の情報提供を行っている。これをきっかけに、区市町村の要望を受けて、駐車場用地として暫定活用していた土地を、保育所用地としての貸付けに切り替えた例もある。

駅前の高架下等については、駐輪場用地として地元区に多数の貸付けを行っており、駅周辺の放置自転車対策に貢献している。

(2) 構内営業における都施策との連携

障害者の雇用機会拡大への支援の観点から、地元区との連携により、パン、軽食等を取り扱う障害者が働く店舗を 4 か所の駅構内（大門駅、高島平駅、人形町駅、若松河田駅）で使用許可しており、これらの店舗については、構内営業料を免除している。

また、レンタルベビーカー及び育児用品自動販売機（乳児用液体ミルクや紙おむつなど）を備えた「こどもスマイルスポット」を、令和 5 年度は 1 駅（上野御徒町駅）で、令和 6 年度は 2 駅（門前仲町駅、新宿西口駅）で開設し、小さな子ども連れの方が安心して外出できる環境づくり、社会全体で子育てを応援する気運の醸成に努めている。



子どもスマイルスポット（出典：局提供資料）

【監査委員からの所見】

局は、都の施策と連動しながら、社会貢献の視点を踏まえた様々な取組を行うとともに、土地・建物等の資産の利活用により、関連事業収益を増加させてきた。

都民の足である都営交通事業の持続可能な経営基盤を維持するためにも、今後も様々な社会の変化に適切に応じた活用方法の見直しを行いながら、より一層資産の利活用による収益確保を図っていく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (財産)

(1) 土地の管理を適正に行うべきもの

局は、東京都交通局公有財産規程（昭和39年4月1日付交通局規程第17号）において、局が所有する公有財産の現状を把握し、公有財産に係る管理事務を適正に行うことを定めている。

そこで、小滝橋自動車営業所杉並支所及び早稲田自動車営業所青梅支所において土地の管理状況を確認したところ、表1のとおり、監査日現在、使用許可されていない設置物が認められた。

このことについて各所は、当該設置物が長年設置されていることは把握しているが、使用許可なく設置された経緯は不明であるとしている。所管する土地に使用許可していない設置物があるにもかかわらず、これを看過していたことは適正でない。

各所は、所管する土地の管理を適正に行われたい。

(交通局)

(表1) 使用許可されていない設置物の概要

(単位：枚)

所管営業所	監査日	設置場所	設置物	設置者	数量
小滝橋自動車営業所 杉並支所	令和7.4.10	杉並支所（フェンス）	町会掲示板	近隣町会	1
		代田操車場（フェンス）	町会掲示板	近隣町会	1
早稲田自動車営業所 青梅支所	令和7.4.14	青梅支所（隣接駐車場と の間のフェンス）	駐車場番号 プレート	隣接駐車場 管理者	8

(支出)

(2) 委託業務の資格要件の確認を適切に行うべきもの

自動車部は、ターミナル等における運行業務補助等委託を表2のとおり、一般財団法人東京都営交通協力会と契約している。

この契約では、表3の履行場所において、都営バス車両の入換業務があるため、この業務を行う担当者の資格要件について、大型自動車第一種免許又は大型自動車第二種免許の保持者であることと定めており、部は、資格要件を満たしていることを、契約当初に業務担当者の免許証の写しを提出させることで確認している。

そこで、当該資格要件について確認したところ、委託契約期間内に免許証の有効期限が到来する者が41人中11人いたにもかかわらず、部は、免許証の更新が行われたことを写しの提出をさせて確認していなかった。また、仕様書でも委託契約期間内に免許証の更新をした場合に、免許証の写しを提出させることは定められていなかった。

適正な資格を持った者が都営バス車両の入換業務を行っていることが確認できるよう、部は、委託業務の資格要件の確認を適切に行われたい。

(交通局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
ターミナル等における運行業務補助等委託	令和6.4.1～令和7.3.31	434,971,900

(表3) バス車両の入換業務に係る履行場所

履行場所
渋谷駅東口、池袋駅東口、池袋駅東口降車口、大塚駅前、竹ノ塚駅前、日暮里駅、豊海水産埠頭操車場

(支出)

(3) 仕様内容を適切に定めるとともに予定価格を適正に定めるべきもの

委託契約において、適正な履行を確保するためには、数量等の規模を予め仕様書に明示し、予定価格を適正に定める必要がある。そこで、仕様書が適切に作成されているか確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 電車部は、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの全駅並びに総合庁舎の日常清掃について、表4のとおり、地下鉄駅等施設の清掃委託契約を一般財団法人東京都営交通協力会と締結して実施しており、「業務計画・実施報告書」により、受託者の業務の履行確認を行っている。

そこで、清掃業務について、トイレ、事務室等の場所に適した方法により、定められた頻度で履行しているか確認するため仕様書を見たところ、床面清掃や水回り清掃等の清掃区分別に場所を整理し、清掃作業の内容と実施の頻度は指定されているが、庁舎については各階の面積が掲載されているのみで、どのような清掃区分の場所がどの程度の規模で存在するか不明であった。

清掃業務においては、庁舎の各階の面積だけではなく、清掃区分が異なる清掃場所ごとの面積、トイレの大小の便器の数等が、規模の把握に必要な要素であるところ、駅については異なる清掃区分ごとに規模が記載されているにもかかわらず、庁舎については記載されていないことは適切でない。

また、予定価格の決定に係る積算についても、算定の根拠となる積上げがなく、適正であることが確認できない。特命随意契約であっても、適正に積算した上で予定価格を定め、適正な履行を確保するためには、数量等の規模を明示して契約する必要がある。

(表4) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	委託内容	契約金額
地下鉄駅等施設の清掃委託	令和6.4.1 ～令和7.3.31	都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの各駅施設並びに総合庁舎の清掃	1,664,226,300

イ 新宿線電気管理所では、表5のとおり、新宿線変電所清掃委託(前期)により、3か所の変電所の清掃を総価契約により委託している。このうち、江戸川変電所においては、庁舎内の床面清掃のほか屋外における雑草及び低木の伐採(以下「草刈り」という。)を行っている。この作業には、地面に自生している雑草等を除去する作業のほか、敷地境界に設置されているフェンス(金網)に絡みついた雑草の草刈りも含まれている。

そこで、江戸川変電所における庁舎屋外の敷地内における草刈りに関する仕様内容及び工事写真について確認したところ、仕様書上、草刈りの対象面積は802㎡とされているが、大半

がアスファルト舗装されている。このため、草刈りを要する部分は、敷地内の壁際、フェンス等の一部に限定され、実際の作業面積と大きく異なっていることが認められた。

仕様内容と実際の作業内容に乖離が生じていることは適切でない。

電車部は、仕様書に清掃区分ごとの数量等の規模を明示し予定価格を適正に定めて契約されたい。

新宿線電気管理所は、清掃委託契約における仕様内容を適切に定められたい。

(交通局)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
新宿線変電所清掃委託（前期）	令和 6. 7. 22～令和 6. 9. 30	891, 000

(支出)

(4) 複数の工事契約をまとめることにより適切に契約手続を行うべきもの

事業所長が処理する契約事務に関する要綱（昭和59年2月17日付58交総第1044号）により、交通局における事業所長契約（3者以上の見積り合わせによる随意契約）の上限金額は、予定価格が250万円未満の契約と定められている。そこで、各所の契約が適切に行われているか確認したところ、次のとおり、一括して発注すべき工事案件について分割発注を行っている状況が認められた。

ア 交通局は、「東京都交通局経営計画2022」において、令和4年度を初年度とした3か年の経営と、その実現のための具体的な取組を示しており、地下鉄駅等の照明のLED化を、2027年度（令和9年度）までに完了すること、また、庁舎・営業所等については、庁舎の大規模改修等に合わせて実施することとしている。

総合指令所において、照明に係る改修工事が複数回実施されていたので確認したところ、表6の工事は全て、対象フロアの全ての蛍光灯をLED照明へ変更する改修工事であり、それぞれが事業所長契約の上限金額である250万円未満の契約となっており、分割発注を行っている状況が認められた。

これらの工事内容は、照明器具の改修及び取付けで、電気事業者であれば施工可能な内容であること、見積り合わせによる随意契約を行っていること、実施時期については工事実施計画や工程表により調整を行うことが可能であることから、合理的な理由がないまま7件に分割して発注したことは適切でなく、工事が計画的に行われておらず非効率となっている。

本件の照明改修工事について、事業所長契約で実施できる金額を超えていることは明らかであるにもかかわらず、電車部が、建設工務部による当該庁舎の改修工事の計画では10年程度先になることを理由に、あえて分割発注による工事を所に行わせたことは適切でない。

所は、工事に係る契約を適切に行う必要がある。

(表6) 総合指令所における照明改修工事

(単位：円)

項番	契約件名	改修対象	起工日	契約金額
1	2階照明改修工事	現庁舎2階執務室内ほか	令和6.7.19	2,448,710
2	指令室照明改修工事	現庁舎4階執務室内ほか	令和6.7.23	2,395,800
3	屋外照明ほか改修工事	旧庁舎屋外壁付け照明、電気室内ほか	令和6.7.23	2,432,122
4	3階照明改修工事	現庁舎3階室内照明	令和6.11.8	2,411,530
5	4階ほか照明改修工事	旧庁舎	令和6.11.12	2,295,590
6	2階非常照明改修工事	現庁舎	令和7.2.4	1,979,868
7	5階外2か所非常照明改修工事	現庁舎	令和7.2.18	2,472,800

イ 車両電気部は、平成28年度から令和2年度にかけて、表7の三田線及び新宿線神保町駅改良機械設備工事（以下「機械設備工事」という。）において、消防設備を設置するため設備を縁取るタイル張りの壁の一部を撤去し、モルタル仕上げにより壁の復旧を行った。

その後、令和6年度になり、上記工事の結果、モルタル仕上げとなったA1、A2、A7出入口の壁と周囲のタイル張りの壁とを比較して美観を損なっていることから、地下鉄改良工事事務所は、周囲の壁と合わせてタイル張りに変更をするため、表8の工事を実施している。

ところで、これらの工事は、上記のとおり、令和2年度に終了した機械設備工事において、新宿線神保町駅構内の消防設備を設置した際にモルタル仕上げとした壁を、設置前のタイル張りの壁に復旧するものであり、一体の工事として発注することが合理的である。そこで、両契約の予定価格の合計額について見たところ、事業所長契約の上限金額である250万円を超えることから、分割発注を行ったものと認められる。

所は、別契約として工事の発注をした理由を、A1、A2出入口については、出入口に通じるコンコースの半分を有する他社との協議における要望から美観を担保するために単独で工事を発注し、A7出入口については所管する駅務区からの美観の担保を求める要望により、別途工事を発注したとしている。

しかしながら、他社との協議によることを考慮しても、同一駅構内において同様の状況、目的、工事内容となる案件を分割して発注する合理的理由は認められず、所は、工事契約を適切に行う必要がある。

両所は、複数の工事契約をまとめることにより適切に契約手続を行われたい。

(交通局)

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
三田線及び新宿線神保町駅改良機械設備工事	平成28.10.20～ 令和2.9.30	1,671,746,000

(表8) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	新宿線神保町駅A1・A2出入口タイル補修工事	令和6.5.16～令和6.6.28	2,227,500
2	新宿線神保町駅A7出入口通路タイル復旧工事	令和6.10.28～令和6.12.27	1,405,800
合計			3,633,300

(財産)

(5) 資産備品等の管理を適切に行うべきもの

東京都交通局会計事務規程（昭和30年10月28日付交通局規程第11号）では、固定資産の計理を行う固定資産台帳について定めるとともに、固定資産のうち機械装置と資産備品(注)（以下「資産備品等」という。）については、受払いを整理する備品整理簿及び備品管理票を定めている。

資産運用部は、備品整理簿とは、品名ごとに作成し、受払いを管理するとともに保管場所の内訳を把握するためのもの、備品管理票とは、現在数を管理するためのものであるとしている。

固定資産台帳は、図1のとおり、各部の経理担当部署が財務会計システムにより入力し、備品整理簿及び備品管理票は、各事業所がそれぞれ個別に手作業で作成している。また、各所において資産備品等を処分等した際は、備品整理簿及び備品管理票を修正するとともに、所定の様式により所管部に報告することによって、当該部が固定資産台帳からの除却処理を行っている。

資産運用部は、資産備品等に関する事務をより適正に実施するため、物品管理事務の手引（平成26年9月資産運用部会計課）を定めており、現品と帳簿との照合を年1回以上行うことを各所に求めている。

そこで、各所における資産備品等の管理状況について、固定資産台帳、備品整理簿、備品管理票及び現品の照合確認を行ったところ、表9のとおり、数量が一致しない事例等が認められた。

この結果、表10のとおり、固定資産台帳の除却漏れが生じている。

ところで、令和5年度決算審査において、自動車営業所における固定資産の過大計上について指摘を行ったところである。これに対しては、各部署に現品と固定資産台帳との照合の徹底を指示し、自動車部においては、本庁職員が当該照合作業の実施状況を確認するなどの改善措置が講じられた。

しかしながら、本件各所において、数量の相違を見落としのまま、照合結果を了としている状況が認められた。この背景には、資産備品等に関する帳簿が複数存在し、そのうち備品整理簿と備品管理票については、各所において個々に手作業により作成して管理しなければならない状況があると考えられる。また、複数の帳簿と現品との照合を行わなければならない中で、数量の相違の見落としが発生しており、資産運用部は、帳簿作成の簡素化等により、各所の担当者が現品との照合を確実にできるようにする必要がある。

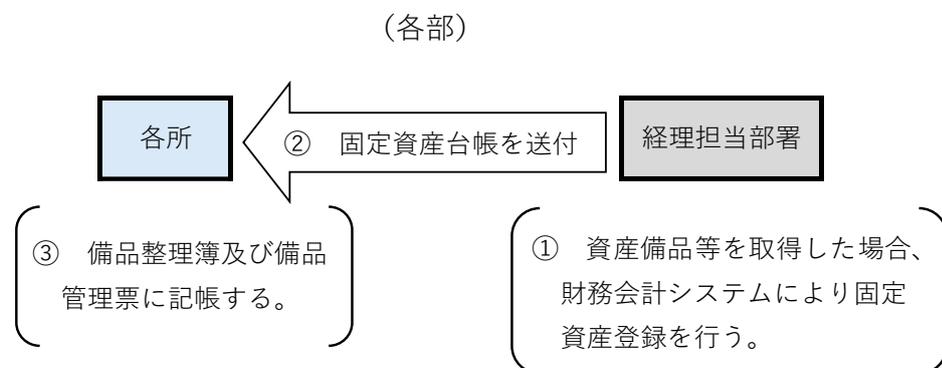
また、備品の入替えに係る工事について、建設改良費と修繕費の仕訳に関する指針（平成26年3月31日付25交総第1318号）により、本来は資本的支出である建設改良費で執行し、固定資産台帳への登録を行うべきところ、収益的支出である修繕費で執行していることが認められた。工事契約の締結や支払に当たっては、当該所を所管する電車部による確認が行われているが、部もこの状況を看過した結果、表11のとおり、固定資産台帳の登録漏れ及び除却漏れが生じている。各所及び電車部は、工事に係る仕訳を適正に行い、資産備品等の登録漏れ等が生じないようにする必要がある。

各所及び各部は、資産備品等の管理を適切に行われたい。

(交通局)

(注) 工具、器具及び備品で取得価額10万円以上のもの

(図1) 資産備品等の登録の流れ



(表9) 資産備品等の現在数と各帳簿の記載数量との相違状況

所名及び実地監査日	備品名称	現在数	各帳簿の記載数量		
			固定資産台帳	備品整理簿	備品管理票
新宿線電気管理所 令和7.4.8 現在	ATC・TD測定装置	10	20	10	10
	レベル測定器	2	2	2	0
	抵抗測定器	1	1	1	0
	振動計	1	1	1	0
	風速計	1	1	0	0
	信号発生器	2	3	2	2
	地上子試験器	0	0	0	2
	地上子設置ゲージ	0	0	0	2
	テレビ	2	2	2	1
大江戸線電気管理所 令和7.4.9 現在	空調設備	2	2	2	1
	バッテリーテスター	1	1	0	3
	転てつ器密着測定器	3	3	3	2
発電事務所 令和7.4.10 現在	電気チェンブロック	2	2	0	0
	キャビネット	2	2	0	0
	救急医療装置	2	2	1	1
	エアコンディショナー	12	12	7	7
	案内板	6	6	8	8
	乾燥機	1	1	0	0
	発電機	2	2	1	1
大島車両検修場 令和7.4.11 現在	保管棚	10	10	9	9
	自走運搬車	5	5	4	4
	集じん装置	15	15	14	14
	安定化電源	7	7	6	6

荒川電車営業所 令和 7. 4. 8 現在	プリンター	1	1	作成なし	1
	ガス器具（ガステーブル）	4	4	3	3
	アルコール測定システム	2	2	作成なし	作成なし
	救急医療装置	1	1	1	2
	硬貨計算機	2	2	1	2
	乗車券発行機	3	3	1	1
	ビデオシステム装置	2	2	1	1
	スロープ台	10	10	8	8
大門駅務管区（浅草線大門駅） 令和 7. 4. 10 現在	空気清浄機	1	1	0	0
馬喰駅務管区（馬喰横山駅） 令和 7. 4. 14 現在	動くシンボルサイン	0	4	4	4
馬喰駅務管区（住吉駅） 令和 7. 4. 22 現在	動くシンボルサイン	0	4	4	4
門前仲町駅務管区（森下駅） 令和 7. 4. 22 現在	動くシンボルサイン	0	4	4	4
北自動車営業所 令和 7. 4. 9 現在	ルブリケーター	8	8	9	8
	電動ポンプ	5	5	4	5
	作業台	6	6	6	8
	油圧器	4	4	4	3
千住自動車営業所 令和 7. 4. 10 現在	通信諸設備	1	1	作成なし	作成なし
	変電設備	1	1	作成なし	作成なし
	ドライブレコーダー	1	1	作成なし	作成なし
馬込保線管理所 令和 7. 4. 11 現在	トロッコ	28	28	29	29
	四項目測定ゲージ	5	5	3	4
	工具（その他のもの）	1	1	作成なし	1
	標準ゲージ	1	1	作成なし	1
	テレビ	1	1	作成なし	1
木場保線管理所 令和 7. 4. 14 現在	軌条塗油器	46	56	46	46
	高速度切断機	6	7	6	6

(表 10) 固定資産台帳からの除却漏れ

(単位：円)

所属	廃棄済の資産	帳簿価額	数量	過大計上額
新宿線電気管理所	ATC・TD測定装置	6,000	10	60,000
	信号発生器	40,550	1	40,550
馬喰駅務管区（馬喰横山駅）	動くシンボルサイン	45,000	4	180,000
馬喰駅務管区（住吉駅）	動くシンボルサイン	41,000	4	164,000
門前仲町駅務管区（森下駅）	動くシンボルサイン	45,000	4	180,000
木場保線管理所	軌条塗油器	91,850	10	918,500

(表 11) 資産備品の入替工事に伴う固定資産台帳の登録・除却の漏れ

(単位：円)

所属	品名	登録漏れに伴う過少計上額	除却漏れに伴う過大計上額
馬喰駅務管区（馬喰横山駅）	エアコンディショナー	1,610,000	1,138,270
清澄乗務管理所	温水器	198,500	6,140

(その他)

(6) 駅係員に対し返金の適切な手順を研修等により指導すべきもの

電車部は、駅の業務においてつり銭が放出されないなど券売機等の警報が鳴動した場合、仮締め作業を行って現金及び売上データを確認し、該当の駅務機器の保守点検を行って異常の有無を確認し修理した上で、過不足金がある場合にはその報告書を提出するよう指示している。

門前仲町駅務管区において、過不足金の処理を関係書類により確認したところ、表12のとおり、令和6年9月17日に5,000円の不足金が発生していた。

不足金額の発生理由について聞き取りを行ったところ、利用者がICカードへチャージを行った際に警報が鳴動したが、窓口対応者はチャージ状況を確認せず、利用者の主張のとおり、駅務機器に詰まった2,000円のほかチャージできなかったとする5,000円も渡してしまったことが原因であると判明した。

部は、①ICカードにチャージされているか確認すること、②利用者の連絡先等を確認し、連絡が取れるよう備えること、③金庫部の開錠や現金を取り扱う際は助役と対応することは、当然に順守すべき通常の手順であるとしているが、このような事例が発生している中、各係員が現場で適切な対応をしていけるよう研修等により指導していく必要がある。

部は、駅係員に対し返金の適切な手順を研修等により指導されたい。

(交通局)

(表12) 過不足金の処理事例

帳票名称	作成者	記事
自動精算機過不足金調査報告書	駅係員	令和6年9月17日、自動精算機にて紙幣詰まりによる警報が鳴動し、仮締め作業を行ったところ、5,000円の不足金が発生した。保守点検業者に調査を依頼したが、原因究明には至らず、5,000円を過金として処理した。

[意見・要望事項]

(重点監査事項) (財産)

(1) 資産の利活用に係る募集の状況について

資産運用部は、所有資産を局の事業協力団体である一般財団法人東京都営交通協力会(以下「協力会」という。)に貸し付けることにより、資産の利活用に係る一部の業務を協力会と連携して進めている。

そこで、各業務の実施状況を確認したところ、次の状況が認められた。

ア 駐車場の運営について

部は、都内各地に点在する局有地について、協力会に駐車場用途として貸付け、賃貸料として駐車場収入の一定割合を得ている。これは、局が事業上必要とする場合に、当該駐車場を協力会から返還させる必要があることから、暫定活用として協力会に一括貸付けし、協力会が駐車場として運営することで事務の効率化を図っているものである。

そこで、協力会が管理する月極駐車場の利用状況を、協力会から局へ提出される月次報告書により確認したところ、表13のとおり、一部の駐車場で空きが生じており、駐車可能台数の半分以上が空いている駐車場もある状況が認められた。

しかしながら、協力会のホームページでは、監査日(令和7年4月22日)現在、管理する駐車場の名称、所在地、駐車可能台数、利用料、問合せ先及び留意事項は載っているが、空き区画の有無を掲載しておらず、現在募集を行っているのかどうか不明確な状況となっている。

駐車場の利用状況は、局の収入となる賃貸料に直結することから、部は、協力会に対して駐車場の利用率向上に向けホームページに駐車場の空き状況を掲載するよう指導することが望まれる。

(交通局)

(表 13) 月極駐車場の空き状況 (令和 7 年 2 月分の例)

(単位：台)

施設名	所在	駐車可能台数	空き台数
馬込 31	大田区西馬込 1-1	2	1
西馬込一丁目第 1	大田区西馬込 1-26-4	11	1
板橋本町 (B)	板橋区本町 41-31	5	1
新河岸第 2	板橋区新河岸 1-16	96	18
新河岸第 3	板橋区新河岸 1-8	54	29
新河岸第 4	板橋区新河岸 1-7	54	32
新河岸第 6	板橋区新河岸 1-8	58	35
新河岸第 7	板橋区新河岸 1-20	5	3
新河岸第 10	板橋区新河岸 1-8	23	2
新河岸第 10-23	板橋区新河岸 1-8	1	1
新河岸第 11	板橋区新河岸 1-4174-7	23	2
高島平九丁目	板橋区高島平 9-1-1	16	7
大島九丁目	江東区大島 9-9	9	1

イ 構内営業について

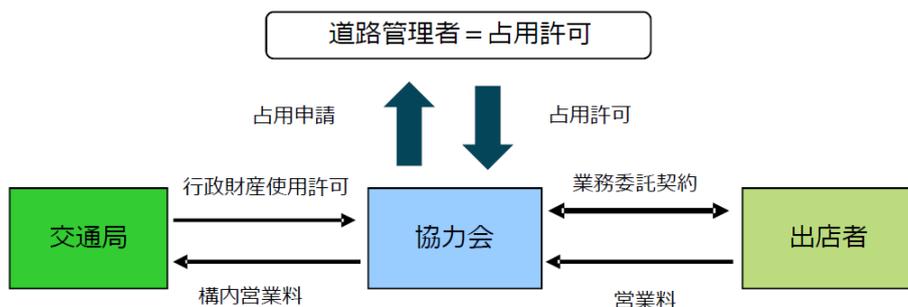
部は、駅構内に店舗や自動販売機などを設置し、駅利用者の利便性向上を図るとともに、構内営業料収入を得ている。構内営業については、図 2 のとおり、協力会が、部から行政財産の使用許可を得た上で、店舗の営業に関する業務を各出店者に委託する形としている。

各出店者は、事前の取り決めによる営業料を協力会に支払い、部はその一部を協力会から構内営業料として収入する。また、地下鉄駅構内で店舗営業をする際は、道路管理者の占用許可を得る必要があり、占用期間中は年額による道路占用料の支払いが生じるため、協力会は出店者から占用料相当額を受領し、道路管理者に支払っている。

部は、月 1 回の定例会等により、協力会と相互に情報交換を行い、店舗運営に係る方針や対応を調整しながら事業を進めている。

そこで、店舗の運営状況について確認したところ、次の状況が認められた。

(図 2) 構内営業事業の仕組み



(出典：局提供資料)

(ア) 専門店舗について

部は、協力会に対し、都営地下鉄全106駅のうち22駅38か所で、物販店や軽飲食店などの専門店舗区画の使用許可を行っている。

そこで、店舗の営業状況を確認したところ、表14について、監査日（令和7年4月22日）現在、店舗が設置されていないにもかかわらず、交通局ホームページの構内店舗案内からリンク付けされている協力会ホームページでは、「現在、出店の公募は行っていない」と掲載されている。

このことについて、部は、協力会によるテナント誘致活動により事業者と事前交渉をし、出店する業態ごとに公募条件の整理を行った上で公募を行っており、事前交渉が整わない状況が続いているとしている。また、コロナ禍以降の地下鉄乗降客の減少や地下鉄駅構内で店舗営業をする際に必要な道路占用料の値上げ等により、事業者の出店意欲が乏しい状況も影響していると分析している。

しかしながら、その結果、店舗の閉店日から最大で3年以上の間、閉鎖された状態となっていることは、駅利用者の利便性、駅の魅力向上や賑わいの創出の観点はもちろんのこと、構内営業料収入の確保の観点からも望ましくない。また、道路占用料は、占用許可を受けた協力会が支払うものであり、店舗の営業がなくとも支払が必要なため、閉店期間中は協力会にとって不経済な状況となっている。

なお、令和6年度に契約が決まった店舗を見ても、表15のとおり、前店舗の閉店から3年以上閉店となっていた区画があるなど閉店期間が長期に及んでいる。

部は、協力会によるテナント誘致活動と並行して、空き店舗の状況をホームページで広く公表すること等による出店需要の発掘に努めるなど、閉店期間を最小限とするためのあらゆる取組を協力会と連携して進めることが望まれる。

(交通局)

(表14) 監査日現在店舗等が設置されていない区画

(単位：㎡、円)

路線	駅名	前店舗	面積	前店舗閉店日	道路占用料 (年額)	備考
新宿線	市ヶ谷	コンビニエンスストア	77.13	令和4.2.14	4,680,000	令和7年6月 契約予定
浅草線	浅草橋	パン屋	96.23	令和4.3.15	999,420	
浅草線	浅草橋	そば屋	45.62	令和4.8.31	490,998	
三田線	大手町	売店	6.47	令和5.12.29	871,039	
新宿線	篠崎	時計修理店	9.70	令和6.12.13	なし	
浅草線	新橋	洋菓子店	6.13	令和7.2.28	185,248	

(表 15) 令和 6 年度開店店舗のうち閉店期間が 1 年以上のもの

(単位：㎡)

路線	駅名	店舗	面積	前店舗閉店日	開店日	閉店期間
三田線	大手町	靴修理店	10.71	令和 3. 3. 31	令和 6. 8. 19	3 年 4 か月
三田線	神保町	パン屋	21.73	令和 4. 10. 20	令和 6. 6. 25	1 年 8 か月

(イ) 催事店舗について

部は、協力会に対し、都営地下鉄全 106 駅のうち 8 駅 9 か所で、週替わりのワゴン販売を行う催事店舗用の区画（1 区画約 5 ㎡）の使用許可を行っている。催事店舗についての道路占用料は、複数の出店者が週替わりで出店するため、協力会が一括負担している。

そこで、催事店舗の営業状況を確認したところ、表 16 のとおり、出店のない期間が生じているが、交通局ホームページの構内店舗案内からリンク付けされている協力会ホームページでは、「現在、事業者を随時募集」と掲載されているものの、そのリンク先では、「出店の公募は行っていない」と掲載されており、公募しているとは言えない状況であった。

出店のない期間が生じていることは、収益が最大化できていないこととなる。

また、出店予定表や出店者の紹介ページを作成しているものの、イメージ写真の掲載がない出店者が複数あり、十分な宣伝も行われていない。

催事店舗は、出店に当たって設備改修等が不要であり、通勤通学で駅を利用する多くの人々へ幅広く自社商品を PR する機会となるため、活用次第で沿線企業の支援や中小企業の振興等の社会貢献にもつながる。他自治体の地下鉄ではイベントスペースとして、時間貸し等の手軽な単位での随時募集により活用を呼び掛けている例もあり、部は、協力会と連携して、分かりやすく効果的に催事店舗区画の出店者公募を実施する等、催事店舗用の区画の十分な活用を進めるべきである。

また、各種点検口を塞がない場所等、駅利用者や地下鉄事業の支障にならない範囲での設置にはなるものの、出店需要によっては、出店区画の拡大についても検討の余地がある。

部は、出店者の公募を工夫することにより、駅の賑わいを創出するとともに収益の確保を図っていくことが望まれる。

(交通局)

(表 16) 催事店舗用区画における令和 7 年 3 月 3 1 日から同年 5 月 4 日までの出店予定表

路線	駅名	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	5 週目
新宿線	新宿三丁目 (平場)	和菓子 A	和菓子 B	脱毛 A	和菓子 A	地方名産品
	新宿三丁目 (店舗)	ワッフル	マカロン	シフォン ケーキ	プリン B	和菓子 A
	市ヶ谷		脱毛 A	脱毛 B	地方名産品	
	小川町		地方名産品		脱毛 A	地方名産品
	馬喰横山	和菓子 C	脱毛 B	地方名産品	和菓子 B	脱毛 A
	船堀	食料品等	食料品等	食料品等	食料品等	食料品等
大江戸線	上野御徒町	地方名産品	和菓子 C	和菓子 C	地方名産品	
	月島	和菓子 D	和菓子 A	プリン A	和菓子 D	和菓子 C
	中野坂上	地方名産品	地方名産品	プリン B	和菓子 C	

(注) 斜線は 1 週間出店なし、網掛けは 1 週間のうち 1～4 日の空き日がある。

1 重点監査事項

「施設維持管理等におけるデジタル技術の活用について」

【選定理由】

局は、「東京水道長期戦略構想 2020」に掲げた施設の効率的な維持管理に対応した将来像を実現するため、令和3年度から令和7年度までの間に取り組む事業などを明らかにした中期経営計画「東京水道経営プラン 2021」を令和3年3月に策定した。この計画では、水道水源林や貯水施設、浄水場、送配水管など膨大な施設の整備や維持管理に当たり、飛躍的に進歩している ICT や AI などのデジタル技術を積極的に導入することにより、強靱で持続可能な水道システムを構築し、水道サービスの質を向上していく必要があるとしている。

1 AI を活用した薬品注入に係る運転管理のサポート

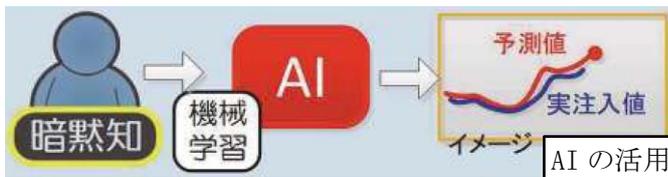
従来、浄水処理における薬品の注入率や注入率変更のタイミングは、原水水質などの変動に応じ、水質試験結果に加えて、職員の暗黙知に基づき決定していたが、熟練職員による薬品注入実績を学習させた AI を活用した運転管理サポート技術で、経験の浅い職員による薬品注入業務を支援している。

2 ドローンによる点検

従来、浄水場におけるコンクリート構造物の点検は足場を組んだ上で作業員が目視で行っていた。ドローンを用いて撮影されたデジタル画像を解析することにより目視点検と同等の水準でコンクリート構造物のひび割れ等について把握するなど、効率的に管理が行えるようにしていく。

また、デジタル技術を活用した実践的な研修のほか、様々な事故を想定した訓練を行い、不測の事態に対応できる人材を育成していく。

以上のことから、施設維持管理におけるデジタル技術の活用を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。



【着眼点】

- ① デジタル技術の活用にあたり、契約は適正に行われているか（合規性）
- ② 導入したデジタル技術は計画で目標としている水準に達し、十分に活用されているか（有効性）
- ③ 非常時等を含め対応可能な人材育成を念頭に置いてデジタル技術の活用を行っているか（有効性）

【結果の概要】

局は、水道水源林や貯水施設、浄水場、給水所、送配水管など膨大な施設の維持管理をしており、効率的な事業運営を進めるため、浄水場等の施設管理において「AI を活用した薬品注入に係る運転管理のサポート（以下「AI を活用した薬品注入支援」という。）」や「ドローンによる点検」を段階的に進めている。

また、局は平成 17 年に研修・開発センターを設置し、職員やグループ企業従業員への研修・訓練及び各種水道メータや水圧監視システムなどの研究開発に取り組んでいる。

そこで、着眼点①及び②について、「AI を活用した薬品注入支援」、「ドローンによる点検」の順にまとめて記述し、着眼点③に関しては、これら 2 項目に加え研修・開発センターが行うその他の「デジタル技術を活用した研修・訓練」について記述する。

① デジタル技術の活用に当たり、契約は適正に行われているか

② 導入したデジタル技術は計画で目標としている水準に達し、十分に活用されているか

(1) AI を活用した薬品注入支援について

浄水場では、都民の飲用にも適する水質を確保するため、河川から取水した原水に対し、浄水処理の一環として浄水場内の急速かくはん池へ流入する直前に PAC（ポリ塩化アルミニウム＝凝集剤のこと）などの薬品を注入している。

この薬品注入は、原水の濁度、水温、pH 等の客観的な数値に加え、過去の急激な河川増水時における水質変動についての職員の経験則（暗黙知）に基づき、注入率や注入率変更のタイミングの判断が行われており、経験の浅い職員には、この判断が難しいものとなっている。

このため、薬品注入における判断については、マニュアル化が難しく、技能の習得及び継承に課題があった。

そこで、浄水場で浄水処理に当たる経験の浅い職員を支援するため、数ある薬品のうち、AI に熟練職員による PAC の薬品注入実績を学習させ、急速かくはん池に入る流量に対する薬品の注入量を示す薬品注入率の予測値をシステム端末に表示する薬品注入管理支援システムを整備し、後述のとおり三園浄水場で令和 5 年度から運用を開始している。

なお、三園浄水場を選定対象とした理由は、以下のとおりである。

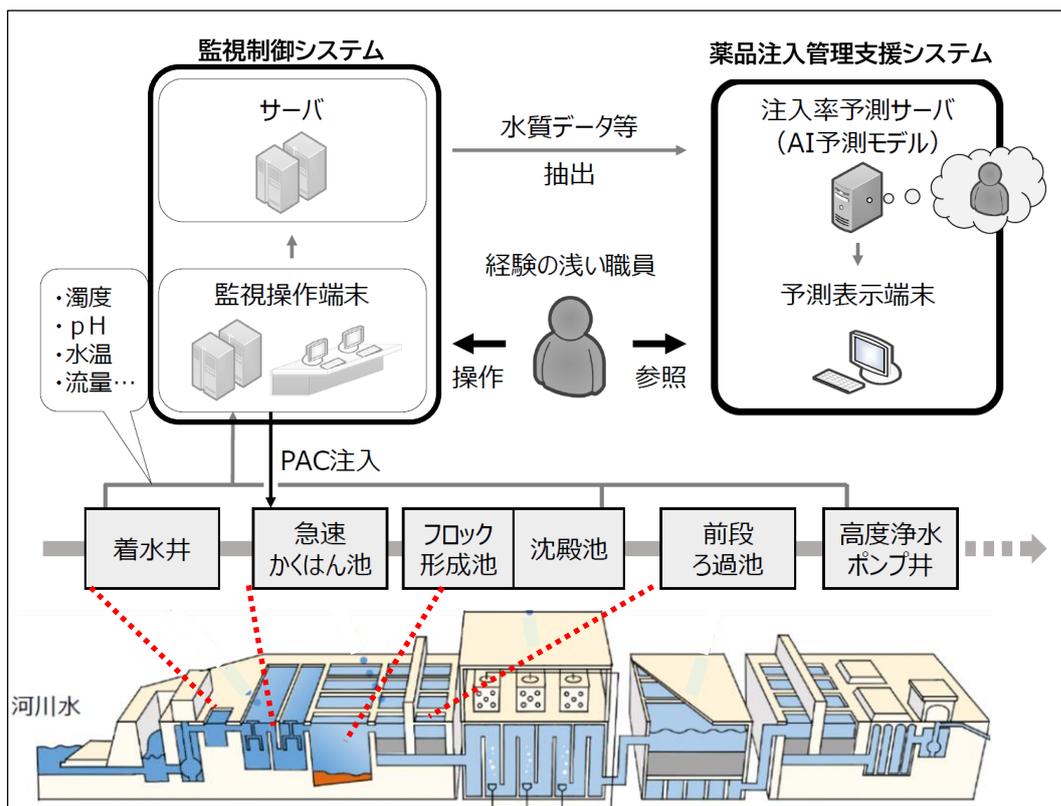
ア 他浄水場のように複数の水源から取水している施設ではなく、比較的施設構成が単純で検証がしやすいこと

イ 上流の朝霞浄水場の水質計器により、事前に水質が把握できること

ところで、薬品注入管理支援システムは、図 1 のとおり、監視制御システムから抽出した水質データ等を用いて AI が注入率を予測し、その結果をシステム端末に表示し、職員がこれを参照する仕組みとなっている。

具体的には、過去から蓄積した水量、水質、注入率等のデータに基づき AI 予測モデルにより 2 時間先までの薬品の注入率を予測・表示するとともに、並行して、過去の急激な河川水量変動時などの注入実績や水質データを探索・表示し、PAC 注入の判断材料を提供している。

(図1) PAC注入における薬品注入管理支援システム (イメージ)



薬品注入管理支援システムは、三園浄水場にて令和4年度の試験運用を経た後、令和5年度からは監視制御システムから抽出した水質データ等を用いてAIが注入率を予測し、その結果をシステム端末に表示する「ガイダンス機能」に基づき運用を開始した。

三園浄水場



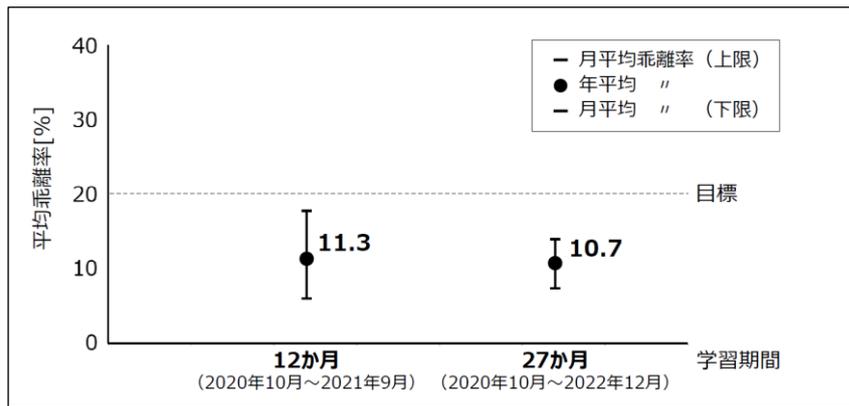
三園浄水場では、このガイダンス機能に基づき、AIの支援による予測注入率などを業務端末に表示することにより、経験の浅い職員であっても熟練職員の暗黙知に依存せずに安定した薬品注入を行うことが可能となっている。

また、このAI予測モデルを精度の面から見ると、図2のとおり学習期間が27か月となるAI予測モデルは学習期間が12か月のそれと比べ、月平均乖離率(注)が11.3%から10.7%に縮小しており、予測精度が向上していることが認められる。

さらに、降雨により原水の濁度が上昇した際の精度についても、熟練職員の注入率とAI予測モデルの注入率との間に大きな差異がなかったことから、経験の浅い職員であってもAI予測モデルを活用すれば、薬品注入の判断をすることが可能となっている。

(注) 熟練職員の注入率とAI予測モデルの注入率との差を示すもので、目標は20%以下

(図2) 予測精度と学習期間の関係



局は、この薬品注入管理支援システムの保守については、AI 予測モデルの精度向上のための学習を含む業務を委託によって行っている。

この委託は、特命随意契約により行われており、特命理由の妥当性や委託の仕様が目的に合致しているかなどの観点から確認したところ、指摘に該当する事実は認められなかった。

また、この薬品注入管理支援システムは、不正アクセス等のサイバー攻撃による浄水処理の事故等を確実に防止する必要があることから、局は、受託者に対し、ウイルス攻撃等に対する安全対策やセキュリティ管理区域への入退出管理などの事項について安全管理措置を講じることを求め、その履行を確認することとしている。

そこで、局による安全管理措置状況や従事者に対する研修実施状況の確認について、安全管理措置に係る報告書やサイバーセキュリティ確認票等の書類を見たところ、局が所要の対応を行っていることを確認した。

以上のとおり、局が、限られた人的資源の下で、AI を計画的かつ段階的に活用することにより、リモートで管理できる浄水場を目指して、取り組んでいることを確認した。

今後は、その他の浄水場における薬品注入管理支援システムの導入に向け、令和5年度に策定した方針に基づき検討を進めていくとしている。

(2) ドローンによる点検について

局は、コンクリート構造物の予防保全型管理に取り組み、施設の長寿命化を図るため、浄水場や給水所等で水道施設点検要領（令和6年6月）に基づき、表1のとおり日常点検、簡易点検及びドローンを活用した詳細点検を実施している。

(表 1) 区部の浄水場や給水所等のコンクリート構造物に係る各種点検

種類	点検内容	頻度
日常点検	随時巡回を行い、施設外観の異常を目視により確認	随時
簡易点検	<ul style="list-style-type: none"> 施設を停止せずに、施設外面・内面の目視可能な範囲を点検 コンクリートのひび割れ・剥離等の変状を簡易的に調査 施設停止を伴う作業時にも目視による点検を実施 	1年に1回
詳細点検	<ul style="list-style-type: none"> 施設を停止した上で、内面を点検し、劣化を定量的に調査 コンクリートのひび割れ、浮き・剥離、漏水等の変状を詳細に調査 コンクリート試験を実施 	20年程度に1回

詳細点検では、コンクリートのひび割れ、浮き・剥離、漏水等の変状を詳細に把握するため、目視調査、コンクリート試験を実施している。

このうち、目視調査については、画像解析による詳細目視調査を原則としている。

画像解析では、壁面等のデジタル画像からひび割れ等を検出するとともに、クラックゲージが内蔵されたノンプリズム光波測量器を利用し、ひび割れ幅等を測定している。

デジタル画像の取得については、一度に広範囲にわたって高画質の画像撮影が可能となる一眼レフカメラ等の固定カメラを用いることを基本としているが、十分な画角を確保できない高所部や、柱・梁といった構造物の死角部では、図3のとおり、ドローンを用いている。

(図 3) ドローンによるデジタル画像の取得

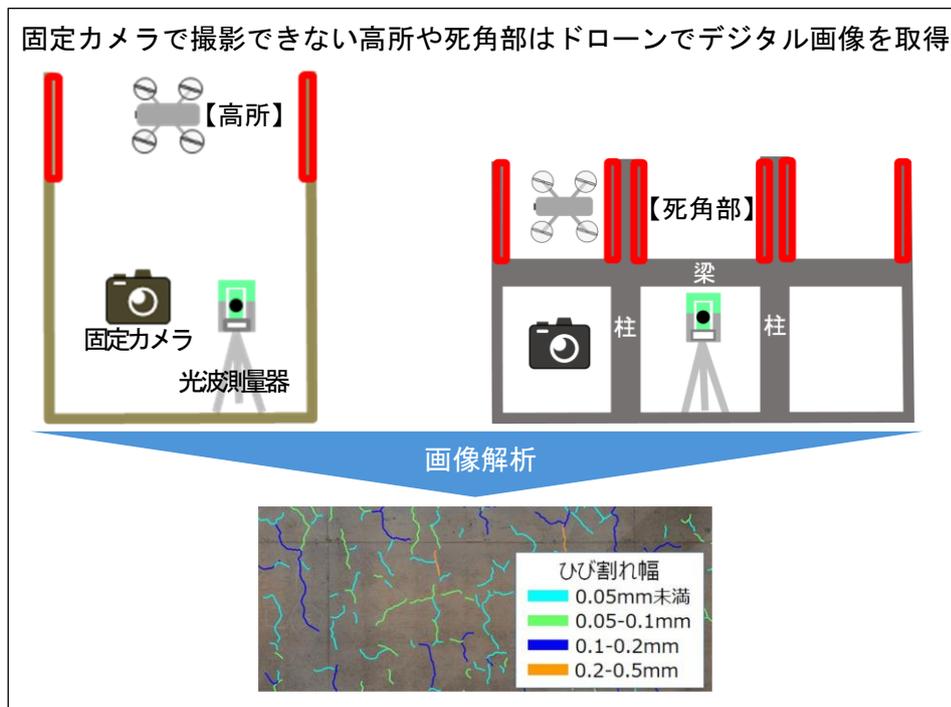


表1で示した詳細点検のうち目視調査は、従来は人が目視することで点検していたが、局は、デジタル画像を用いた画像解析導入についての検討を重ね、令和4年度にこれを導入し、令和6年6月の水道施設点検要領の改訂では、目視調査においてデジタル画像解析を活用することを原則とした。

また、高所や構造物が支障となり死角となる部分など固定カメラでは撮影できない箇所については、ドローンを活用することとした。

これにより、詳細点検のための足場等の仮設物を構築する手間が減り、施設の一時停止期間を短縮することも可能となった。



コンクリート構造物の詳細点検に係る契約は、表2のとおり4件あり、このうちドローンによる点検を行ったものは2件であった。

このうち、ドローンが使用された契約については、高所部や死角部をもたらす排水トラフ（排水溝のこと）があり、固定カメラではデジタル画像の取得が困難な部分について、ドローンの使用が特記仕様書に明確に定められており、その履行を書面等により確認した。

また、ドローンが使用されていない契約については、ドローンを使用することが経済的又は効率的な状況は認められず、これら4件の契約について指摘に該当する事実は認められなかった。

前述のドローンを活用した2件の契約では、目視のための足場を組まずに済んだことにより、施設の一時停止期間の短縮に貢献したことを確認した。

今後、局は、浄水場等の施設に限らず、峻険なダム of 巨大な壁面など、人による目視点検が難しい箇所についてドローンを活用していくことを検討している。

(表2) コンクリート構造物の詳細点検に係る契約

区 分	契約件数 (件)	抽出件数 (件)	抽出率 (%)
コンクリート構造物の点検 (注1)	4	4	100
ドローンによる点検 (注2)	2	2	100

(注1) 浄水場は東村山・朝霞・三園で、給水所は本郷・第一板橋・上池台

(注2) 浄水場は三園で、給水所は本郷・第一板橋・上池台

③ 非常時等を含め対応可能な人材育成を念頭においてデジタル技術の活用を行っているか

政策連携団体への業務委託の拡大により、知識や技術の一部が局外に蓄積されるようになるとともに、経験豊富な熟練職員の多くが退職しており、局においては、「業務経験に基づく知識や技術」や「事故や震災時等における対応力」の継承による、次世代の熟練職員の育成が課題となっている。

(1) AI を活用した薬品注入支援について

昨今の気候変動に伴い無降水日の増加による pH の変動や局地的豪雨による急激な濁度の上昇など、原水水質を巡る環境は大きく変化しており、現状の AI 予測モデルは急激な濁度上昇のようなイレギュラーな水質変化時の学習データが少ないため、予測精度にばらつきが生じる可能性がある。

局は、今後も急激な濁度上昇の水質データや、こうした場合における熟練職員の対応力に基づく薬品注入実績を AI に学習させて、AI 予測モデルの精度を高めることで、経験の浅い職員を支援するシステムとして活用していくこととしている。

(2) ドローンによる点検について

局は、点検に従事する職員が共通して使用する「水道施設点検要領」において、ドローンを効果的に活用できる場合として、人間が近づけない場所や足場を組む必要のある高所部、死角部といった具体例を挙げて、ドローン活用の考え方を明確化した。当該要領を指針とすることで、実務経験の浅い職員でも、コンクリート構造物内面の劣化調査を設計する際に、ドローンの効果的な活用について判断が可能となる。

これにより、コンクリート構造物詳細点検業務の効率化を図っている。

(3) デジタル技術を活用した研修・訓練について

研修・開発センターでは、危機管理・事故対応能力の向上を目的に、センターで開発した VR（バーチャル・リアリティ）シナリオに基づく実践的な研修・訓練を行っている。

具体的には、振動や電気刺激等を体感できる機器や 3D 画像による VR 機器を組み合わせ、高所作業における落下事故や電気点検時の感電などを再現し、安全管理の手順を誤った場合の落下や感電といった事故を疑似体験させることで、職員の危険回避能力や現場の安全の確保につなげている。



【監査委員からの所見】

以上のように局は、熟練職員の確保に課題がある中、薬品注入業務では薬品注入管理支援システムを活用するとともに、事故対応のために VR 機器を用いた訓練を行うなど、業務の DX 推進に計画的に取り組んでいることを確認した。

一方、薬品注入業務における注入率の決定など最後の判断を下すのは職員であることから明らかなように、局は、薬品注入業務や点検などの施設維持管理について、実務を通じての継続的な技術承継により、東京都の水道を支える次世代の熟練職員を着実に育成していく必要がある。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(支出)

(1) 草刈等作業委託契約に係る作業指示及び完了検査を適正に行うとともに、受託者及び会社を指導すべきもの

多摩地区の各給水管理事務所又は各給水事務所（以下「所」という。）は、所管する浄水所等の草刈や樹木せん定等を行うため、表1の契約を締結している。

また、多摩水道改革推進本部調整部は、東京水道株式会社（以下「会社」という。）と表2の契約を締結し、表1の契約の監理業務を行わせている。この監理業務では、所が行う作業指示に伴う業務として、会社が作成した「作業指示書案」を所が承認し、承認された作業指示書を会社が受託者に交付することとなっている。また、受託者による履行完了後、所が行う履行確認に先立ち、会社は作業内容の写真確認又は現地確認を行うこととなっている。

ところで、表1の各契約について写真帳等で履行状況を確認したところ、次のように作業指示及び完了検査が適正に行われていない事例が表3のとおり認められた。

ア 項番1の契約により行われた第1回目の作業のうち、つる草除去について、「作業指示書」及び「作業完了報告書」には、単価の高い篠竹類の伐採として工種が計上されているにもかかわらず、実際には単価の低いつる草を除去している。この結果、監査日（令和7年1月17日）現在、表3のとおり、17万2,418円が過大支出となっている。

イ 項番2の契約により行われた第1回目の作業のうち、刈込物手入（機械）について、「作業指示書」及び「作業完了報告書」には、単価の低い高さ99cm以下として工種が計上されているにもかかわらず、実際には単価の高い高さ160cmの刈込を行っている。この結果、監査日（令和7年1月17日）現在、表3のとおり、5万3,482円が支払われていない。

ウ 項番3の契約により行われた第1回目の作業のうち、傾斜地の草刈について、作業員の安全から手刈で行うよう指示しているが、機械により行われており、「作業指示書」のとおり履行されていない。この結果、監査日（令和7年1月17日）現在、表3のとおり、189円が過大支出となっている。

このような状況は、会社に委託している監理業務において、まず確認され是正されるべきものである。しかしながら、所は、会社が作成した監理業務に係る「作業指示書案」を十分確認しないまま承認し、作業指示を行っている。また、会社による作業内容の確認も適切に行われていないと認められる。

所は、草刈等作業委託契約に係る作業指示及び完了検査を適正に行うとともに、受託者を適切に指導されたい。

部は、監理業務について会社を適切に指導されたい。

（水道局）

(表1) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	推定総金額	所管事務所
1	小川給水所外 99 か所草刈及び 樹木せん定作業等委託単価契約	令和 6. 4. 1～ 令和 7. 3. 31	25, 690, 020	立川給水管理事務所
2	上北台給水所外 54 か所草刈及び 樹木せん定作業等委託単価契約	令和 6. 4. 1～ 令和 7. 3. 31	15, 047, 087	立川給水管理事務所
3	乙津浄水所外 95 か所草刈及び 樹木せん定作業等委託単価契約	令和 6. 4. 1～ 令和 7. 3. 31	39, 599, 661	あきる野給水事務所

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和 6 年度多摩地区水道 施設運転管理等業務委託	令和 6. 4. 1～令和 7. 3. 31	2, 545, 447, 300	東京水道株式会社

(表3) 事例アからウまでに係る影響金額

(単位：円)

事例	契約の項番	作業内容	誤(A)	正(B)	差額(A-B)
ア	1	つる草除去	219, 888. 9	47, 470. 5	172, 418. 4
イ	2	刈込物手入(機械)	34, 056. 0	87, 538. 0	△ 53, 482. 0
ウ	3	草刈(人力)	27, 623. 2	27, 434. 0	189. 2

(注) 差額については、監査後に受注者と協議し、精算済みである。

(支出)

(2) 単価契約工事に係る検査を適正に行うとともに、会社に対して適切に指導すべきもの

多摩水道改革推進本部調整部は、多摩地区における漏水修理、損傷事故復旧・修理、制水弁・消火栓等の補修整備、その他水道施設の維持補修工事等を行わせるため、表4の契約を106の受注者と締結している。各受注者は、履行区域を所管する給水管理事務所又は給水事務所(以下「所」という。)の監督員等の指示により施工することとなっている。

また、所は施工後、受注者から提出される工種、数量、適用単価等が記載された「工事施行確認願」等工事関係書類により、検査を実施している。

あきる野給水事務所で、表6の単価契約工事について見たところ、次の状況が認められた。

ア 項番1は、試験掘工事及び本復旧工事である。この工事関係書類を確認したところ、道路使用許可申請書を3回作成しているが、「工事施行確認願」に当該工種単価である官公署手続(道路使用許可申請)3件の計上が漏れているにもかかわらず、所は検査完了としており、適正でない。この結果、監査日(令和7年1月17日)現在、表6のとおり、6万6,607円が支払われていない。

イ 項番2は、消火栓室取替工事後の本復旧工事である。施工に当たっては、表5の契約に基づき東京水道株式会社(以下「会社」という。)が監理員として指示することとなっており、施工後は、会社で当該工事関係書類を確認した後、所に提出することとなっている。

この工事関係書類を確認したところ、官公署手続(占用許可申請書作成小規模)1件の工種単価が「工事施行確認願」に計上されていた。そこで、道路占用許可申請書等を確認したところ、工事の期間が令和6年3月11日(令和5年度)から同年5月31日(令和6年度)で許可されており、昨年度同一受注者が同一履行場所で施工した消火栓室取替の単価契約工事の際、既に支出済みであることが認められた。しかしながら、会社及び所は昨年度に支出済みであることに気づかないまま、検査完了としており、適正でない。この結果、監査日(令和7年1月17日)現在、表6のとおり、1万4,748円が過大支出となっている。

所は、単価契約工事に係る検査を適正に行われたい。

また、イに関しては施工監理を会社に委託している案件であることから、部は、会社に対して適切に指導されたい。

(水道局)

(表4) 契約の概要

契約件名	契約期間
多摩水道緊急工事請負単価契約	令和6.4.1~令和7.3.31

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和6年度多摩地区水道施設 管理業務委託	令和6.4.1～ 令和7.3.31	4,606,910,000	東京水道株式会社

(注) 会社が単価契約施工監理を委託している範囲は、次のとおりである。

- ① 送水管及び導水管（いずれも内径400mm未満、附属施設含む。）
- ② 配水小管（本管出第一バルブより下流側（本管出第一バルブを除く。））（附属施設、小規模応急給水槽への流出入管を含む。）
- ③ 配水本管及び内径400mm以上の導・送水管（多摩水道改革推進本部管理）の附属施設のうち道路管理者工事に伴う鉄蓋工事（配水小管の鉄蓋工事の有無にかかわらず、本管弁類の撤去復旧が伴わない場合）

(表6) 単価契約工事の誤りの状況

(単位：円)

項番	工事内容	(誤) (A)	(正) (B)	差額(A-B)
1	試験掘	7,675,400	7,742,007	△ 66,607
2	消火栓蓋取替高低整理消火栓室補修	460,432	445,684	14,748

(注) 差額については、監査後に受注者と協議し、精算済みである。

(その他)

(3) 水道料金・下水道料金減額申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行うべきもの

局は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、局における保有個人情報の適正な管理について、「東京都水道局個人情報取扱事務要領」（平成17年4月1日付）及び「東京都水道局保有個人情報の安全管理に関する基準」（令和5年4月1日付。以下「安全管理基準」という。）を定めている。

この安全管理基準では、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失等が発生した場合の事故対応について、表7のとおり定めている。

また、局は、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）及び東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）により、社会福祉施設について、社会福祉施設事業者（以下「事業者」という。）の申請に基づき水道料金・下水道料金の減額を行っている。

ア 練馬営業所において、社会福祉施設についての「水道料金・下水道料金減額申請書（以下「申請書」という。）」を確認したところ、所は、監査日（令和7年1月22日）現在、事業者が提出した申請書のうち表8のAからDの4件（注）を紛失しており、サービス推進部業務課（以下「業務課」という。）の指示により所で申請書を作成していることが認められた。

所は、令和5年11月頃に減免適用者リストと申請書の突合を行った際、申請書の紛失を把握している。これは、事業者の代表者名を記載した個人情報を含む公文書の紛失であり、所はそれを把握した時点で、個人情報管理責任者（本件の場合は練馬営業所長）は、事故報告することとされている個人情報保護責任者（本件の場合は北部支所長）及びサービス推進部サービス推進課長に対し、安全管理基準に基づき直ちに事実関係を調査の上で報告する必要がある。また、個人情報管理責任者は代表者個人への対応、被害拡大防止等の適切な措置を講じることとなっている。

しかしながら、監査日現在においてもこれらの事故対応を行っておらず、適正でない。

また、当該申請書は本来事業者が作成するものであり、申請書を紛失した場合には、所は、事業者にその事実の連絡及び再度作成の依頼を速やかに行うべきところ、令和6年5月23日に部の指示により事業者に連絡することなく申請書を作成したのは適正でない。

イ 業務課が令和6年5月23日に実施した営業所訪問指導時の対応についても、以下の問題点が認められた。

業務課は、訪問指導時に所における申請書の紛失について把握したが、安全管理基準に定める事故対応状況の確認を行っていない。また、業務課からサービス推進課への情報提供もしていない。

さらに、業務課は、紛失後の対応に当たり、申請書の作成は事業者が行うべきものであり、改めて事業者に連絡・依頼して再度作成してもらうよう所を指導すべきところ、所に申請書を作成するよう指示したのは適正でない。

所は、申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行われたい。

部は、申請書の紛失に係る事故対応等について、所を適正に指導されたい。

(水道局)

(注) このうちCについては、所内の検索により令和7年2月13日に発見している。

(表7) 安全管理基準における事故対応の定め

<p>第6 管理体制・個人情報管理責任者の役割</p> <p>個人情報管理責任者は、以下の安全管理の基準に基づき、保有個人情報の保護について 厳重、適正な管理を行う。</p>	
(事故対応)	
(5) 職員は、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失若しくは不適正な持ち出し(中略)若しくはその他保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生した場合又は発生のおそれがある事象を把握した場合には、直ちに個人情報管理責任者(課等の長であり、本件の場合には練馬営業所長)に報告する。	
(6) 個人情報管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事実関係を調査した上で、部(所)及び局における個人情報保護責任者(部等の長であり、本件の場合には北部支所長)及びサービス推進部サービス推進課長に報告するとともに、事故の対象となった保有個人情報の本人への対応及び事案の公表等の被害の拡大を防止するための適切な措置を講じる。	
(7) 略	
(8) 個人情報管理責任者は、第6(6)の措置を講じた後、速やかに事故の原因を調査して再発防止対策を講じるとともに、必要に応じて、これらの内容について部(所)及び局における個人情報保護責任者に報告する。なお、事案の内容、影響等に応じて、その後の経過及び再発防止策等を公表する。	

(表8) 申請書の紛失・作成の状況について

事業者名	減免適用 年月日	紛失 年月日	事業者による再度の作成	備考
A	平成 8. 7. 9	不明	なし	
B	平成 21. 11. 1	不明	なし	
C	平成 28. 3. 16	不明	なし	令和 7. 2. 13 発見
D	令和 3. 4. 21	不明	なし	

下 水 道 局

1 重点監査事項

「区部下水道管路施設における安全・安心対策について」

【選定理由】

局は、「経営計画2021」において、維持管理の充実を掲げ、下水道管を適切に維持管理し、将来にわたる安定的な流下機能の確保と下水道管に起因した事故防止に取り組むとしている。また、主な取組として、計画的な点検・調査の実施、清掃、補修による流下機能の確保と事故防止対策の強化を掲げている。

下水道管路施設の維持管理が適切に行われない場合、取付管の破損などに起因する道路陥没やマンホール蓋の摩耗による滑り事故などの危険があり、こうした危険を未然に防ぐことは、都民の安全を守り、安心して快適な生活を支える上で重要である。

局は、管理延長が1万6千Kmにも及ぶ区部の下水道管路施設の維持管理に当たり、点検、テレビカメラ等による管路内調査、補修等の作業は民間事業者へ業務委託しており、点検、補修等作業の監督補助業務及び施設の巡視業務等を東京都下水道サービス株式会社に委託している。

なお、区部下水道は、平成6年度末に100%普及概成したが、初期に整備した下水道管は老朽化が進んでおり、法定耐用年数（50年）を超えた下水道管の延長は、全体の約23%、今後20年間で約69%に増加する状況にあることから、局は、下水道管の点検や調査により施設の老朽化の程度を把握し、管の補修や、機能増強等も含めた施設更新（再構築）を整備年代別の区域に分け、段階的に行っている。

このように、膨大な下水道管路を計画的に点検しながら、その結果を補修などに反映させていくことにより、下水道管路の損傷等の未然防止が図られている。

以上のことから、民間事業者を活用しながら、局、東京都下水道サービス株式会社が連携して実施している区部下水道管路施設における安全・安心対策について重点監査事項に選定し、事業（維持管理等）が適切に行われているかについて監査する。

<参考写真>



（出典：東京都下水道局「経営計画2021」）

【着眼点】

- ① 業務委託に係る発注・施行・履行確認は適正に行われているか（合規性、経済性）
- ② 施設の点検調査は計画的に行われ、その結果を維持補修等に活かしているか（経済性、効率性、有効性）
- ③ 通報、苦情を踏まえ、施設の補修や清掃、臭気対策などが迅速・的確に行われているか（効率性、有効性）

【結果の概要】

1 業務委託について

(1) 区部下水道事業の仕組みについて

公共下水道事業は、原則として市町村事務とされているが、東京都の23区については、行政の一体性を確保する観点から、都が「市」の立場で事業を行っている。

下水道管の整備方式としては、家庭や事業場から排出する汚水と雨水とを合わせて同一の下水道管で集める合流式と汚水と雨水をそれぞれ別の下水道管で集める分流式があり、区部公共下水道におけるその割合は、合流式が約8割、分流式が約2割となっている。

公共下水道施設は、家庭や事業場からの汚水や雨水を受ける公共汚水ますから下水道管路、水処理施設である水再生センター施設等からなり、局は、これら施設の維持管理及び建設改良を行っている。

また、下水道管路は、家庭や事業場から下水を集める枝線と枝線から水処理施設に下水を送る幹線とに分類されるが、区部公共下水道では、枝線が約1万5千km、幹線が約1千km、合わせてその延長は約1万6千kmとなっている。

(2) 区部下水道管路維持管理に係る業務委託等について

区部公共下水道管路施設の維持管理は、局が、東京都下水道サービス株式会社（政策連携団体）や民間事業者と連携して行っている。管路維持管理に関する主な契約は表1のとおりであり、これら3件の契約金額の合計は約217億円である。

(表1) 区部管路施設の維持管理に係る主な契約

(単位：円)

項番	件名	内容	受託者	契約期間	契約金額 (推定総金額)
1	下水道管路施設維持管理等業務委託	管路施設の巡視、苦情等処理対応、故障等処理作業、維持補修工事及び保守点検委託などの監督補助等	東京都下水道サービス株式会社 (政策連携団体)	令和6.4.1～ 令和9.3.31	15,759,150,000
2	管路内清掃工並びに故障等処理作業委託	下水道管・人孔・ます、取付管のつまりの解消及びマンホール蓋の段差解消や、道路陥没の応急処理等の緊急作業	A	令和6.4.1～ 令和7.3.31	1,981,674,200
3	管きよ維持補修工事	下水道管の損傷により発生した道路陥没等第三者に被害を及ぼすおそれのある場合等に行う緊急工事	A	令和6.4.1～ 令和7.3.31	3,932,233,800
計					21,673,058,000

これらの契約は、本庁で特命随意契約により契約を締結しており、表1中項番2及び3の契約における、個々の作業指示（発注）、履行確認及び支払事務については、地域を所管する下水道事務所が行っている。

本監査では、これら3件の契約を含めた重点監査事項に係る契約等件数381件のうち129件を抽出（抽出率33.9%）して、契約関係書類や調査報告書、工事写真等により、積算・履行・履行確認の状況などを確認した。

その結果、表1項番3の「管きよ維持補修工事」の契約において、令和5年度に完了している工事を令和6年度の工事として施行通知書を作成して支払を行う等、一部適正でない事務処理が認められたため、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

2 施設の点検調査について

(1) 区部下水道管路の維持管理と更新の位置付けについて

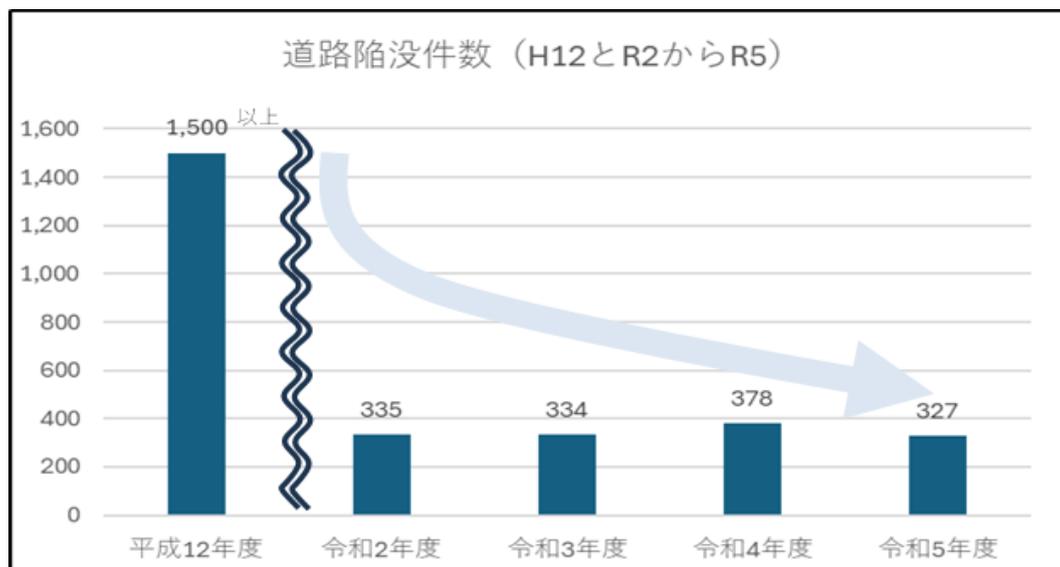
区部公共下水道は、明治17年（1884年）の神田下水の建設に始まり、平成6年度末に普及率が100%概成したことから、その後は、施設の維持管理と、老朽化対策とあわせて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る下水道管の更新（以下「再構築」という。詳細は（5）で後述。）を実施している。特に、高度経済成長期に整備された下水道管は老朽化が進んでおり、法定耐用年数50年を超えた下水道管の延長は、令和5年度末時点で下水道管路全体約1万6千kmのうち約23%となっており、適切な維持管理と計画的な再構築を行う必要がある。

局は、施設の維持管理及び再構築を計画的に実施するため、平成16年度から「東京都下水道事業経営計画」の策定・改定を重ねてきており、現在は2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までを対象とした「経営計画2021」に基づき、各年度の事業を計画的に進めている。

なお、区部における下水道管に起因する道路陥没の状況であるが、表2のとおり、平成12年度には1,500件以上発生していたが、近年は300件程度となっている。

（表2）区部における下水道管に起因する道路陥没の状況

年度	平成12年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数（件）	1,500以上	335	334	378	327



この「経営計画2021」においては、主な取組として下水道施設の維持管理の充実を掲げ、将来に渡る安定的な流下能力の確保と下水道管に起因した事故の防止に取り組むとしている。あわせて、再構築を進めることにより、都民の安全を守るとともに、安心して快適な生活を支えていくこととしている。

(2) 管路施設の点検調査について

管路施設を適切に維持管理するためには、不具合箇所を早期に発見し、必要な補修等の対応を行うことが重要である。

局は、管路施設に起因する事故の防止に加え、計画的な補修・改良工事に活用するため、施設の日常的な巡視とともに、定期的な点検・調査を実施することとしており、その実施頻度を表3のとおり定め、各下水道事務所は、これに基づき年度の実施計画を策定し、計画的な実施及び進捗管理を行っている。

管路内調査は、管内に入り直接目視を行う調査や、図1のとおり、テレビカメラなどの機器を活用した調査を実施している。

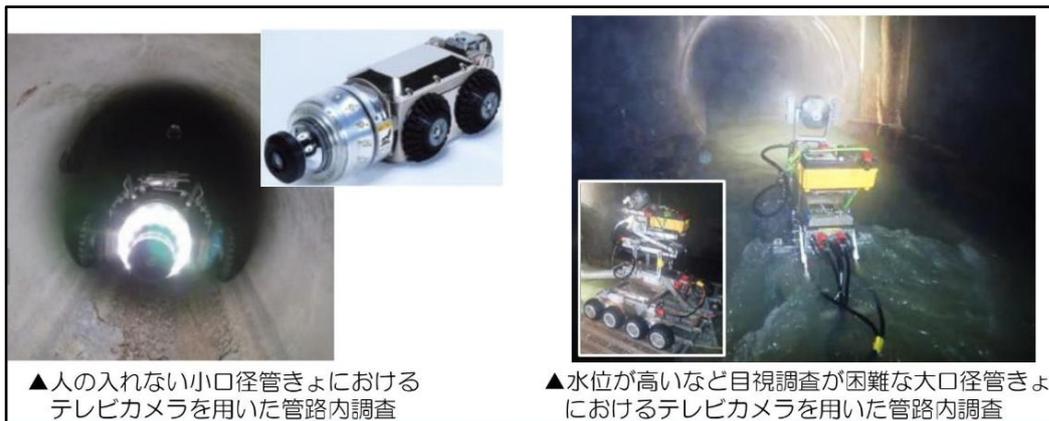
(表3) 施設の巡視、点検及び管路内調査の頻度

対象		巡視・点検・調査の頻度
管路施設の巡視		出張所が管理する区域を年1回以上
管路内調査	腐食するおそれの大きい下水道管(注1)	5年に1回以上
	重要路線(注2)下に埋設された下水道管	国道：5年に1回 都道、軌道下など：10年に1回
	上記以外の下水道管	30年に1回
マンホールポンプ施設 雨水貯留施設		定期点検：雨季(6月～9月)は毎月 総合点検：定期点検に合わせ、年1回

(注1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第5条の12第1項第3号に頻度が規定されている落差・段差の大きい箇所など、多量の硫化水素が発生しやすい箇所のこと

(注2) 国道、都道、軌道などのこと

(図1) 管路内調査の状況



さらに、局では、安全で確実な維持管理を行うため、目視調査困難箇所に対応する飛行や水上走行が可能なドローンの実用化や濁度の高い下水中でも調査が可能な水中ドローンの研究等の技術開発を推進するなど、先端技術を活用した効果的手法の技術開発・導入などを進めている。

(3) 点検調査及び補修工事の実施状況について

局は、管路施設に起因する事故の防止に加え、計画的な補修・改良工事に活用するため、定期的な点検・調査を実施することとしている。

各下水道事務所において実施している令和3年度から令和5年度までの管路内調査の実施実績は、表4のとおりである。

(表4) 管路内調査の実施実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 令和5年度 区部管路延長
管路内調査	656.5 km	859.1 km	814.2 km	16,211 km

また、表4の管路内調査に係る「経営計画2021」で定める下水道管路についての計画的な管路内調査の計画目標値に対する実施状況は、令和6年度末見込みの実績率が約8割程度となっており、令和6年度末で計画期間の8割が経過する中、局は、計画最終年である令和7年度末の実施目標の達成に向け、調査を着実に実施していることを確認した。

各下水道事務所で行う管路内調査については、目視調査やテレビカメラ調査の結果判明した、本管及び取付管の異常の程度を亀裂の長さや腐食の状況等に応じてAランクからCランクに分類した上で、下水道事務所ごとに設けた「管路内調査判定会議」を随時開催し、管路埋設地域の特性や事故発生の可能性などを踏まえ、補修工事による対応とするか、改良工事等による対応とするかを決定している。

このうち、補修等が必要と認められた管路施設については、各下水道事務所において、補修工事を実施している。なお、令和3年度から令和5年度までの補修工事の状況は、表5のとおりである。

(表5) 補修工事の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 令和5年度 施設概況
本管、取付管等の補修延長	45.2 km	42.5 km	41.1 km	16,211 km
維持補修工事(注)	5.5 km	4.5 km	4.5 km	
一般補修工事	39.7 km	38.0 km	36.6 km	
人孔、ますの補修箇所	14,905 か所	14,598 か所	13,763 か所	2,464,699 か所
維持補修工事(注)	2,173 か所	2,252 か所	2,341 か所	
一般補修工事	12,732 か所	12,346 か所	11,422 か所	

(注) 下水道管路の損傷により発生した道路陥没等第三者に被害を及ぼすおそれのある場合などに行う緊急工事のこと

そこで、表1中項番1から3の契約により実施している施設の巡視・点検・調査及び点検結果に基づく施設の補修等の対応状況について見たところ、各下水道事務所は、施設点検等の計画を毎年度適切に定めており、点検結果に基づく補修等を適時実施していることを確認した。

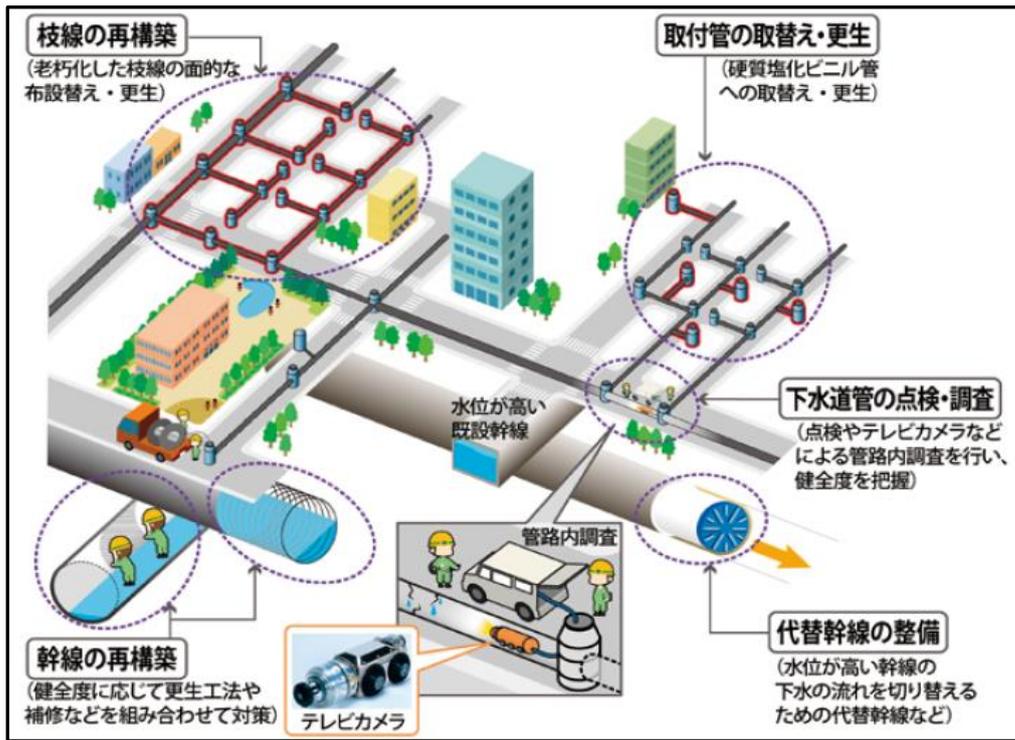
(4) 下水道管路に起因する道路陥没の予防対策の実施状況について

局は、「経営計画2021」において、令和3年度から令和7年度末までの計画期間中に、取付管の取替えや道路を掘らずに内部からリニューアルする更生工法などによる道路陥没予防対策を13万5,000か所で実施するとしている。令和6年度末で計画期間の8割が経過する中、令和6年度末の実施見込みは約8割となっており、局は、計画最終年である令和7年度末の実施目標の達成に向け、道路陥没の予防対策を実施していることを確認した。

(5) 下水道管の再構築について

局は、図2に示すように、取付管の取替えや代替幹線の整備等により、老朽化対策とあわせて雨水排除能力の増強や耐震性の向上等を図る下水道管の再構築を、整備年代の古い都心4処理区（第一期再構築エリア）の枝線から優先的に進めており、第一期再構築エリアの完了目標年度である令和11年度までの目標面積16,300haに対し、再構築が完了した面積は、令和5年度末で、12,193ha、達成率は75%となっており、計画期間の約8割が経過する中、局が、残る令和6年度から令和11年度中の実施目標の達成に向け、再構築事業を実施している。

(図2) 下水道管の再構築イメージ



また、これまでに再構築を推進してきた結果、図3のとおり、第一期再構築エリアの道路陥没件数は、再構築事業開始時の平成7年度と比較し8割以上減少している。

(図3) 第一期再構築エリアでの道路陥没の推移



3 苦情・通報を踏まえた施設の補修・臭気対策等について

(1) 通報、苦情の受付の体制について

下水道管路施設のつまりなどの故障、臭気等の苦情や問い合わせに対する受付は、平日昼間（8時30分から17時15分まで）は、各下水道事務所及び出張所が行い、故障等の処理作業や臭気等の確認及び清掃作業・故障等処理等の出動指示及び履行確認を行っている。

平日夜間・土日・祝日の受付及び清掃作業・故障処理等の出動指示は、「下水道受付センター」で対応を速やかに行った後、各出張所に対応を引継ぎ、各出張所がこれらの履行確認を行っている。

各出張所の業務及び「下水道受付センター」の電話受付業務等は、表1中項番1の「下水道管路施設維持管理等業務委託」により、東京都下水道サービス株式会社に委託している。

また、故障処理作業等の業務は、表1中項番2の「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」により、Aに作業を委託しており、Aは、出張所等からの出動指示を受け、管きよの洗浄、消毒、陥没の仮埋め等を行っている。

(2) 苦情等受付・故障等処理作業の実施状況について

各下水道事務所や出張所、下水道受付センターで受け付けた苦情等やその後の処理対応の経過は、各出張所で受付番号を管理する台帳である「故障等処理受付整理簿」及び個票である「故障等処理受付票」に記録されている。令和5年度の故障処理作業は1,900件程度を実施しており、下水道受付センターからの通報等も含めた受付数の約2割程度である。

そこで、表1中項番1から項番3の業務委託等で実施している、通報、苦情等の受付から故障等の処理、補修工事の状況について見たところ、各下水道事務所及び出張所は、通報、苦情を受けた際には、当日、若しくは翌日には、現場確認を行い、現場確認を踏まえた施設の補修などを速やかに着手している等、通報等を踏まえた施設補修等は迅速、的確に行われていることを確認した。

【監査委員からの所見】

以上のとおり、局は、経営計画に基づく計画的な下水道管路施設の点検調査や、都民からの苦情等に迅速に対応した管路施設の臭気・道路陥没対策などに、政策連携団体や民間事業者と連携しながら、適時に取り組んでいることを確認した。

一方、令和7年1月には、埼玉県内で下水道管路に起因する大規模な道路陥没事故が発生しており、今後、区部公共下水道管路の老朽化の割合が高まるとともに、人材の確保も厳しい状況が見込まれる中、引き続き都民に対し安定的かつ安全な下水道サービスを提供していくことが求められる。

局は、安全で確実な維持管理を行うため、先端技術を活用した効果的な手法の技術開発も進めながら、予防保全を重視した下水道管路の維持管理の取組を、より一層効率的かつ効果的に行っていくことが必要である。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (支出)

(1) 管きょ維持補修工事契約について

施設管理部は、区部公共下水道管路施設について、下水道管の損傷により発生した道路陥没等、第三者に被害を及ぼすおそれのある場合など緊急に補修工事を行う必要がある場合に、各下水道事務所がこれを迅速に行うことができるよう、Aと表1の「管きょ維持補修工事契約（複数単価契約）」を特命随意契約により締結している。

各下水道事務所は、この契約に基づき必要に応じて補修工事の施行通知書をAに発出し、施工指示を行い、指示を受けたAは、所属する組合員の中から工事を施行する会社（以下「施工会社」という。）を選任し、施工会社が補修工事を行う。

指示工事の施工後、施工会社は、実施工事及び実施数量を基に工種別単価により工事金額を計算した工事内訳書を作成し、工事写真とともに下水道事務所に提出して工事の完了を報告している。また、この提出を受けた下水道事務所は、工種や数量と工事写真等を照らし合わせ施工内容及び履行を確認し、完了検査及び支払を行っている。

そこで、この契約により実施された西部第二下水道事務所及び中部下水道事務所における表2の指示工事について見たところ、次の状況が認められた。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
管きょ維持補修工事（複数単価契約）	令和6.4.1～令和7.3.31	3,932,233,800

(表2) 指示工事の概要

(単位：円)

項番	指示工事番号	所管下水道事務所	工事内容	金額	工事实施日	指示日	履行期限
1	練馬1号	西部第二下水道事務所	路面本復旧	2,834,645	R6.3.9～13	R6.4.1	R6.4.15
2	港11号	中部下水道事務所	路面本復旧	126,376	R6.3.25～28	R6.4.16	R6.4.30
3	港39号	中部下水道事務所	人孔上部補修	496,145	R6.7.8、10	R6.7.8	R6.7.22

ア 他企業が行う路面本復旧工事に伴う路面復旧負担金について他企業への支払を適切に行うべきもの

局が行う下水道管路補修等で路面の掘削を伴う工事に近接し、周辺でガス工事施工会社等の他企業も路面の掘削を伴う工事をした場合に、道路管理者やこれら他企業との協議により、下水道管路補修工事箇所の路面は仮復旧として、これを含めて他企業がまとめて路面の本復旧工事を行うことがある。

こうした場合、局は、他企業に対して本復旧に伴う路面復旧工事負担金（以下「負担金」という。）を支払うこととなるが、ガス供給管新設工事との競合に関してのみ、局は、B及びガス工事施工会社6者と「競合工事に伴う道路復旧費の負担方法等に関する協定書」を締結し、局が直接、ガス会社等に負担金を支払っている。

ところで、表2項番1の西部第二下水道事務所の工事では競合するガス関連工事を行った他企業が、表2項番2の中部下水道事務所の工事では競合する建築関連工事を行った他企業が、下水道管路補修工事の箇所を含め、本復旧工事を行うこととなった。

この場合、局は、ガス供給管新設工事との競合の場合と同様、他企業と協定等を締結し、この協定等に基づき、他企業が実施した本復旧に係る負担金を支払う方法を準用すべきであった。

ところが、西部第二下水道事務所及び中部下水道事務所（以下「両所」という。）は、図1のとおり、施工会社に他企業への負担金を支払わせることとし、Aに本復旧の施工指示を行い、他企業が実施した工事について、施工会社が本復旧工事を実施したかのような書類を作成させ、施工会社が本復旧工事を実施したものとして履行確認し、工事代金を支払っている。

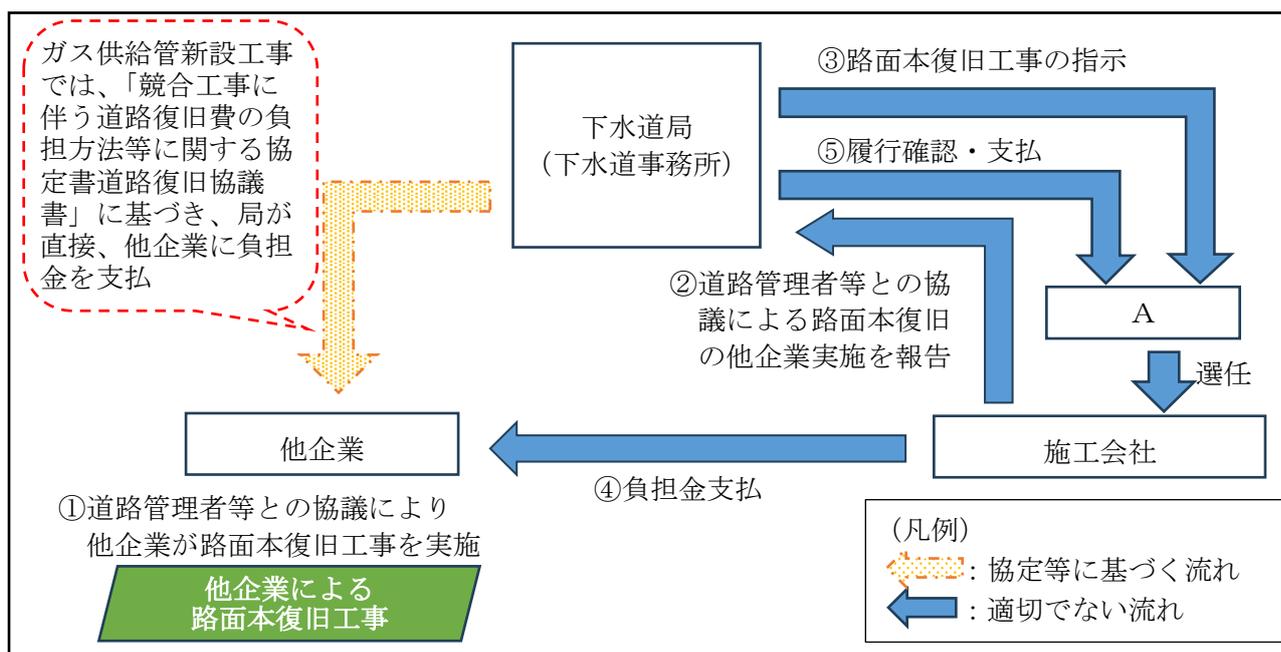
具体的には、局が負担する負担金は、他企業が局負担分として算出した金額であるところ、両所は、負担金相当額となるよう、工種単価と事実と異なる数量を組み合わせた工事内訳書を施工会社に作成させている。

このように、本復旧を実施した他企業に負担金を支払うことを目的に、Aに対し事実と異なる数量に基づく本復旧の施工指示を行うことは、適切でない。

局は、他企業が本復旧工事を行った場合の負担金の他企業への支払について、ガス供給管新設工事の場合と同様に協定等による支払を検討するなど適切なルール作りをし、他企業への負担金支払を適切に行われたい。

（下水道局）

(図1) 路面本復旧工事の関係図



イ 施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払うべきもの

表2 項番1及び項番2の工事はいずれも、表2のとおり、工事の施工後に施行通知書を作成し、施工を指示していることが認められた。また、令和5年度に工事が完了しているにもかかわらず、令和6年度の管きよ維持補修工事として、施行通知書により施工を指示し代金を支払っていることが認められた。

しかしながら両所は、施工前に協定や契約により施工を依頼すべきであり、既に施工が完了した工事について、事後に施工を依頼していることは、適切でない。また、令和5年度に完了した工事について、令和6年度予算から代金を支払っていることも、適切でない。

両所は、施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払われたい。

(下水道局)

ウ 道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう指導すべきもの

表2 項番3の工事は、豪雨により人孔周囲の隆起が見られたことから、人孔の緊急補修を行った工事である。

この工事は、令和6年7月8日に施行通知書により施工指示がなされ、同日昼間に補修工事が実施されている。この際、横断歩道の白線の一部を復旧するに当たり、この日は仮の貼付式白線の施工となったため、翌々日の7月10日に改めて溶融式の白線を施工している。

ところで、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項及び第78条第1項では、道路において、工事又は作業をしようとする者等は、当該行為に係る場所を管轄し交

通の管理を行う警察署長（以下「所轄警察署長」という。）へ、工事等を行う場所や期間、方法等を申請し、道路使用の許可を受けなければならないとしている。

このため、仕様書には「維持補修工事を行う場合、所轄警察署から「道路使用許可証」を取得し、その条件を遵守する」とあるにもかかわらず、この7月10日の工事について、道路使用許可証を取得していない状況となっていた。

また、仕様書では、「受注者は、平成30年度東京都公安委員会告示第130号で指定された区間で業務を行う場合は、有資格者（注）を適切に配置する」こととされており、施工場所は、一般国道15号（第一京浜）の泉岳寺そばであることからこの区間に該当する。しかしながら、有資格者の交通誘導警備員の配置について確認したところ、監査日（令和7年1月14日）現在、中部下水道事務所が改めて施工会社に問い合わせた結果、1日目の7月8日の工事では有資格者の交通誘導警備員を配置していたものの、2日目である7月10日の施工に伴う通行の安全については、作業帯を設けて工事作業員が誘導を行い、通行の安全を確保していたということであったが、有資格者の交通誘導警備員を配置していなかった。

所は、道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう受注者を指導された。

（下水道局）

（注）告示で指定された路線で交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1名以上配置しなければならないこととなっている。

(支出)

(2) モバイルルーターの借上げに当たり需要を調査し使用状況を精査すべきもの

下水道局には約2,500人の職員が在籍しているが、総務部は、職員がテレワーク(注1)により職務に従事する等、執務室外で業務用パソコンを業務用ネットワークに接続する際、モバイルルーター(注2)を介して通信環境を確保することを目的として、表3のとおり、モバイルルーターを990台借り上げる契約を締結している。

表3の契約では、モバイルルーター1台ごとに月額基本料金を支払うことにより、毎月50GBまでのデータ通信が利用でき、データ通信量が50GBを超過すると通信速度が制限されるが、追加料金を支払うことにより、速度制限が解除されることとされている。

これらの契約において、部は、モバイルルーターの個別データ通信量等を一括で確認できるサービスを受託者から提供されているが、部は、このデータを定期的に記録していなかったため、監査日(令和7年2月4日)現在、表4のとおり、令和6年11月分から令和7年1月分までの個別データ通信量しか確認できない状況が認められた。

また、個別データ通信量等を比較できる令和7年1月分の状況については、表4のとおり、借り上げているモバイルルーター990台中、643台のデータ通信量が0であった。

このような契約においては、モバイルルーターの個別データ通信量を把握した上で、大容量の定額プランからより利用状況に即した料金プランへの変更の可否を検討することにより、より経済的に通信環境を確保できる。

部は、料金プラン別にモバイルルーターの所要台数を精査して契約する必要があった。しかしながら、部は、所要台数及び使用状況を確認精査しないまま、表3項番1の契約と同数460台分の借上げについて、契約手続をとっていること(注3)は、適切でない。

部は、モバイルルーターの借上げに当たり、需要を調査し使用状況を精査されたい。

(下水道局)

(注1) パソコン、スマートフォン、インターネットなどの情報通信技術を活用し、勤務先以外で仕事をする柔軟な勤務形態

(注2) コンピュータなどの機器を携帯電話・移動体データ通信網を通じてインターネットに接続することができる小型の通信機器

(注3) 令和7年1月6日付入札公告第6号「インターネット通信サービス(令和7年度)利用(複数単価契約)」(東京都公報特定調達公告版第3168号14ページ)

(表3) 契約の概要

(単位：台、円)

項番	契約件名	契約期間	用途	契約台数	月額基本料金	月額料金
1	インターネット通信サービス(令和4年度)利用(複数単価契約)	令和4.11.16～ 令和7.6.30	本庁職員用(451台) 事務所職員用(9台)	460	2,750	1,265,000
2	インターネット通信サービス(令和5年度)利用(複数単価契約)	令和6.3.1～ 令和8.2.28	事務所職員用(330台)	330	2,750	907,500
3	インターネット通信サービス(令和6年度)利用(複数単価契約)	令和6.4.1～ 令和8.3.31	事務所職員用(91台) その他(109台)	200	3,300	660,000
合計				990		2,832,500

(表4) 契約別・データ通信量別契約台数

(単位：台)

項番	契約件名	利用年月	データ通信量	
			0	0超
1	インターネット通信サービス(令和4年度)利用(複数単価契約)	令和6年11月分		
		令和6年12月分		
		令和7年1月分	282	178
2	インターネット通信サービス(令和5年度)利用(複数単価契約)	令和6年11月分	141	189
		令和6年12月分		
		令和7年1月分	194	136
3	インターネット通信サービス(令和6年度)利用(複数単価契約)	令和6年11月分		
		令和6年12月分	166	34
		令和7年1月分	167	33
令和7年1月分の合計			643	347

(注) 斜線：記録が無い月

1 重点監査事項

「グローバル人材の育成について」

【選定理由】

庁は、グローバル人材育成に向けた取組を推進していくためのガイドラインとして令和4年3月に「東京グローバル人材育成指針」（以下「指針」という。）を定めている。指針においては、東京都におけるグローバル人材育成に係る取組を「4つのTARGET」で体系化し、示している。また、TARGET1（主体性・英語力）を基盤としながら、TARGET2（創造的・論理的思考力）、TARGET3（自己の確立）、TARGET4（多文化共生）を連携させた教育を推進するとしている。

指針に基づき、グローバル人材育成に向けた先進的な取組を推進する都立高等学校及び都立中等教育学校（以下「都立高校等」という。）を20校指定（「Global Education Network 20」。以下「GE-NET 20」という。）している。GE-NET 20を各校の特色を生かした3つのグループに分け、各校において、TARGET1を基盤としながら、TARGET2～4の取組を推進し、SDGs等のグローバルな社会課題に関する外国語科と他教科の教科横断的な取組の研究や、近隣の学校や地域の教育機関等との外国語や国際理解に関する協働的な活動の実施などの先進的な取組を行っている。また、庁は、生徒対象の授業でのオンライン英会話や外部検定試験受験支援を行い、各校における取組の一層の推進を図っている。

また、TARGET1の取組を中心として、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、英語教育を推進する都立高校等を30校指定（「英語教育研究推進校」。以下「推進校」という。）し、ディベートやディスカッション等による英語4技能（「聞く」「読む」「話す」「書く」）の言語活動の充実や、外部検定試験による生徒の4技能別英語力把握に基づく授業改善等に取り組んでいる。

グローバル人材育成の推進に向けたこれらの指定校に係る取組が確実に行われているかについて、確認する必要がある。

以上のことから、グローバル人材の育成事業について重点監査事項に選定し、主にその基盤となる主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成の取組について注目しながら、都立高校等を対象として、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 生徒のオンライン英会話に係る契約は適切に行われ、学校が活用できているか（合規性、有効性）
- ② 外部検定試験による生徒の英語力調査は計画どおりに行われ、生徒の英語力に応じた授業改善等に生かされているか（有効性）
- ③ グローバル人材育成に向けた各校の特色を生かした取組が確実に行われているか（有効性）

【結果の概要】

1 グローバル人材育成について

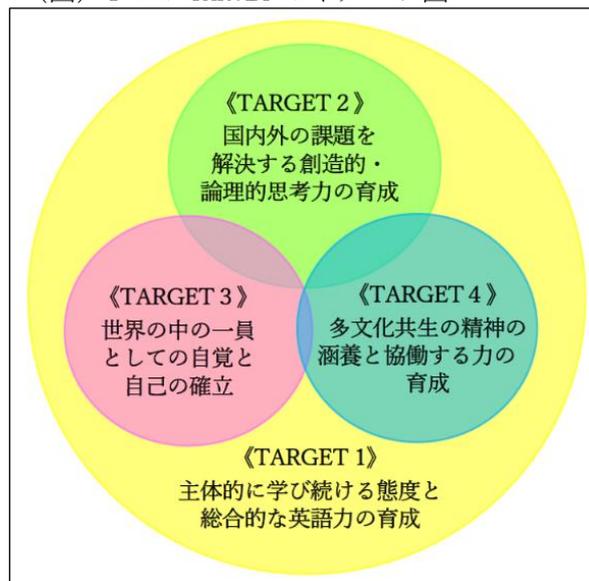
(1) 東京グローバル人材育成指針

庁は、平成 29 年度にこれからのグローバル人材育成に向けた学校教育のあり方を明示する「東京グローバル人材育成計画 '20 (Tokyo Global STAGE '20)」を策定し、ネイティブスピーカーの活用による授業改善や実践的な発話の体験、日本や東京の文化・歴史等を英語で発信できる力の育成、海外留学への支援などの施策に取り組んだ。

また、令和 4 年 3 月に、それまでの英語学習の環境整備や国際交流の機会の充実等を踏まえ、それぞれの学校がグローバル人材育成の視点に立って目標を設定するとともに、これまでに学校教育で行ってきた様々な実践を有機的に結び付け、学校教育全体でグローバル人材育成を推進していくこととし、都立高等学校、都立中等教育学校、都立中学校、都立小学校及び都立特別支援学校（以下「都立学校」という。）だけでなく、都内公立小・中学校にも向けたガイドラインとして指針を定めた。

指針では、図のとおり、育成すべき生徒の資質・能力を 4 つの TARGET にまとめ、それぞれの TARGET に関連する具体的な行動例を示す「行動指標の例」を示した。

(図) 4 つの TARGET のイメージ図



(出典：「東京グローバル人材育成指針」(令和 4 年 3 月))

(2) グローバル人材の育成に関わる学習環境の整備

① グローバル人材の育成に資する学習機会の提供

庁は、英語力の向上等のグローバル人材育成を図る基礎的な取組として、以下のような事業を実施し、都立高校等において活用している。

TARGET1

- ・ JET プログラムによるネイティブ人材を全都立高校等に配置
- ・ TOKYO GLOBAL GATEWAY の運営や島しょ地域への VR プログラムの提供（都立高校等を含む都内の学校が対象） など

TARGET2

- ・ 都立高校等の生徒を海外に派遣し、世界的な課題に関する同年代との議論や視察等を通じて、広い視野や創造的・論理的思考力を獲得する研修等の様々な交流プログラム など

TARGET3

- ・ 海外からの留学生を都立高校等で受け入れ、交流活動を通じて多様な考え方に触れ、自分自身や自国について理解を深める機会を提供 など

TARGET4

- ・ 多様な人々との交流を通じて、多文化共生の精神等を育む国際交流を推進するための「国際交流コンシェルジュ」による支援（都立高校等を含む都内公立学校が対象） など
- そして、これらに加え、更なるグローバル人材育成を図る取組として、都立高校等を対象に、後述する GE-NET 20 と推進校に重点化して次の事業を実施している。
- ・ 授業におけるオンライン英会話事業の推進
 - ・ 外部検定試験を活用した英語授業の改善（GE-NET 20 と推進校を含む 100 校が対象）
 - ・ グローバル人材育成に向けた各校の特色を生かした取組支援（GE-NET 20 が対象）

② オンライン授業に必要な通信環境の整備

庁は、令和元年度より、「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」に基づいた教育のデジタル化を進めている。庁は、自宅学習を含む教育の場で利用するため、生徒に一人 1 台のスマート・スクール端末を用意することを求め、保護者への購入費用支援や、通常の授業における活用に必要な程度の通信回線の確保を、全都立高校等で行っている。

これに加え、授業におけるオンライン英会話事業に取り組む GE-NET 20 及び推進校に対しては、1 クラスの生徒が一斉に海外の講師と一対一のオンラインレッスンをを行うという取組の性質上、統一的な操作環境や安定した通信環境を必要とするため、各校にこの事業専用の 45 台のタブレット端末（以下「端末」という。）と通信回線を整備している。

(3) GE-NET 20 に対する取組

庁は、平成 27 年度に「東京グローバル 10」として、指定した 10 校の先進的な取組を支援する事業を開始した。令和 4 年度には、これを GE-NET 20 として更に発展させ、令和 6 年度までを指定期間として、全都立高校等 191 校の中から、表 1 のとおり、各校の特色によって、指針の 4 つの TARGET のうち 3 つに相当するグループに分けて 20 校を指定した。各校は、TARGET1 の「主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成」を基盤とし、TARGET2～4 の取組を行いながら、指定グループの TARGET に応じた取組を重点的に実施している。

また、庁は、各校が独自に行う外部講師による講演、生徒の語学力の養成や世界の中での自己の確立に資する海外研修、スピーチコンテスト等への参加など、各校の特色を生かしたグローバル人材育成の取組が実現できるよう、GE-NET 20 に対して予算措置を行っている。

(表1) GE-NET 20 の指定校

指定都立高校等 20 校 (下線が監査対象校 6 校)	TARGET と取組の例
(学問・探究グループ 10 校) 日比谷・白鷗・深川・ <u>富士</u> ・西・ <u>戸山</u> ・ 大泉・八王子・ <u>武蔵野北</u> 各高等学校、 <u>南</u> <u>多摩中等教育学校</u>	TARGET2 : 国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力の育成 ・ SDGs 等のグローバルな社会課題について外国語科と他教科の教科横断的な取組の研究 他
(対話・理解グループ 7 校) 三田・国際・飛鳥・ <u>小平</u> 各高等学校、小 石川・三鷹・立川国際各中等教育学校	TARGET3 : 世界の中の一員としての自覚と自己の確立 ・ 海外連携校の生徒との意見交換等、多様な価値観や考え方を受け入れ、自らの考えを広げ深める機会の創出 他
(実地・協働グループ 3 校) 大田桜台・千早・ <u>町田工科</u> 各高等学校	TARGET4 : 多文化共生の精神の ^{かんよう} 涵養と協働する力の育成 ・ 海外の学校や機関等との連携による専門学科(農業・工業・商業等)の学習内容に関する協働的な活動 他

(4) 推進校に対する取組

庁は、平成 28 年度に英語教育推進校として 40 校を指定して支援する事業を開始した。令和 4 年度には、これを英語教育研究推進校と名称変更し、令和 6 年度までを指定期間として、全都立高校等 191 校の中から、表 2 のとおり 30 校を指定している。推進校は、生徒が外国語を用いて主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の養成や、英語 4 技能の統合的な言語活動を充実させる取組を行っている。

(表 2) 推進校の指定校

指定都立高校等 30 校 (下線が監査対象校 3 校)
江北・青山・竹早・上野・両国・城東・小松川・小岩・杉並・ <u>調布北</u> ・狛江・小山台・田園調布・駒場・目黒・ <u>新宿</u> ・町田・成瀬・松が谷・日野台・翔陽・立川・昭和・国立・ <u>小金井北</u> ・保谷・多摩科学技術・福生・国分寺各高等学校、桜修館中等教育学校

2 オンライン英会話事業の推進

(1) 事業の概要

庁は、平成 28 年度、東京グローバル 10 及び英語教育推進校指定校 40 校のうち 12 校を対象とし、オンライン英会話学習を導入した。以降、対象校を順次拡大しており、令和 6 年度は全都立高校等を対象としながら、GE-NET 20 及び推進校においては取組内容を重点化している。

オンライン英会話事業は、生徒が海外のネイティブスピーカーと一対一で英語により会話し、4 技能のうち特に「聞く」「話す」技能と、主体的なコミュニケーション能力を実践的に身につけるものである。これを学校の授業において行う「学校におけるオンライン英会話」、自宅学習として行う「在

宅によるオンライン英会話」及びこれらのための端末や通信環境の整備、ヘルプデスクによるサポートなどを対象校とその生徒に提供する委託契約を、総合評価方式により締結している。

令和6年度における、都立高校等に対するオンライン英会話のレッスン提供回数は表3のとおりであり、GE-NET 20及び推進校において重点的に実施している。

(表3) オンライン英会話レッスンの学校種別提供回数(年間、生徒1人当たり平均)

学校種別	学校におけるオンライン英会話	在宅によるオンライン英会話(注)
GE-NET 20	20回	10回
推進校	10回	5回
その他の都立高校等	—	5回

(注) GE-NET 20及び推進校においては、希望する学校での実施

(2) 事業の実施状況

オンライン英会話事業について、各校の特色や生徒の英語力に合わせた効果的な活用が図られているか、各校のカリキュラムに沿って柔軟なレッスンの提供が行われているかなどを、各校が作成した実施計画書及び実施報告書、担当教員への聞き取りなどにより確認したところ、次のような取組が行われていた。

(学校におけるオンライン英会話)

- ・ 生徒一人一人の英語力に合わせられるよう、受託事業者が作成した複数のレベルのテキストが提供されているほか、学校が作成したテキストを使用するなどの各校の指導計画に合わせた対応を行っている。
- ・ 同日同時刻に5クラス分の重複があった場合にも対応できるよう、必要な人数のネイティブスピーカーを受託事業者に確保させている。
- ・ 一連のレッスンの初回と最終回に生徒一人一人に対してアセスメントテストを行い、事業効果の計測や日常的な指導に役立てるためのフィードバックを各校に対して行っている。

(在宅によるオンライン英会話)

- ・ 生徒がシステムからレッスンの空き状況を確認し、予約登録することができるなど、在宅によるオンライン英会話において生徒の積極的な受講を支援する体制を構築している。

(各校における特色ある取組例)

- ・ 生徒全員が自ら設定した課題について研究し、3年生は研究成果の英語によるポスター発表と口頭発表の取組を行っている学校において、発表や質疑応答の練習を行い、評価やアドバイス・講評などを得る場としてオンライン英会話を活用している。(富士高等学校)

オンライン英会話による一対一の英会話レッスンと、JET-ALTを交えたグループワーク等による集団的な指導や、各校独自の多様な取組を組み合わせることにより、TARGET1の「主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成」を主に図りつつも、TARGET2の目指す課題解決や、TARGET3の目指す多

様な価値観との共存など、複数の目標に向けた指導が行われていることが確認できた。

また、令和6年度において、学校におけるオンライン英会話の初回（概ね5月～6月）と最終回（概ね12月～3月）に行うアセスメントテストの結果、初回よりも最終回の方がCEFR-J（注）レベルの傾向が高く、一定の事業効果が認められた。加えて、生徒を対象としたアンケートの結果からも、初回から最終回にかけて、英会話に対する生徒の自信が高まっていることがうかがわれた。

なお、GE-NET 20及び推進校の計50校のうち、在宅によるオンライン英会話を実施している8校全てについて確認したところ、各校に割り振られた受講枠に対する生徒の利用率について、高い方では90%に近い学校があった一方、低い方では20%に満たない学校があるなど、学校間で利用状況に差異が見られた。部や各校は、効果的な事業推進に向けて、受講率の向上に努力するとしている。

（注）欧州共通言語参照枠（CEFR）をベースに、日本の英語教育での利用を目的に構築された、英語能力の到達度指標

（3）オンライン英会話事業に係る業務委託

庁は、令和6年度のオンライン英会話事業について、1万3,210名の生徒（GE-NET 20が4,560名、推進校が8,650名）を対象としたレッスンを実現するため、講師の確保とレッスンの運営、テキスト作成、端末や通信機器の配備、ヘルプデスクの設置等の業務を目的として、表4の委託契約を締結している。

これについて確認したところ、契約の仕様内容に不備があったことから、別項指摘事項のとおり改善を求めた。

（表4）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度都立高校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託（指定校及び推進校）（注）	令和6.4.1～令和7.3.31	605,169,400

（注）令和6年度都立高校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託（指定校及び推進校以外の都立高校等）は、契約金額が2億3,101万3,200円

3 外部検定試験を活用した英語授業の改善

（1）生徒の英語力判定調査事業

庁は、平成28年度から、東京グローバル10及び英語教育推進校を対象として、生徒に対する4技能の英語力判定調査事業を開始した。

その後、対象を順次拡大しており、令和6年度においては、GE-NET 20及び推進校を含めた100校が対象となっている。

この事業は、生徒の総合的な英語力及び技能別の力を把握し、オンライン英会話や授業等による英語指導の効果を測り、指導の改善及び明確な目標設定に役立てるため、英語4技能を測定する外部検定試験の受験に係る費用を各校に補助するものである。

各校は、これを受け、指導方針に合致する試験種別を学年ごとに選定し、結果を生徒の英語力の把握や授業の改善に活用している。

(2) 英語授業の改善等の状況

この事業に関して、重点監査事項対象校9校において、学校が策定する計画のとおり実施されているか、受験成績が授業内容の改善に活用されているか等について、各校が作成した実施計画書及び実施報告書、担当教員への聞き取り等により確認した。

この結果、生徒一人一人の英語4技能についての詳細な評価結果が学校にフィードバックされており、各校において、これを受けた担当教員が生徒の英語力の経年変化等に基づいた授業改善を行うなどの取組を行っていた。

4 グローバル人材育成に向けた各校の特色を生かした取組支援

(1) 各校の取組状況

重点監査事項対象校9校において、庁の支援を受けた各校の特色を生かした様々な取組が効率的かつ効果的に行われているか等について、担当教員への聞き取りや各校が作成した実施報告書等により確認したところ、各校において表5の例のような特色ある取組が見られた。

(表5) 各校の特色ある取組

グループ	各校の取組事例
GE-NET 20 学問・探究 グループ (TARGET2)	海外修学旅行、宿泊研修、高大連携による探究活動、東京都英語プレゼンテーションコンテスト参加等といった様々な活動と、オンライン英会話による学習や外部検定試験による評価を組み合わせ、学校の目指すグローバル人材の育成に取り組んでいる。(武蔵野北高等学校)
GE-NET 20 対話・理解 グループ (TARGET3)	授業とは別に、英語以外の講座(令和5年度はスペイン語、令和6年度は中国語)を校内で行っており、言語だけではなく、各国の風土や文化なども併せて学んでいる。また、海外からの交換留学生を積極的に受け入れ、異文化理解の醸成を図っている。(小平高等学校)
GE-NET 20 実地・協働 グループ (TARGET4)	「町工グローバルITエンジニア育成プログラム」として、IoT・AI・ビッグデータの時代に対応したITエンジニアの育成を目的に、IT業界を取り巻く状況、国際理解、国際支援、経済活動、企業活動など、幅広い知識と技術を身につけるため、国内での企業見学や海外スタディツアーによる体験活動を行っている。(町田工科高等学校)
推進校 (TARGET1)	オーストラリアへの語学研修旅行を行い、現地高校生との交流や、現地語学学校での授業、ホストファミリーとのコミュニケーション等に取り組み、生きた英語力を育成している。(調布北高等学校)

(2) 各校を支援する庁の取組

令和6年度においては、各校の特色を生かしたグローバル人材育成の取組の支援や、海外の大学への進学を希望する生徒に対する支援など、GE-NET 20 及び推進校の生徒を支援する取組を表6の委託契約を活用しつつ実施している。

これらの取組について見たところ、海外大学への進学に興味がある生徒を対象に、進学への道筋を紹介する学校への出張講座や、出願に向けた外部検定試験・エッセイ対策を指導する集合講座など、興味段階に合わせた幅広い支援を行っていることが確認でき、監査した限りにおいて指摘事項等は見受けられなかった。

(表6) 監査対象とした契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度グローバル人材育成に係る海外大学等進学支援業務委託	令和6.4.1～令和7.3.31	16,500,000
Global Education Network 20 (GE-NET20) 成果報告動画作成等委託	令和6.6.24～令和7.1.31	7,029,000

5 他の都立学校への展開

GE-NET 20 は、その取組の成果を他の都立学校に発信することにより、都立学校全体のグローバル人材育成の取組の充実に資することを役割としており、各校において年間1回の成果報告を行い、こうした取組について全都立学校に向けて発信している。また、推進校においても、各校において年1回程度、授業公開や成果発表会などにより、広く都立学校に向けた取組の成果報告を行っている。

各都立学校は、こうした機会を活用して先進的な取組について情報収集し、英語授業や課外学習の改善等に取り組んでいる。

【監査委員からの所見】

以上、庁は、グローバル人材の育成に向け、基盤となる英語力向上については、オンライン英会話事業や外部検定試験を活用した英語授業の改善等を行うとともに、生徒の思考力育成や世界の一員たる自己の確立、多文化共生精神の涵養^{かんよう}については、各校の特色ある取組の支援等を行い、その裾野拡大に取り組んでいる。

今後、庁は、学校間で利用状況に差異の見られる在宅によるオンライン英会話の受講促進を図ることなどにより、事業の効果的な実施に向け努力する必要がある。また、適切なタイミングでこれまでの事業を振り返り、その成果を都民に示すとともに、客観的な評価に基づいて必要な事業の改善充実を行うなど、グローバル人材の育成に引き続き取り組んでいくことが期待される。

2 指摘事項等

[指摘事項]

(重点監査事項) (歳出)

(1) 契約方法を検討するとともに仕様内容を十分精査すべきもの

グローバル人材育成部は、「使える英語力の育成」を目指して、英語の4技能のうち特に「聞く」「話す」を中心に、個々の生徒の実践的なコミュニケーション能力の伸長を図ることを補助することを目的として、総合評価方式により締結した表1の契約を活用し、都立学校のうち Global Education Network 20 (以下「GE-NET 20」という。) 20校及び英語教育研究推進校 (以下「推進校」という。) 30校を対象として、オンラインでの英会話レッスン (以下「オンライン英会話」という。) を提供している。

この契約について見たところ、以下の状況が認められた。

ア 契約期間開始後、オンライン英会話の履行が開始する前の準備期間において、受託者が各校との協議を経てレッスン計画を作成する過程で、表2のとおり、仕様に指定された実施回数に満たない履行になることが見込まれる状況にあったにも関わらず、部は、契約内容の変更に係る受託者との協議を行っていないことが認められた。

このことに関して、仕様では、オンライン英会話の実施回数について、表2のとおり、「平均20回」「最大10校」といったあいまいな言葉を用いることにより、明確に指示数量を指定しておらず、履行前に把握した実施規模に沿って契約内容の変更を行おうとしても、変更契約金額が算出できない状況にあった。

イ 仕様では、表3のとおり、オンライン英会話に使用する専用タブレット端末 (以下「端末」という。) を各校に配備し、端末が全損又は紛失した場合には、台数の制限なく、無償で1台当たり最低1回の交換等の対応をすることを求めている。その一方、各校において、端末は専用の鍵付き保管庫に保管し、教職員の監督下でオンライン英会話にのみ使用し、使用後は保管庫に戻す運用を行っていることから、全損及び紛失のリスクは少なく、実際に、令和5年度及び令和6年度に全損事故及び紛失事故は発生していない。

これにより、仕様の記載と利用実態にかい離があり、入札参加事業者にとって入札額の算定がしづらい状況となっていた。

総価契約の締結に当たっては、十分な調査を行うなどにより仕様を精査し、入札における公平な競争の確保や契約変更への対応ができるよう、具体的に実施内容を指示して契約すべきところ、部がこれを十分に行っていないことは適切でない。

なお、契約期間終了時点においては、在宅オンライン英会話の受講者数が想定よりも少なかったことなどにより、履行前の把握状況よりも更に実施規模が少ない状況にあった。

部は、複数単価契約など、より実施規模に即した支出が可能な契約方法を検討するとともに、契約前に仕様内容を十分精査されたい。

(教育庁)

(表 1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和 6 年度都立高校等におけるオンライン英会話事業に係る業務委託（指定校及び推進校）	令和 6. 4. 1～ 令和 7. 3. 31	605, 169, 400

(表 2) 仕様と準備期間に把握した状況との相違点

	仕様における実施回数等	準備期間に把握した実施回数等
学校におけるオンライン英会話	GE-NET 20 の 20 校は年間平均 20 回 推進校の 30 校は年間平均 10 回	GE-NET 20 のうち 1 校は 9 回、3 校は 10 回、16 校は 20 回 推進校のうち 1 校は 4 回、29 校は 10 回
在宅オンライン英会話	GE-NET 20 から最大 10 校の生徒に対して実施 推進校から最大 15 校の生徒に対して実施	GE-NET 20 は 5 校、推進校は 3 校のみ実施
通信環境の確保	各校に Wi-Fi 機器及びインターネット回線を配備する	対象の 50 校のうち 7 校に配備しない

(表 3) 端末の配備に関する仕様内容（抜粋）

項目	仕様内容
端末の配備	1 校 45 台（教員用端末を含む。）×50 校＋予備機
運用・保守	端末の故障および紛失の際は無償対応すること。故障に関しては回数の制限なく対応すること。 なお、端末の全損及び紛失については 1 台当たり最低 1 回の保障とする。 端末の故障の際、翌営業日までに設定済みの代替機を発送すること。

(歳入)

(2) 過払い給与返納金等の滞納整理事務について

人事部は、教職員給与システムによる給与等の支給、返納等の事務に関して、「教職員給与システムガイドブック」(令和6年10月改正。以下「ガイドブック」という。)を定めて周知するなど、各校への支援を行っている。各校は、職員の給与等に過誤払いが発生した場合には、ガイドブックに従い、返納の請求や債権管理を行っている。

そこで、各校における過誤払い給与等の債権管理の状況や、部による支援・指導の状況を見たところ、次のとおり問題点が認められた。

ア 教職員の給与の過払い等に係る返納金について適正に債権管理を行うべきもの

ガイドブックでは、給与取扱者が納付書により返納金を受領する際は、該当職員に返納金を請求する意思決定を行い、返納金と引き換えに、給与取扱者発行の「領収書」を交付し、コピーをとる等して、領収書の控えを保管することとしている。

また、職員が返還に応じない場合、口頭による督促経過の記録を添付した給与返還請求の意思決定をした上で、ガイドブックに定められた督促状の様式にて督促を行うこととし、送付した記録が残るよう、特定記録郵便等にて送付し、文面や記録等を必ず保管することとしている。

さらに、督促したにも関わらず、返還に応じない場合、配達証明付き内容証明郵便により、催告を行い、過払い給与等債権管理台帳(以下「債権管理台帳」という。)に、交渉経過等を時系列で継続的かつ適正に記録することとしている。

ところで、六郷工科高等学校及び南葛飾高等学校における債権管理状況を見たところ、表4のとおり、文書による督促を行う際に意思決定を行っていないなどの適正でない事例が認められた。

督促や債務者による一部納付により、時効が更新されるなど、滞納整理に係る事務には法的な効力を有するものもあるため、その意思決定を適正に行い、根拠書類を残し、債権管理台帳へ記録することは、適正に債権管理を行う上で必要である。

両校は、教職員の給与の過払い等に係る返納金について適正に債権管理を行われたい。

部は学校の債権管理について、適切に指導されたい。

(教育庁)

(表4) 適正でない債権管理状況

校名	適正でない状況
六郷工科高等学校	<p>債務者1名への対応において次の状況が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書による督促を行う際、意思決定を行うべきところ、意思決定を行わずに発出している。 ・ 督促状を送付したとしているが、学校独自の様式により送付しており、債権発生日や指定返納期限、返納方法等の督促状の要件となる記載がない。 ・ 催告書を送付する際、学校独自の様式により送付しており、強制執行等の法的措置の手続に関する記載がない。 ・ 督促状や催告書を送付した記録が残っていない事例や、債権管理台帳へ記載された日付と送付した文書の日付に齟齬が生じている事例がある。 ・ 令和7年3月に債務者が学校へ、一部、現金を持参したとするメモがあるが、領収書を発行していない。
南葛飾高等学校	<p>債務者1名への対応において次の状況が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理台帳を作成しているが、一部納付や分納計画の変更等の重要な動きがあったにもかかわらず、令和4.10.27の記録を最後に、監査日(令和7.5.1)現在まで更新を行っていない。

イ ガイドブックの記載を見直すとともに給与返納事務を適切に行うべきもの

ガイドブックを確認したところ、督促状の送付について、表5のとおり、「返還請求に応じない場合」の対応として記載されているが、「分割返納」の項目では記載されていないため、分割納付している場合は、督促状の送付は不要と誤認されるおそれがある。

しかしながら、都の過払い給与等返納金債権については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項により、納入の通知をした際に示した納期限までに全額納付されない場合には督促しなければならないとされている。そのため、学校は、分割納付の約束や実行がされているか否かにかかわらず、当初に設定した納期限を超過したことをもって督促状を送付する必要がある。

ところで、紅葉川高等学校の給与返納事務について見たところ、分割納付中の債務者に対して督促状の送付を行っていない事例が認められた。このことについて、学校は、債務者は返納計画から遅滞することなく分割納付中であるため、督促状の送付は不要と誤認していたとしている。こうしたことから、部は、各校が督促状の送付について誤認しないよう、ガイドブックの記載を見直す必要がある。

学校は、給与返納事務を適切に行われたい。

部は、ガイドブックの記載を見直すとともに、各校に対し、適切な事務処理を行うよう指導されたい。

(教育庁)

(表5) ガイドブックでの督促状に係る記載(抜粋)

項目	督促状に係る記載内容
第18章 給与返納事務処理	
18-3 分割返納	(記載無し)
18-4 返還請求に応じない場合	口頭で督促しても返還に応じない場合、文書により督促
18-5 返納処理の流れ	
2 口頭による返還請求	金額等を説明し、理由を聴取の上、請求を継続しても返還に応じない場合、文書による督促に移行

(歳出)

(3) 映像記録を消去したことを証する書面の提出を求めるよう契約の仕様を改めるべきもの

都立学校教育部は、都立足立特別支援学校の児童・生徒の通学に必要なスクールバスの運行を目的として、表6の契約について仕様を作成し、契約締結事務は東部学校経営支援センターが行っている。

本契約におけるスクールバス車両の仕様を確認したところ、児童・生徒等の乗車中の車内の映像を記録するため、車内全体が写るようにドライブレコーダー1台を設置することとし、映像記録は記録日から5運行日までの間、受託者が保管して、校長の求めがあった場合、速やかに提出することとされている。そして、保管期間終了後、受託者は速やかに映像記録を消去することとし、映像の上書きによる消去も可としている。

ところで、都は、「個人情報の取扱いの委託を行う場合の措置等（令和5年12月20日公表版）」を定め、都以外の者に個人情報の取扱いを行わせる際に仕様書等に盛り込むべき事項として、受託者が個人情報を消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書を都に提出しなければならないことが示されている。また、東京都教育委員会個人情報取扱事務要綱（平成17年9月22日付17教総総第1009号）第7・4によれば、個人情報を取り扱う事務を委託するときは、契約書等に当該委託の趣旨、目的に応じて、個人情報の廃棄、消去等の完了報告義務を記載するものとしている。

そこで、映像記録を消去した旨の証明書等の提出について仕様書等を確認したところ、提出が義務付けられていなかった。また、実際にも、部は受託者にそのことを証する書面の提出を求めているとしている。

しかし、児童・生徒等の乗車中の映像記録を受託者が保管することは安全対策上必要であるとしても、その保管期間は明確に定められていることから、その映像記録を消去したことを証する書面を求めていることは、適正でない。

部は、映像記録を消去したことを証する書面の提出を求めるよう、仕様を改めるとともに、本契約においても同様の取扱いを行うよう東部学校経営支援センターと調整されたい。

(教育庁)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
都立足立特別支援学校の旅客自動車による運送（足立地区）	令和6.11.1～ 令和12.3.31	99,137,500

(財産)

(4) 自動販売機事業者の公募に係る手続を適切に行うべきもの

各校においては、生徒及び教職員の福利厚生の一環として、自動販売機事業者を公募したうえで、教育財産の使用許可により校内に飲料等の自動販売機を設置している。

町田工科高等学校において、公募手続について見たところ、表7のとおり、公募の際に各事業者へ送付した「仕様書」という文書において、自動販売機横だけでなく各教室に飲料空き容器の回収箱を設置したうえで、当該自動販売機で購入された飲料の空き容器だけでなく、当該自動販売機以外の飲料空き容器（以下「その他の空き容器」という。）をも回収するよう求めていることが認められた。

自動販売機で販売された飲料の空き容器であれば、自動販売機事業者の事業活動に伴って排出された廃棄物であるため、自動販売機事業者が処理責任を負う。これに対して、学校内で排出されたその他の空き容器は、学校の事業活動に伴うものであり、学校が処理責任を負うことになる。

教室に容器回収箱を設置すれば、自動販売機横に設置した場合よりもその他の空き容器が投入される可能性が高まると考えられる。学校が、教室への容器回収箱の設置や、その内容物の集積所からの回収を自動販売機事業者に求めることは、自動販売機事業者に責任のない過度な負担を課すものであり、適切でない。

学校は、各教室の飲料空き容器回収箱を撤去させたいと、自動販売機事業者の公募に係る手続を適切に行われたい。

都立学校教育部は、本件許可よりも後に、各校に対して「都立学校における自動販売機の設置希望に関する使用者の選定について（依頼）」（令和6年8月9日付6教学高第1148号）を送付し、自動販売機事業者の責務において回収すべき空き容器は自動販売機で販売されたものであることなどを周知しているところであるが、自動販売機事業者の公募等に係る手続が適正に行われるよう、より一層各校を指導されたい。

(教育庁)

(表7) 自動販売機事業者の公募に際して学校が付した条件

公募の条件のうち空き容器の回収に関する部分（要約）	使用許可期間
<ul style="list-style-type: none">自動販売機設置場所のほか、各教室に2個の容器回収箱を設置すること。教室からゴミ集積所までは生徒が空き容器を搬出する。容器回収の際には、生徒が学校外から持ち込んだもの等、設置自動販売機以外で購入された容器も併せて回収すること。	令和5.4.1～ 令和8.3.31

[意見・要望事項]

(財産)

(1) 委託成果物の自由な使用が確保できる契約方法について

都立学校教育部は、表8のとおり、都立農業高等学校仮設校舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査を公益財団法人東京都教育支援機構（以下「機構」という。）に委託している。

この契約は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第99条第1項に基づき国府関連遺跡に関する発掘調査を行い、報告書を令和8年度に刊行するまでの3年度にわたる発掘調査計画の初年度（令和6年度）として、機構を特命して契約したものである。

ところで、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号財務局長決定）第3条では、都以外の者が都との契約に基づいて作成する著作物について、都に著作権が移転する旨を約した場合に限り、都が著作権を取得するものと定められている。

そこで、この契約について見たところ、本調査で得られた成果について、図面、写真等を添付の上、業務報告書として提出することを求めているが、こうした成果物に係る著作権を都に移転することの定めがなかった。このため、都は、これらの成果物を今後、使用、改変等をする場合、著作権に係る制約を受け、自由に利用することができなくなる可能性がある。

このことについて部は、本委託に係る業務報告書は、本調査の結果に関する報告書ではなく、調査に係る準備や遺物等の水洗いなどを行う一次整理の業務について、委託者である都に報告するものであり、著作物としての創作性は認められず、著作権の発生する著作物には当たらないとしている。

しかしながら、本委託は数年に及ぶ調査の一部を成し、最終的な調査結果の報告書を刊行する予定であることを踏まえると、上記のような利用に係る制約を回避するためには、著作物として著作権の帰属が争いになる場合にも備え、委託契約により作成された成果物を都が自由に使用できる状況を確保することが必要である。

部は、委託の内容に応じて、成果物を自由に使用できる契約方法を検討することが望まれる。

(教育庁)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和6年度都立農業高等学校仮設校舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査委託	令和6.5.25～ 令和7.3.31	143,000,000

(その他)

(2) 部活動に係る外部指導者への研修について

東京都教育委員会は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、学校における教職員の負担軽減を図るため、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和5年3月東京都）」を作成している。これにより、地域の道場で指導している有段者や、学校の卒業生などを、部活動において専門的な技術指導に加え大会引率等ができる外部指導者として積極的に配置するなどにより、教職員の負担軽減を踏まえた地域との協働体制を整備することとしている。

外部指導者については、「青少年を育てる課外活動支援事業」（以下「支援事業」という。）を指導部が実施し、学校の希望に基づいて外部指導者を決定のうえ、謝礼金の予算を各校へ配付している（以下「支援事業委嘱指導者」という。）ほか、都立学校教育部が配付し、校長に編成権のある自律経営推進予算により、学校が個別に外部指導者を委嘱している場合もある（以下「学校委嘱指導者」という。）。

このことから、学校によっては、支援事業委嘱指導者と学校委嘱指導者が併存し、表9の職務について部活動顧問等と連携・協力しながら生徒を指導している。

ところで、指導部は、部活動の適切な運営及び事故の未然防止等を徹底する必要があることから、表10の委託契約により、外部指導者等用の研修動画を作成している。そのうえで、各校の支援事業委嘱指導者に対して、30分程度、学校で研修動画による研修を受講するように求め、研修時間に対する報償費の支払を行うよう学校へ通知している。しかしながら、学校委嘱指導者に対しては、学校が個別に委嘱していることから、結果として同研修が行われていない状況が認められた。

学校委嘱指導者は支援事業委嘱指導者と同様に部活動について生徒の指導を行っており、表11のとおり、委託契約で作成した動画は重大事故防止や健康面での留意事項など部活動の指導において基本的かつ重要な内容であることから、動画を活用し、学校委嘱指導者においても研修を受講させることが望ましい。

都立学校教育部及び指導部は、連携し、部活動の適切な運営及び事故の未然防止等を徹底するため、外部指導者の研修方法を検討することが望まれる。

(教育庁)

(表9) 外部指導者の委嘱概要

対象	委嘱期間	職務
全ての部活動	委嘱した日から当該年度の3月31日まで	<p>校長及び東京都教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実技指導 ・ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導 ・ 用具・施設の点検 ・ 事故が発生した場合の現場対応 ・ その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

(表10) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	委託内容
令和6年度部活動指導員等研修実施に係る業務委託	令和6.4.1～ 令和6.12.27	4,392,300	<p>部活動指導員及び部活動指導者研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講記録の回答フォーム作成 ・ 受講確認及び集計 ・ 研修教材・資料の作成

(表11) 委託により作成した研修動画の概要

研修動画の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方 ・ 部活動の在り方に関する方針 ・ 体罰・不適切な行為の防止 ・ 部活動における重大事故防止に向けた安全対策 ・ 部活動中における健康面での留意事項 ・ 各競技における重大事故防止のためのガイドライン

東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

令和6年度の各会計の歳入歳出決算を補完する資料として作成される東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び18特別会計）及びその基となる「局別会計別財務諸表」に対し、公営企業会計のみを所管する2局（交通局及び下水道局）を除く全28局において監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和7年7月31日及び同年8月1日
- ② 東京都財務諸表 令和7年8月20日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調書」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）
 - ウ 減価償却計算に関する確認（抽出による）
- (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、退職給与引当金及び賞与引当金等について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の確認
 - 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を確認

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点において東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、財務諸表間の整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について見たところ、表のとおり、監査対象とした28局中12局で問題点が認められた。公有財産の計上誤りが7局で882億円、建設仮勘定の計上誤りが2局で174億円、債権の計上誤りが3局で18億円となっていた。

(表) 監査日において認められた問題点

区分	金額 (百万円)	対象局
公有財産	88,279	子供政策連携室、デジタルサービス局、都市整備局、福祉局、産業労働局、港湾局、東京消防庁
建設仮勘定	17,497	福祉局、産業労働局
債権	1,802	総務局、生活文化スポーツ局、福祉局
物品	94	デジタルサービス局、福祉局、建設局
収入未済等	15	福祉局、産業労働局、教育庁、警視庁

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産や物品の登載漏れ、過大登載等については、歳入歳出決算附属書類に誤りがあることが判明したことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

各局においては、財務諸表をより正確に作成するため、適切な事務処理を徹底されたい。

卷末別表

(別表1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	令和7年5月13日から26日まで	—
2	子供政策連携室	令和7年5月15日から23日まで	—
3	総務局 (注1)	令和7年5月8日から19日まで	—
4	財務局	令和7年4月11日から18日まで	令和7年6月5日及び6日
5	デジタルサービス局	令和7年5月8日から14日まで	—
6	主税局	令和7年2月4日から3月7日まで	令和7年6月12日及び13日
7	生活文化局 (注2)	—	令和7年6月12日及び13日
	旧 生活文化スポーツ局	令和7年1月7日から29日まで	—
8	都民安全総合対策本部 (注3)	—	令和7年6月12日及び13日
	旧 生活文化スポーツ局	令和7年1月7日から29日まで	—
9	スポーツ推進本部 (注4)	—	令和7年6月10日及び11日
	旧 生活文化スポーツ局	令和7年1月7日から29日まで	—
10	都市整備局	令和7年4月4日から25日まで	令和7年6月9日及び10日
11	住宅政策本部	令和7年4月4日から25日まで	令和7年6月9日及び10日
12	環境局	令和7年1月23日から2月3日まで	令和7年6月5日及び6日
13	福祉局	令和7年5月7日から28日まで	—
14	保健医療局 (注1)	令和7年5月7日から28日まで	—
15	産業労働局	令和7年5月7日から23日まで	—
16	中央卸売市場	令和7年1月7日から27日まで	令和7年6月12日及び13日
17	スタートアップ戦略推進本部 (注5)	令和7年5月20日から27日まで	—
18	建設局	令和7年2月5日から3月7日まで	令和7年6月9日及び10日
19	港湾局	令和7年4月4日から23日まで	令和7年6月9日及び10日
20	会計管理局	令和7年6月3日から6日まで	—
21	東京消防庁	令和7年1月10日から29日まで	令和7年6月9日及び10日
22	交通局	令和7年4月7日から22日まで	—
23	水道局	令和7年1月9日から2月12日まで	令和7年6月5日及び6日
24	下水道局	令和7年1月8日から2月4日まで	令和7年6月9日及び10日
25	教育庁 (注1)	令和7年4月10日から5月27日まで	—
26	警視庁	令和7年4月7日から16日まで	令和7年6月5日及び6日
27	選挙管理委員会事務局	令和7年5月12日及び14日	—
28	人事委員会事務局	令和7年6月5日	—
29	監査事務局	令和7年6月6日	—
30	労働委員会事務局	令和7年5月9日	—
31	収用委員会事務局	令和7年5月13日	—

No	局	実地監査	補足監査
32	議会局	令和7年5月19日及び20日	—

(注1) 小笠原支庁管内の事業所は、令和7年2月12日から17日まで（補足監査は、令和7年6月12日及び13日）、三宅支庁管内の事業所は、令和7年4月21日から5月7日まで実査を行った。

(注2) 令和7年4月1日付け組織改正により生活文化スポーツ局が生活文化局に名称変更された。

(注3) 令和7年4月1日付け組織改正により生活文化スポーツ局の事業の一部を移管し設置された。

(注4) 令和7年4月1日付け組織改正により生活文化スポーツ局及び政策企画局の事業の一部を移管し設置された。

(注5) 令和7年4月1日付け組織改正によりスタートアップ・国際金融都市戦略室及び政策企画局の事業の一部を移管し設置された。

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所	
1	政策企画局	総務部、政策部、戦略広報部、計画調整部、外務部	5	
2	子供政策連携室	総合推進部、企画調整部	2	
3	総務局	総務部、復興支援対策部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	8 三宅支庁、小笠原支庁	2
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4	
5	デジタルサービス局	総務部、デジタル戦略部、DX協働事業部、デジタルサービス推進部、デジタル基盤部	5	
6	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5 港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、都税総合事務センター	14
生活文化局				
7	旧 生活文化スポーツ局	総務部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	5 消費生活総合センター、計量検定所	2
都民安全総合対策本部				
8	旧 生活文化スポーツ局	都民安全推進部	1	
スポーツ推進本部				
9	旧 生活文化スポーツ局	スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部、スポーツ施設部	3	
10	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、多摩まちづくり政策部、基地対策部	7 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩建築指導事務所	4
11	住宅政策本部	住宅企画部、民間住宅部、都営住宅経営部	3 東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所	2
12	環境局	総務部、気候変動対策部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5 多摩環境事務所	1
13	福祉局	総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、子供・子育て支援部、高齢者施策推進部、障害者施策推進部	7 西多摩福祉事務所、萩山実務学校、誠明学園、女性相談支援センター、児童相談センター、立川・江東・八王子・足立・北・多摩・練馬各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城北分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター	19

No.	局	本庁の部	事業所		
14	保健医療局	総務部、企画部、保健政策部、医療政策部、都立病院支援部、健康安全部、感染症対策部	7	西多摩・多摩府中・島しょ各保健所、島しょ保健所三宅・島しょ保健所小笠原各出張所、広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、健康安全研究センター	10
15	産業労働局	総務部、商工部、金融部、産業・エネルギー政策部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7	皮革技術センター、皮革技術センター台東支所、農業振興事務所（区部・西多摩・南多摩・北多摩各農業改良普及センターを含む。）、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、労働相談情報センター、労働相談情報センター青山事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター大田校、城東職業能力開発センター、城東職業能力開発センター江戸川校、城東職業能力開発センター台東分校、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター府中校、東京障害者職業能力開発校	22
16	中央卸売市場	管理部、事業部	2	豊洲・食肉・大田・豊島・淀橋・板橋・葛西各市場	7
17	スタートアップ戦略推進本部	戦略推進部、プロモーション推進部	2		
18	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	16
19	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5	東京港管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所	4
20	会計管理局	管理部	1		
21	東京消防庁 (注1)	企画調整部、安全推進部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	9	<u>装備部</u> 装備工場、 <u>装備部</u> 航空隊、 <u>消防学校</u> 、麻布・麴町・ <u>日本橋</u> ・荏原・ <u>田園調布</u> ・ <u>世田谷</u> ・牛込・ <u>野方</u> ・ <u>滝野川</u> ・ <u>王子</u> ・ <u>光が丘</u> ・ <u>足立</u> ・ <u>浅草</u> ・ <u>城東</u> ・ <u>本所</u> ・小平・ <u>狛江</u> ・ <u>日野</u> ・ <u>多摩</u> 各消防署	22
22	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7	都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島・清澄各乗務管理所、荒川電車営業所、総合指令所、小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川各自動車営業所、早稲田自動車営業所青梅支所、大島車両検修場、電気総合管理所、新宿線・大江戸線各電気管理所、発電事務所、地下鉄改良工事事務所、馬込・木場各保線管理所	22

(注1) 各消防署等の監査については、下線を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所	
23	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、港・目黒・練馬・北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、八王子・あきる野各給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、羽村取水管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・三園各浄水場、東部・西部各建設事務所	26
24	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部	8 中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川・小菅・葛西各水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ・新河岸・浮間各水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所、北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター	24
25	教育庁（注2）	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、グローバル人材育成部、人事部、福利厚生部	7 多摩教育事務所、三宅・小笠原各出張所、東部・ <u>中部</u> ・ <u>西部</u> 各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、新島・足立工科・ <u>芦花</u> ・総合工科・ <u>葛飾総合</u> ・ <u>本所工科</u> ・足立・ <u>桜町</u> ・ <u>町田工科</u> ・野津田・ <u>南葛飾</u> ・ <u>葛飾野</u> ・ <u>大山</u> ・板橋有徳・小平・ <u>紅葉川</u> ・江東商業・ <u>北園</u> ・ <u>小金井北</u> ・小平南・科学技術・ <u>練馬</u> ・第四商業・ <u>武蔵野北</u> ・武蔵・ <u>第三商業</u> ・六本木・ <u>調布北</u> ・ <u>小平西</u> ・ <u>浅草</u> ・竹台・ <u>富士</u> ・荻窪・ <u>拝島</u> ・ <u>六郷工科</u> ・美原・ <u>新宿</u> ・千歳丘・ <u>羽村</u> ・ <u>戸山</u> ・文京・ <u>農業</u> ・府中・ <u>府中西</u> ・ <u>府中東</u> 各高等学校、武蔵高等学校附属・ <u>富士高等学校附属</u> 各中学校、 <u>南多摩中等教育学校</u> 、 <u>足立</u> ・八王子・田園調布・清瀬・王子・ <u>墨東</u> ・小平・八王子東・ <u>大泉</u> ・石神井・七生各特別支援学校、久我山青光・ <u>立川</u> ・武蔵台・多摩桜の丘各学園	72
26	警視庁（注3）	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 築地・赤坂・品川・ <u>田園調布</u> ・成城・代々木・ <u>新宿</u> ・戸塚・駒込・上野・南千住・ <u>荒川</u> ・深川・ <u>亀有</u> ・ <u>小岩</u> ・昭島・ <u>立川</u> ・小金井・東村山・ <u>武蔵野</u> ・高尾・町田・ <u>多摩中央</u> ・ <u>高島平</u> 各警察署	24
27	選挙管理委員会事務局		1	
28	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2	
29	監査事務局		1	

(注2) 各学校等の監査については、下線を会場として集合監査を実施した。

(注3) 各警察署の監査については、下線を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部		事業所	
30	労働委員会 事務局		1		
31	収用委員会 事務局		1		
32	議会局	管理部、議事部、調査部	3		

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
交通局	株式会社はとバス
水道局	東京水道株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

(別表3) 局別指摘事項等一覧

局	No.	重点	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	頁
子供政策連携室	1		その他	※「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について	26
総務局	2		契約 (仕様・積算)	交通誘導員を適正に配置させるとともに道路除草委託契約の積算を適切に行うべきもの	32
	3		契約 (その他)	委託契約について書面による協議を適正に行うべきもの	33
デジタルサービス局	4	○	補助金等	※各報告書における事業の実施内容の表記について	47
	5		契約 (履行確認)	契約変更手続及び完了検査を適正に行うべきもの	49
	6		契約 (仕様・積算)	研修会実施委託における講師の選定・確保の手続について見直すべきもの	51
主税局	7	○	都税	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	57
	8	○	都税	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	59
	9	○	都税	(小規模住宅用地の認定について) 建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	60
	10	○	都税	(小規模住宅用地の認定について) 併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	62
	11	○	都税	駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行うべきもの	64
	12	○	都税	同一画地の認定を適正に行うべきもの	65
	13	○	都税	未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	66
	14	○	都税	増築に係る課税を適正に行うべきもの	67
	15	○	都税	※シェアリングポートに係る方針について	68
生活文化局	16		債権管理	債権の管理を効果的かつ効率的に行うべきもの	69
	17		契約 (仕様・積算)	業務の実施に必要な延べ人員数等を見積もるなどして妥当な契約目途額を定めるべきもの	71
都市整備局	18	○	その他	(首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について) ※区市町村の事前復興の取組支援について	81
	19	○	その他	(首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について) ※都市の事前復興に係る効率的・効果的な普及啓発について	84

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
環境局	20	○	その他	掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成すべきもの	99
福祉局	21	○	契約 (仕様・積算)	仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定めるべきもの	113
	22	○	契約 (その他)	分割交付ごとの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行うべきもの	115
	23	○	会計処理 (歳出)	資金前渡による支出手続を適正に行うべきもの	117
	24	○	補助金等	補助要綱に基づき事業効果等を公表させるべきもの	119
	25	○	補助金等	(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について) 補助事業者に対して速やかに報告書の提出を求めるべきもの	121
	26	○	補助金等	(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について) 適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定めるべきもの	121
	27		債権管理	債権管理を適正に行うべきもの	123
	28		契約 (仕様・積算)	モルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行うべきもの	125
	29		会計処理 (歳出)	経費の支出を適正に行うべきもの	126
	30		契約 (履行確認)	委託契約の仕様書に定める提出書類を適時に受領し、履行確認を適切に行うべきもの	128
	31		物品管理	生活困窮者自立支援事業業務委託契約に係る物品管理事務手続を適切に行うべきもの	130
保健医療局	32	○	その他	地域医療ネットワーク等の参加状況を確認し、未参加の病院を参加させるべきもの	138
	33		債権管理	授業料に係る債権の管理を適切かつ効果的に行うべきもの	140
	34		契約 (仕様・積算)	業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	142
産業労働局	35		債権管理	授業料に係る滞納債権の催告を行うべきもの	153
	36		契約 (その他)	消防用設備の不良箇所を速やかに改善するべきもの	154
	37		契約 (履行確認)	清掃業務について仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行うべきもの	156

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
中央卸売市場	38	○	財産管理	市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行うべきもの	162
	39	○	財産管理	※未利用施設の公募について	164
建設局	40	○	システム	(道路通報システムの運用について) 投稿者に対し対応状況等を速やかに回答すべきもの	180
	41	○	システム	(道路通報システムの運用について) マニュアルの整備・充実を図るべきもの	183
港湾局	42	○	その他	空港消防車の定期点検を確実に実施するよう組織的に取り組むべきもの	195
	43		契約 (その他)	鉄道橋遊歩道化工事に係る工事変更手続を適正に行うべきもの	197
交通局	44	○	財産管理	土地の管理を適正に行うべきもの	211
	45		契約 (仕様・積算)	委託業務の資格要件の確認を適切に行うべきもの	212
	46		契約 (仕様・積算)	仕様内容を適切に定めるとともに予定価格を適正に定めるべきもの	213
	47		契約 (その他)	複数の工事契約をまとめることにより適切に契約手続を行うべきもの	215
	48		財産管理	資産備品等の管理を適切に行うべきもの	217
	49		その他	駅係員に対し返金の適切な手順を研修等により指導すべきもの	220
	50	○	財産管理	(資産の利活用に係る募集の状況について) ※駐車場の運営について	221
	51	○	財産管理	(資産の利活用に係る募集の状況について) (構内営業について) ※専門店舗について	222
52	○	財産管理	(資産の利活用に係る募集の状況について) (構内営業について) ※催事店舗について	224	
水道局	53		契約 (履行確認)	草刈等作業委託契約に係る作業指示及び完了検査を適正に行うとともに、受託者及び会社を指導すべきもの	235
	54		契約 (その他)	単価契約工事に係る検査を適正に行うとともに、会社に対して適切に指導すべきもの	237
	55		情報管理	水道料金・下水道料金減額申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行うべきもの	239
下水道局	56	○	会計処理 (歳出)	(管きょ維持補修工事契約について) 他企業が行う路面本復旧工事に伴う路面復旧負担金について 他企業への支払を適切に行うべきもの	248
	57	○	契約 (履行確認)	(管きょ維持補修工事契約について) 施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払うべきもの	250

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
下水道局	58	○	契約 (履行確認)	(管きょ維持補修工事契約について) 道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう指導すべきもの	250
	59		契約 (仕様・積算)	モバイルルーターの借上げに当たり需要を調査し使用状況を精査すべきもの	252
教育庁	60	○	契約 (その他)	契約方法を検討するとともに仕様内容を十分精査すべきもの	263
	61		債権管理	(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) 教職員の給与の過払い等に係る返納金について適正に債権管理を行うべきもの	265
	62		債権管理	(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) ガイドブックの記載を見直すとともに給与返納事務を適切に行うべきもの	267
	63		契約 (仕様・積算)	映像記録を消去したことを証する書面の提出を求めるよう契約の仕様を改めるべきもの	268
	64		財産管理	自動販売機事業者の公募に係る手続を適切に行うべきもの	269
	65		財産管理	※委託成果物の自由な使用が確保できる契約方法について	270
	66		その他	※部活動に係る外部指導者への研修について	271

(別表4) 区分別指摘事項等一覧

【債権管理】

No.	重点	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	局	頁
16		債権の管理を効果的かつ効率的に行うべきもの	生活文化局	69
27		債権管理を適正に行うべきもの	福祉局	123
33		授業料に係る債権の管理を適切かつ効果的に行うべきもの	保健医療局	140
35		授業料に係る滞納債権の催告を行うべきもの	産業労働局	153
61		(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) 教職員の給与の過払い等に係る返納金について適正に債権管理を行うべきもの	教育庁	265
62		(過払い給与返納金等の滞納整理事務について) ガイドブックの記載を見直すとともに給与返納事務を適切に行うべきもの	教育庁	267

【都税】

No.	重点	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	局	頁
7	○	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	主税局	57
8	○	(小規模住宅用地の認定について) 駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	主税局	59
9	○	(小規模住宅用地の認定について) 建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	主税局	60
10	○	(小規模住宅用地の認定について) 併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの	主税局	62
11	○	駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行うべきもの	主税局	64
12	○	同一画地の認定を適正に行うべきもの	主税局	65
13	○	未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	主税局	66
14	○	増築に係る課税を適正に行うべきもの	主税局	67
15	○	※シェアリングポートに係る方針について	主税局	68

【契約（仕様・積算）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
2		交通誘導員を適正に配置させるとともに道路除草委託契約の積算を適切に行うべきもの	総務局	32
6		研修会実施委託における講師の選定・確保の手続について見直すべきもの	デジタルサービス局	51
17		業務の実施に必要な延べ人員数等を見積もるなどして妥当な契約目途額を定めるべきもの	生活文化局	71
21	○	仕様書の委託業務内容を契約期間に応じて定めるべきもの	福祉局	113
28		モルタル補修工事等に係る契約手続を適正に行うべきもの	福祉局	125
34		業務委託契約に係る仕様書の作成を適正に行うべきもの	保健医療局	142
45		委託業務の資格要件の確認を適切に行うべきもの	交通局	212
46		仕様内容を適切に定めるとともに予定価格を適正に定めるべきもの	交通局	213
59		モバイルルーターの借上げに当たり需要を調査し使用状況を精査すべきもの	下水道局	252
63		映像記録を消去したことを証する書面の提出を求めるよう契約の仕様を改めるべきもの	教育庁	268

【契約（履行確認）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
5		契約変更手続及び完了検査を適正に行うべきもの	デジタルサービス局	49
30		委託契約の仕様書に定める提出書類を適時に受領し、履行確認を適切に行うべきもの	福祉局	128
37		清掃業務について仕様書に基づく履行確認及び契約変更を適正に行うべきもの	産業労働局	156
53		草刈等作業委託契約に係る作業指示及び完了検査を適正に行うとともに、受託者及び会社を指導すべきもの	水道局	235
57	○	（管きょ維持補修工事契約について） 施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払うべきもの	下水道局	250
58	○	（管きょ維持補修工事契約について） 道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう指導すべきもの	下水道局	250

【契約（その他）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
3		委託契約について書面による協議を適正に行うべきもの	総務局	33
22	○	分割交付ごとの執行計画及び執行状況を確認した上で概算払を適正に行うべきもの	福祉局	115
36		消防用設備の不良箇所を速やかに改善するべきもの	産業労働局	154
43		鉄道橋遊歩道化工事に係る工事変更手続を適正に行うべきもの	港湾局	197
47		複数の工事契約をまとめることにより適切に契約手続を行うべきもの	交通局	215
54		単価契約工事に係る検査を適正に行うとともに、会社に対して適切に指導すべきもの	水道局	237
60	○	契約方法を検討するとともに仕様内容を十分精査すべきもの	教育庁	263

【会計処理（歳出）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
23	○	資金前渡による支出手続を適正に行うべきもの	福祉局	117
29		経費の支出を適正に行うべきもの	福祉局	126
56	○	（管きょ維持補修工事契約について） 他企業が行う路面本復旧工事に伴う路面復旧負担金について他企業への支払を適切に行うべきもの	下水道局	248

【補助金等】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
4	○	※各報告書における事業の実施内容の表記について	デジタルサービス局	47
24	○	補助要綱に基づき事業効果等を公表させるべきもの	福祉局	119
25	○	（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について） 補助事業者に対して速やかに報告書の提出を求めるべきもの	福祉局	121
26	○	（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について） 適切な時期に報告書の提出を求めるよう、委託契約における業務内容を定めるべきもの	福祉局	121

【財産管理】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
38	○	市場施設の返還等に係る例外的な取扱いの承認を行う場合の意思決定手続を適正に行うべきもの	中央卸売市場	162
39	○	※未利用施設の公募について	中央卸売市場	164
44	○	土地の管理を適正に行うべきもの	交通局	211
48		資産備品等の管理を適切に行うべきもの	交通局	217
50	○	（資産の利活用に係る募集の状況について） ※駐車場の運営について	交通局	221
51	○	（資産の利活用に係る募集の状況について） （構内営業について） ※専門店舗について	交通局	222
52	○	（資産の利活用に係る募集の状況について） （構内営業について） ※催事店舗について	交通局	224
64		自動販売機事業者の公募に係る手続を適切に行うべきもの	教育庁	269
65		※委託成果物の自由な使用が確保できる契約方法について	教育庁	270

【物品管理】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
31		生活困窮者自立支援事業業務委託契約に係る物品管理事務手続を適切に行うべきもの	福祉局	130

【情報管理】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
55		水道料金・下水道料金減額申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行うべきもの	水道局	239

【システム】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
40	○	（道路通報システムの運用について） 投稿者に対し対応状況等を速やかに回答すべきもの	建設局	180
41	○	（道路通報システムの運用について） マニュアルの整備・充実を図るべきもの	建設局	183

【その他】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
1		※「こどもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について	子供政策連携室	26
18	○	（首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について） ※区市町村の事前復興の取組支援について	都市整備局	81
19	○	（首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について） ※都市の事前復興に係る効率的・効果的な普及啓発について	都市整備局	84
20	○	掲載するURL等について十分に確認を行った上で、パンフレットを作成すべきもの	環境局	99
32	○	地域医療ネットワーク等の参加状況を確認し、未参加の病院を参加させるべきもの	保健医療局	138
42	○	空港消防車の定期点検を確実に実施するよう組織的に取り組むべきもの	港湾局	195
49		駅係員に対し返金の適切な手順を研修等により指導すべきもの	交通局	220
66		※部活動に係る外部指導者への研修について	教育庁	271

(別表5) 指摘事項等の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和6年 合計件数
					うち重点 監査事項	
歳入 (収入)	会計処理(歳入)					
	債権管理	6		6		4
	都税	8	1	9	9	1
	歳入(その他)					3
歳出 (支出)	契約(仕様・積算)	10		10	1	11
	契約(履行確認)	6		6	2	1
	契約(その他)	7		7	2	28
	会計処理(歳出)	3		3	2	2
	補助金等	3	1	4	4	1
財産	財産管理	4	5	9	6	2
	物品管理	1		1		
その他	情報管理	1		1		
	システム	2		2	2	
	その他	4	4	8	5	10
合計		55	11	66	33	63

令和7年度
登録第6号

令和7年定例監査報告書（令和6年度執行分）

令和7年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03（5321）1111（代）
都庁内線 55－531
03（5320）7017（直通）
URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

印刷

（インクについての記載はここに表示 ※枠線はナシ）

リサイクル適正
マーク表示

古紙配合率
表示

